

付 議 第 1 号

第3期高知県教育振興基本計画の第2次改訂に関する議案

第3期高知県教育振興基本計画を別添のとおり第2次改訂することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) 教育行政の基本方針を決定すること。

(案)

**第3期高知県教育振興基本計画
(第2次改訂版)**

令和4年3月
高知県教育委員会

第3期高知県教育振興基本計画の第2次改訂にあたって

令和2年度からスタートした第2期教育等の振興に関する施策の大綱（第2期教育大綱）及び第3期高知県教育振興基本計画（第3期基本計画）においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、デジタル技術を活用した「学校の新しい学習スタイル」の構築、多様な子どもたちの社会的自立に向けた就学前から高等学校までの切れ目のない教育の充実、不登校への重層的な支援体制の強化など5つの柱を中心に取組の強化を図る改訂を行い、コロナ禍にあっても子どもたちが安定した学校生活を送ることができるよう、117の事業を積極的に推進してまいりました。

令和3年度においても続くコロナ禍の影響や、社会の在り方が劇的に変化する Society5.0 時代の到来など、急激に変化する時代においても子どもたちが知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を身につけ、持続可能な社会の創り手となることができるよう、知事と教育委員会とが協議を重ね、令和4年3月に第2期教育大綱が改訂されました。この第2次改訂を踏まえ、事業の実施計画等を加えたうえで、第3期基本計画についても改訂を行ったところです。

今回の改訂では、「質の高い教育の実現に向けた組織的な取組強化」、「デジタル技術を活用した学習スタイルの充実等」、「多様な子どもたちへの支援の充実」、「不登校への重層的な支援体制の強化」、「学校における働き方改革の加速化」、「学びをつなげる環境教育の推進」、「グローバルな視点での教育の推進」の7つのポイントを中心として取組の強化を図っていくこととしています。

特に、「質の高い教育の実現に向けた組織的な取組強化」に関しては、令和4年4月から小学校高学年を対象に教科担任制を導入し、義務教育9年間を見通した指導体制を構築するとともに、中学校においては全学年で35人学級を導入することにしています。1人1台タブレット端末などのデジタル技術も効果的に活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて授業改善を図ってまいります。

また、コロナ禍により経済情勢が厳しさを増す中、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るために、多様な子どもたちの社会的自立に向けた就学前から高等学校までの切れ目のない教育を充実させてまいります。具体的には厳しい環境にある子どもたちを支援につなげ、社会で自立できる進路に導いていけるよう、学校内の支援体制を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーと市町村児童福祉部署との連携強化などに取り組んでまいります。

県教育委員会としては、引き続き教育大綱や基本計画に基づく施策を着実に実施し、基本理念の実現につなげていくため、各学校や市町村教育委員会と緊密に連携し、また、保護者や地域の皆様にご理解をいただきながら、本県のさらなる教育振興に取り組んでまいります。

令和4年3月 高知県教育委員会

第3期高知県教育振興基本計画（第2次改訂版） 目次

第1章 第3期高知県教育振興基本計画の策定について	1
1 第3期計画の位置付け	
2 第3期計画の期間	
3 第3期計画の進捗管理	
第2章 高知県の教育等の現状と課題	2
1 第2期高知県教育振興基本計画（H28～R元年度）に基づく取組の成果・課題	
（1）第3期高知県教育振興基本計画の概要	
（2）基本目標の達成状況	
（3）5つの取組の方向性に基づく主な施策の分析・評価	
2 子どもたちの知・徳・体の状況について	
（1）知の状況について	
（2）徳の状況について	
（3）体の状況について	
3 社会の状況	
（1）人口減少、少子化、高齢化の進行	
（2）児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合等について	
（3）新型コロナウイルス感染症への対応について	
（4）子どもたちを取り巻く厳しい環境について	
（5）デジタル技術の進展と超スマート社会の到来	
（6）参考：国の主な教育改革の動き	
第3章 基本理念と基本目標	22
1 基本理念 ～目指すべき人間像～	
2 基本目標（知・徳・体）	
第4章 基本方針と喫緊の課題の解決に向けた横断的取組	26
1 概要	
2 各基本方針・横断的取組の概要	
第5章 基本方針ごとの施策	35
基本方針 チーム学校の推進	
- 1 チーム学校の基盤となる組織力の強化	36
- 2 チーム学校の推進による教育の質の向上	44
基本方針 厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実	
- 1 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実	57
- 2 特別支援教育の充実	64
基本方針 デジタル社会に向けた教育の推進	
- 1 先端技術の活用による学びの個別最適化	68
- 2 創造性を育む教育の充実	73
基本方針 地域との連携・協働	
- 1 中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興	76
- 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	79
基本方針 就学前教育の充実	
- 1 就学前教育・保育の質の向上	82
- 2 親育ち支援の充実	85
基本方針 生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保	
- 1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり	87
- 2 児童生徒等の安全・安心の確保	92
横断的取組	
1 不登校への総合的な対応	96
2 学校における働き方改革の推進	102
第6章 事業実施計画	107
1 事業一覧	108
2 事業実施計画	115
参考資料	233

第1章 第3期高知県教育振興基本計画の策定について

1 第3期計画の位置付け

この第3期高知県教育振興基本計画(以下「第3期計画」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めたものです。

第3期計画では、平成28年3月策定の第2期高知県教育振興基本計画に基づく取組の成果や課題、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項の規定に基づき令和2年3月に定められた本県の「第2期教育等の振興に関する施策の大綱」(以下「第2期大綱」という。)の内容等を踏まえて、高知県教育委員会が所管する施策の具体的な事業計画(何を、いつ、誰が、どのような形で実施していくのか)までを定めました。

2 第3期計画の期間

第3期計画の期間は、第2期大綱の期間に合わせて、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

3 第3期計画の進捗管理

第3期計画に掲げた施策の進捗状況等については、第3章の基本目標の達成状況や第5章の施策群ごとの指標を毎年度点検・検証しながら、高知県教育振興基本計画推進会議において協議、確認を行います。

なお、第3期計画に定める施策等については、国の教育改革の動向や施策の進捗状況等を勘案し、適宜、見直しを行います。

第2章 高知県の教育等の現状と課題

1 第2期高知県教育振興基本計画（H28～R元年度）に基づく取組の成果・課題

（1）第2期高知県教育振興基本計画の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正により平成27年度から設けられた高知県総合教育会議において、本県の教育課題の解決に向けた真に有効な対策を打ち出すため、知事と教育委員会が議論を積み重ねたうえで、平成28年3月に「教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「第1期大綱」という。）が策定されました。県教育委員会では、この第1期大綱の内容を踏まえるとともに、「教育振興基本計画検討委員会」において教育関係者等のご意見をお聞きしたうえで、より具体的な事業計画等を盛り込んだ「第2期高知県教育振興基本計画」（以下「第2期計画」という。）を平成28年3月に策定しました。

この第2期計画については、毎年度、PDCAサイクルによる進捗状況のチェックを行うとともに国の教育改革の動向等も勘案して見直しを行うこととしており、平成28年度から令和元年度までの4年間、3度の改訂により施策の充実・強化を図りながら、基本理念の実現に向けて取組を推進してきました。

第2期高知県教育振興基本計画（H28～R元年度）

基本理念 ～目指すべき人間像～

- ・学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち
- ・郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

基本目標

< 知の分野 >

- ・小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる
- ・高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる
- ・高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする

< 徳の分野 >

- ・生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する
- ・全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る

< 体の分野 >

- ・小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる

5つの取組の方向性

チーム学校の構築

厳しい環境にある子どもたちへの支援

地域との連携・協働

就学前教育の充実

生涯学び続ける環境づくり

(2) 基本目標の達成状況

第2期計画（H28～R元年度）の基本目標の状況は以下のとおりです。

基本目標の結果（R2.3月時点）

< 知の分野 >

- ・小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる
 - ▶R元年度全国学力・学習状況調査結果（数値は全国平均正答率との差）
小学校：国+0.2 算+1.7 中学校：国-2.0 数-1.7 英-3.6
- ・高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる
 - ▶学力定着把握検査結果（R元年度3年生4月）：24.2%
- ・高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする
 - ▶H30年度卒業生に占める進路未定者の割合：5.5%

< 徳の分野 >

- ・生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する
 - ▶H30年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（ ）は全国平均）
1,000人あたりの不登校児童生徒数：小・中20.9人（16.9人）高17.1人（16.3人）
1,000人あたりの暴力行為発生件数：小・中・高10.5件（5.5件）
中途退学率：高1.7%（1.4%）
- ・全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る
 - ▶R元年度全国学力・学習状況調査結果（肯定的な回答をした割合（ ）は全国平均との差）
「自分には、よいところがあると思う」小学校82.7%（+1.5）中学校73.6%（-0.5）
「将来の夢や目標を持っている」小学校84.4%（+0.6）中学校74.3%（+3.8）
「学校のきまり（規則）を守っている」小学校90.7%（-1.6）中学校96.3%（+0.1）

< 体の分野 >

- ・小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる
 - ▶R元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（数値はT得点（全国平均=50）
小学校：男子49.3 女子50.0 中学校：男子49.9 女子48.8

(3)「5つの取組の方向性」に基づく主な施策の分析・評価

第2期計画の主な施策の検証結果の概要を、取組の方向性ごとに以下にまとめます。

チーム学校の構築	
概要	<p>学校の組織力を高めながら、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実等を図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校の目標の実現や課題の解決を図る、「チーム学校の構築」を推進</p>
これまでの主な取組と成果	<p>学校の組織マネジメント力の強化 →各学校の学校経営計画に基づく組織マネジメントに対するアドバイザーの訪問指導等により、検証・改善のサイクルへの理解が進み、学力向上などの成果につながった学校が増加 ・学校経営アドバイザーによる全小・中学校への訪問指導・助言：各校年2回以上 ・学校支援チームによる高等学校への訪問指導・助言（H30～）：35校 年4回以上（管理職対象）</p> <p>学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築 →「教科のタテ持ち」や「教科間連携」を導入した中学校では、日常的なOJTが活性化し、組織的な授業改善の取組が充実。小学校には令和元年度より「メンター制」を導入 ・中学校：学校規模に応じたOJTの仕組み（「教科のタテ持ち」、「教科間連携」等）を全校に導入（R1） ・小学校：経験豊富な教員が助言者として若年教員を指導しながらチームで学び合う「メンター制」を導入（指定校25校）（R1）</p> <p>高等学校における基礎学力の定着に向けた組織的な取組の充実 →学校支援チームによる訪問指導の実施等により、公開授業や研究協議の機会が増加し、授業改善に対する教員の意識が向上 ・学校支援チームによる訪問指導・助言（H30～）：35校 延べ698回訪問（R1） ・学習支援員の配置（進学に重点を置く5校除く、市立含む）：30校 延べ78名（R1）</p> <p>生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築 →校内支援会の実施率やSC等の外部専門家の活用率等も増加しており、支援を要する児童生徒への組織的かつ計画的な支援が充実 ・校内支援会 月1回以上実施率：小85.3% 中87.9% 高72.2%（R1） ・校内支援会における専門家の活用率：小100.0% 中99.1% 高100.0%（R1）</p> <p>体育授業の改善・健康教育の充実 →副読本や指導教材の活用による授業改善や教員の指導力向上に向けた研修会の充実、指導主事による課題校への訪問等の取組により各学校における体育・健康教育の取組が充実 ・健康教育副読本の活用率：小100% 中100% 高100%（R1）</p> <p>特別支援教育の充実 →小・中・高等学校において「個別の指導計画」等を活用した組織的・継続的な支援が充実 ・「個別の指導計画」の作成率：小81.4% 中69.1% 高60.3%（R1）</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな時代に必要となる教育の実現に向けたカリキュラム・マネジメントの充実や、そのためのOJTの充実、教員の働き方改革の推進など、各学校におけるチーム学校としての組織マネジメント力の一層の向上が必要 ・少しでもリスクがあると思われる児童生徒の情報が校内支援会に上がり、早期支援の実施につながる仕組みの充実が必要 ・障害の状態の多様化がみられる中、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上、より早期からの指導・支援の体制づくりが必要

	厳しい環境にある子どもたちへの支援
概要	就学前は保護者の子育て力の向上などを重点的に支援し、就学後は学校をプラットフォームとして小学校から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を講じるなど、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、「 厳しい環境にある子どもたちへの支援 」を徹底

これまでの主な取組と成果	<p>保護者の子育て力向上のための支援の充実</p> <p>→ほぼ全ての園で基本的な生活習慣の定着に向けた取組が行われており、「早寝早起き朝ごはん」を意識して取り組む保護者が増えたと感じている園が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣の重要性に関する保護者の理解促進に向けた取組 保育所・幼稚園等における保護者対象の学習会の開催率：99.3%（R1） 生活リズムカレンダー等を活用した園の取組の実施率：99.7%（R1） <p>保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実</p> <p>→保育所・幼稚園等で保育者や地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを進める多機能型保育支援事業実施園では、民生委員等地域と連携した活動が充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多機能型保育支援事業実施箇所数：H28 2 か所 R1 13 か所 各園で段階を踏んで事業内容の充実を図れるよう、補助要件を3段階に分けて設定（R1） <p>放課後等における学習の場の充実</p> <p>→ほぼ全ての小・中学校区で放課後等の学習支援が実施されるようになり、学力に課題のある児童生徒への個別の支援が充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等学習支援員の配置：小学校 111 校 231 名、中学校 70 校 204 名（R1） ・放課後児童クラブ・放課後子ども教室における学習支援実施率：98.1%（R1） <p>専門人材、専門機関との連携強化</p> <p>→心の教育センターにスクールカウンセラースーパーバイザー等を配置したことにより、さまざまな問題に対し適切に対応し、解決まで寄り添うための機能が充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の教育センターへの高度な専門性を持つ SC・SSW の配置：H28 5 名 H29～R1 7 名 ・心の教育センターの相談支援受理件数（来所・出張・巡回相談）：H27 269 件→R1 413 件 <p>→不登校対策チームの派遣により、各学校における取組状況や課題を迅速かつ適切に把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校出現率の高い学校への訪問、支援（各学校2回以上）：22 校（R1） <p>欠食がみられる子どもへの支援</p> <p>→食事提供活動を行う団体・学校は、徐々にではあるが増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のボランティア等による食事提供活動への支援 食事提供活動を行うボランティアの募集・決定、食材及び食育資料の提供など 食事提供活動の実施状況：H29 3 団体、4 校 R1 8 団体、10 校
--------------	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した活動の充実に向け、多機能型保育支援事業の実施園を拡大していくことが必要 ・不登校児童生徒をはじめ、支援が十分届いていない児童生徒や保護者への支援機能の強化が必要
----	---

	地域との連携・協働
概要	学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みである地域学校協働本部の設置促進や活動の充実など、学校と「 地域との連携・協働 」を積極的に推進

これまでの主な取組と成果	<p>地域との連携・協働の推進</p> <p>→地域学校協働本部やコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度) 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置・導入が着実に進む中、保護者や地域の方が学校のさまざまな活動に参画する割合が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部設置校数：小 168 校、中 98 校、義務 2 校 (R1) ・コミュニティ・スクール導入校数：61 校 (R1) ・放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置率(小学校)：96.3% (R1) <p>地域全体で子どもを見守る体制づくり</p> <p>→地域学校協働本部の活動への民生・児童委員の参画率が増加するとともに、子どもの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」の設置数も着実に増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合：98.4% (R1) ・高知県版地域学校協働本部 (H29～) の設置数：126 校(小 88 校、中 38 校)(R1)
--------------	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・厳しい環境にある子どもたちの見守り体制のさらなる強化が必要 ・子育てに不安や悩みを抱える保護者への支援の充実が必要
----	---

	就学前教育の充実
概要	専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践や、小学校以降の教育への接続を意識した取組の充実・強化など、「 就学前教育の充実 」に向けた取組を推進

これまでの主な取組と成果	<p>保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立</p> <p>→平成 28 年に「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」を策定し、その活用について管理職研修や各園への訪問支援等を通じて周知・啓発を行ってきたことにより、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法に関する保育者の理解が促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインを保育の見直し・改善に活用した園の割合：62.6% (R1) <p>保育者のキャリアステージにあった資質・指導力の強化</p> <p>→キャリアアップ研修の実施等により研修受講者が増加傾向にあり、職責に応じた専門性や実践力の向上に向けた保育者の意識が向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステージ研修の受講園の割合：基礎研修 55.6%、主任・教頭研修 67.0%、所長・園長研修 65.0% (R1) <p>保幼小の円滑な接続の推進</p> <p>→ほとんどの小学校区において、保幼小の円滑な接続を図るためのカリキュラムの作成が完了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続期カリキュラムの作成率：保育所・幼稚園等 94.0%、小学校 100% (R1)
--------------	--

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・指針・要領に沿った指導方法の確立に向けて、各園における組織的・計画的な保育の実践及び改善の取組の継続が必要 ・保幼小の円滑な接続に向け、地域の実態に応じた接続期カリキュラム等の実践・改善が必要 ・親育ち支援の必要性について保育者の理解は進んだが、日常的・継続的な実践は不十分
----	--

	生涯学び続ける環境づくり
概要	社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするため、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、スポーツ等に親しめる環境を整備

これまでの主な取組と成果	<p>新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実</p> <p>→オーテピア高知図書館は、県民の「知りたい、学びたい」に応える情報拠点として、多くの方が利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーテピア開館後の状況（R1 累計）：来館者数 1,775,834 人、個人貸出数 1,780,360 冊 <p>南海トラフ地震等の災害や事故等に備えた取組の推進</p> <p>→県立学校施設の構造体の耐震化については、平成 30 年度で全て完了。平成 28 年度から取り組んだブロック塀の改修は令和元年度に完了。体育館（避難所）の非構造部材の耐震対策は、令和元年度から工事が本格化し概ね計画どおり進捗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の耐震対策 <ul style="list-style-type: none"> ブロック塀の改修：対象 36 校 H28～R1：36 校完了 体育館の天井材等の落下防止及びガラス飛散防止対策：対象 40 校 H28～R1：17 校完了 <p>県立学校の振興の推進（中山間地域の小規模校の学習環境の充実）</p> <p>→中山間地域の小規模高等学校において遠隔教育システムの活用が進んできており、実施した補習等は受講した生徒からも好評</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校間をつないだ遠隔教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> 教育課程に位置付けた教科・科目の授業や補習、県内外の学校との生徒交流、教員研修での活用（7 校） ・教育センターを配信拠点とした遠隔教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域の小規模高等学校における遠隔教育システムの活用：全 10 校で活用（R1） 各校のニーズに応じて進学補習講座等を実施 <p>教育の情報化の推進</p> <p>→県立学校及び市町村（小・中学校）に統合型校務支援システムを導入し、教員の働き方改革の推進に加え、小・中・高の校種間でのデータ連携など児童生徒の個別指導に活用できる基盤システムを構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合型校務支援システムの導入状況 <ul style="list-style-type: none"> 県立学校：H29 全校導入完了 市町村（小・中学校）：R1 26 市町村に導入（R2 全市町村に導入）
	課題

2 子どもたちの知・徳・体の状況について

(1) 知の状況について

小・中学校の学力の状況について

小・中学校の学力の状況は、全国学力・学習状況調査が始まった平成19年度から改善傾向にあります。

小学校は、近年、国語の知識・技能の定着に伸び悩みがみられましたが、令和3年度の調査結果では改善し、引き続き全国上位を維持しています。

中学校は国語・数学とも改善傾向にあり、令和3年度の調査結果では全国平均まであと一歩まで近付いています。英語については他の科目より全国平均との差がやや大きく、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能の活動を関連付けた授業改善が必要です。

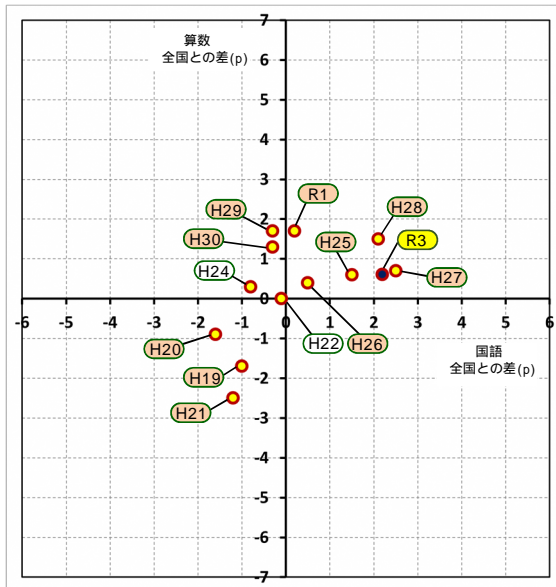
全国学力・学習状況調査結果(H19～R3年度)

本県と全国の平均正答率の差

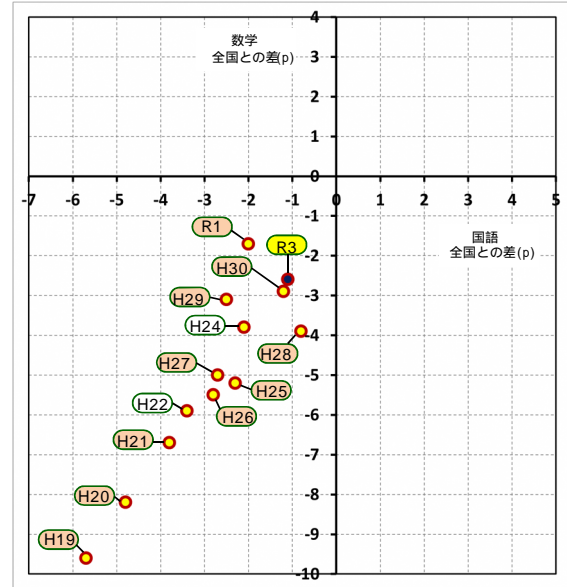
知の測定指標

小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す
中学校の学力は全国平均以上に引き上げる

小学校(第6学年)

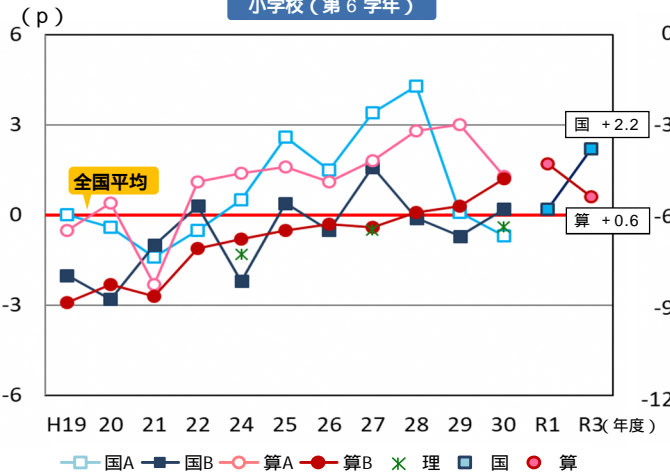


中学校(第3学年)

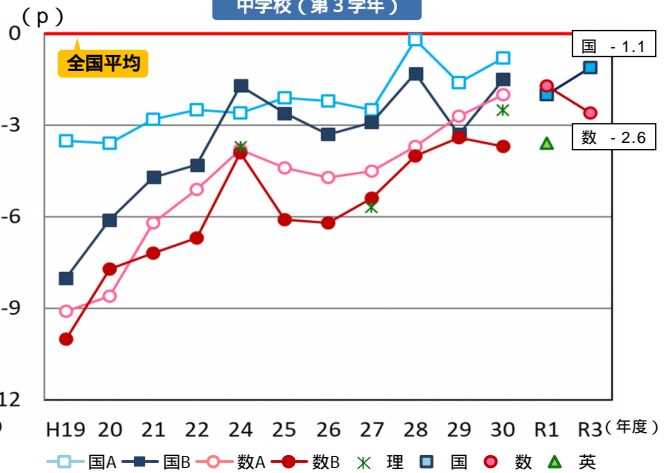


本県と全国の平均正答率の差(教科、問題別)

小学校(第6学年)



中学校(第3学年)



平成22～24年度は抽出調査、平成23年度は東日本大震災の影響により、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全国調査未実施
令和元年度からは、A問題(主として「知識」に関する問題)とB問題(主として「活用」に関する問題)を一体的に問う調査に変更

高等学校の学力について

公立高等学校の学力の状況は、学力定着把握検査の結果のうち、進学に重点を置く学校を除く 29 校のものをみると、学習内容が十分に定着しておらず、進学や就職の際に困難が生じることが予測される生徒の割合（以下、「D3層の生徒の割合」という。）は、令和3年度2年生1月実施で19.1%となっており、前年度より増加しました。

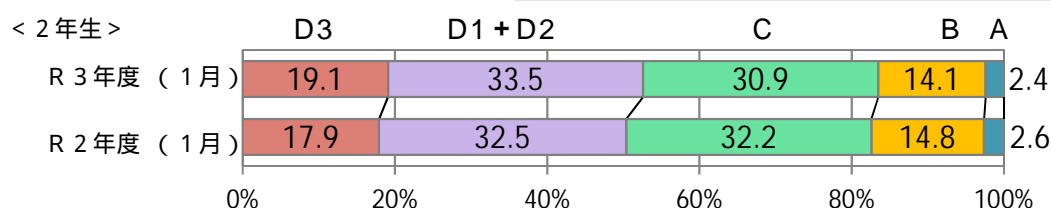
令和3年度2年生（R2年度入学生）の傾向を教科別にみると、国語と英語については、高校での学習範囲の出題の割合が増加する2年生6月にD3層の生徒の割合が増加し、その後、2年生1月には国語で引き続きその割合が増加していますが、英語では減少しています。また、数学はほぼ例年どおりの動きとなっています。

学力定着把握検査結果

2年生1月の3教科総合の結果

知の測定指標

高校2年生の1月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を10%以下とする

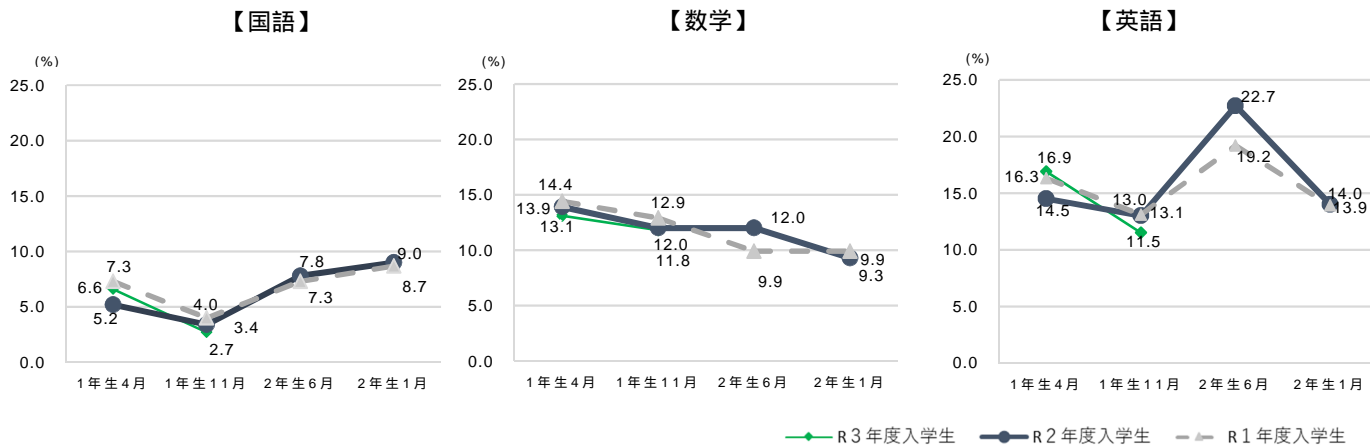


数値は学力定着把握検査（29校）の結果（その他7校では別検査を実施）
評価尺度である学習到達ゾーンの内容は下表のとおり

学力定着把握検査 の評価尺度

学習到達ゾーン	進路選択肢	
	進 学	就 職
A	国立大合格レベル	上場企業などの大手の就職筆記試験や公務員試験に対応できるレベル
B	公立大学等合格レベル	
C	私大・短大・専門学校の一入試に対応可能なレベル	就職筆記試験における平均的評価レベル
D	上級学校に進学することはできるが、授業についていけず、苦勞する学生が多い	就職試験に必要な最低限のラインはクリアしているが、仕事をすうえで支障が出ることが多い（D1・D2） 筆記試験が課される企業では不合格になることが多い（D3）

教科別にみたD3層の占める割合の推移（2年生）



県高等学校課調査（国の「高校生のための学びの基礎診断」の認定を受けた測定ツールを活用）
R2年度より、1回目調査を4月から6月に変更

公立高等学校卒業者の進路の状況については、進路未定で卒業する生徒の割合は減少傾向にあり、平成 25 年度の 11.0%から令和 2 年度は 4.6%と半減しています。

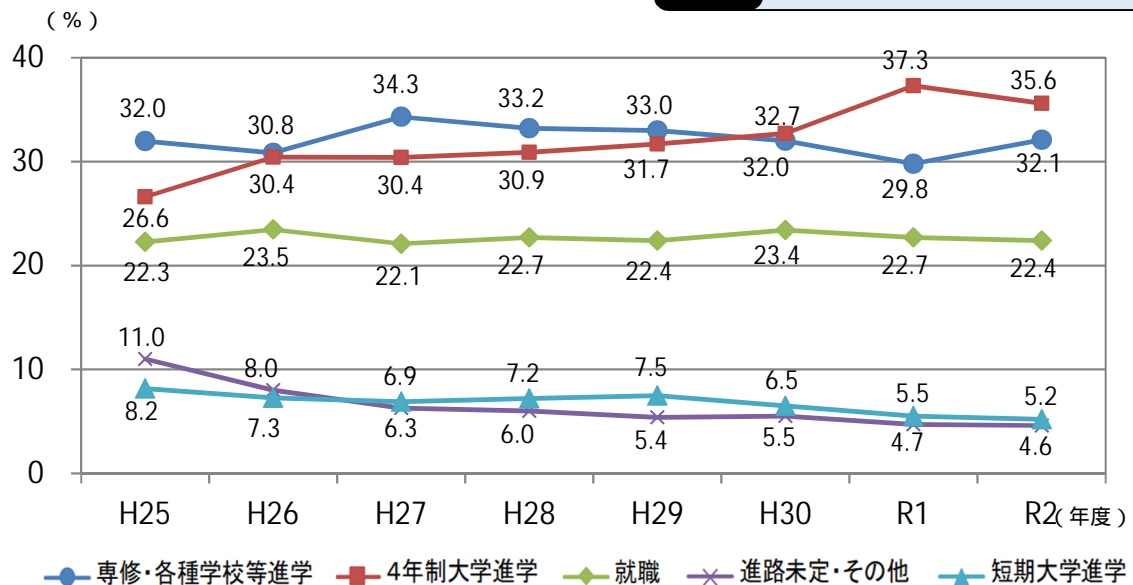
また、卒業生の 3 分の 1 を超える生徒が 4 年制大学に進学している状況が続いており、令和 2 年度は 35.6%となっています。

さらに、就職内定率が着実に改善してきたことにあわせ、県内就職者の割合も上昇傾向にあり、令和 2 年度からは 70%を超えています。

公立高等学校卒業者（全日・定時・通信制）の進路状況

知の
測定指標

高等学校卒業生のうち進路未定で卒業する
生徒の割合を 3%以下とする

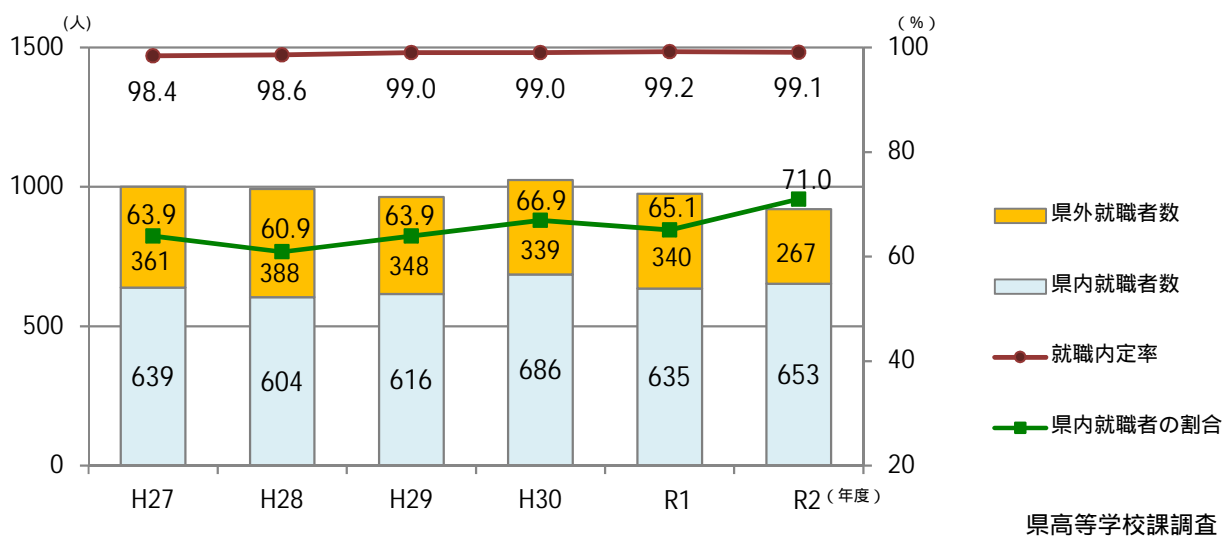


就職率・進学率は、公立高校卒業生全体に占める割合

進路未定には、具体的な進学・就職先が未定の生徒、パート・アルバイト等の生徒も含む

県高等学校課調査

公立高等学校卒業者（全日・定時制）の就職状況



県高等学校課調査

【参考】令和 3 年度は、2 月末時点で就職内定率 96.9%（前年同期比+0.8）、県内就職内定者の割合 72.3%（＃+1.1）

(2) 徳の状況について

全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙調査）において肯定的な回答を行った児童生徒の割合は、調査が始まった平成19年度の結果と比較して、小・中学校ともに概ね増加しています。

しかしながら、令和元年度の調査結果と比べるとコロナ禍の影響もあって全国的に減少している項目が増え、特に小学校においてその傾向が顕著に現れています。

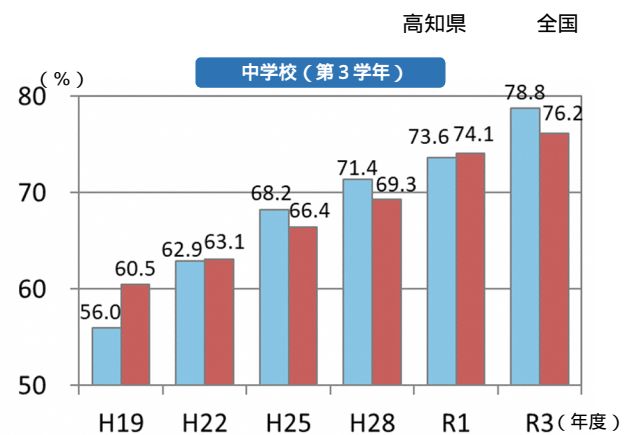
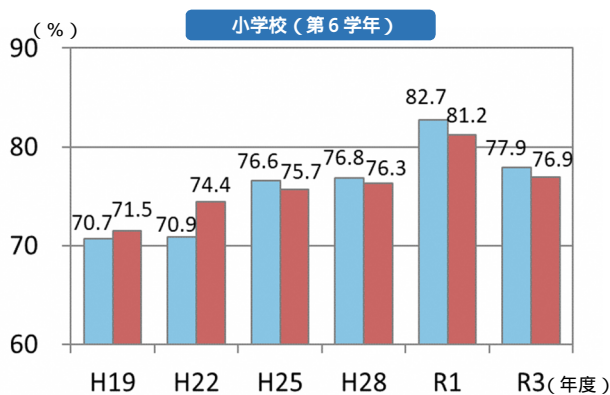
全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査結果抜粋 (H19、22、25、28、R1、R3年度)

徳の 測定指標

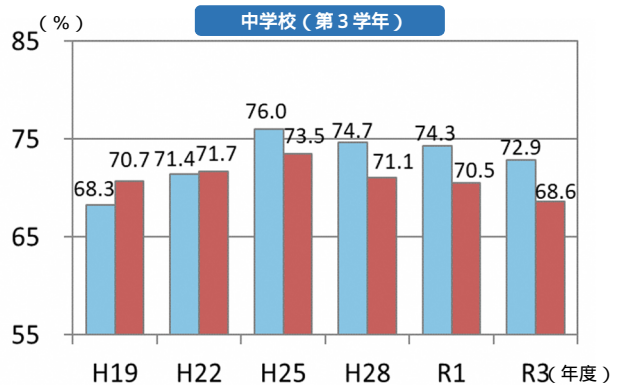
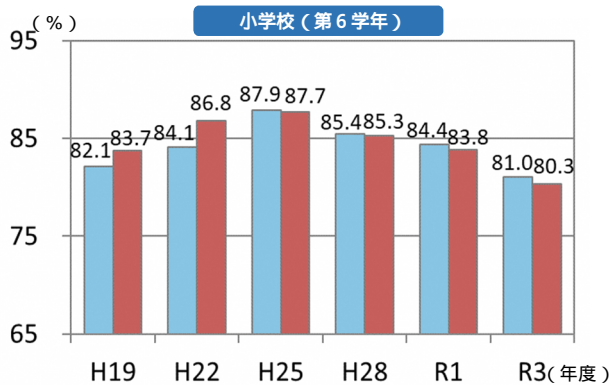
児童生徒質問紙調査における道徳性等（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神など）に関する項目の肯定的回答の割合を向上させる

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、全国調査未実施
各質問に対し、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と答えた児童生徒の割合(%)

自分にはよいところがある

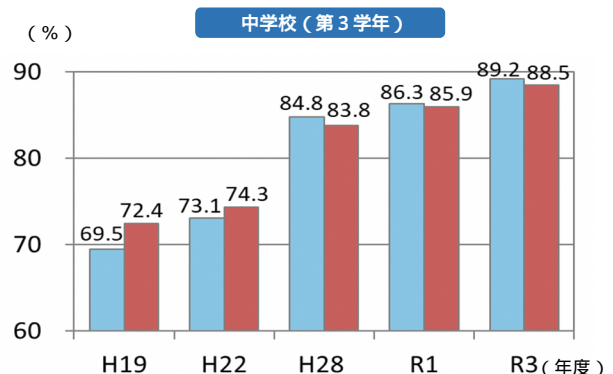
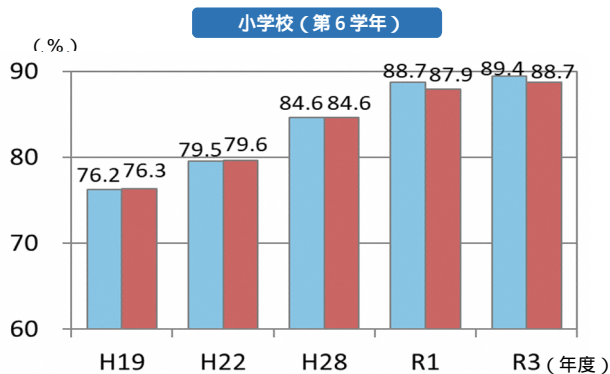


将来の夢や目標を持っている



人が困っているときは、進んで助けている

H25は質問項目なし

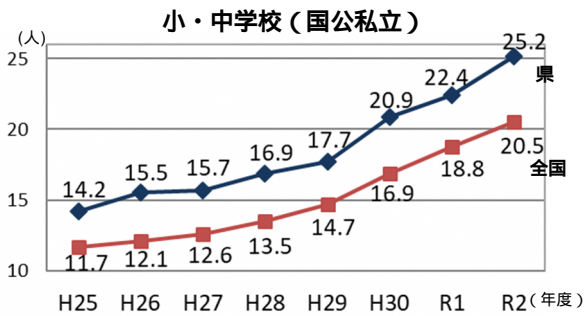


生徒指導上の諸課題の状況については、全国調査の結果、高知県、全国ともに小・中学校の1,000人あたり不登校児童生徒数は増加しています。高等学校については、本県は令和2年度は前年度より減少していますが、全国との比較において高い状況が続いています。高等学校の中途退学率は、全国平均を上回っているものの、近年は着実に減少しています。

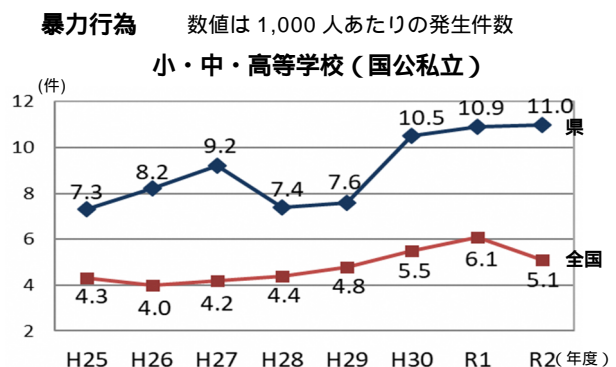
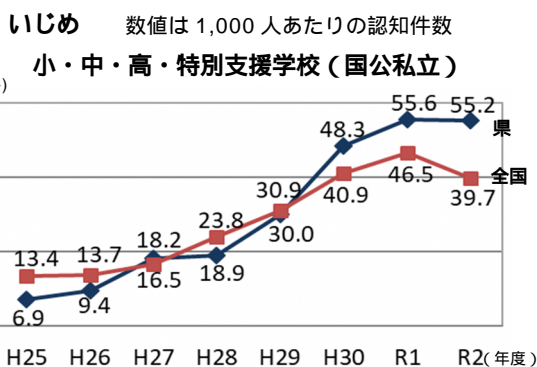
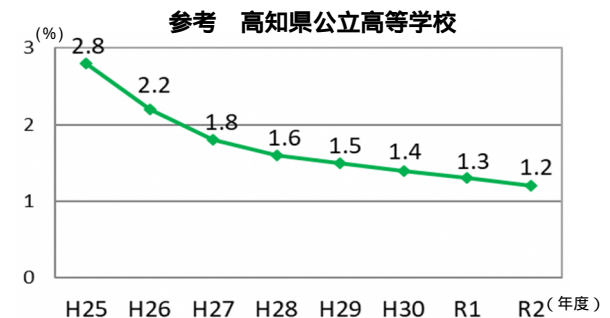
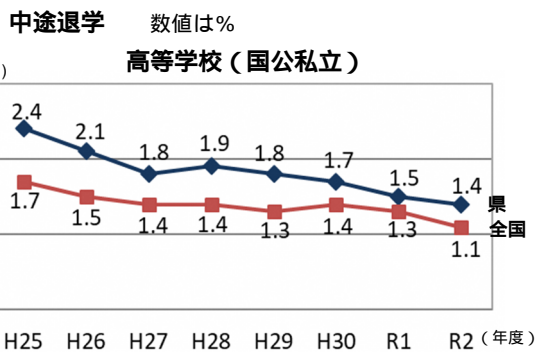
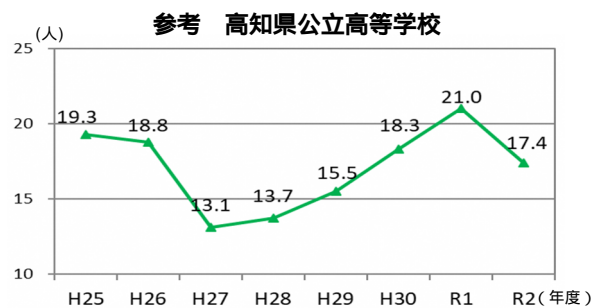
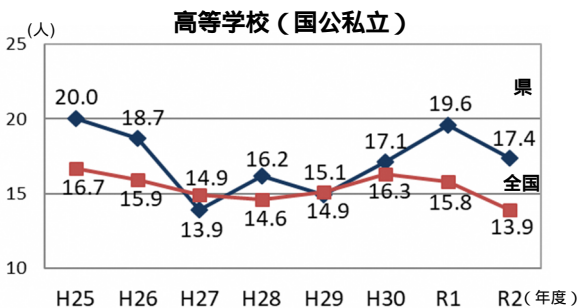
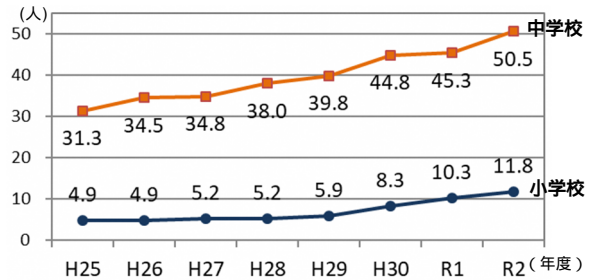
徳の測定指標 生徒指導上の諸課題（不登校、中途退学）の状況を全国平均まで改善させる

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（H25～R2年度）

不登校 数値は1,000人あたりの不登校児童生徒数（人）



高知県国公立小・中学校（校種別）



(3) 体の状況について

小・中学校の体力・運動能力については、平成20年度の全国調査の結果において、男女ともに全国最低水準でしたが、その後は改善傾向にあります。

平成27年度に小学校が全国平均を上回ったことから、前大綱では全国上位とすることを目標としましたが、その計画期間（H28～R1年度）において、小・中学校、男女ともにほぼ全国水準に達しながらも、継続的に全国平均を上回るまでには至っていません。

令和3年度の体力合計点は、令和元年度に比べて小学校は男女ともにやや下回り、中学校は男女ともにやや上回りました。全国の体力合計点が小・中学校の男女ともに低下している中ではありますが、調査開始以降初めて、小・中学校の男女ともに全国平均を上回りました。

また、DE群の児童生徒の割合は、過去4年間の平均値と比べると、小・中学校いずれも男女ともに増加しています。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（H20～R3年度）

体の測定指標

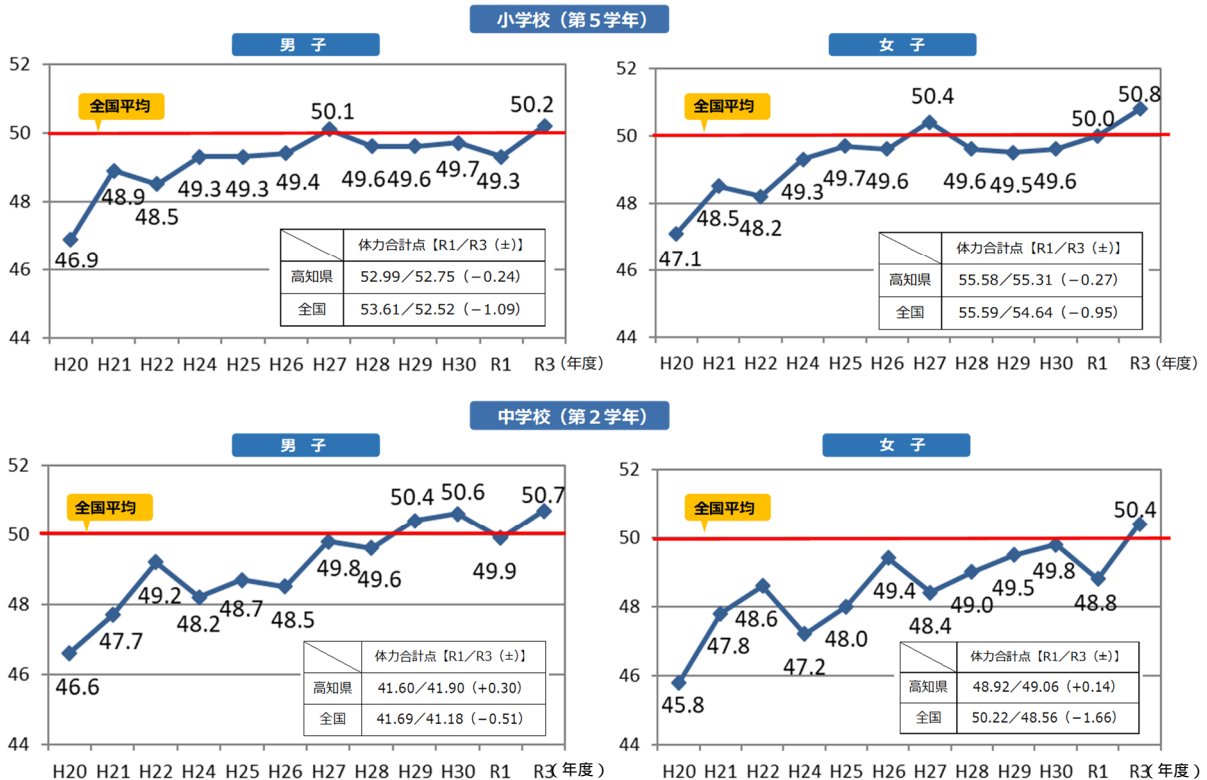
全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、

- ・小・中学校の体力合計点は継続的に全国平均を上回る
- ・総合評価でDE群の児童生徒の割合を過去4年間の平均値から3ポイント以上減少させる

体力合計点（8種目の実技の総合点）の推移

平成23年度は東日本大震災の影響により、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全国調査未実施

数値 表：体力合計点 グラフ：T得点（全国平均＝50）



総合評価でDE群の児童生徒の割合 県結果の比較（H28～R1年度の平均値、R3年度）

総合評価：体力テスト合計得点のよい方からABCDEの5段階で評定した体力の総合評価

	H28～R1 過去4年間の平均値	R3
小5		
男子	31.5%	35.8%
女子	24.4%	24.9%

	H28～R1 過去4年間の平均値	R3
中2		
男子	28.6%	29.8%
女子	14.2%	15.4%

3 社会の状況

(1) 人口減少、少子化、高齢化の進行

本県の人口は、国勢調査によると、昭和31年の88万3千人をピークに、高度経済成長期における大都市圏への大幅な人口流出等の影響により減少をはじめ、昭和45年に一旦は下げ止まり増加に転じたものの、出生数の減少等の影響により昭和61年に再び減少に転じ、令和2年には約69万2千人となっています。

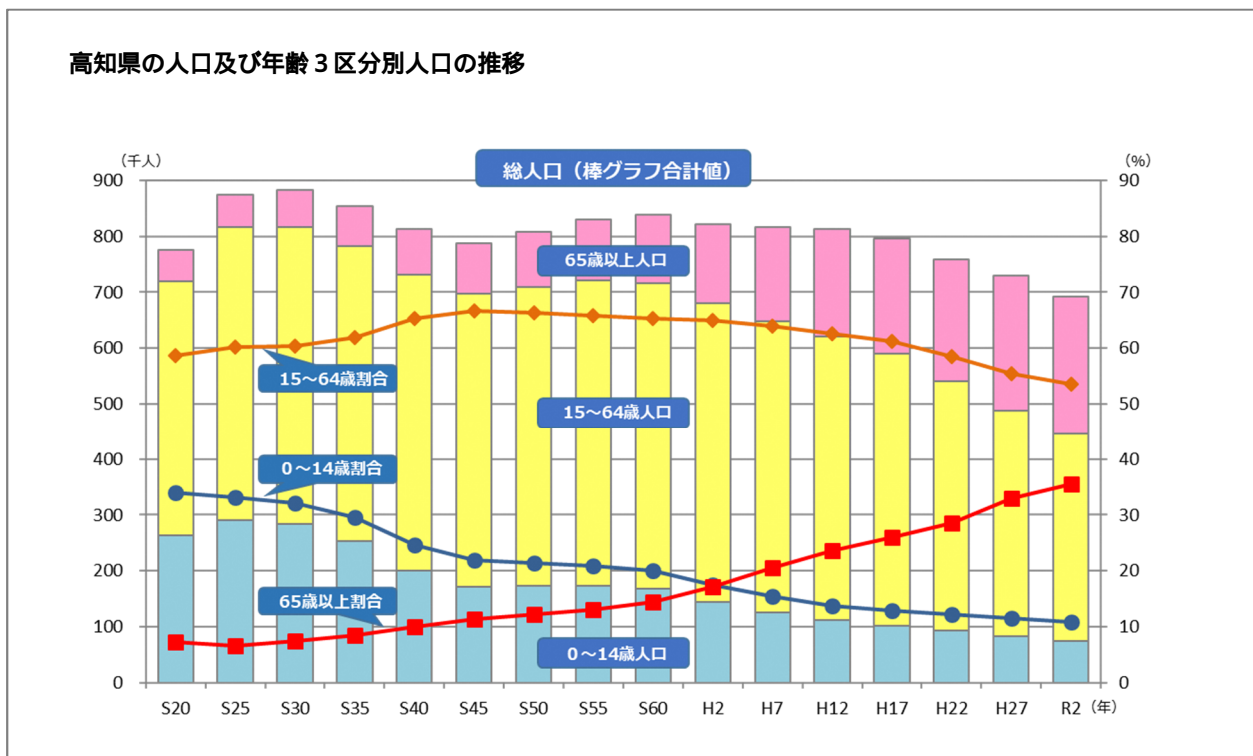
本県では、平成2年から、全国に約15年先行する形で、出生数が死亡数を下回る人口の自然減の状態が続いています。出生数が減少した要因としては、高度経済成長期などを中心として多くの若者が県外に流出し、若い女性の数そのものが減少したことと、非婚化・晩婚化の進行、経済的な理由、子育てに対する負担感の増大などによる出生率の低下が挙げられます。

また、転出が転入を上回る人口の社会減は、平成13年から続いており、特に、15～24歳の若者の県外への転出が多くなっています。

こうした状況を背景に、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少する一方で、65歳以上の老年人口は増加を続けており、全国に約10年先行して高齢化が進んでいます。

「人口減少が経済規模の縮小を引き起こし、それが若者の県外流出につながり、ますます過疎化・高齢化が進行することで、少子化が加速し、さらなる人口減少につながる」という負の連鎖を招いています。県ではこうした状況の改善に向けて、「第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和2年3月に策定し、「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」の実現を目指して各分野での取組を積極的に進めています。

一方で、近年、我が国の在住外国人数は増加しており、本県でも令和2年度末には4,832人と、平成28年度の3,997人と比較して5年間で約21%増加しています。



総務省「国勢調査」

(2) 児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合等について

少子化の進行や転出人口の増加に伴い、県内の児童生徒数は減り続けています。平成 24 年度に 68,154 人であった公立小・中・高等学校の児童生徒数は、令和 3 年 5 月現在、56,134 人まで減少しています。さらに令和 8 年度には約 50,000 人まで減少することが予測されています。

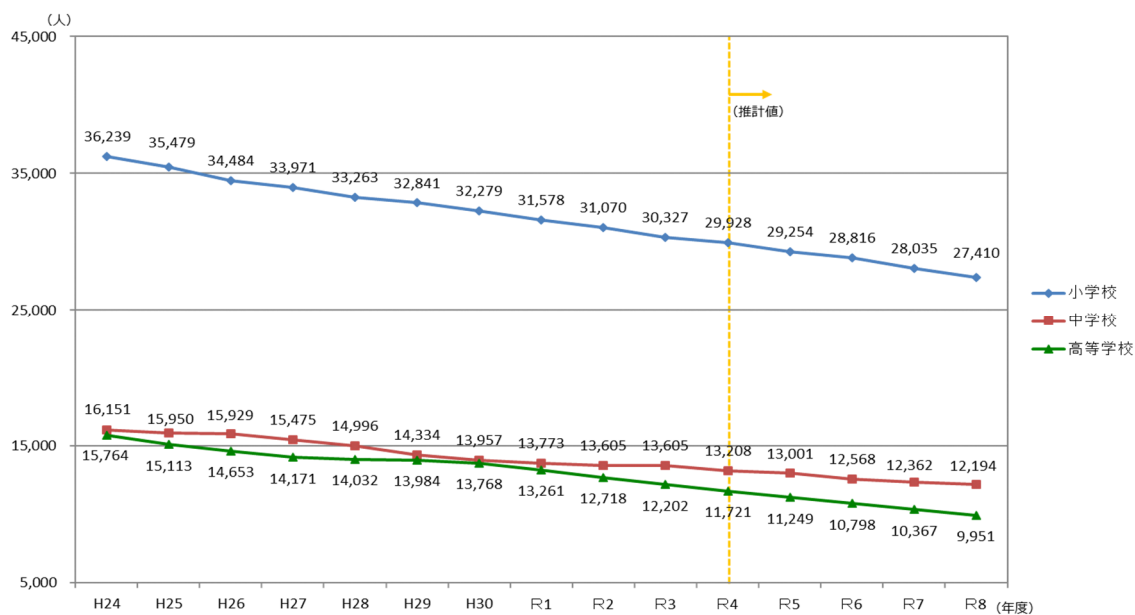
児童生徒数の減少に伴い、県内では学校の統廃合が進んでおり、公立小・中学校（義務教育学校含む）の数は、平成 24 年度から令和 3 年度までの 10 年間で 35 校減少しています。

県立学校については、平成 26 年度に策定した「県立高等学校再編振興計画」に基づき、前期実施計画（平成 26～30 年度）においては高知国際中学校・高等学校、須崎総合高等学校の開校、後期実施計画（平成 31～令和 5 年度）においては県立安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校の統合や中山間地域の学校の振興策を推進しています。

児童生徒数がさらに減少していく中で、それぞれの地域の実情も踏まえながら、各学校の教育の質の維持・向上を図るために、小規模校が抱える課題を克服していくことなどが必要となっています。

公立小・中・高等学校の児童生徒数の推移

県小中学校課・高等学校課・特別支援教育課調査



小・中学校について

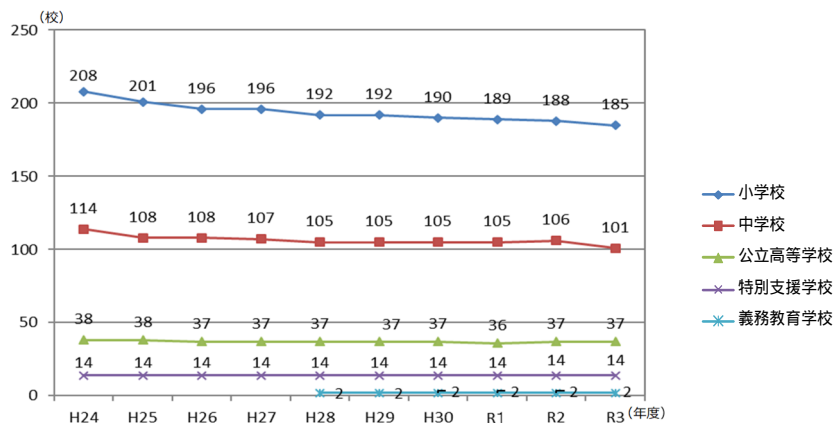
数値は各年度 5 月 1 日現在の児童生徒数
令和 4～8 年度は令和 3 年 5 月 1 日現在の児童生徒数を
基にした推計値

高等学校について

数値は全日制、定時制、通信制（併修生含む）及び専攻科の総生徒数
（各年度 5 月 1 日現在の生徒数）
令和 4～8 年度は令和 3 年 5 月 1 日現在の生徒数を基にした推計値

公立小・中・高・特別支援学校数の推移

休校数は除く



(3) 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大の初期に当たる令和2年3月、文部科学省から全国一斉に臨時休業措置の要請が行われたことを受け、本県の学校でも同年3月初旬から5月下旬にかけて長期の臨時休業を実施しました。

その後も断続的に全国規模で感染が拡大し、児童生徒や教職員の感染が確認された場合には、その状況に応じて、学校の全部又は一部を臨時休業とするなどの措置を講じています。

この間、学校においては、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に沿って、感染拡大リスクが高い「3密（密閉・密集・密接）の回避」、「マスクの着用」、「手指の衛生」などの基本的な感染症対策を徹底するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら教育活動を継続してきました。

特に、令和2年度の長期にわたる臨時休業時には、県教育センターホームページに「家庭学習支援動画ライブラリー」を開設し、指導主事等が作成した授業動画を配信するなど、家庭学習への支援を行いました。また、令和3年4月には県独自の学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」を開設し、200本を超える家庭学習支援動画や5,000問以上のデジタル教材を掲載するなど、国の「GIGAスクール構想」により整備された1人1台タブレット端末を活用して家庭等で学習ができる環境を整えています。

その一方で、新型コロナウイルスに感染したことや、ワクチン接種の有無により児童生徒が不当な差別やいじめ等の対象になることのないよう、学校において差別・偏見の防止に向けた取組を行っているところです。

このように、コロナ禍においても教育の質を向上させる取組を強化し、感染症対策と子どもたちの健やかな学びの保障を両立させる取組を進めています。

(4) 子どもたちを取り巻く厳しい環境について

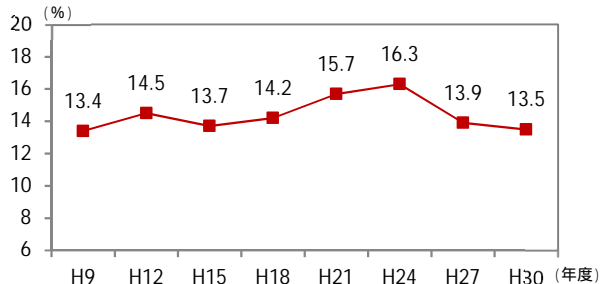
厚生労働省の国民生活基礎調査によると、平成30年の日本の子どもの貧困率は13.5%であり、約7人に1人の子どもが貧困の状態にあるものと考えられます。生活保護被保護率や、就学援助率、ひとり親世帯比率等が全国平均を大きく上回る本県では、家庭が厳しい経済状況にある子どもの割合はさらに高いことが推測されます。（同調査では平成30年、ひとり親家庭の貧困率は子どもがいる現役世帯全体の約4倍と厳しい状況にあることが明らかになっています。）さらにはコロナ禍において、経済面でより厳しい家庭が増えることが懸念されています。

こうした家庭の厳しい経済状況や生活環境等を背景として、県内では多くの子どもたちが、学力の未定着や不登校、虐待、非行といった困難な状況に直面しています。

県では、このような厳しい環境にある子どもたちへの支援を喫緊の課題と捉え、令和2年3月に策定した「第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画」に基づき、保護者への生活・就労面での支援や子どもの学びの場・居場所の確保など、子どもの発達や成長の段階に応じた支援策を推進しています。

また、近年、家族の世話や家事等を日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）の存在が社会問題となっています。国においては、今後取り組むべき施策を「早期発見・把握」、「支援策の推進」、「社会的認知度の向上」の3つのカテゴリー別に示し、スピード感を持って取り組むこととしています。本県においても、福祉・教育・介護・医療の各分野が連携し、「ヤングケアラー」への支援を行うことが必要です。

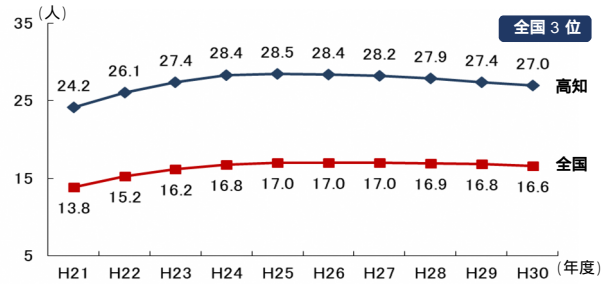
子どもの貧困率の推移（全国平均）



17歳以下の子供全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合

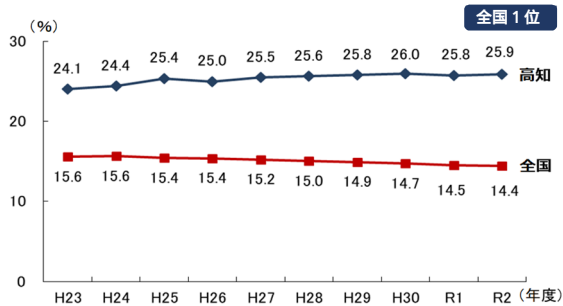
厚生労働省「国民生活基礎調査」

生活保護被保護実人員（人口千人当たり）の推移



総務省「社会生活統計指標」

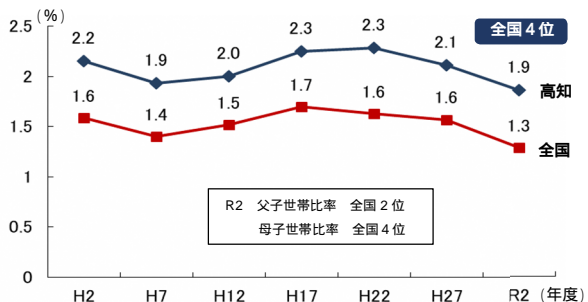
就学援助率の推移



就学援助率 = 要保護・準要保護児童生徒数合計 / 公立小中学校児童生徒総数

文部科学省「就学援助実施状況調査」

ひとり親世帯比率の推移



R2 父子世帯比率 全国 2位
母子世帯比率 全国 4位

ひとり親世帯比率 = ひとり親世帯数 / 総世帯数

総務省「国勢調査」

(5) デジタル技術の進展と超スマート社会の到来

IOTやロボット、ビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新の進展により、あらゆる分野においてデジタル技術の活用が急速に進んでいます。こうした先進技術の活用により、新たな価値を創出し、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスを提供することのできる「超スマート社会 (Society 5.0)」の到来が予想されています。

この超スマート社会においては、労働市場の構造や職業、人々の生活様式が大きく変わることが予測されており、近い将来、多くの職種がAI等に代替される可能性があるとの指摘もあります。

本県においても、最先端のデジタル技術を活用し、県内のあらゆる分野の課題解決、開発されたシステムの地産外消、IT・コンテンツ関連企業の集積を図る「高知版 Society5.0」の実現に向けて取組を推進しています。

こうした新しい社会に対応するため、教育を通じて、ICTを主体的に使いこなす力だけでなく、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが求められます。

IOT : Internet of Thingsの略。あらゆる物がインターネットを通じてつながることにより実現する新たなサービス、ビジネスモデル又はそれを可能とする要素技術の総称

ビッグデータ : インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータ

AI : 人工知能。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータ等の人工的なシステムにより行えるようにしたもの

超スマート社会 (Society 5.0) : 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会で、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

(6) 参考：国の主な教育改革の動き

第3期教育振興基本計画

平成30年6月に、国における第3期の教育振興基本計画が閣議決定されました。

本計画は、第2期教育振興基本計画で掲げた「自立」、「協働」、「創造」の方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、人生100年時代、超スマート社会(Society5.0)の到来など、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すものであり、文部科学省は、本計画に基づき、平成30年度から令和4年度までの5年間で、教育を通じて生涯にわたる一人一人の可能性とチャンスを最大化することを政策の中心に据えて、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」など5つの基本的な方針に沿ってさまざまな施策を推進しています。

平成29・30・31年改訂 学習指導要領

令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で全面实施、令和4年度から高等学校で年次進行の実施となる改訂学習指導要領では、基本理念として、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会とが共有し、各学校で、子どもたちに必要な資質・能力等を教育課程において明確にしなが、社会との連携・協働によりその実現を図っていくという、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが示されています。

育成を目指す資質・能力は「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱に整理され、その育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善や、学校全体として教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」を確立することなどが求められています。

また、特別支援学校学習指導要領では、障害のある子どもたちの学びの連続性を重視した対応、一人一人に応じた指導の充実、自立と社会参加に向けた教育の充実等を主な改善事項として掲げています。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

令和3年1月に、中央教育審議会において、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」が取りまとめられ、文部科学大臣に提出されました。

答申では、現代社会を、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」、新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」とし、その時代の中で一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要であるとされています。そして、子どもたちに必要な資質・能力が身につくようにするために、「教育振興基本計画の理念(自立・協働・創造)の継承」「GIGAスクール構想の実現」「新学習指導要領の着実な実施」「学校における働き方改革の推進」を柱とし、必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させることなどが示されました。

あわせて、個別最適な学びと協働的な学びを実現するための改革の方向性に沿った施策を推進することなどが求められています。

<改革の方向性>

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力のある学校教育を実現する

新時代の学びを支える指導体制等の計画的な整備

文部科学省は、学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら専門性の高い教科指導を行う教科担任制（優先的に専科指導の対象にすべき教科：外国語、理科、算数、体育）を令和4年度から本格導入することとしています。

また、令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備することとなり、中学校については今後の検討課題になっています。

○教員免許更新制の見直し

中央教育審議会は令和3年11月、「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて」と題する審議のまとめを示しました。本審議のまとめでは、教員免許更新制度を発展的に解消、現職研修のさらなる充実に向けて国の指針を改正すること、公立学校教員の任命権者に対する研修受講履歴の記録管理や受講奨励の義務付けなど、新たな教師の学びの姿を具体化するための提言がなされています。

文部科学省はこれを踏まえて、令和4年通常国会に教員免許更新制を廃止するための教育職員免許法の改正などに関連する法案を提出しており、成立すれば同年7月1日（一部規定は令和5年4月1日）から施行される見込みです。

成年年齢の引下げ

民法の定める成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が平成30年6月に成立し、令和4年4月1日から施行されます。

このことを受け、文部科学省は消費者庁、法務省、金融庁と連携して「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプラン」を策定し、若年者の消費者被害の防止・救済等に関して実践的な消費者教育を推進しています。

また、平成29年、30年に学習指導要領が改訂され、令和4年度から高等学校の家庭科で金融教育が必修化されるとともに、「公共」の科目が新設されることになりました。幼稚園・小学校・中学校・高等学校の各段階で関連する各教科等を通じて系統的に主権者教育、消費者教育等の充実が図られています。

気候変動問題をはじめとした地球環境問題に関する教育の充実

地球環境問題が世界全体の喫緊の課題となる中、我が国においても令和3年6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050年までに脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現を目指すなど、官民を挙げて気候変動対策が進められています。

脱炭素社会の実現に向けては、持続可能な社会の創り手となることが期待される子どもたちが地球環境問題について理解を深め、環境を守るための行動をとることができるよう、地球環境問題に関する教育を今後ますます充実していくことが求められています。

外国人児童生徒等の教育の充実

近年、我が国に在留する外国人は増加傾向にあり、それに伴って学校に在籍する外国人児童生徒も全国的に増加しています。また、国際結婚家庭などを中心に、日本国籍を有しながら日本語指導を必要とする児童生徒も増加してきています。

こうした背景のもと、令和元年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、日本語指導に必要な教員定数の改善や外国人児童生徒の教育に携わる教員等の資質能力の向上、国民の理解と関心の増進等の取組が進められています。

G I G Aスクール構想の加速化

新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年春から学校の臨時休業が続いたことを踏まえ、文部科学省は、令和5年度末までを予定していた「G I G Aスクール構想」を令和2年度内に完了する計画へと見直しました。これにより、1人1台端末の早期実現や、家庭でもインターネットにつながるモバイル通信機器の整備など、ハード・ソフト・人材を一体とした整備が加速化され、学校の臨時休業等においてもICTを活用して全ての子どもたちに学びを保障できる環境が実現しつつあります。

さらに、こうして導入したICTを最大限に活用して教育の質を上げていくために、デジタル教科書・教材の活用についても検討が進められています。

医療的ケア児及びその家族への支援

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(以下、「医療的ケア児支援法」)が成立し、それまで努力義務であった医療的ケア児への支援が、国や地方公共団体等において実施しなければならない責務となりました。

この法律では、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えること、個々の医療的ケア児が必要とする支援が関係機関相互の緊密な連携のもとに切れ目なく行われるようにすること等が基本理念として掲げられ、地方公共団体や保育所、学校の設置者等は、法に基づく医療的ケア児及びその家族に対する支援施策に取り組むこととされています。

幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続について

「令和の日本型学校教育」を実現するためには、全ての子どもが格差なく質の高い学びへ接続できる環境を整えることが重要です。とりわけ、教育基本法において「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」として規定される幼児期の教育と、小学校から実施される義務教育とを円滑につないでいくためには、子どもの成長を中心に据え、関係者の分野を越えた連携により、発達の段階を見通した教育の充実という一貫性のもと、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図っていくことが必要となります。

文部科学省は、令和3年7月から中央教育審議会初等中等教育分科会に「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」を設置し、その方策等について検討を行っています。

幼児教育・保育の無償化

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)、「幼児教育・高等教育の無償化の制度の具体化に向けた方針」(平成30年12月関係閣僚合意)等を踏まえ、幼児教育の重要性に鑑み、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障することを目指して、令和元年5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、同年10月から幼児教育・保育の無償化の制度が始まりました。この制度により、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもたちの利用料が無料となっています。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保

平成28年12月に、不登校の児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間等に授業を行う学校における就学機会の提供などの施策に関して、基本理念や国・地方公共団体の責務等を規定した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布されました。

この法律に基づき、文部科学省は、「不登校児童に対する効果的な支援の推進」や「夜間中学の設置の促進」など、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を平成29年4月に策定するとともに、令和元年7月には、それまでの取組の現状・課題及び対応の方向性をまとめた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」を公表するなど、各自治体における施策の一層の推進に向けた取組を進めています。

学校における働き方改革

文部科学省が行った平成28年度の教員勤務実態調査では、「過労死ライン」とされる月80時間以上の超過勤務をしている教員が、小学校で全体の3割、中学校で6割存在していることが明らかになりました。平成29年6月に、中央教育審議会は文部科学大臣から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」諮問されたことを受けて、さまざまな議論を進め、平成31年1月に答申を行いました。また、同月、文部科学省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し公表しました。

その後、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下、「給特法」)」の改正により、勤務時間の上限に関するガイドラインが法的根拠のある指針に格上げされ、令和2年4月1日から学校における働き方改革が一層推進されることになりました。あわせて、令和3年4月1日から地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用が可能になりました。

また、令和4年度には全国の学校を対象に勤務実態調査を実施し、必要に応じて、給特法等の法制的な枠組みを含め、公立学校の教員に関する労働環境について検討することとしています。

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念 ～目指すべき人間像～

第2期計画では、下記の2つを基本理念として掲げ、その実現に向けて施策を推進してきました。この基本理念、目指すべき人間像は、これからの「Society5.0時代」、「予測困難な時代」の中においても変わらないものであり一層重要であると考えられることから、第3期計画においても継承することとします。

(1) 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち

グローバル化や情報化、少子・高齢化が急速に進むなど、社会・経済が激しく変化する時代に生まれた子どもたちが、これからの時代を自らの力で力強く生き抜き、自らの夢に向かって羽ばたけるようにするためには、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育むことが必要です。

<知・徳・体の育成すべき力>

知：基礎的・基本的な知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲

徳：社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、他者への思いやりや規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性・社会性

体：生涯にわたってたくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣

こうした知・徳・体の調和がとれた、自らの人生を切り拓き主体的に生きる力を、家庭の保護者や地域、学校、市町村教育委員会、県教育委員会等が、それぞれの役割や責任を意識しながら力を合わせ、社会全体で子どもたちに身につけさせていかなければなりません。

このため、1つ目の基本理念を「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち」の育成とします。

(2) 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

我が国では、先の見えない変化の激しい時代の中で、課題に挑戦し、未来を切り拓く人材が求められています。

特に少子・高齢化が著しい本県が今後も活力を維持・向上していくためには、郷土への愛着と誇りを大切にしながら、グローバルな視点を持ち、高い志を掲げ、産業・経済や地域福祉、さらには、文化、コミュニティなど多くの分野で地域の将来を担う人材が求められています。

このため、「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材」の育成を2つ目の基本理念とします。

2 基本目標（知・徳・体）

基本理念の実現に向けた第4章の「基本方針と喫緊の課題の解決に向けた横断的取組」に基づく取組の基本目標として下記の目標を設定するとともに、その達成に向けた取組の進捗や施策の成果・課題を把握するため、それぞれの目標に測定指標を設定し、PDCAサイクルに基づく進捗管理を徹底します。

（1）知の分野の目標

子どもたちが社会に出て自らの夢や志を実現していくための基礎となる、基礎的・基本的な知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲を育む

<測定指標>

小・中学校

全国学力・学習状況調査において、

- ・小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる

R3年度全国学力・学習状況調査結果（数値は全国平均正答率との差）

小学校：国語 +2.2 算数 +0.6 中学校：国語 -1.1 数学 -2.6

- ・小・中学校ともに、全ての評価の観点で正答率を全国平均以上とする

R3年度全国学力・学習状況調査結果

小学校（第6学年）

評価の観点		R1年度	評価の観点		R3年度
国語	国語への関心・意欲・態度	60.4 (+2.8)	国語	知識・技能	73.9 (+5.6)
	話す・聞く能力	73.2 (+0.9)		思考・判断・表現	61.6 (-0.5)
	書く能力	55.6 (+1.1)	算数	知識・技能	74.8 (+0.7)
	読む能力	82.3 (+0.6)		思考・判断・表現	65.7 (+0.6)
	言語についての知識・理解・技能	52.5 (-1.0)			
算数	数学的な考え方	63.1 (+0.9)	()は全国平均正答率との差		
	数量や図形についての技能	76.3 (+2.7)			
	数量や図形についての知識・理解	72.5 (+2.4)			

中学校（第3学年）

評価の観点		R1年度	R3年度
国語	国語への関心・意欲・態度	74.9 (-1.6)	56.8 (+0.8)
	話す・聞く能力	69.1 (-1.1)	79.3 (-0.5)
	書く能力	81.5 (-1.1)	56.9 (-0.2)
	読む能力	70.2 (-2.0)	47.9 (-0.6)
	言語についての知識・理解・技能	63.4 (-4.3)	72.4 (-2.7)
数学	数学的な見方や考え方	51.1 (+0.1)	38.5 (-2.6)
	数学的な技能	58.5 (-5.4)	74.0 (-3.7)
	数量や図形などについての知識・理解	69.1 (-2.2)	63.6 (-2.0)

()は全国平均正答率との差

高等学校

高校2年生の1月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を10%以下とする

R3年度学力定着把握検査結果(高校2年生1月): 19.1%

(県立高等学校のうち進学に重点を置く学校を除いた29校の平均)

高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下とする

R2年度卒業生に占める進路未定者の割合: 4.6%

(2) 徳の分野の目標

社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、他者への思いやりや規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性・社会性を育む

<測定指標>

児童生徒質問紙調査における道徳性等(自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神など)に関する項目の肯定的回答の割合を向上させる

R3年度全国学力・学習状況調査結果 肯定的な回答をした児童生徒の割合(()は全国平均との差)

「自分には、よいところがあると思う」: 小学校 77.9% (+1.0) 中学校 78.8% (+2.6)

「将来の夢や目標を持っている」: 小学校 81.0% (+0.7) 中学校 72.9% (+4.3)

「人が困っているときは、進んで助けている」

: 小学校 89.4% (+0.7) 中学校 89.2% (+0.7)

「地域や社会をよくするために何をすべきかを考える」

: 小学校 54.7% (+2.3) 中学校 50.3% (+6.5)

(R3年度全国調査では、「学校のきまり(規則)を守っている」の質問項目削除)

生徒指導上の諸課題(不登校、中途退学)の状況を全国平均まで改善させる

R2年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

・千人あたり不登校児童生徒数: 小中 25.2人(全国 20.5人)、高校 17.4人(全国 13.9人)

・中途退学率: 1.4%(全国 1.1%)

不登校については、不登校児童生徒が抜かりなく学校内外の関係機関等(医療、福祉、教育支援センター、心の教育センター、SC・SSWなど)による個に応じた必要な支援を受けられるよう、「横断的取組1 不登校への総合的な対応」の指標を設定(P.)

(3) 体の分野の目標

生涯にわたってたくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣を身につけさせる

<測定指標>

全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、

- ・小・中学校の体力合計点は継続的に全国平均を上回る

R3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(数値はT得点(全国平均=50))

小学校：男子 50.2 女子 50.8

中学校：男子 50.7 女子 50.4

- ・総合評価でDE群の児童生徒の割合を過去4年間の平均値から3ポイント以上減少させる

総合評価：体力テスト合計得点の良い方からABCDEの5段階で評定した体力の総合評価

過去4年間の平均値：H28～R元年度における高知県のDE群の割合の平均値

小学校：R3 男子 35.8% (+4.3) 女子 24.9% (+0.5)

中学校：R3 男子 29.8% (+1.2) 女子 15.4% (+1.2)

<()は、県の過去4年間の平均値との差>

第4章 基本方針と喫緊の課題の解決に向けた横断的取組

1 概要

第3章の基本理念や基本目標の実現に向けて、これまでの取組の分析結果や社会の動向等を踏まえたうえで、第3期計画において重点的に進めていく必要がある取組について、6つの基本方針に整理するとともに、喫緊の課題の解決に向けて横断的に推進する取組を、2つの横断的取組として位置付けました。これらの基本方針、横断的取組に沿って施策を推進します。

基本方針 I

チーム学校の推進

- I-1 チーム学校の基盤となる組織力の強化
- I-2 チーム学校の推進による教育の質の向上

基本方針 II

厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実

- II-1 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実
- II-2 特別支援教育の充実

基本方針 III

デジタル社会に向けた教育の推進

- III-1 先端技術の活用による学びの個別最適化
- III-2 創造性を育む教育の充実

基本方針 IV

地域との連携・協働

- IV-1 中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興
- IV-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

基本方針 V

就学前教育の充実

- V-1 就学前の教育・保育の質の向上
- V-2 親育ち支援の充実

基本方針 VI

生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保

- VI-1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり
- VI-2 児童生徒等の安全・安心の確保

横断的取組1 不登校への総合的な対応

横断的取組2 学校における働き方改革の推進

<第3期高知県教育振興基本計画 基本方針と横断的取組>

2 各基本方針、横断的取組の概要

基本方針 I

チーム学校の推進

社会・経済が大きく変化し、学校を取り巻く課題も多様化・複雑化している中で、本県の子どもたちの知・徳・体を向上させていくためには、

- ・学校組織が少数の管理職と多数の教職員で構成されているため、課題への対応が個々の教職員により対症的に行われることが多く、組織としての取組が弱いこと
- ・日々の授業や生徒指導が個々の教員に任されており、教員同士が連携した授業力の向上や生徒指導の充実に向けた取組が十分でないこと
- ・学校の課題が多様化・複雑化する中で、教員の専門性だけでは対応に限界があること
- ・学校や教員に求められる役割が増加する中で、教員の多忙化により児童生徒と向き合う時間の確保に支障が生じていること

などの学校が抱える課題の解決に向けた取組を推進していくことが必要です。

これまで、学校の組織力を高めながら、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校の目標の実現や課題の解決を図る、「チーム学校の構築」を推進してきました。

その結果、多くの学校において、学校経営計画に基づく校長を中心とした組織マネジメントの実践力が高まるとともに、教員同士の学び合いの仕組みによる授業改善や外部の専門家を活用した組織的な生徒指導等の取組が充実してきています。

一方、各学校において、これからの時代に必要となる資質・能力の育成に向けた学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革、増加する若年教員の育成等に取り組むうえで、チーム学校の取組はますます重要になってきます。

このため、全ての学校において、組織的に課題に対応し、協働的に学び合い、教育の質を高めしていくための取組が自律的・継続的に実施されるよう、チーム学校の取組をさらに推進します。

基本方針 II

厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実

家庭の生活の困窮や教育力の低下、地域における見守り機能の低下などを背景として、多くの子どもたちが、学力の未定着をはじめ、不登校や虐待、非行といった困難な状況に直面しています。

県では、こうした厳しい環境にある子どもへの支援の徹底を図るため、就学前は保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして、小学校から高等学校までの各段階に応じた切れ目のない対策を推進してきました。

これまでの取組により、放課後等の学習機会の充実や、地域全体で子どもを見守る体制の整備等に一定の成果が見られますが、生徒指導上の諸課題等の状況を見ると、依然として多くの子どもが多様な課題を抱えており、家庭環境や学校生活に複合的な課題を抱えている子どもも少なくありません。また、コロナ禍において経済情勢が厳しさを増す中、家庭の経済状況により学びや就職が希望どおりにならないなど、子どもたちの貧困の世代間連鎖が危惧される状況にあります。さらに、ヤングケアラーについては、支援が必要であっても表面化しにくいといった課題が挙げられています。

このため、スクールソーシャルワーカー等の専門人材や関係機関と連携・協働しながら、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るための取組を推進するとともに、全ての子どもたちが安心して学び、夢と希望を持ち続けて育つことができるよう、厳しい環境にある子どもへの支援の充実を図ります。

また、特別支援教育については、近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している幼児児童生徒数の増加や、障害の状態の多様化が見られる中、教職員の専門性の向上や、より早期からの指導・支援の体制づくりが求められます。

このため、発達障害を含めた全ての障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援の充実を図るとともに、共生社会の実現を目指し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを志向するインクルーシブ教育システムの構築に向けて、本県の特別支援教育の一層の充実を図ります。

基本方針 Ⅲ

デジタル社会に向けた教育の推進

技術革新が急速に進む中で、あらゆる分野においてデジタル技術の活用が進んでいます。教育分野においても、AIやビッグデータ等の新しい技術の活用が進んでおり、これまでの学校教育の在り方も大きく変化していくことが予想されます。

一斉一律を前提とした授業の中では、理解が十分でなく授業についていけない児童生徒や内容が平易すぎると感じている児童生徒への対応、個々の児童生徒の興味・関心に沿った授業の実施といった点で課題があります。

また、中山間地域の小規模の高等学校等においては、生徒の進路希望や興味・関心に応じた多様な指導に課題が見られる場合もあります。

こうした課題に対応し、児童生徒一人一人の進度や能力、興味・関心に応じた学びの実現を図るため、1人1台整備されたタブレット端末等の活用による習熟度に応じた個別学習や遠隔教育システムによる授業配信など、先端技術を最大限に活用することで新しい教育方法の開発を図るとともに、その普及に向けた取組を推進します。さらに、ICTを効果的に活用した授業づくりについて学ぶ研修等を実施するとともに、体系的な研修プログラムを実践し、教員のICT活用指導力の向上を図ります。

また、「超スマート社会 (Society 5.0)」の到来等により、労働市場の構造や職業、人々の生活様式が大きく変わることが予測される中、本県においても、「高知版 Society5.0」の実現に向けて、最先端のデジタル技術の活用により各分野の課題解決を図るとともに、新たな産業創出や地場産業の高度化を推進していく取組が進んでいます。教育においても、デジタル社会に対応できる素養を育むことや、A I 技術等を活用し新たな価値創造をもたらす人材を育成していくことが求められています。

このため、全ての児童生徒が、新しい時代に対応するための基盤となる情報活用力や思考力等を身につけることができるよう、各学校におけるプログラミング教育や理数系科目の教育の充実を図るとともに、A I やビッグデータ等を活用して新たな価値の創造や社会課題の解決を図る人材の育成に向けた高大連携の取組など、デジタル社会に対応する人材の育成を図ります。

基本方針 IV

地域との連携・協働

地域社会とのさまざまな関わりを通じて、子どもたちにこれからの時代に必要な力や地域への愛着・誇りを育むとともに、地域コミュニティの核として魅力のある学校づくりを進めるためには、学校と地域との連携・協働の体制の構築が不可欠です。

特に、中山間地域をはじめ、多くの地域で児童生徒数の減少や地域コミュニティの希薄化が課題となっている本県において、地元の人々や企業と連携して地域の課題解決に取り組む学習を推進するなど、学校と地域との連携・協働により、その地域ならではの教育を展開していくことは、各学校の教育の質の維持・向上はもとより、地域発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要です。

また、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもを見守り育てていく体制の整備も必要です。近年の家庭環境の多様化に伴い、子どもと向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいることや、地域における互助・共助の意識が希薄となる中で、地域が家庭や子どもを見守り支える機能が低下していることが指摘されています。他方で、子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教職員だけでは対応には限界があります。

こうした状況を踏まえ、県では、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みである地域学校協働本部の設置促進やコミュニティ・スクールの導入促進等の取組を積極的に進めており、多くの学校で体制の整備が進んできましたが、厳しい環境にある子どもの見守り機能の強化など、取組の一層の充実が求められます。

このため、中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興や、地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制の充実に向けて、「地域との連携・協働」をさらに推進します。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に質の高い教育・保育を受けることが、子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長にとって極めて重要です。

このため、県内のどこにいても質の高い教育・保育を受けることができる環境の実現を目指し、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った具体的な指導方法の普及や園における組織マネジメント力の強化、保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の向上、保幼小の円滑な接続の推進などに取り組んできました。

こうした取組により、各園における教育・保育の質は着実に向上してきていますが、特別な支援を必要とする子どもへの対応や、子育てに不安や悩みを抱える保護者への支援等の充実が求められる中、各園において、個々の保育者はもとより、園としての組織的な対応力を一層高めていく必要があります。加えて、各園で育まれた子どもの生きる力の基礎である資質・能力を、小学校の学びへ円滑につないでいくことが求められています。

こうしたことを踏まえ、全ての保育所・幼稚園等において、専門的で高度な知見に基づく質の高い教育・保育の実践や、保幼小の連携・接続、また、日常的な親育ち支援が充実することを目指して、今後も引き続き就学前教育の充実を図ります。

社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境を整備していくことが重要です。また、個人の学びの成果がさまざまな場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。

しかしながら、近年、少子・高齢化や過疎化、核家族化等を背景として、本県の社会教育活動を支える人材や団体の基盤は弱まってきています。また、社会・経済の変化による県民の新たなニーズに対応できる多様な学びの場の充実が求められています。

これまでの取組により、オーテピア高知図書館をはじめ、生涯学び続けるための環境の整備は一定進んできていますが、全ての県民が、急速な技術革新に伴う社会の変化や、平均寿命の伸長等によるライフサイクルの変化に対応するための知識や技能を身につけることができるよう、学びの機会の一層の充実が必要です。

このため、生涯学習・社会教育の推進、多様なニーズに対応した教育機会の提供など生涯学び続ける環境づくりをさらに推進します。

また、今後高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震により、本県に甚大な被害がもたらされることが懸念されています。あわせて、台風や大雨等の気象災害、猛暑による熱中症、登下校時の交通事故や不審者情報など、子どもたちの安全を脅かすさまざまな事案も発生しています。

こうした自然災害や事故、犯罪等から子どもたちの命を守り抜くため、全ての学校等において子どもの発達段階や地域の特性に応じた防災を中心とした安全教育や安全確保のための取組の充実を図るとともに、学校施設等の耐震化の促進など、安全・安心な教育基盤の確保のための取組を推進します。

さらに、子どもたちの学びに大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症については、いまだ終息が見通せず、引き続き警戒が必要な状況にあります。

学校においては、基本的な感染対策を徹底するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、感染症対策と子どもたちの健やかな学びの保障を両立していきます。

横断的取組 1 不登校への総合的な対応

県ではこれまで、不登校の未然防止を図るため、児童生徒の自尊感情を育む開発的な生徒指導や、児童生徒にとって安全・安心な居場所づくり、児童生徒が主体的に取り組む活動を通じた仲間づくりなどを推進してきました。

また、厳しい環境にある児童生徒への支援の充実を図るため、スクールカウンセラーの全公立学校への配置やスクールソーシャルワーカーの全市町村への配置を行うとともに、登校することができない児童生徒への訪問支援を行うアウトリーチ型のスクールカウンセラーを県内の全 11 市の教育支援センターに配置するなど、支援体制の充実を進めてきました。さらに不登校をはじめ厳しい環境にある児童生徒に対して、的確なアセスメントに基づいて組織的に支援ができるよう、スクールカウンセラー等の専門人材を活用した校内支援会を全ての学校で実施しています。

しかしながら、本県の不登校の出現率は全国平均より高く、近年不登校児童生徒数は増加する傾向にあります。また、不登校児童生徒の背景や要因も複雑化、多様化してきており、学校だけでは対応できない状況も見られ、県、市町村、医療、福祉等の関係機関が連携した総合的な取組をさらに推進していく必要があります。

このため、これまでの取組も含め、未然防止・初期対応・自立支援のカテゴリーに分けて不登校への対策を整理し、学校においては不登校の未然防止に向けて、魅力ある授業づくり、学校づくりをさらに推進するとともに、早期発見・早期対応のための学校の体制を強化します。また、不登校等児童生徒の状況にあわせた ICT 等を活用した学習支援等が可能となる体制を整備し、学校や社会とのつながりを確保するとともに、学校復帰、社会的自立に向けた抜かりのない支援ができるよう、市町村と連携して教育支援センターの機能強化を推進します。さらに、心の教育センターによる取組をこれまで以上に強化し、学校、教育支援センター、心の教育センターの三層構造での重層的な支援を推進します。

横断的取組 2 学校における働き方改革の推進

「子どものために」という強い使命感や責任感から、学習指導のみならず、児童生徒に関わるあらゆる業務に献身的に対応する中で、年々学校や教員の役割が増大してきました。また、大量退職に伴う若年教員の採用、学習指導要領改訂に伴う総授業時数や部活動の指導時間の増加により、教員の長時間勤務が常態化しています。

文部科学省が行った教員勤務実態調査（平成 28 年度）でも看過できない勤務実態が明らかとなり、子どもたちに対して効果的な教育活動を行っていくためにも教員の働き方改革が必要となっています。

この間、本県においても労働法制全体の動きを踏まえ、正規の勤務時間以外の時間における上限の目安時間を国に準じた「月 45 時間、年間 360 時間」等と定める指針を策定し、教育職員の在校等時間の管理、業務の役割分担と適正化、必要な執務環境の整備など、働き方改革に向けたさまざまな取組を推進してきました。しかしながら、令和 3 年度において時間外在校等時間[※]が 45 時間を超えた教員の割合は、小学校で 70.3%、中学校で 82.9%、義務教育学校で 81.8%、県立学校では 23.5%となっており、時間外勤務の削減が十分に進んでいるとは言い難い状況にあります。

このように、依然として長時間勤務の状況にあることから、今後も「学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革」、「業務の効率化・削減」、「専門スタッフ・外部人材の活用」という 3 つの観点のもと、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるよう、市町村教育委員会や学校等と連携しながら、学校における働き方改革の取組を推進します。

※時間外在校等時間：在校時間に、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している校外での時間を加えた「在校等時間」から、所定の勤務時間を除いた時間数。上記の率は、校務支援員配置の小学校 47 校、中学校 18 校、義務教育学校 1 校及び全県立学校の令和 3 年 4 月から令和 4 年 1 月までの実績。

基本理念（目指すべき人間像）の実現に向けた施策の体系図

基本理念

学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち

郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

子どもの成長

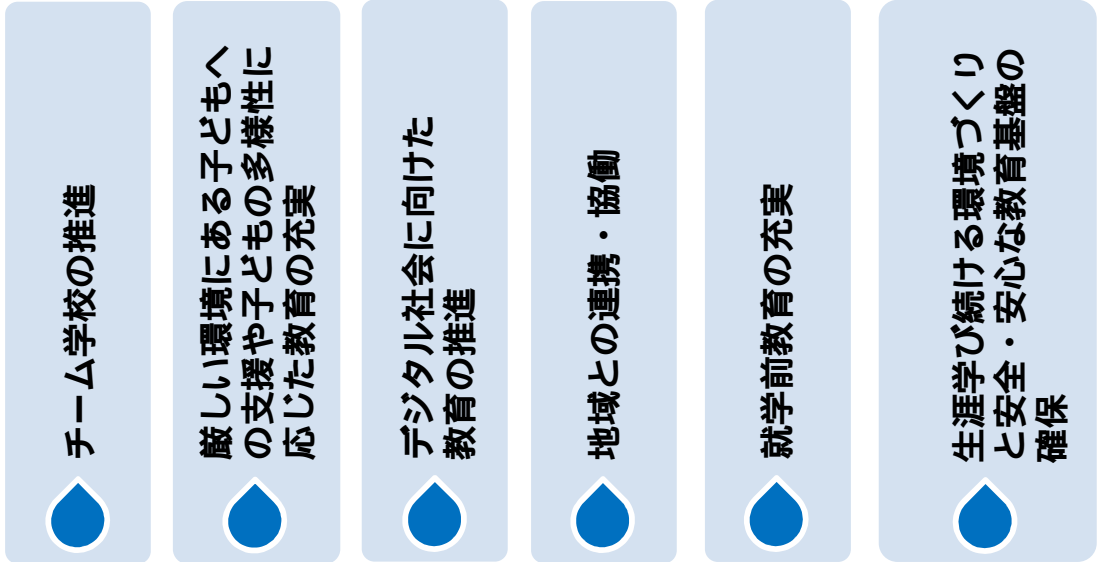
学びに向かう力
 思考力・判断力・表現力
 知識・技能
知の分野

他者と協働する力
 自己肯定感・規範意識
徳の分野

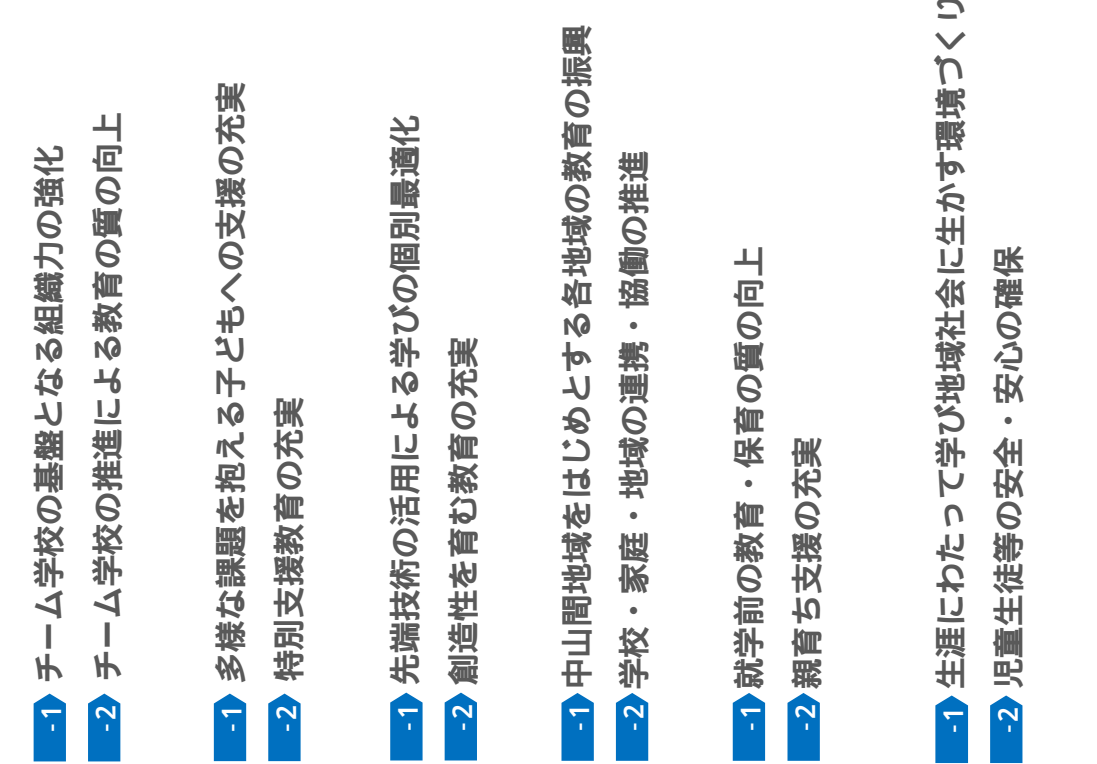
基本的な生活習慣
 健やかな体力
体の分野

知・徳・体の調和のとれた生きる力

6つの基本方針



6つの基本方針の実現に向けた施策群



6つの基本方針に関わる横断的な取組

- 1 不登校への総合的な対応
- 2 学校における働き方改革の推進

第5章 基本方針ごとの施策

基本方針Ⅰ-1 チーム学校の基盤となる組織力の強化

全ての学校において、校長のリーダーシップのもとで教育目標の実現や課題の解決を図るための組織マネジメントが効果的・効率的に推進される組織体制を確立します。そのうえで、授業力の向上や生徒指導の充実等を目指して教員同士が主体的に学び合い指導力を高め合うとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用しながら、組織的・協働的に取組を進める「チーム学校」としての体制をさらに強化します。

対策Ⅰ-1-(1) 学校の組織マネジメント力を強化する仕組みの構築

【現状・課題】

- ・学校経営計画に基づき組織的に取り組むことへの意識は高まってきたものの、PDCAサイクルによる取組の進捗管理や検証・改善の内容の質には、まだ課題がみられます。

【対策のポイント】

- ・各学校において、校長を中心とした組織マネジメントが効果的・効率的に行われるよう、学校組織の在り方検討委員会の報告（令和2年1月）も踏まえ、管理職等を対象とした研修の充実を図るとともに、各学校への訪問指導等により、学校経営計画に基づく実践を支援します。

【主な取組】

- ①管理職の組織マネジメント力を高めていくため、主幹教諭から校長までを対象とする、学校組織マネジメントと人材育成を柱とした体系的な研修プログラムの充実を図ります。また、中堅層の教職員を対象に、現代的な教育課題やリーダーシップに関する研修を実施し、マネジメント力を有するミドルリーダーを計画的に育成します。

＜具体的な事業＞ No.1 管理職等育成プログラム

- ②全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性をあわせて取り組むため、教職員が参画して学校経営計画を策定し、PDCAサイクルを回しながら「チーム学校」として組織的に学校運営を行っていきます。こうした取組を支援するため、小・中学校に対しては各教育事務所の「小学校教科担任制・組織力向上アドバイザー」が、また、県立学校に対しては、アドバイザーや指導主事等で構成する「学校支援チーム」が学校を訪問し、学校経営や授業改善に関して管理職への具体的な指導・助言を行います。

＜具体的な事業＞ No.2 学校経営を基盤とした組織力の強化

No.3 マネジメント力強化事業(学校経営計画の充実)

- ③各市町村教育委員会における学校事務の共同実施組織を拡充し、教員への支援機能を一層強化するとともに、事務職員の異動を活性化することにより、配置された事務職員が組織的な意思決定、事務処理の手法等を学べる機会を増やします。また、公立学校事務職員の職務内容を明確化し、その専門性を生かして主体的・積極的に学校経営に参画できる体制づくりを進めるとともに、事務職員の資質・能力の向上に資する研修の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ No.4 学校事務体制の強化

④学校における働き方改革を進めるうえで組織マネジメント力の向上を図るため、管理職等を対象とした研修の実施や、他の自治体等の好事例の周知などを行います。あわせて、市町村教育委員会や学校の取組の進捗管理を行い、各学校における勤務時間管理の徹底を図るとともに、定時退校日の設定などの取組を促進します。

＜具体的な事業＞ No.5 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革

⑤個々の児童生徒への指導・支援の充実に向けた学校組織体制の改善・強化を図るとともに、ウィズコロナ・アフターコロナにおける「学校の新しい学習スタイル」を支えるきめ細かな指導を行っていくため、小学校全ての学年を35人以下の少人数学級とします。また、中学校においても少人数学級編制を拡充するなど効果的・効率的な教職員の配置に取り組み、引き続き、国に対して教職員定数の改善・充実を提言します。

＜具体的な事業＞ No.5 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革

⑥学校現場の負担軽減のため、県教育委員会の調査や照会、事業、研修等について精選を行い、削減や簡素化を図るとともに、各学校における行事や業務の見直しに向けた取組に関し、先進的な事例の情報提供などの支援を行います。また、校務支援システムをはじめとするデジタル技術の活用により、業務の効率化を進めます。

＜具体的な事業＞ No.6 業務の効率化・削減

【対策の指標】

対策Ⅰ-1-(1)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立している小・中学校の割合 (「よくしている」と回答した学校の割合)	・小:20.9% ・中:31.4% (R3 国調査)	全国平均 ・小:31.1% ・中:29.8% (R3 国調査)	・小:40%以上 ・中:40%以上 かつ全国平均以上
学校経営計画の年度末評価結果がB(目標を概ね達成)以上の高等学校の割合	94.4% (R3 県調査)	86.2% (R2 県調査)	100%

対策Ⅰ-1-(2)

教員同士が学び合い高め合う仕組みの構築

【現状・課題】

- ・学校経営計画等に基づき、学校運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、組織的に取り組む体制が定着しつつあります。
- ・複数の教員が学年をまたがり同じ教科を担当する「教科のタテ持ち」や、小規模校における教科の枠を越えて教員同士が学び合う「教科間連携」を導入してきた中学校では、日常的なOJTが活性化し、組織的な授業改善や授業力向上のための取組が進んでいるものの、質の面では学校により差がみられます。
- ・小学校では、組織的・協働的な学校づくりに向けた取組が各学校に任されており、組織的なOJT機能が弱い学校がみられます。
- ・小学校高学年を中心に教科担任制の導入を進めるうえで、教員の専門性向上と小中連携の強化が必要です。
- ・県立学校では、主幹教諭の配置により円滑な組織運営につながっていますが、人材育成の面では十分な成果が得られていません。

【対策のポイント】

- ・全ての学校において、学校種や学校規模に応じたOJTの仕組みを構築することにより、教員の資質・指導力の向上や授業改善等に向けた各学校の組織的・協働的な取組を推進します。

【主な取組】

- ①全ての小学校において、義務教育9年間を見通して学校の規模に応じた教科担任制を導入し、中学校との連携によるきめ細かな指導や授業を推進します。
 <具体的な事業> No.2 学校経営を基盤とした組織力の強化
- ②全ての中学校において、学校規模や教員の配置に応じて「教科のタテ持ち」や「教科間連携」、あるいは、その両方を組み合わせた取組を実施し、教員同士の学び合いによる組織的・協働的な授業改善等の取組を推進します。
 <具体的な事業> No.2 学校経営を基盤とした組織力の強化
- ③小・中学校における小中連携や学力向上等の取組の質の向上を図るため、各教育事務所に配置した「小学校教科担任制・組織力向上アドバイザー」が学校を訪問し、管理職に具体的な指導・助言を行います。
 <具体的な事業> No.2 学校経営を基盤とした組織力の強化
- ④小・中学校において、若年教員をはじめとする教員の資質・指導力の向上を図るため、経験豊富な教員がメンター（助言者）として若年教員の学級経営、授業づくり等について指導・助言しながらチームで学び合う「メンター制」の取組を推進します。

- ⑤高等学校、特別支援学校において、校長を中心とした組織マネジメント力のさらなる強化に向けて、主幹教諭の配置を拡充するとともに、主幹教諭を総括育成担当者として位置付け、若年教員の指導に携わる仕組みを確立します。

＜具体的な事業＞ No.7 主幹教諭の配置拡充

【対策の指標】

対策Ⅰ-1-(2)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
学習指導と学習評価の計画の作成に当たり教職員同士が協力している小・中学校の割合（「よくしている」と回答した学校の割合）	・小：24.6% ・中：42.9% (R3 国調査)	全国平均 ・小：41.5% ・中：42.9% (R3 国調査)	・小：50%以上 ・中：50%以上 かつ全国平均以上
主幹教諭等を中心に教員同士が学び合う仕組みが構築できている高等学校の割合	86.0% (R3 県調査)	83.3% (R2 県調査)	100%

対策Ⅰ-1-(3) 地域との連携・協働の推進

【現状・課題】

- ・地域学校協働本部やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等の設置・導入が着実に進む中、保護者や地域の方が学校のさまざまな活動に参画する割合は増加しており、大人と子どもたちとの交流が地域の活性化につながる事例もみられます。
- ・子どもたちに関わる課題が多様化・複雑化する中、学校だけの対応には限界があり、地域ぐるみで子どもを見守り育てていく体制の一層の充実が求められます。

【対策のポイント】

- ・学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進するとともに、幅広い地域住民等の参画を得て地域全体で子どもを見守り育てる取組を進めます。

【主な取組】

- ①「地域とともにある学校づくり」に向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を促進するため、未導入の市町村や学校への周知・啓発及び導入に向けた支援を積極的に行います。

＜具体的な事業＞ No.8 コミュニティ・スクールの推進

- ②学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる地域学校協働本部の取組を推進し、地域住民等の参画によるさまざまな地域学校協働活動を支援します。

【後掲 P79】

＜具体的な事業＞ No.88 地域学校協働活動推進事業

③地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体的な推進に向け、制度理解や機能強化などの促進を図る研修会を行います。【後掲 P80】

<具体的な事業> No.88 地域学校協働活動推進事業

<具体的な事業> No.8 コミュニティ・スクールの推進

【対策の指標】

対策Ⅰ-1-(3)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
コミュニティ・スクールを導入している小・中・高等・特別支援学校の割合	・小・中: 38.3% ・高: 25.7% ・特: 100% (R3 県調査)	全国導入率 33.3% (R3 国調査)	100%
地域学校協働本部の設置率(小・中学校)【後掲】	95.7% (R3 県調査)	全国平均 65.1% (R3 国調査)	100%
保護者や地域の方が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合(「よく参加している」と回答した割合)	・小: 44.9% ・中: 24.8% (R3 国調査)	全国平均 ・小: 54.2% ・中: 30.0% (R3 国調査)	・小: 70%以上 ・中: 50%以上 かつ全国平均以上

対策Ⅰ-1-(4)

外部・専門人材の活用の拡充

【現状・課題】

・学校が抱える課題や教育に対するニーズが多様化するとともに、教員が対応する業務が多岐にわたり、多忙化が指摘されている中で、児童生徒一人一人に対して効果的な支援を行うためには、学校外の専門人材を活用しながら「チーム学校」として組織的に取り組んでいく必要があります。

【対策のポイント】

・学校全体の教育力を高め、児童生徒を取り巻くさまざまな教育課題に対応するため、多様な人材の参画による、それぞれの専門性を生かした支援体制を構築します。

【主な取組】

①相談支援体制の充実・強化を図るため、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ったスクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置し、効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置を進めます。また、課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、市町村の教育支援センターにおいてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが積極的に働きかけを行うアウトリーチ型の支援活動体制を整備します。【後掲 P60】

<具体的な事業> No.55 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業

②市町村や小・中学校が放課後等の補充学習を計画的に実施できるよう、「放課後等学習支援員」の配置に対する支援を行います。

＜具体的な事業＞ No.9 放課後等における学習支援事業

③高等学校等における生徒の学力の状況に応じたきめ細かな学習指導・支援を充実させるため、地域の人材や大学生等による「学習支援員」を配置し、放課後補習や授業支援の充実・強化を図ります。【後掲 P46】

＜具体的な事業＞ No.22 学習支援員事業

④各学校における部活動の指導の充実を図るとともに、教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒と向き合う時間を確保するため、専門的な指導ができる「部活動支援員」の派遣や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な「部活動指導員」の配置を進めます。また、文部科学省が示す「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に基づき、地域運動部活動などの取組を進めます。【後掲 P56】

＜具体的な事業＞ No.49 運動部活動指導員配置事業

No.50 文化部活動指導員・支援員の活用

No.48 運動部活動の運営の適正化

⑤教員の専門性を必要としない業務に従事する「校務支援員」の配置を拡充し、業務負担の軽減を図ることで、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、学校教育活動の充実につなげます。

＜具体的な事業＞ No.10 校務支援員(スクール・サポート・スタッフ)配置事業

⑥いじめをはじめとする生徒指導上の問題について、法律の専門家である弁護士(スクールロイヤー)を学校等に派遣し、その専門的知識・経験をもとに、法的側面から学校を支援する体制を整えます。

＜具体的な事業＞ No.42 いじめ防止対策等総合推進事業

【対策の指標】

対策 I-1-(4)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
校内支援会において専門家の見立てをもとに支援方法等が決定されている学校の割合【後掲】	・小:98.9% ・中:99.0% ・高:97.3% (R3 県調査)	・小:98.4% ・中:99.1% ・高:94.4% (R2 県調査)	・小:100% ・中:100% ・高:100%
放課後等における学習支援の実施校率【後掲】	・小・中:98.9% ・高:100% ※高は 31 校対象 (R3 県調査)	・小・中:98.3% ・高:90.3% ※高は 31 校対象 (R2 県調査)	・小・中:100% ・高:100%
運動部活動指導員を配置した学校において運動部活動指導員が単独で指導した部活動時間の割合 ※運動部活動指導員の配置上限:11h/週	・高:45.1% (R3.9 月現在)	・高:43.2% (R2 県調査)	・高:80%以上
校務支援員配置校における教員の時間外在校等時間の削減率(配置の前年度から令和5年度までの期間の対前年度比)の平均が3%以上の学校の割合	・小:73.9% ・中:63.6% (休校期間の 4, 5 月を除く 6~1 月において比較) ※R2 コロナ対応追加配置 25 校 + R3 新規配置校 7 校を除く (R3 県調査)	・小:57.9% ・中:66.7% ※R2 新規配置校 7 校を除く (R2 県調査)	・小:100% ・中:100%

対策 I-1-(5)

質の高い教員の確保・育成

【現状・課題】

- ・教員の大量退職・大量採用時代を迎える中で、近年、民間企業等の採用状況が好転していることや、多忙化への敬遠などから教員志望者が減少傾向にあり、全国的に教員採用候補者選考審査における受審者の確保が困難な状況にあります。
- ・経験の浅い若年教員の比率が急激に高まっている中、将来にわたり本県の教育水準を高めていくためにも、若年教員の資質・指導力の向上は必要不可欠です。

【対策のポイント】

- ・教員採用候補者選考審査の実施方法や広報の工夫、資質・指導力の向上に向けた採用前後の研修の充実など、質の高い教員の確保・育成のための取組を推進します。
- ・若年教員の学級経営、授業づくり等について経験豊富な教員が指導・助言しながらチームで学び合う「メンター制」等を活用して、若年教員をはじめとする教員の資質・指導力の向上を図ります。

【主な取組】

- ①本県が求める資質や能力を有する教員の確保に向け、教員採用候補者選考審査の受審者を増やすため、審査の実施時期や方法について工夫を行うとともに、県外での説明会等の開催など、積極的に広報活動を行います。

＜具体的な事業＞ No.11 大量採用時代を見据えた教員の確保

- ②早期から教育公務員としての意識を醸成し授業づくりの基本を徹底するため、教員採用候補者への講座を実施します。また、臨時的任用教員等を対象とした研修機会の充実を図ります。

＜具体的な事業＞ No.12 採用候補者への啓発(採用前研修)

- ③若年教員の実践的指導力を育成するため、初任者から採用3年目までの若年前期に集中して研修を実施します。また、学校組織の一員としての自覚を促し、組織運営に参加できるよう、学校組織マネジメントに関する研修内容の充実を図ります。あわせて、初任者の指導やメンター制における校内支援体制を充実させるため、若年教員を校内で指導する教員等の指導力向上を図る研修を実施します。

＜具体的な事業＞ No.13 若年教員育成プログラム

- ④中堅教員の実践的指導力及びチームマネジメント力の向上を図るため、主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりや、ミドルリーダーとしての意識を高める研修を実施します。

＜具体的な事業＞ No.14 中堅教諭等資質向上研修

- ⑤学校の力をもう一段高めるため、高知大学教職大学院や国が実施する中央研修等に現職教員を計画的に派遣することにより、本県の教育課題の解決に向けた取組を先導できる中核教員の育成を図ります。

＜具体的な事業＞ No.15 大学等との連携の強化(高知大学教職大学院との連携)

No.16 学校の力を高める中核人材育成事業

【対策の指標】

対策Ⅰ-1-(5)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
高知県公立学校教員採用候補者選考審査における採用予定数の充足率(採用数/採用予定数)及び採用倍率(受審者数/採用数)	[採用充足率] ・小: 82% ・中: 118% ・高: 124% [採用倍率] ・小: 9.5倍 ・中: 8.6倍 ・高: 8.8倍 (R3県調査)	[採用充足率] ・小: 117% ・中: 119% ・高: 113% [採用倍率] ・小: 7.1倍 ・中: 9.5倍 ・高: 9.6倍 (R2県調査)	[採用充足率] ・小: 100%以上 ・中: 100%以上 ・高: 100%以上 [採用倍率] ・小: 3.0倍以上 ・中: 3.0倍以上 ・高: 3.0倍以上
「高知県教員育成指標」で求められる資質・能力を身につけるための「自己の達成規準」の達成状況	・自己評価: 3.1 ・校長評価: 3.3 ※3年経験者研修 (R3県調査)	・自己評価: 3.1 ・校長評価: 3.2 ※3年経験者研修 (R2県調査)	・自己評価: 3.1以上 ・校長評価: 3.1以上 ※4段階評価

基本方針 -2 チーム学校の推進による教育の質の向上

児童生徒に知・徳・体の調和のとれた生きる力を育むために、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、自ら課題を見出し、その解決に向けて主体的・協働的に物事の本質を探究する授業づくりを組織的に推進します。

また、不登校やいじめといった生徒指導上の諸課題の予防・解決を目指して、児童生徒の規範意識の向上や自尊感情の醸成、社会性の育成等を図るため、道徳教育やキャリア教育、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりなどの取組を「チーム学校」として組織的に推進します。

対策 -2-(1) 教員の教科等指導力の向上<小・中学校>

【現状・課題】

- ・学習指導要領に沿った研修等の実施により、教員の学習指導要領の趣旨理解は進んできているものの、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善はまだ十分とは言えません。

【対策のポイント】

- ・教員主導の授業から児童生徒が能動的に授業に臨む授業へと改善を図り、主体的・対話的で深い学びを実現するため、教員が「いつでも・どこでも」学べる機会を数多く設け、目指す授業の具体の姿を共有するなど、学校全体で組織的に教科指導力の向上を図る取組を推進します。

【主な取組】

小・中学校における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習・指導方法の改善、カリキュラム・マネジメントの充実、ICTを効果的に活用した授業の推進を図るため、国語や算数・数学をはじめとする各教科と複式の授業について、主体的・協働的に授業づくりのプロセスを学ぶことができる「授業づくり講座」を実施し、教員が自ら学び続け、ともに高め合い、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを推進します。

<具体的な事業> No,17 「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト

児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、拠点となる学校を設け、言語活動を中心とした授業モデルを発信します。あわせて、教員の英語力を高める研修の実施や1人1台タブレット端末による英語教育用教材の活用等により、授業の改善を推進します。さらに、ICTを活用した授業と家庭学習のサイクル化を通じて、英語教育の強化を図ります。

<具体的な事業> No,18 英語教育強化プロジェクト

教員の理科の指導力向上を図るため、各地域において授業改善等の取組を推進する中核教員を大学との連携により養成・育成するとともに、実践交流や研修の機会を設けることにより、その活動を支援します。

<具体的な事業> No,19 理科教育推進プロジェクト

県内の児童生徒の約半数が在籍する高知市の小・中学校の学力向上の取組を推進するため、高知市の「学力向上推進室」に県から指導主事等を派遣するとともに、県と市の教育委員会が定期的に情報共有や協議を行う場を設け、高知市内の小・中学校に対する訪問指導体制の充実・強化を図ります。

< 具体的な事業 > No.20 学力向上に向けた高知市との連携

【対策の指標】

対策 -2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をした学校の割合(「よく行った」と回答した学校の割合)	・小: 17.6% ・中: 25.7% (R3 国調査)	全国平均 ・小: 21.2% ・中: 19.6% (R3 国調査)	・小: 50%以上 ・中: 50%以上 かつ全国平均以上
授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができていると思うと回答した児童生徒の割合(「当てはまる」と回答した割合)	・小: 34.6% ・中: 38.1% (R3 国調査)	全国平均 ・小: 30.3% ・中: 33.5% (R3 国調査)	・小: 50%以上 ・中: 50%以上 かつ全国平均以上
話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思うと回答した児童生徒の割合(「当てはまる」と回答した割合)	・小: 35.4% ・中: 37.7% (R3 国調査)	全国平均 ・小: 33.0% ・中: 33.9% (R3 国調査)	・小: 50%以上 ・中: 50%以上 かつ全国平均以上

対策 -2-(2)

基礎学力定着に向けた取組の充実 < 高等学校 >

【現状・課題】

- ・これまでの取組により、各学校における組織的な授業改善が進み、基礎学力の定着に課題のある生徒の割合の減少につながっているものの、義務教育段階の学習内容が十分に定着しないまま入学し、高校1年生で学ぶ基礎的な学習内容が理解できずに進級している生徒が一定数います。
- ・生徒の学習意欲を喚起し、可能性と能力を最大限に伸ばすため、新学習指導要領に沿った授業改革やデジタル技術を効果的に活用した学習の実践が必要です。

【対策のポイント】

- ・新しい時代に対応した学びの実践に向けて、新学習指導要領に基づく授業改革を進めます。
- ・生徒の学力状況に応じたきめ細かな指導を通じて学力の向上を図るため、カリキュラムの見直しや効果的な教材の活用を推進するとともに、アドバイザーや指導主事等で構成する「学校支援チーム」の活動を強化し、授業改善を図っていきます。

【主な取組】

各学校において、全国的に導入されている「高校生のための学びの基礎診断」等を活用して生徒の基礎学力の定着度合を測り、その結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進します。あわせて、「学校支援チーム」による各学校への訪問・支援を強化し、教科会の充実等により組織的な授業改善の取組がさらに広がるよう教員の意識改革を促進します。

<具体的な事業> No,21 学力向上推進事業

実践研究校の教科会や学習評価研究員（教員代表と指導主事）等を中心に、新学習指導要領に基づく「指導と評価の一体化」に係る研究を進め、学習評価ポイント等を示した県版参考資料を作成し、効果的な活用を図ります【後掲 P47】

<具体的な事業> No,24 授業改善と指導力向上事業

高等学校等における生徒の学力の状況に応じたきめ細かな学習指導・支援を充実させるため、地域の人材や大学生等による「学習支援員」を配置し、放課後補習や授業支援の充実・強化を図ります。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習ができる教材の活用を促進します。

<具体的な事業> No,22 学習支援員事業

【対策の指標】

対策 -2-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
学校経営計画における、授業改善が図られている教員の割合	91.5% (R3 県調査)	83.8% (R2 県調査)	100%

対策 -2-(3)

多様な学力・進路希望に対応した指導の充実<高等学校>

【現状・課題】

- ・高等学校に入学する生徒の学力や進路希望が多様化する中、就職や進学を希望する生徒一人一人に応じたきめ細かな指導が求められます。

【対策のポイント】

- ・生徒の学習意欲を高め、進路の実現に向けた学力の向上を図るとともに、進学や就職を希望する生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

【主な取組】

生徒の将来の進路実現の可能性を広げるために、希望する職業に必要な専門的な知識・技能を身につけられるよう、講師の派遣や適切な教材の提供などを通して資格取得を支援します。

<具体的な事業> No,23 21 ハイスクールプラン

大学進学を希望する生徒への指導の充実を図るため、指導力に定評のある県外の教員や学習塾の講師を招へいし、模範授業や研究協議の実施などにより、本県教員の教科指導力や進学に関する指導力の向上を図ります。

<具体的な事業> No,24 授業改善と指導力向上事業

実践研究校の教科会や学習評価研究員（教員代表と指導主事）等を中心に、新学習指導要領に基づく「指導と評価の一体化」に係る研究を進め、高等学校における「新たな学び」に向けた授業改革に取り組みます。また、生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図るため、1人1台タブレット端末やデジタルドリルを効果的に活用した授業づくりを推進します。

<具体的な事業> No,24 授業改善と指導力向上事業

就職を希望する生徒への支援の充実を図るため、卒業生の就職状況の情報収集や分析を行うとともに、就職アドバイザーを配置し、求人開拓や就職に関する個別支援を行います。

<具体的な事業> No,25 就職支援対策事業

グローバルな視点を持って地域の将来や産業振興を担う人材を育成するため、指定校を中心に探究型学習と英語教育を組み合わせたグローバル教育を推進します。特に高知国際中学校・高等学校では、論理的思考力、判断力、表現力等を育成する国際基準の教育プログラムである「国際バカロレア」の取組を実践します。また、これらの手法や取組成果を普及させるとともに、国際交流を含む多様な価値観に触れる活動を推進することなどを通して、県内で広くグローバル教育の充実を図ります。

<具体的な事業> No,26 グローバル教育推進事業

高知県産業教育審議会からの答申に基づき、これからのデジタル社会に対応した産業教育の充実を図り、生徒の資質・能力の育成、教員の指導力向上、関係機関との連携、専門高校の魅力化などに取り組みます。

<具体的な事業> No,27 産業教育指導力向上事業

【対策の指標】

対策 -2-(3)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
公立高校卒業生に占める国公立大学現役進学者の割合	13.5% (R2 年度卒)	12.1% (R1 年度卒)	15%以上
公立高校卒業生の就職内定率(全・定・通)	99.1% (R2 年度卒) 96.9% (R4.2 月末)	99.2% (R1 年度卒)	99%以上

対策 -2-(4) 規範意識や自尊感情など豊かな心を育む取組の充実

【現状・課題】

- ・近年高まりがみられた児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）が低下傾向にあり、特に小学校において、その傾向が顕著となっています。コロナ禍で学校行事等さまざまな活動が制約され、自分のよさを自覚したり認められたりする機会が少なくなっていることも影響していると考えられます。
- ・不登校や暴力行為、高等学校における中途退学が依然として全国平均を上回る状況にあります。こうした生徒指導上の諸課題の改善には、児童生徒が人権感覚を身につけたり、共感的な人間関係の中で自分を肯定的に捉えたりすることを通じて、規範意識や自尊感情を育ていくことが重要です。

【対策のポイント】

- ・各学校において、全ての教育活動を通じて、道徳教育や一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組を組織的に推進することにより、児童生徒の規範意識等の向上や自尊感情の醸成を図ります。

【主な取組】

児童生徒の道徳性を育むため、全ての小・中学校において「考え、議論する道徳」が実践されるよう、授業の質的転換を図る研修を行います。また、参観日等における道徳授業の公開や副読本の家庭での活用など、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育を推進する取組の充実を図ります。

< 具体的な事業 > No.28 道徳教育協働推進プラン

一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、「高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）」に基づき、人権教育主任のマネジメント力や教職員の人権感覚の向上を図るための研修を実施するほか、指定校における実践成果の普及等の取組を推進することにより、教育活動全体を通じた人権教育の充実を図ります。

< 具体的な事業 > No.29 人権教育推進事業

地域全体の子どもたちの自尊感情や自己有用感を育むとともに、人権感覚や社会性、規範意識を醸成するため、モデル地域の教育委員会に「統括推進リーダー」を配置し、保幼小中の連携・接続を強化した取組や、学校と児童福祉部署との連携による取組などを総合的に推進します。

< 具体的な事業 > No,30 保幼小中連携モデル地域実践研究事業

【対策の指標】

対策 -2-(4)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
「特別の教科 道徳」において、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合）	・小：52.0% ・中：55.1% (R3 国調査)	全国平均 ・小：45.6% ・中：48.8% (R3 国調査)	・小：60%以上 ・中：60%以上 かつ全国平均以上
個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を年間計画に位置付け、実施している学校の割合	・小：59.9% ・中：61.2% ・高：66.0% (R3 県調査)	・小：55.8% ・中：69.4% ・高：59.2% (R2 県調査)	・小：100% ・中：100% ・高：100%

対策 -2-(5)

目的意識の醸成や社会性の育成に向けた取組の充実

【現状・課題】

- ・児童生徒が主体的に学習に取り組む態度を養うためには、児童生徒自身が自分の将来や学ぶことの意義について考える場面や、知的好奇心・探究心をもって主体的・協働的に問題を解決するような学習活動を多く取り入れることが重要です。
- ・社会生活を営むうえで基礎となる能力や態度が十分身につかないまま高等学校を卒業する生徒が一定数います。
- ・成年年齢の引下げに伴い、生徒の社会参画に向けた教育の充実が必要です。

【対策のポイント】

- ・児童生徒の目的意識の醸成や社会性の育成に向けて、小・中・高等学校を通じたキャリア教育やグローバル教育、探究的な学習活動のさらなる充実を図ります。

【主な取組】

社会人・職業人として自立するために必要な資質・能力を育むキャリア教育のさらなる充実を図るため、小・中・高等学校を通じて、児童生徒が自身の学びを記録し、自己の成長を実感しながら自己実現につなげる「キャリア・パスポート」の活用を推進するとともに、副読本の活用や研修会の実施により、教員の指導力の向上を図ります。

< 具体的な事業 > No,31 キャリア教育強化プラン

高等学校において、生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力（キャリアデザイン力）を育成するため、大学や企業と連携・協働し、職場体験や大学・企業見学等の機会の充実を図ります。

<具体的な事業> No.32 キャリアアップ事業

地域と学校が協働して地域の課題解決を探究的に行う「地域協働学習」や、関係機関との連携による主権者教育、消費者教育等を推進することにより、生徒の社会的自立や主体的に社会に参画する態度の育成を図ります。

<具体的な事業> No.33 生徒の社会的自立・社会参画のための支援の充実
(地域協働学習、主権者教育・消費者教育)

社会で人と人との関わりながら生きていくために欠かせないスキルを生徒に身につけさせるため、より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動や、自己管理能力等を育成する「学習記録ノート」を活用した取組などを推進します。

<具体的な事業> No.34 ソーシャルスキルアップ事業

持続可能な社会の創り手となる子どもたちの資質・能力を育成するため、本県の特徴を生かした体系的な環境教育を就学前・小・中・高等学校等において推進するとともに、環境教育に係る教員の指導力向上や学習機会の充実を図ります。

<具体的な事業> No.35 学びをつなげる環境教育の推進
No.101 学びを支える自然体験活動の推進

グローバル社会の中で、さまざまな課題の解決を目指し、文化や言語の異なる人々と協働できるコミュニケーション能力を児童生徒が身につけられるよう、全ての小・中・高等学校等において、探究的な学びや国際理解・国際親善教育を推進します。また、共生社会の実現に向けて、外国人児童生徒等の教育の充実を図るため、「高知県日本語教育基本方針」に基づく取組を推進します。

<具体的な事業> No.36 グローバルな視点での教育の推進
(学習指導要領に基づく国際理解・国際親善教育の推進)
No.18 英語教育強化プロジェクト
No.24 授業改善と指導力向上事業
No.37 外国人児童生徒等に対する日本語教育の推進

グローバルな視点を持って地域の将来や産業振興を担う人材を育成するため、指定校を中心に探究型学習と英語教育を組み合わせたグローバル教育を推進します。特に高知国際中学校・高等学校では、論理的思考力、判断力、表現力等を育成する国際基準の教育プログラムである「国際バカロレア」の取組を実践します。また、これらの手法や取組成果を普及させるとともに、国際交流を含む多様な価値観に触れる活動を推進することなどを通して、県内で広くグローバル教育の充実を図ります。【再掲 P47】

<具体的な事業> No.26 グローバル教育推進事業

【対策の指標】

対策 -2-(5)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
キャリア・パスポート(キャリアシート)を活用している学校の割合	・小・中:100% ・高:100% (R3 県調査)	・小・中:100% ・高:100% (R2 県調査)	100%
公立高校卒業後、就職した生徒の就職後 1 年目の離職率	12.2% (R2.3 月卒)	11.3% (H31.3 月卒)	10%以下
3 年生 4 月の進路希望未定の生徒の割合	3.5% (R3.4 月)	4.5% (R2.5 月)	3%以下
本県の特徴などを生かした環境教育に関する取組を実践している学校等の割合	100%	100%	100%

対策 -2-(6)	生徒指導上の諸課題への組織的な対応・支援の強化
------------------	--------------------------------

【現状・課題】

- ・各学校においては、不登校やいじめなど生徒指導上の諸課題への対応を図るため、校内支援会等が組織的に行われるようになってきましたが、未然防止の観点で組織的・計画的に取組を進めていくことについては弱さがみられます。
- ・児童生徒の言動等の変化に教職員が気付けないことや、気付いていても組織で共有できずに対応が遅れてしまうことにより、問題が深刻化する場合があります。
- ・校務支援システム等を活用することにより、生徒指導上の諸課題への初期対応が効果的に実施できるようになってきましたが、まだ十分に活用できていない学校もあります。

【対策のポイント】

- ・保幼小中高の連携による情報共有の強化や、開発的な生徒指導の推進など、生徒指導上の諸課題の未然防止に向けた組織的な取組を推進します。また、デジタル技術を効果的に活用し、初期の段階から児童生徒の情報を共有するとともに、校内支援会を中心とした組織的な対応を強化することにより、不登校や問題行動の早期発見・早期対応の徹底を図ります。
- ・いじめの事案に対し、「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、チーム学校として迅速な対応ができる体制を整えるとともに、関係機関との連携によるきめ細かな支援を徹底します。

【主な取組】

小・中学校の指定校において、開発的な生徒指導（子どもたちに内在する力や可能性を引き出す生徒指導）に組織的に取り組む実践研究を推進するとともに、生徒指導主事（担当者）の研修会等を通してその成果を県内全域に普及し、各学校での実践につなげます。

<具体的な事業> No.38 高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

管理職や関係教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で組織する校内支援会を定期的に開催し、児童生徒ごとの状況を判断するとともに、専門的な助言を取り入れた具体的な手立てを策定・共有し、組織として対応を行うことを徹底します。

<具体的な事業> No,39 校内支援会サポート事業

生徒指導が未然防止、早期発見、早期対応等のそれぞれの場面において組織的に推進されるよう、各小・中・高等学校の生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上を図るための研修を実施します。

<具体的な事業> No,40 生徒指導主事会(担当者会)

児童生徒の状況に応じた切れ目のない適切な支援が行われるよう、小・中・高等学校の生徒指導主事（担当者）や養護教諭等が連携し、入学生情報を共有することや、個別の支援シート等を引き継ぐことにより、保幼小中高間の抜かりない情報共有と連続性のあるチーム支援を実施します。

<具体的な事業> No,40 生徒指導主事会(担当者会)

No,53 特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)

各小・中学校の不登校担当者（特に不登校の出現率の高い学校には不登校担当教員を加配）が中心となり、校務支援システムや学習支援プラットフォームの「きもちメーター」等も活用して早期発見・早期対応の組織的な取組を推進し、新規不登校の抑制につなげます。また、県教育委員会の「不登校対策チーム」が不登校担当教員配置校を定期的に訪問し、具体的な指導・助言を行います。

<具体的な事業> No,41 不登校担当教員配置校サポート事業

No,79 校務支援システムの導入・活用促進

No,73 学習支援プラットフォームの活用促進

各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校内のいじめ対策組織を中心とした、いじめ防止、早期発見・早期対応の取組の徹底を図ります。また、県民総ぐるみでいじめ防止等の取組を推進するために作成した「『高知家』いじめ予防等プログラム」の活用により、学校や保護者、地域、関係機関が連携した取組の充実を図ります。

<具体的な事業> No,42 いじめ防止対策等総合推進事業

【対策の指標】

対策 -2-(6)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
開発的な生徒指導(生徒指導の3機能)を進めることにより、「学校に行くのは楽しい」(小・中学校)、「学校生活は充実している」(高等学校)と肯定的に回答した児童生徒の割合	・小:83.3% ・中:79.9% (R3 国調査) ・高:87.8% (R3 県調査)	全国平均 ・小:83.4% ・中:81.1% (R3 国調査) ・高:87.6% (R2 県調査)	・小:90%以上 ・中:85%以上 ・高:90%以上
「『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した研修等を教職員、保護者、地域の方々に対して実施した学校の割合	・教職員対象:94.4% ・保護者・地域対象: :87.9% (R3 県調査)	・教職員対象:96.4% ・保護者・地域対象: :89.8% (R2 県調査)	・教職員対象:100% ・保護者・地域対象: 90%以上
校内支援会において、専門家の見立てをもとに支援方法等が決められている学校の割合	・小:98.9% ・中:99.0% ・高:97.3% (R3 県調査)	・小:98.4% ・中:99.1% ・高:94.4% (R2 県調査)	・小:100% ・中:100% ・高:100%
不登校担当教員(者)が、児童生徒の出欠状況等早期支援につながる情報を毎日管理職に報告している学校の割合	・小:89.8% ・中:86.4% (R3 県調査)	・小:89.5% ・中:83.4% (R2 県調査)	・小:100% ・中:100%

対策 -2-(7)	健康・体力の向上
-----------	----------

【現状・課題】

- ・小・中学校の体力・運動能力は全国水準を維持しているものの、全国平均を継続的に上回るまでには至っておらず、運動習慣も十分に定着しているとは言えません。
- ・朝食欠食や睡眠不足、運動不足など、望ましい生活習慣の未定着や、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化などにより、心身の健康面に課題がある児童生徒の増加が指摘されています。

【対策のポイント】

- ・小・中学校では、質の高い体育・保健体育授業の実現に向けて、教員の授業力向上を図るとともに、学校全体で体力・運動能力の向上に取り組む体制を整えることにより、運動好きな児童生徒を育てます。
- ・高等学校では、スポーツへの興味・関心を高める取組等を推進することにより、個々に応じたスタイルでスポーツに関わることができる生徒を育てます。
- ・「チーム学校」として関係機関と連携し、専門的見地から健康教育に取り組む体制づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域の連携により健康教育の充実を図ります。

【主な取組】

児童生徒の体力・運動能力向上のため、就学前の取組と連携した義務教育9年間の「体力・運動能力向上プログラム」の実践により、計画的・継続的・合理的に体力要素を高めるとともに、有識者を交えて事業の検証を行い、系統的に体力・運動能力の育成を図っていきます。

<具体的な事業> No,43 こうちの子ども健康・体力向上支援事業

体育・保健体育の授業の質を向上させるため、その中核となる教員の育成や外部指導者の派遣、指導力向上に関する研修会の実施、指導主事による訪問指導等を通して、授業改善の取組を推進します。

<具体的な事業> No,44 体育授業の質的向上対策

令和4年度全国高等学校総合体育大会の開催を契機に、高校生が大会に出場「する」、開催準備・運営で大会を「支える」、大会を「みる」など、さまざまな関わりを通して個々のスタイルでスポーツに触れ、関わりを深めていく取組を進めます。

<具体的な事業> No,45 令和4年度全国高等学校総合体育大会推進事業

子どもたちが主体的に健康的な生活を送るための理解を深め、正しい態度を養うために、健康教育副読本や外部講師を効果的に活用し、家庭や地域と連携して性教育、がん教育、食育等の健康教育の充実を図ります。また、新型コロナウイルス感染症に関する学習教材を活用した指導や、感染症の不安から生じる差別・偏見や心の不調を防ぐための学習を推進します。あわせて、健康教育の中核となる教員の資質を高める研修を実施します。

<具体的な事業> No,46 健康教育充実事業

No,59 食育推進支援事業

【対策の指標】

対策 -2-(7)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童生徒の割合 < 小・中学校 >	・小男：8.9% ・小女：14.1% ・中男：8.0% ・中女：19.6% (R3 国調査)	全国平均 ・小男：8.8% ・小女：14.4% ・中男：7.8% ・中女：18.1% (R3 国調査)	全国平均以下
週1日(30 分以上)、運動・スポーツをする生徒の割合 (学校の体育の授業を除く) < 高等学校 >	57.8% (R3 県調査)	全国平均 67.3% (R2 国調査)	全国平均以上 (全国の 18・19 歳のスポーツ実施率)
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	・小男：80.1% ・小女：80.2% ・中男：77.2% ・中女：72.1% (R3 国調査) ・高男：75% ・高女：74% (R3 県調査)	全国平均 ・小男：81.9% ・小女：81.3% ・中男：80.6% ・中女：75.7% (R3 国調査) ・高男：75.6% ・高女：79.4% (R1 県調査)	・小・中：全国平均以上 ・高：85%以上
肥満傾向児の出現率	・小男：13.7% ・小女：10.5% ・中男：10.5% ・中女：9.6% (R3 国調査)	全国平均 ・小男：13.1% ・小女：8.9% ・中男：10.0% ・中女：7.1% (R3 国調査)	全国平均以下

対策 -2-(8)	部活動の充実と運営の適正化
-----------	---------------

【現状・課題】

- ・ 生徒の能力・適性、興味・関心に応じた指導が十分に行われていない部活動がみられます。
- ・ 生徒の減少が進む中山間地域の学校では、部活動の種類が限定されることや単独で大会に出場できない部があることが課題となっています。
- ・ 生徒にとって望ましい部活動環境の構築と、学校における働き方改革の観点から、部活動の運営の適正化を図る必要があります。

【対策のポイント】

- ・ 指導者の資質向上のための取組や、優秀な外部指導者の招へい等により、部活動のさらなる充実を図ります。
- ・ 「高知県運動（文化）部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動（文化）部活動の方針」に基づき、部活動の運営の適正化を推進するとともに、新しい部活動の在り方を検討するなど、環境整備に取り組めます。

【主な取組】

高等学校の運動部活動の充実及び競技力の向上を図るため、レベルの高い専門的な指導者やスポーツ医学の専門家を派遣し、指導者の指導力及び資質の向上を図ります。

< 具体的な事業 > No.47 県立学校運動部活動活性化事業

運動部活動の運営の適正化のため、「高知県運動部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に基づく体制整備や、生徒の発達段階に応じた休養日や活動時間の設定など、望ましい運動部活動の推進を図ります。また、顧問教員等の指導者が合理的かつ効率的・効果的な部活動を実施できるよう、県外の優秀な講師を招へいした研修会等を開催します。

< 具体的な事業 > No.48 運動部活動の運営の適正化

各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の負担を軽減するために、高知県スポーツ指導者バンクの活用や地域スポーツハブ等との連携により、単独での部活動の指導や引率が可能となる「運動部活動指導員」の配置を拡充します。

< 具体的な事業 > No.49 運動部活動指導員配置事業

文部科学省が示す「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に基づく取組として、地域運動部活動や合同部活動の取組を進めていきます。

< 具体的な事業 > No.48 運動部活動の運営の適正化

文化部活動の運営の適正化のため、「高知県文化部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る文化部活動の方針」に基づく体制整備や、生徒の発達段階に応じた休養日や活動時間の設定など、望ましい文化部活動の推進を図ります。

また、文化部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の負担を軽減するために、単独での部活動の指導や引率ができる「文化部活動指導員」の中学校への配置や、専門的な指導力を有した「文化部活動支援員」の高等学校への派遣を行います。

< 具体的な事業 > No.50 文化部活動指導員・支援員の活用

【対策の指標】

対策 -2-(8)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
「高知県運動部活動ガイドライン」に明記した休養日及び活動時間を遵守している中学校における部活動の割合	・休養日：97.6% ・活動時間：92.3% (R3 県調査)	・休養日：100% ・練習時間：81.0% (R2 県調査)	・休養日：100% ・練習時間：100%
「県立学校に係る運動部活動の活動方針」に明記した休養日及び活動時間を遵守している高等学校における部活動の割合	・休養日：94.3% ・活動時間：97.3% (R3 県調査)	・休養日：84.5% ・練習時間：87.6% (R2 県調査)	・休養日：100% ・練習時間：100%

基本方針 -1 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実

学力の未定着、いじめや不登校、虐待や非行などといった困難な状況に直面している子どもたち一人一人に応じた支援の充実を図るため、就学前には保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして、地域や専門機関等との連携・協働体制を県内全域で構築しながら、就学前から高等学校までの切れ目のない支援を推進します。

また、子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るための取組を推進するなど、社会的自立に向けた支援の一層の充実・強化を図ります。

対策 -1-(1) 社会的自立に向けた就学前から高等学校までの切れ目のない教育の充実

【現状・課題】

- ・コロナ禍において経済情勢が厳しさを増す中、子どもたちの貧困の世代間連鎖が危惧される状況にあります。
- ・「ヤングケアラー」など厳しい環境にある子どもの中には、支援を必要としながら具体的な支援につなげていないケースや、保護者を含めた家庭生活のサポートが必要なケースがあります。

【対策のポイント】

- ・子どもたちが「経済的自立」を意識した将来の進路目標をできるだけ早期に認識し、そのために必要な学力や職業能力、社会性等を身につけて希望の進路を実現できるよう、キャリア教育や進路指導の充実を図ります。
- ・「ヤングケアラー」や経済的に厳しい環境にある子どもたちを支援につなげ、社会で自立できる進路に導いていくために、校内支援体制を強化するとともに、児童福祉部署との連携を強化します。

【主な取組】

児童生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力を育成するため、多様なロールモデルの提示やキャリア・パスポートの効果的な活用促進など、キャリア教育の充実を図ります。【再掲 P49、50】

- < 具体的な事業 > No.31 キャリア教育強化プラン
No.32 キャリアアップ事業

生徒が将来の自立に向けた進路を選択できるよう、中学校の段階から、職業に必要な能力や資格、進学・就職時の経済支援制度、各高等学校の学習活動などの情報を生徒と保護者にわかりやすく提供するなど、進路指導の充実を図ります。【後掲 P63】

- < 具体的な事業 > No.27 産業教育指導力向上事業
No.60 高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等

厳しい環境にある子どもを早期に発見し支援につなげるため、スクールソーシャルワーカー等の専門性の活用や確実な情報共有などにより、校内支援体制を強化します。また、学校だけでは発見しづらいこうした子どもの早期把握と対応に向け、スクールソーシャルワーカーと各市町村の児童福祉部署との定期的な情報共有や相互連携による支援体制の充実に図ります。【後掲 P60】

<具体的な事業> No,55 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業

保育所・幼稚園等において、厳しい環境にある子どもや保護者への早期の対応ができるよう、スクールソーシャルワーカーや親育ち・特別支援保育コーディネーター等と連携した支援の充実や「高知版ネウボラ」との連携強化を図ります。【後掲 P59】

<具体的な事業> No,53 特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)

No,54 スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>

対策 -1-(2)

保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実

【現状・課題】

- ・家庭における生活の困窮や教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増えています。
- ・核家族化や少子化等により、家庭と地域との関わりが薄れてきている中で、地域における見守りやきめ細かな支援の充実に求められています。

【対策のポイント】

- ・保育所・幼稚園等と家庭、地域等との連携を強化し、多様な課題を抱える保護者の子育て力の向上を図る支援を充実させます。

【主な取組】

就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境を整備するため、園庭の開放や子育て相談、子育て経験者と子育て世帯等が交流できる場づくりなどを積極的に実施する保育所等を支援します。

<具体的な事業> No,51 多機能型保育支援事業

家庭環境に配慮を必要とする子どもやその保護者への支援の充実に図るため、「家庭支援推進保育士」の配置を推進します。

<具体的な事業> No,52 保育サービス促進事業(家庭支援推進保育士の配置)

特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもへの保育等の質を高めるため、小学校との円滑な接続や関係機関と連携した支援を行うことができるよう、「親育ち・特別支援保育コーディネーター」の配置を推進します。

<具体的な事業> No.53 特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)

厳しい環境にある子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を進めます。

<具体的な事業> No.54 スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>

【対策の指標】

対策 -1-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
子育て支援体制の拡充に取り組む園の数・割合	・園庭開放又は子育て相談の実施率:96.2% ・多機能型保育支援事業の実施箇所数:17箇所 (R3 県調査)	・園庭開放又は子育て相談の実施率:96.6% ・多機能型保育支援事業の実施箇所数:20箇所 (R2 県調査)	・園庭開放又は子育て相談の実施率:100% ・多機能型保育支援事業の実施箇所数:40箇所
保育所等における家庭支援の計画・記録の作成率	91.5% (R3 県調査)	93.9% (R2 県調査)	100%

対策 -1-(3) 放課後等における学習の場の充実

【現状・課題】

- ・学力が未定着である子どもの中には、家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、学校以外での学習の機会が十分に与えられていない子どもも多くいます。

【対策のポイント】

- ・小・中・高等学校の各段階において「学習支援員」の配置を拡充し、学校が行う放課後等の補充学習の充実に取り組むとともに、地域の方々の参画を得て、放課後児童クラブや放課後子ども教室など、放課後等における学びの場の充実を図ります。

【主な取組】

市町村や小・中学校が放課後等の補充学習を計画的に実施できるよう、「放課後等学習支援員」の配置を推進します。【再掲 P41】

<具体的な事業> No.9 放課後等における学習支援事業

高等学校等における生徒の学力の状況に応じたきめ細かな学習指導・支援を充実させるために、地域の人材や大学生等による「学習支援員」を配置し、放課後補習や授業支援の充実・強化を図ります。【再掲 P46】

<具体的な事業> No,22 学習支援員事業

放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域住民の参画を得て、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につなげるさまざまな活動を支援します。【後掲 P79】

<具体的な事業> No,89 新・放課後子ども総合プラン推進事業

【対策の指標】

対策 -1-(3)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
放課後等における学習支援の実施校率	・小・中:98.9% ・高:100% (R3 県調査)	・小・中:98.3% ・高:82.9% (R2 県調査)	・小・中:100% ・高:100%

対策 -1-(4) 相談支援体制の充実・強化

【現状・課題】

・子どもたちに関わる課題が複雑化・多様化する中で、生徒指導上の諸課題などの解決を図っていくためには、児童生徒をはじめ、保護者、教職員等の相談に広く対応できる体制の整備が必要です。



【対策のポイント】

・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの重点配置や専門性の向上、心の教育センターの機能や相談支援体制の強化により、子どもや保護者のニーズに対応した重層的な支援を実現します。

【主な取組】

相談支援体制の充実・強化を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置し、効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置を進めます。また、課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、市町村の教育支援センターにおいてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが積極的に働きかけを行うアウトリーチ型の支援活動体制を整備します。

<具体的な事業> No,55 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの支援力向上を図るため、より効果的な研修を実施するとともに、心の教育センターをプラットフォームにして、各学校等に配置されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行います。

<具体的な事業> No,56 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修

県内の教育相談の中核機関である心の教育センターに、高度な専門性を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちや保護者の相談を一元的に受理するとともに、学校や関係機関との連携のもとで課題の解決まで寄り添う「ワンストップ&トータル」な支援を行います。

<具体的な事業> No,57 心の教育センター相談支援事業

児童生徒や保護者が利用しやすい環境を確保するため、心の教育センターの土曜日・日曜日の開所や県東部・西部地域での相談室の整備などにより相談支援体制を強化します。また、心の教育センターのスクールカウンセラー等との連携などを通して、学校や教育支援センターにおける相談支援の質的向上を図ります。

<具体的な事業> No,57 心の教育センター相談支援事業

不登校等児童生徒に対する学校、教育支援センター、心の教育センターによる重層的な支援体制を確立します。特に学校では、不登校等児童生徒が安心して過ごせる居場所の確保及び個に応じた最適な学びを保障するために「校内適応指導教室」の設置を拡充し、ICTを活用した学習支援の実践研究を推進します。

<具体的な事業> No,58 不登校支援推進プロジェクト事業

不登校等児童生徒の学習機会を確保するため、市町村の教育支援センターを拠点としたICTの活用による自主学習等の取組を支援します。

<具体的な事業> No,58 不登校支援推進プロジェクト事業

【対策の指標】

対策 -1-(4)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
心の教育センターによる教育支援センターでの支援会・ケース検討会等の実施率 教育支援センター24ヶ所(R3)	95.8% (R3 県調査) 24ヶ所	95.5% (R2 県調査) 22ヶ所	100%
校内支援会において専門家の見立てをもとに支援方法等が決定されている学校の割合【再掲】	・小:98.9% ・中:99.0% ・高:97.3% (R3 県調査)	・小:98.4% ・中:99.1% ・高:94.4% (R2 県調査)	・小:100% ・中:100% ・高:100%

対策 -1-(5) 地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進

【現状・課題】

- ・家庭の厳しい経済状況等を背景に、子どもに向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。
- ・子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教員だけの対応には限界があります。

【対策のポイント】

- ・学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図るとともに、民生・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちを地域全体で見守り育てる取組を進めます。
- ・放課後等に子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

【主な取組】

地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、全ての地域学校協働本部において民生・児童委員の参画を進め、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進します。【後掲 P79】

< 具体的な事業 > No.88 地域学校協働活動推進事業

放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域住民の参画を得て、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につなげるさまざまな活動を支援します。【後掲 P79】

< 具体的な事業 > No.89 新・放課後子ども総合プラン推進事業

「地域とともにある学校づくり」に向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入を促進するため、未導入の市町村や学校への周知・啓発及び導入に向けた支援を積極的に行います。【再掲 P39】

< 具体的な事業 > No.8 コミュニティ・スクールの推進

朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣に関する意識を高め、子どもたちが朝食の重要性を理解し、自分で食事を選択したり調理したりできるなどの実践力を育むために、地域のボランティアによる食事提供活動及び食育活動を支援し、県内の食育を推進します。

< 具体的な事業 > No.59 食育推進支援事業

【対策の指標】

対策 -1-(5)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合	80.1% (R3 県調査)	68.3% (R2 県調査)	100%
コミュニティ・スクールを導入している小・中・高等・特別支援学校の割合 【再掲】	・小・中:38.3% ・高:25.7% ・特:100% (R3 県調査)	全国導入率 33.3% (R3 国調査)	100%

対策 -1-(6)	経済的負担の軽減
------------------	-----------------

【現状・課題】

- ・家庭の厳しい経済状況を背景に、高等学校等への進学や就学の継続が難しい子どもがいます。
- ・令和元年 10 月から幼児教育・保育は無償化されましたが、その対象は満 3 歳以上の子どもと満 3 歳未満の住民税非課税世帯の子どもであり、満 3 歳未満児を養育する保育利用世帯の多くは経済的な負担を感じています。

【対策のポイント】

- ・高等学校等における就学のための経済的支援や、多子世帯を対象とした保育料の軽減等により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

【主な取組】

経済的な理由で高等学校等の就学が困難となる生徒に対し、就学支援金を支給することにより、授業料の負担軽減を図ります。また、低所得世帯を対象に奨学給付金を支給することにより、教科書や教材費、学用品、P T A 会費といった授業料以外の教育費の軽減を図ります。さらに、成績基準がなく貸与月額を選択できるなど、高等学校等の生徒がより利用しやすい無利子奨学金の貸与を行います。

< 具体的な事業 > No.60 高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等

18 歳未満の子どもが 3 人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第 3 子以降の 3 歳未満児に係る保育料の軽減又は無料化を支援します。

< 具体的な事業 > No.61 多子世帯保育料軽減事業

経済的に厳しい環境にある子どもが放課後児童クラブ等を利用しやすくするため、就学援助世帯等の利用料減免を行う市町村に対する財政支援を行います。【後掲 P79】

< 具体的な事業 > No.89 新・放課後子ども総合プラン推進事業

基本方針 -2 特別支援教育の充実

発達障害を含めた全ての障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援の充実を図るとともに、共生社会の実現を目指し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを志向する「インクルーシブ教育システム」の構築を推進します。また、障害に応じ通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」における学びの質を高め、本県の特別支援教育の一層の充実を図ります。

対策 -2-(1) 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

【現状・課題】

- ・発達障害等特別な支援が必要な子どもの増加や障害の状態の多様化がみられる中、個々の状況に応じた適切な指導・支援の充実が求められています。
- ・特別支援学級の担任や通級による指導担当教員は、障害に応じた特別な指導を実施する教員として、より高い専門性が求められています。

【対策のポイント】

- ・全ての保育者や教員について特別支援教育の専門性向上を図るとともに、保育所・幼稚園等、学校における組織的な指導・支援の体制の充実・強化を図ります。

【主な取組】

保育所・幼稚園等における特別な支援を必要とする子どもへの対応力の向上を図るため、県内全ての保育者を対象とした研修や個別の指導計画の作成を推進します。

<具体的な事業> No.62 特別な支援を要する子どもへの対応力の向上

小・中学校において、発達障害等のある児童生徒への指導・支援の充実を図るため、ユニバーサルデザインの視点に基づく学級経営・授業づくりの取組を一層推進します。また、教育事務所の「特別支援教育地域コーディネーター」による訪問支援等により、校内の支援体制や個別の指導・支援の内容、校種間の引き継ぎ等について指導・助言を行うとともに、特別支援学級や通級による指導を担当する教員の専門性の向上に向けて、連絡協議会や研修会を実施します。

<具体的な事業> No.63 小・中学校における切れ目のない支援体制の構築推進

No.64 小・中学校の特別支援学級における教育の質の向上に向けた取組強化

高等学校において、通級による指導を中心に発達障害等のある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るため、教職大学院と連携した研究の実施、実践事例の収集、指導担当教員間のネットワークの構築などの取組を推進します。

<具体的な事業> No.65 高等学校における特別支援教育の推進

発達障害等の特別な支援が必要な児童生徒への指導・支援を充実させるため、全ての教職員の専門性向上を図る研修を実施します。

< 具体的な事業 > No.66 特別支援教育セミナー

【対策の指標】

対策 -2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
ユニバーサルデザインについて、県が示す5つの重点事項()を全ての教室で実践している学校の割合 県が作成する「すべての子どもが『分かる』『できる』授業づくりガイドブック」に基づいて示されている、例えば「授業のめあてを提示する」等の具体的取組	・小:97.9% ・中:96.7% ・高:92.3% (R3 県調査)	・小:96.3% ・中:96.3% ・高:76.7% (R2 県調査)	・小:100% ・中:100% ・高:100%
「個別の指導計画」が作成され、校内支援会や職員会議における情報共有のもと、組織的な指導・支援が実施されている幼児児童生徒の割合	・保幼:63.6% ・小:78.6% ・中:77.9% ・高:85.3% (R3 県調査)	・保幼:61.9% ・小:78.8% ・中:67.9% ・高:87.0% (R2 県調査)	・保幼:100% ・小:100% ・中:100% ・高:100%
「個別の指導計画」が必要な幼児児童生徒のうち、「個別の教育支援計画」や「引き継ぎシート」等のツールを活用して引き継ぎが行われた児童生徒の割合(第1学年)	・保幼 小:69.9% ・小 中:75.1% ・中 高:61.2% (R3 県調査)	・保幼 小:73.6% ・小 中:76.7% ・中 高:49.1% (R2 県調査)	・保幼 小:100% ・小 中:100% ・中 高:80%以上

対策 -2-(2)

特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実

【現状・課題】

- ・障害の重度・重複化等により、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の教育的なニーズが多様化しています。
- ・近年、県立知的障害特別支援学校の生徒の一般企業への就職率は全国平均を超えています。が、個々の生徒の進路希望の実現に向けた取組の一層の充実が必要です。
- ・医療的ケア児の実態は多様化しており、個々の心身の状況や教育的なニーズ等に応じて、学校における適切な支援体制の強化が求められています。

【対策のポイント】

- ・特別支援学校において、教員の専門性の向上及び組織的な指導・支援の充実を図るとともに、地域の小・中・高等学校の取組を支援するセンター的機能の向上を図ります。
- ・障害のある子どもが自分の地域での生活基盤を形成できるよう、居住地域の小・中学校における学習機会の充実を図ります。
- ・医療的ケア児が安全な環境で安心して教育・保育を受けられるよう、看護職員等の専門性を高めるための取組を推進します。

【主な取組】

特別支援学校の児童生徒の実態に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、1人1台タブレット端末等のICT機器を児童生徒等が日常的に活用できるよう指導・支援の充実に取り組みます。また、特別支援学校間でオンライン会議を開き、教員同士が障害種ごとの専門性を生かした実践研究の知見を共有することにより、児童生徒の多様な教育的ニーズへの対応を図ります。

<具体的な事業> No.67 学習指導要領の理念に基づいた教育の実践力向上事業

特別支援学校教員の幅広い専門性の向上に向けて、免許法認定講習の受講を促進し、特別支援学校教諭免許状の保有率向上につなげます。また、特別支援学校のセンター的機能の充実・強化を図るため、特別支援学校に理学療法士や言語聴覚士など外部の専門家を配置・派遣します。

<具体的な事業> No.68 特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業

特別支援学校在籍の幼児児童生徒が、居住地の小・中学校等において交流及び共同学習を行うことにより、地域社会の障害に対する理解を促進します。また、居住地校交流を活性化するために、副次的な籍（副籍）に関わる仕組みの定着を推進します。

<具体的な事業> No.69 特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業

児童生徒の社会的・職業的自立に向け、現場実習先及び進路先の開拓を行うとともに、福祉・労働機関と連携した就労支援など、障害や特性に応じた進路指導を充実させます。また、目標に向かって学習する意欲や望ましい職業観を育むために、外部専門家を活用した授業改善や、技能検定の取組を実施します。

<具体的な事業> No.70 キャリア教育・就労支援推進事業

医療的ケア児の教育の充実に向けて、看護職員の専門性向上のための研修の実施や巡回看護師の配置により、サポート体制の構築を図ります。また、小学校等における医療的ケア児の円滑な受入れが進むよう、理解啓発に取り組みます。さらに、医療的ケアが必要な乳幼児を受け入れる保育所等への看護師等の配置を支援します。

<具体的な事業> No.71 医療的ケア児に対する支援の充実

病弱特別支援学校において、慢性疾患の児童生徒数の減少、心身症等のある児童生徒数の増加に伴う教育的ニーズの多様化に対応するため、「高知県立特別支援学校再編振興計画(第二次)」に基づき、高等部の職業コースの開設、通級による指導、訪問教育等の取組を推進し、教育内容を充実させます。

<具体的な事業> (No.67 「学習指導要領の理念に基づいた教育の実践力向上事業」へ再編)
(No.68 「特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業」へ再編)

県中央部の知的障害特別支援学校において児童生徒数が増加していることに対応するため、「高知しんほんまち分校」の開校後も施設狭あい化等の課題に注視するとともに、引き続き安全・安心な教育環境の実現に取り組みます。

【対策の指標】

対策 -2-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
特別支援学校の授業等において、毎日1回以上ICTを活用している児童生徒の割合	全学部:33.9% (R3 県調査)	全学部:20.2% (R2 県調査)	100%
5領域全ての特別支援学校教諭二種免許以上を保有する県立特別支援学校の教員の割合(採用3年未満と人事交流3年未満を除く)	67.2% (R3 県調査)	59.8% (R2 県調査)	90%
特別支援学校小学部の児童の居住地校交流の実施率	63.6% (R3 県調査)	52.9% (R2 県調査)	90%以上

基本方針 -1 先端技術の活用による学びの個別最適化

急速に発展するICTやAI等の先端技術を有効に活用し、学習機会の地域間格差の解消や、児童生徒一人一人の興味・関心に応じた学びを実現するため、ICTを活用した双方向型の授業の配信やAIによる個別最適化学習等の新たな教育手法の開発・普及を図るとともに、その基盤となる学校のICT環境の整備を推進します。

対策 -1-(1) ICTやAI等の先端技術の活用

【現状・課題】

- ・中山間地域等の小規模高等学校では総じて教員数が少なく、生徒の多様な進路希望に対応した教育課程の編成や学習指導が困難な場合があります。また、小規模の中学校では、特に美術科や技術・家庭科の授業において免許教科外指導を行わざるを得ない状態が続いています。
- ・現在の学校教育は、理解が十分でない児童生徒と、学習内容を平易と感じる児童生徒が混在する中での一斉授業が原則であり、個々の習熟度に応じた最適な学習指導が難しい状況がみられます。
- ・「学校の新しい生活様式」に対応し、新型コロナウイルス感染症対策と日常の学習活動の充実との両立を図り、子どもたち一人一人の学ぶ意欲や力を引き出すことが求められています。

【対策のポイント】

- ・遠隔教育システムによる授業配信や、ICTの活用による習熟度に応じた個別学習など、先端技術を活用した新たな教育方法の開発と普及・展開を図ります。
- ・非対面・非接触の活動にも有効な1人1台タブレット端末や学習支援プラットフォームの活用により、個々の学ぶ力を引き出し主体的・対話的で深い学びを実現する「学校の新しい学習スタイル」の確立を目指すとともに、教員のICT活用指導力を高めていきます。

【主な取組】

中山間地域等の小規模高等学校においても生徒が希望する進路を実現するため、教育センターから各学校に同時双方向型の授業及び進学補習や資格試験のための講座などを配信します。また、学校相互の遠隔授業等を実施するとともに、市町村や経済団体とも連携して地域課題の解決等に関する探究学習を実践するなど、官民協働で教育水準の向上に取り組みます。

<具体的な事業> No.72 遠隔教育推進事業

教科の専門性を確保するとともに教員の負担軽減を図るため、小規模中学校の免許教科外指導担当教員を対象に遠隔教育システムを活用した支援に取り組みます。

<具体的な事業> No.72 遠隔教育推進事業

1人1台タブレット端末を活用しながら個々の理解に合わせて段階的に学習を進められるデジタル教材や、一人一人の学習定着度を把握し学習指導に活用できるスタディログ等を組み合わせた「学習支援プラットフォーム」により、個々の強みを伸ばし、つまづきをサポートする個別指導を実践します。あわせて、子どもたちが主体的に協働して学び合うことができるよう、協働学習ツールの効果的な活用を進めます。また、非常時における学びの保障や授業と家庭学習のサイクル化を図るため、1人1台タブレット端末の持ち帰りによる「学習支援プラットフォーム」等の積極的な利活用を推進します。

- <具体的な事業> No,73 学習支援プラットフォームの活用促進
 No,17 「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト
 No,75 先端技術を活用した個別最適学習の充実
 No,67 学習指導要領の理念に基づいた教育の実践力向上事業

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげるため、デジタル教科書の効果的な活用を推進します。

- <具体的な事業> No,74 デジタル教科書の活用推進

生徒一人一人のつまづきや強みなど、個々の学習状況と理解度に対応した最適な個別指導の実現に向けて、高等学校において1人1台タブレット端末やデジタル教材を効果的に活用した授業改善を進めていきます。

- <具体的な事業> No,75 先端技術を活用した個別最適学習の充実

特別支援学校の児童生徒の実態に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、1人1台タブレット端末等のICT機器を児童生徒が日常的に活用できるよう指導・支援の充実に取り組みます。また、特別支援学校間でオンライン会議を開き、教員同士が障害種ごとの専門性を生かした実践研究の知見を共有することにより、児童生徒の多様な教育的ニーズへの対応を図ります。【再掲 P66】

- <具体的な事業> No,67 学習指導要領の理念に基づいた教育の実践力向上事業

教員のICT活用指導力を高めるため、年次研修において体系的な研修プログラムを実施します。また、全ての教員を対象に、ICTを授業等で効果的に活用するための研修やオンデマンド動画の提供を行います。さらに、学校経営計画にICT活用の項目を位置付け、各学校で情報教育担当者(教員)を中心に取組を進めるとともに、教職員同士の学び合いや校内研修等を教育委員会からサポートします。

- <具体的な事業> No,76 教員のICT活用指導力の向上

小学校におけるICTを活用した授業やプログラミング教育の推進及び充実を図るために、民間企業の講師も活用し、県内の情報教育の中核的な役割を担うリーダー教員を計画的に養成します。また、リーダー認定後は活動指針に基づき、ICTの活用及びプログラミング教育の普及を行います。【再掲 P69・後掲 P73】

また、小・中学校の「授業づくり講座」において、デジタル教科書やICTを効果的に活用した授業を公開し、教員同士の学び合いを通してその普及と指導力向上を図ります。

【再掲 P44】

さらに、高等学校においては、新学習指導要領に基づいた情報教育が実践できるよう、情報科の教員や免許教科外指導担当教員等の指導力向上のための研修を行います。【後掲 P74】

特別支援学校においては、各校の推進リーダーによる「情報共有会」や校内研修を通してICT活用指導力の向上を図ります。

- <具体的な事業> No.76 教員のICT活用指導力の向上
- No.80 プログラミング教育における授業力向上
- No.17 「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト

ICT教育に関する取組の核となる教職員の育成強化を図るため、ICTを効果的に活用している先進自治体に教員を派遣するとともに、国が実施する情報化指導者養成研修に指導主事等を派遣します。【再掲 P43】

- <具体的な事業> No.16 学校の力を高める中核人材育成事業

【対策の指標】

対策 -1-(1)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
中山間地域の小規模高等学校等における遠隔授業・補習の実施校数	授業 11校 補習 18校 (R3年度)	授業 10校 補習 11校 (R2年度)	授業 16校 補習 19校
教員のICT活用指導力の状況 項目A～Dにおいて、肯定的回答をした公立学校の教員の割合(平均) A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力 B 授業にICTを活用して指導する能力 C 児童生徒のICT活用を指導する能力 D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	81.0% (R2国調査)	全国平均 78.2% (R2国調査)	90%以上
1人1台タブレット端末を活用し、児童生徒が日常的に学習支援プラットフォームでの学習に取り組んでいる割合 (対象:県、34市町村、1学校組合)	62.7% (R3.1月末) (R3県調査)	-	100%

対策Ⅲ-1-(2)

学校のICT環境の整備

【現状・課題】

- ・ G I G Aスクール構想の前倒しにより、令和3年度末までに全公立学校への整備が完了した1人1台タブレット端末の効果的な活用を促進するため、デジタル教育を支えるサポート体制の強化が必要です。
- ・ I C Tを活用して教職員の業務の効率化等を図るため、平成28年から統合型校務支援システムの導入を進めてきましたが、さらなる機能充実や、校務支援システムでは補うことができていない業務のデジタル化が必要です。

【対策のポイント】

- ・ これからの時代の学びや業務の効率化に欠かせないI C T機器等を見童生徒と教員が自在に活用できる教育環境の実現に向けて、学校におけるI C T環境の整備を迅速かつ計画的に進めます。

【主な取組】

- ① 1人1台タブレット端末の効果的な活用を促進するため、「G I G Aスクール運営支援センター」を開設し、学校だけでなくタブレット端末を持ち帰った際の家庭からの問合せにも対応するヘルプデスク機能を強化します。

＜具体的な事業＞ No.77 学校のICT環境整備(GIGAスクール構想の実現)

- ② 1人1台タブレット端末を活用したI C T教育を推進するため、県立学校に「情報通信技術支援員」(I C T支援員)を配置するとともに、教員の取組をサポートする「I C T授業改善アドバイザー」や「G I G Aスクールサポーター」を県教育委員会事務局内に配置します。また、市町村立学校におけるI C T支援員の人材確保と資質向上を支援します。

＜具体的な事業＞ No.78 情報通信技術支援員(ICT支援員)等の確保促進及び資質向上

- ③ 児童生徒が一人一人の進度に応じて動画やA I教材等を活用できる次世代型の教育に対応するため、高速大容量の双方向通信を可能とする無線LANなど学校における情報通信環境の整備を推進します。

＜具体的な事業＞ No.77 学校のICT環境整備(GIGAスクール構想の実現)

No.75 先端技術を活用した個別最適学習の充実

- ④ 全ての公立学校において、教職員の成績処理や指導要録作成等の業務の効率化に加え、全校種間や学校間の情報共有と引継ぎの徹底、児童生徒の学習指導や生徒指導を効果的に行うために、県内統一の統合型校務支援システムの活用を推進します。

＜具体的な事業＞ No.79 校務支援システムの導入・活用促進

市町村単位・学校単位・学年単位等で段階的に回答を集計・分析できるアンケートシステムを整備し、県や市町村が実施する調査業務の効率化を図ります。

< 具体的な事業 > No.77 学校のICT環境整備(GIGAスクール構想の実現)

児童生徒にデジタル社会における情報の適正かつ安全な利用やICT機器の使用と健康との関わりへの知識を確実に身につけさせるため、県教育委員会が作成した「情報モラル教育実践ハンドブック」等を活用して、保育活動や教育課程に位置付けた情報モラル教育をさらに充実します。

< 具体的な事業 > No.99 基本的生活習慣向上事業

No.46 健康教育充実事業

No.29 人権教育推進事業

【対策の指標】

対策 -1-(2)の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
県立学校における GIGA スクールネットワークの整備率(移転・統合校を除く) GIGA スクールネットワークの水準(10Gbps 以上で接続可能な LAN ケーブル等)	100% (R2 整備完了)	100% (R2 県調査)	100%
小・中学校における1人1台タブレット端末の整備率	100% (R2 整備完了)	82.0% (R2 県調査)	100% (R3年度中)
高等学校(特別支援学校高等部)における1人1台タブレット端末の整備率	100% (R2 整備完了)	-	100% (R3年度中)
統合型校務支援システムを日常的に活用している教員の割合 ・システムへのアクセス権限を持つ教員のログイン率	市町村 管理職・学校事務: 82.5% 教員: 62.6% 県立 管理職・学校事務: 81.1% 教員: 86.0% (R4.2 月末) (R3 県調査)	[グループウェア] 県立学校: 81.6% 市町村立: 64.8% [校務支援機能] 市町村立: 36.1% (R2 県調査)	80%以上

基本方針 -2 創造性を育む教育の充実

超スマート社会（Society5.0）の到来を見据え、全ての児童生徒が、新たな時代の基盤となるデジタル技術を理解し情報活用力や論理的な思考力を身につけることができるよう、プログラミング教育や理数系科目等の教育内容を充実させます。

また、A I等の高度なデジタル技術を活用し、社会においてさまざまな課題の解決や新たな価値の創造などに力を発揮できる人材の育成に向けて、高等学校と大学との連携や教員のICT活用力の向上を図る取組を推進します。

対策 -2-(1) プログラミング教育の推進

【現状・課題】

- ・ 小学校におけるプログラミング教育（令和2年度から必修）の具体的な指導については、授業の実践事例が少ないことなどから、各学校における取組状況や教材の準備に差がみられます。
- ・ 中学校における技術・家庭科（技術分野）の内容「D情報の技術」の指導については、学習指導要領の趣旨及び指導内容の理解が十分ではない面があり、各学校における取組状況に差がみられます。
- ・ 高等学校における共通必修科目「情報」の新設（令和4年度から必修化）に伴い、全ての生徒がプログラミング等の基礎について学習するにあたり、情報科担当教員の確保と指導力向上が一層重要となっています。

【対策のポイント】

- ・ 情報教育の推進を担う中核教員の育成により、小学校におけるプログラミング教育の質の向上を図ります。
- ・ 研修等を通して教員の指導力を向上させ、高等学校におけるプログラミング教育の充実を図ります。

【主な取組】

小学校におけるICTを活用した授業やプログラミング教育の推進及び充実を図るために、民間企業の講師も活用し、県内の情報教育の中核的な役割を担うリーダー教員を計画的に養成します。また、リーダー認定後は活動指針に基づき、ICTの活用及びプログラミング教育の普及を行います。

<具体的な事業> No.80 プログラミング教育における授業力向上

中学校技術・家庭科（技術分野）における年次研修の受講者や免許外教員を対象に、学習指導要領の趣旨を踏まえたプログラミングに関する指導ができるよう研修を実施し、技術分野担当教員の指導力向上を図ります。

<具体的な事業> No.80 プログラミング教育における授業力向上

高等学校において、全ての生徒がプログラミング言語やネットワーク、情報セキュリティ、データベースの基礎等を習得できるよう、情報科担当教員の指導力を高めるための研修を行います。あわせて、専門性を持った人材を計画的に確保します。

<具体的な事業> No,79 プログラミング教育における授業力向上

No,11 大量採用時代を見据えた教員の確保

【対策の指標】

対策 -2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
「高知県 ICT 活用ハンドブック」に掲げた発達段階の目標を踏まえ、プログラミング教育を実践した学校の割合	100% (R3 県調査)	60.6% (R2 県調査)	100%
プログラミング教育について、実際の体験や研究授業を伴った校内研修を実施した学校の割合(小学校)	61.8% (R3 県調査)	-	80%以上

対策 -2-(2) AI 人材育成のための教育の推進

【現状・課題】

- ・超スマート社会 (Society 5.0) の支え手として、AI 等の先端技術を活用し社会におけるさまざまな課題の解決や新たな価値の創造に活躍できる人材の育成が求められています。

【対策のポイント】

- ・デジタル社会で活躍できる人材の育成に向けて、大学等と連携して高度で専門的な学習内容の研究に取り組むとともに、新しい社会に対応し得る情報活用力や課題解決力を生徒に身につけさせるための学習の充実を図ります。

【主な取組】

高度なデジタル技術を活用し、AI やデータサイエンス分野で活躍できる人材の育成に向け、モデルとなる高等学校と大学とが連携し、デジタル分野の専門的な知識や理論、技術等を系統的に学習できる環境を整備します。

<具体的な事業> No,81 高大連携によるデジタル社会に対応した教育の充実

教員のICT活用指導力を向上するため、年次研修において体系的な研修プログラムを実施します。また、全ての教員を対象にICTを授業で効果的に活用するための研修やオンデマンド動画等の提供を行います。【再掲 P69】

<具体的な事業> No,76 教員のICT活用指導力の向上

ICT教育に関する取組の核となる教職員の育成強化を図るため、ICTを効果的に活用している先進自治体に教員を派遣するとともに、国が実施する情報化指導者養成研修に指導主事等を派遣します。【再掲 P70】

< 具体的な事業 > No.16 学校の力を高める中核人材育成事業

【対策の指標】

対策 -2-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
高大連携によるデジタル社会に対応した教育システムの構築	教育プログラム完成 (R3 年度)	連携大学・高等学校の決定 (R2 年度)	全校で教育プログラムを活用: 100%
教員の ICT 活用指導力の状況 項目 A ~ D において、肯定的回答をした公立学校の教員の割合 (平均) 【再掲】 A 教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力 B 授業に ICT を活用して指導する能力 C 児童生徒の ICT 活用を指導する能力 D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	81.0% (R2 国調査)	全国平均 78.2% (R2 国調査)	90%以上

基本方針 -1 中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興

多くの地域で児童生徒数の減少や地域コミュニティの希薄化が課題となっている本県において、その地域ならではの教育を展開していくことは、各学校の教育の質の維持・向上はもとより、地域発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要です。

このため、中山間地域における次世代の特色ある学校づくりや地域の特色を生かした高等学校の魅力化の取組など、行政・学校・地域の連携・協働により、各地域の教育の振興に向けた取組を推進します。

対策 -1-(1) 中山間地域における多様な教育機会の確保

【現状・課題】

- ・中山間地域では、児童生徒数の減少に伴い、学校統合を余儀なくされている地域が増えてきています。
- ・中山間地域等の小規模の高等学校では、生徒数が少ないために教科・科目の選択肢の確保や社会性を育む集団活動などの面で課題がみられます。

【対策のポイント】

- ・中山間地域における多様な教育機会の確保に向けて、次世代の特色ある学校づくりや、高等学校の魅力化の取組を推進します。

【主な取組】

中山間地域の教育振興を図るために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用して次世代の特色ある学校づくり（義務教育学校等）を目指す市町村教育委員会を支援することにより、学校と地域との連携・協働による「チーム学校」としての教育活動を充実させ、社会に開かれた教育課程の実現を目指します。

<具体的な事業> No.82 中山間地域における特色ある学校づくり推進事業

中山間地域の高等学校の魅力化に向け、地元市町村等と連携した探究型学習や優秀な指導者の招へいによる部活動の充実などの取組を進めます。また、学校の特色や取組を地域内外に知ってもらうための情報発信に取り組みます。あわせて、市町村が行う中山間地域の高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化の取組を支援します。【後掲 P77】

<具体的な事業> No.84 高等学校の魅力化・情報発信の推進

中山間地域等の小規模高等学校においても生徒が希望する進路を実現するため、教育センターから各学校に同時双方向型の授業や進学補習や資格試験のための講座などを配信します。また、学校相互型の遠隔授業等を実施するとともに、市町村や経済団体とも連携して地域課題の解決等に関する探究学習を実践するなど、官民協働で教育水準の向上に取り組みます。【再掲 P68】

<具体的な事業> No.72 遠隔教育推進事業

【対策の指標】

対策 -1-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
中山間地域の高等学校のうち、令和元年度と比較して入学者数が増加した学校数【後掲】	10 校中 2 校 (R3 年度)	10 校中 0 校 (R2 年度)	10 校中 10 校
中山間地域の小規模高等学校等における遠隔授業・補習の実施校数【再掲】	授業 11 校 補習 18 校 (R3 年度)	授業 10 校 補習 11 校 (R2 年度)	授業 16 校 補習 19 校

対策 -1-(2)	県立高等学校再編振興計画の着実な推進
------------------	---------------------------

【現状・課題】

- ・高等学校教育等の内容の維持・向上に向けて、多様な教育活動ができる適正規模の学校の維持や魅力ある学校づくりが求められます。

【対策のポイント】

- ・県立高等学校再編振興計画に基づき、高等学校の統合、高台移転や学校の魅力化の取組等を着実に推進します。

【主な取組】

県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」に基づき、安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校との統合及び清水高等学校の高台移転に伴う施設整備を着実に推進します。

< 具体的な事業 > No.83 施設整備事業（県立高等学校再編振興計画）

中山間地域の高等学校の魅力化に向け、地元市町村等と連携した探究型学習や優秀な指導者の招へいによる部活動の充実・強化を図るとともに、ICTの活用による学習環境の整備を進めます。また、学校の特色や取組を地域内外に知ってもらうための情報発信に取り組みます。あわせて、市町村が行う中山間地域等の高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化の取組を支援します。

< 具体的な事業 > No.84 高等学校の魅力化・情報発信の推進

No.77 学校のICT環境整備（GIGAスクール構想の実現）

高知南中学校・高等学校と高知西高等学校の統合完了に向けた取組など、引き続き対応が必要な県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」の取組を着実に推進します。

< 具体的な事業 > No.85 県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づく取組

【対策の指標】

対策 -1-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
中山間地域の高等学校のうち、令和元年度と比較して入学者数が増加した学校数	10 校中 2 校 (R3 年度)	10 校中 0 校 (R2 年度)	10 校中 10 校
県立学校における GIGA スクールネットワークの整備率(移転・統合校を除く)【再掲】 GIGA スクールネットワークの水準(10Gbps 以上で接続可能な LAN ケーブル等)	100% (R2 整備完了)	100% (R2 県調査)	100%

対策 -1-(3) 県と市町村教育委員会との連携・協働の推進

【現状・課題】

- ・県内の広域的な課題などについて特に責任を負う県教育委員会と、各市町村内の公立小・中学校等の教育活動や教職員の日常的な取組に対する責任を負う市町村教育委員会が、それぞれの責任と役割を果たしながら、連携・協働して教育水準を向上させていく必要があります。
- ・各市町村で教育課題の状況が異なる中、人的及び財政的な制約により、単独での課題への対応が困難な市町村もみられます。

【対策のポイント】

- ・県教育委員会と市町村教育委員会との間で、施策の方向性を合わせることや施策を協働で実施することなどを通じて、教育の振興に向けた連携・協働の取組を推進します。

【主な取組】

県教育委員会と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、各市町村教育委員会や全ての市町村教育委員会で構成される高知県市町村教育委員会連合会との情報共有・協議の機会を積極的に設けます。

< 具体的な事業 > No.86 市町村教育委員会との連携・協働

第 2 期大綱及び第 3 期計画に掲げる基本目標や基本方針等を踏まえ、各市町村がそれぞれの教育課題の解決に向けて推進する自主的・主体的な取組を、県教育委員会と市町村教育委員会が協議したうえで教育版「地域アクションプラン」として位置付け、人的及び財政的な支援を行います。

< 具体的な事業 > No.87 教育版「地域アクションプラン」推進事業

【対策の指標】

対策 -1-(3)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
教育版「地域アクションプラン」推進事業における各市町村による事業検証結果において目標を達成できた割合	100% (R3 県調査)	100% (R2 県調査)	100%

基本方針 -2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

将来を担う子どもたちが、志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら生きていく力を身につけていくため、学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを支え、見守り、育てる仕組みを構築します。

また、保護者が良好な親子関係や子どもへの関わり方について理解を深められるよう、子どもが育つ基盤である家庭の教育力の向上に向けた支援に取り組みます。

対策 -2-(1) 地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進

【現状・課題】

- ・子育てに不安や悩み、負担感や孤立感を抱える保護者が多くいますが、地域の教育力の低下に伴い、支え合いの仕組みが弱くなっています。
- ・子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教員だけの対応には限界があります。

【対策のポイント】

- ・学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図るとともに、民生・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちを地域全体で見守り育てる取組を進めます。
- ・放課後等に子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

【主な取組】

学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる地域学校協働本部の取組を推進し、地域住民等の参画による学習活動や部活動、学校周辺環境整備、登下校の安全確保、防災マップづくり等の地域課題解決学習、ふるさとについて学び考える郷土学習等のさまざまな地域学校協働活動を支援します。

<具体的な事業> No,88 地域学校協働活動推進事業

地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、全ての地域学校協働本部において、民生・児童委員の参画を進めるとともに、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進します。

<具体的な事業> No,88 地域学校協働活動推進事業

放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域住民の参画を得て、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につなげるさまざまな活動を支援します。また、就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援を行います。

<具体的な事業> No,89 新・放課後子ども総合プラン推進事業

「地域とともにある学校づくり」に向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入を促進するため、未導入の市町村や学校への周知・啓発及び導入に向けた支援を積極的に行います。【再掲 P39】

<具体的な事業> No.8 コミュニティ・スクールの推進

地域全体で子どもたちを支え、見守り、育てていくために、地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体的な推進に向け、制度理解や機能強化などの促進を図る研修会を実施します。

<具体的な事業> No.88 地域学校協働活動推進事業

<具体的な事業> No.8 コミュニティ・スクールの推進

【対策の指標】

対策 -2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
地域学校協働本部の設置率(小・中学校)	95.7% (R3 県調査)	全国平均 65.1% (R3 国調査)	100%
放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置率(小学校)	97.3% (R3 県調査)	96.3% (R2 県調査)	100%
高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合【再掲】	80.1% (R3 県調査)	68.3% (R2 県調査)	100%
コミュニティ・スクールを導入している小・中・高等・特別支援学校の割合【再掲】	・小・中:38.3% ・高:25.7% ・特:100% (R3 県調査)	全国導入率 33.3% (R3 国調査)	100%

対策 -2-(2) 家庭教育への支援の充実

【現状・課題】

- ・子育てに不安や悩み、負担感や孤立感を抱える保護者が多くいます。
- ・保護者の不規則な生活習慣による子どもたちへの影響が指摘されています。

【対策のポイント】

- ・保護者が良好な親子関係や子どもへの関わり方について理解を深められるよう、家庭教育力の向上に向けた取組を支援します。

【主な取組】

学校、保護者、行政が協働して、地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対応していくため、各地区においてPTAの研修会を開催します。また、保幼小中高の連携した取組が、多くの保護者の参画を得て活性化するよう、PTA活動を支援します。

<具体的な事業> No.90 PTA 活動振興事業

保護者等を対象とした子育て講座をはじめとする市町村が行う家庭教育支援の取組の充実・強化を図ります。また、県教育委員会が作成した学習教材を活用して、保護者や子育て支援関係者が交流しながら「親育ち」について学び合う取組を推進するとともに、この取組を実践できるファシリテーターを養成し、県内全域に派遣します。

<具体的な事業> No.91 家庭教育支援基盤形成事業

保育所・幼稚園等において、親育ち支援担当者を中心に、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。また、就学時健診等の機会を捉えた講話の実施や、園の行事等と合わせた保護者研修の計画的な実施などにより、多くの保護者が参加しやすい環境を整えるとともに、保育者と保護者の円滑なコミュニケーションや相互理解を深める取組を推進します。

【後掲 P85】

<具体的な事業> No.97 親育ち支援啓発事業

子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について、保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等における保護者を対象とした学習会の開催や、基本的な生活習慣の定着に向けた取組を支援します。【後掲 P86】

<具体的な事業> No.99 基本的な生活習慣向上事業

【対策の指標】

対策 -2-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
家の人と学校での出来事について話をしている児童生徒の割合 ('当てはまる'、'どちらかといえば当てはまる'と回答した割合)	・小:73.9% ・中:70.7% (R1 国調査) R3 調査項目なし	全国平均 ・小:77.4% ・中:76.4% (R1 国調査)	全国平均以上
'毎日、同じくらいの時刻に寝ている'児童生徒の割合 '毎日、同じくらいの時刻に起きている'児童生徒の割合 ('している'、'どちらかといえばしている'と回答した割合)	[寝ている] ・小:81.0% ・中:80.5% [起きている] ・小:89.6% ・中:92.9% (R3 国調査)	全国平均 [寝ている] ・小:81.2% ・中:79.8% [起きている] ・小:90.4% ・中:92.7% (R3 国調査)	[寝ている] ・小:85%以上 ・中:85%以上 かつ全国平均以上 [起きている] ・小:95%以上 ・中:95%以上 かつ全国平均以上

基本方針 -1 就学前の教育・保育の質の向上

保育所・幼稚園等において、園評価の適切な実施などを通じて、組織マネジメント力の強化や保育者の教育力・保育実践力の向上を図り、県内のどこにいても、質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりを進めることにより、子どもの「生きる力」の基礎を育みます。

対策 -1-(1) 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の徹底

【現状・課題】

- ・平成 29 年に国の保育所保育指針・幼稚園教育要領等が改定され、保育所も幼児教育施設に明確に位置付けられたことを踏まえ、各施設共通で教育内容を充実させる必要があります。

【対策のポイント】

- ・各保育所・幼稚園等における質の高い教育・保育の実現に向けた組織的な取組を推進するため、訪問指導や研修等を通じて、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」、「保育所・幼稚園等における園評価の手引き」の活用促進や園内研修の充実を図ります。
- ・県の保育者育成指標と国が示す「保育士等キャリアアップ研修」を連動させた研修の充実等により、管理職を含む保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の向上を図ります。

【主な取組】

保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえて、保育者に求められる資質や保育所・幼稚園等で実践すべき具体的な指導方法、保護者支援・地域の子育ての在り方等を示した「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」について、園内研修支援や教育センターでの基本研修等の場において、活用方法の周知・徹底を図ります。

また、幼保支援アドバイザーや指導主事の直接訪問等により、ガイドラインを全ての園において活用し、保育実践に生かされるよう取り組みます。

< 具体的な事業 > No,92 園内研修支援事業

管理職が明示する園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有したうえで、保育所保育指針等に基づいた教育・保育がチームとして実践されるとともに、よりよい実践につなげる改善のサイクルを構築できるよう、「保育所・幼稚園等における園評価の手引き」を活用した研修の実施や、幼保支援アドバイザーや指導主事による訪問指導等を充実させます。

< 具体的な事業 > No,93 園評価支援事業

保育者の職責に応じた専門性や実践力の向上のため、教育センターを中心に、基本研修やキャリアアップ研修を実施します。

< 具体的な事業 > No,94 保育者基本研修

返還免除制度のある保育士修学資金等を貸し付け、保育士資格取得を目指す学生等を支援することにより、保育士の確保に努めます。

< 具体的な事業 > No,95 保育士等人材確保事業

保育所・幼稚園等における特別な支援を必要とする子どもへの対応力の向上を図るため、県内全ての保育者を対象とした研修や個別の指導計画の作成を推進します。【再掲 P64】

< 具体的な事業 > No,62 特別な支援を要する子どもへの対応力の向上

【対策の指標】

対策 -1-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
ガイドライン等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合	73.7% (R3 県調査)	74.2% (R2 県調査)	100%
教育センターが実施するステージ研修の受講園の割合	・新規採用保育者研修: 47.0% ・主任・教頭研修: 75.8% ・所長・園長研修: 75.1% (R3 県調査)	・新規採用保育者研修: 50.0% ・主任・教頭研修: 74.5% ・所長・園長研修: 69.0% (R2 県調査)	・新規採用保育者研修: 80%以上 ・主任・教頭等研修: 80%以上 ・所長・園長研修: 80%以上

対策 -1-(2) 保幼小の円滑な連携・接続の推進

【現状・課題】

- ・ほとんどの小学校区で、保幼小の円滑な接続に向けた接続期カリキュラムの作成が進んでいます。
- ・幼児期の教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど、子どもの経験や育ちをつなぐ組織的・計画的な保幼小連携・接続の取組を充実させる必要があります。

【対策のポイント】

- ・市町村教育委員会、保育所・幼稚園等や小学校が保幼小の円滑な接続に組織的に取り組むことができるよう、各地域における保幼小接続期カリキュラム等の実践・改善の取組を促進します。

【主な取組】

「高知県保幼小接続期実践プラン」に基づき各市町村教育委員会が開催する小学校教員、保育所・幼稚園等の保育者を対象とした研修会や、保幼小の連絡会・交流活動により、関係者の共通認識を深め、各地域の実態に応じた接続期カリキュラム等が実践・改善されるよう支援します。あわせて、モデル地域における保幼小連携・接続の取組を支援し、その成果を県内全ての地域に普及します。

<具体的な事業> No,96 保幼小連携・接続推進支援事業

地域全体の子どもたちの自尊感情や自己有用感を育むとともに、人権感覚や社会性、規範意識を醸成するため、モデル地域の教育委員会に「統括推進リーダー」を配置し、保幼小中の連携・接続を強化した取組や、学校と児童福祉部署との連携による取組などを総合的に推進します。【再掲 P49】

<具体的な事業> No,30 保幼小中連携モデル地域実践研究事業

特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもへの保育等の質を高めるため、小学校との円滑な接続や関係機関と連携した支援を行うことができるよう、「親育ち・特別支援保育コーディネーター」の配置を推進します。【再掲 P59】

<具体的な事業> No,53 特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)

厳しい環境にある子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を進めます。【再掲 P59】

<具体的な事業> No,54 スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>

【対策の指標】

対策 -1-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
保幼小の連絡会、子どもの交流活動の実施率(それぞれ年3回以上実施)	[連絡会] ・保・幼等:59.5% ・小:66.1% [交流活動] ・保・幼等:40.9% ・小:58.7% (R3 県調査)	[連絡会] ・保・幼等:49.5% ・小:55.7% [交流活動] ・保・幼等:42.6% ・小:50.6% (R2 県調査)	[連絡会] ・保・幼等:100% ・小:100% [交流活動] ・保・幼等:100% ・小:100%

基本方針 -2 親育ち支援の充実

乳幼児期におけるよりよい親子関係の構築を図るため、保育所・幼稚園等において、親の子育て力を高めるための「親育ち支援」が日常的・継続的に行われるよう、園全体で親育ち支援に取り組む体制づくりを進めます。また、子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性についての保護者の理解を促進するため、保護者を対象とした学習会等の開催や基本的な生活習慣の定着に向けた取組を支援します。

対策 -2-(1) 保育者の親育ち支援力の強化

【現状・課題】

- ・保育所・幼稚園等において、親育ち支援の必要性について保育者の理解は進んでいますが、日常的・継続的な実践までには至っていない状況にあります。

【対策のポイント】

- ・保育所・幼稚園等において、日常的・継続的な親育ち支援が行われるよう、市町村の課題に応じて親育ち支援を推進する中核となる保育者（親育ち支援地域リーダー）や、園内の親育ち支援を推進する担当者（親育ち支援担当者）を中心に組織的な取組を促進し、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。

【主な取組】

保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、市町村単位等による保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させます。

< 具体的な事業 > No,97 親育ち支援啓発事業

「親育ち支援地域リーダー」の資質の向上を図るとともに、地域の課題に応じた研修を実施するなど、親育ち支援について各地域で学べる仕組みづくりを推進します。また、「親育ち支援地域リーダー」の支援のもと、全ての保育所・幼稚園等において親育ち支援担当者による園内の保育者研修や保護者向け研修等の計画的な実施を促進します。

< 具体的な事業 > No,98 親育ち支援保育者スキルアップ事業

【対策の指標】

対策 -2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
親育ち支援に係る園内研修計画作成率	56.1% (R3 県調査)	48.5% (R2 県調査)	100%

対策 -2-(2)

保護者の子育て力向上のための支援の充実

【現状・課題】

- ・核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子どもと十分に向き合うことが難しい保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。
- ・保護者の生活習慣の乱れが子どもの基本的な生活習慣の未定着につながっているケースが多くみられます。

【対策のポイント】

- ・良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めることができるよう、保護者を対象とした研修を充実させます。
- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の定着を図るための取組を推進します。

【主な取組】

保育所・幼稚園等において、親育ち支援担当者を中心に、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。また、就学時健診等の機会を捉えた講話の実施や、園の行事等とあわせた保護者研修の計画的な実施などにより、多くの保護者が参加しやすい環境を整えるとともに、保育者と保護者の円滑なコミュニケーションや相互理解を深める取組を推進します。

【再掲 P85】

< 具体的な事業 > No,97 親育ち支援啓発事業

子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について、保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等が行う保護者を対象とした学習会の開催や、基本的な生活習慣の定着に向けた取組を支援します。

< 具体的な事業 > No,99 基本的な生活習慣向上事業

【対策の指標】

対策 -2-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
夜 10 時までに寝る幼児の割合 (3 歳児)	95.5% (R3 県調査)	95.1% (R2 県調査)	95%以上

基本方針 -1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり

県民の誰もが生涯にわたって学ぶことができ、その学びの成果がさまざまな場面で発揮できることは、地域や社会に好影響をもたらします。

このため、生涯学習・社会教育の取組を「学ぶ」「生かす」「ひろがる」「支える」それぞれの視点から強化し、生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくりを進めます。

対策 -1-(1) 知の循環型社会を目指した生涯学習・社会教育の推進

【現状・課題】

- ・社会教育を担う団体や人材の基盤が弱ってきています。
- ・県内では、県や市町村のほか民間や大学も含め、多様な講座や教室が開催されていますが、こうした学びの場の情報提供が十分ではありません。
- ・地域の課題解決に生かせる学びや、さまざまな理由で適時に学ぶことができなかった方の学び直しなど、県民の多様な学びのニーズに応える必要があります。

【対策のポイント】

- ・生涯にわたって学び、その成果を地域社会に生かすことができる「知の循環型社会」を目指して、多様な学びの機会の提供、学びを地域に還元できる仕組みの充実、学びを共有できる場の充実、知の循環を支える基盤の充実といったそれぞれの取組を進めます。

【主な取組】

社会教育関係者の研修を充実させるとともに、社会教育主事の養成を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図ります。また、社会教育関係団体の活動やネットワークづくりを支援します。

<具体的な事業> No,100 社会教育振興事業

子どもの生きる力を育成するために、小学校や青少年教育団体等が、青少年教育施設や地域の施設を活用して行う森林環境学習や自然体験等を含む宿泊体験活動を支援します。また、こうした機会の充実に向けて、森林環境教育や自然体験学習を推進できる人材の育成に取り組みます。

<具体的な事業> No,101 学びを支える自然体験活動の推進

青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設の機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様で魅力的な体験プログラムを提供します。

<具体的な事業> No,102 青少年教育施設振興事業

高知市が設置する「高知みらい科学館」の運営支援を通じて、県内全域を対象とした理科教育・科学文化の振興を進めます。

<具体的な事業> No,103 高知みらい科学館運営事業

県民が本県教育の現状について知り、考えるきっかけをつくるため、市町村や関係機関等と連携して高知県教育の日「志・とさ学びの日」を広く周知・啓発する取組を推進します。

< 具体的な事業 > No,104 志・とさ学びの日推進事業

地域の方々の経験や学びを社会に還元する場として、また、子どもたちの学びを大人の新たな学びにつなげる場として、放課後子ども教室の取組や地域学校協働本部における地域学校協働活動を推進します。また、県民一人一人が自発的意思に基づき必要性に応じて学び、その成果が地域社会で発揮できるよう、市町村・民間・大学等と連携し、県内のあらゆる学びの場や学びの成果を生かせる場に関する情報提供・相談機能を強化します。

< 具体的な事業 > No,105 生涯学習活性化推進事業

【対策の指標】

対策 -1-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
社会教育主事を配置している市町村数	18 市町村 (R3 年度)	13 市町村 (R2 年度)	26 市町村
保護者や地域の方が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合(よく参加していると回答した割合)【再掲】	・小:44.9% ・中:24.8% (R3 国調査)	全国平均 ・小:54.2% ・中:30.0% (R3 国調査)	・小:70%以上 ・中:50%以上 かつ全国平均以上
県立青少年教育施設の利用者数(青少年)	103,307 人 (R4.2 月) (R3 県調査)	89,734 人 (R2 県調査)	172,000 人以上
生涯学習ポータルサイトへのアクセス件数	64,817 件 (R4.2 月) (R3 県調査)	57,012 件 (R2 県調査)	70,000 件/年

対策 -1-(2) オープン高知図書館を核とした県民の読書環境・情報環境の充実

【現状・課題】

- ・オープン高知図書館は地域を支える情報拠点として、ポストコロナ、社会のデジタル化などに対応し、県民の暮らしや仕事におけるさまざまな課題の解決に役立つことができるよう、新鮮で幅広い資料の充実が求められています。
- ・県民がそれぞれの地域で読書をし、役立つ情報が得られるよう、県内全域の読書・情報環境の一層の充実が必要です。

【対策のポイント】

- ・オープン高知図書館において、利用者の多様なニーズに応えられるよう、紙媒体と電子媒体の双方を提供するハイブリッド型図書館として非来館型サービスの充実を図るとともに、課題解決支援サービスの充実に取り組みます。
- ・県内全域の読書・情報環境の充実に向け、高知県図書館振興計画(平成30年7月策定)や第2期オープン高知図書館サービス計画(令和3年10月策定)に基づく取組を進めます。
- ・子どもたちが小さい頃から本に親しみ、読書が習慣となるよう、第四次高知県子ども読書活動推進計画(令和4年6月策定)に基づく取組を進めます。

【主な取組】

県民の知的ニーズに応え、課題解決ができる図書館の実現に向けて、新鮮で幅広い資料・情報の収集・提供や、図書館活用講座の開催などによる情報リテラシー¹の向上支援に取り組みます。あわせて、県民にこうしたサービスを広く周知するための効果的な広報活動を行います。また、マイナンバーカードと図書館カードを連動させ、利便性の向上等を図ります。

<具体的な事業> No,106 図書館活動事業

非来館型サービスの充実を図るため、電子図書館の拡充やオンラインによるレファレンス²の受付、デジタルコンテンツ³のWebサイトへの公開などを進めます。

<具体的な事業> No,106 図書館活動事業

司書の専門性を高めるため、専門講座などの県内外研修への派遣や館内研修の充実を図ります。

<具体的な事業> No,106 図書館活動事業

県立学校等の要望するテーマに応じた資料の一括貸出や、児童生徒1人1台タブレット端末での電子図書館の利用促進を図ります。

<具体的な事業> No,106 図書館活動事業

県民に身近な市町村立図書館等のサービスの充実に向けて、協力貸出用の資料の充実や職員を対象とした動画等を活用した研修機会の提供などにより、市町村立図書館等の運営と人材育成を支援します。

<具体的な事業> No,106 図書館活動事業

県内全域の図書館等の振興に向け、市町村立図書館の活動を支援するとともに、子どもが本や読書に興味を持った時に県内のどこに住んでいても読みたい本にアクセスできる環境整備を図り、乳幼児から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成などに取り組みます。

<具体的な事業> No,107 読書活動推進事業

1 情報リテラシー：必要な情報の探し方や得た情報を客観的に判断し、自己の目的に適合するように活用する能力
 2 レファレンス：利用者の問合せに図書館資料（図書や雑誌、新聞、データベースなど）を案内したり、図書館資料に基づいて回答すること
 3 デジタルコンテンツ：デジタル化された情報で構成されたものの総称

【対策の指標】

対策 -1-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
県民一人当たりの図書貸出冊数	4.3 冊 (R2 県調査)	全国平均 5.1 冊 (R1 国調査)	4.9 冊以上
電子図書館の閲覧回数	6,922 回 (R4.2 月)	14,495 回 (R2 県調査)	30,000 回
オーテピア高知図書館におけるレファレンス件数	25,551 件 (R4.2 月)	26,530 件 (R2 県調査)	30,000 件以上
県立学校、市町村立図書館等への協力貸出冊数	35,934 冊 (R4.2 月)	33,823 冊 (R2 県調査)	35,000 冊以上
児童・生徒が家や図書館で普段(月～金)全く読書しない割合	・小:22.4% ・中:33.6% (R3 国調査)	全国平均 ・小:24.0% ・中:37.4% (R3 国調査)	全国平均を3ポイント以上下回る

対策 -1-(3) 多様なニーズに対応した教育機会の提供

【現状・課題】

- ・進路未定のまま中学校を卒業した方や高等学校を中途退学した方、さまざまな理由により義務教育を受けられなかった方、本国で義務教育を受けていない外国籍の方など、必要な時期に十分に学ぶことができなかった方がいます。
- ・進路未定の状態で高等学校を中途退学したことなどにより、社会的自立に困難を抱える若者等がいます。

【対策のポイント】

- ・社会的自立に困難を抱える若者等に対する修学・就労に向けたきめ細かな支援や、公立中学校夜間学級の円滑な運営及び充実により、県民の多様なニーズに応じた学びの場を提供します。

【主な取組】

さまざまな背景を持つ方の就学機会(学びの場)を確保するため、個々の生徒の学習状況に応じた教材の選定や指導方法の工夫を行い、学ぶ喜びを実感できる教育環境を整備するとともに、公立中学校夜間学級(夜間中学)の教育活動の充実を図ります。

<具体的な事業> No,108 中学校夜間学級教育活動充実推進事業

中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、ニートやひきこもり傾向にある若者、就職氷河期世代（概ね 40 歳代）のうち長期間無業であった方やひきこもり傾向にある方などに対し、「若者サポートステーション」を核にして修学や就労に向けた支援を行い、社会的自立を促進します。

< 具体的な事業 > No,109 若者の学びなおしと自立支援事業

社会人で学び直しを希望する人など、多様な学びのニーズに対応するため、聴講生制度の拡充など、定時制高等学校における学びの機会の確保と拡充を図ります。

< 具体的な事業 > No,110 定時制教育の充実

【対策の指標】

対策 -1-(3)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
若者サポートステーション利用者の進路決定率(単年度)	35.0% (R4.2月) (R3 県調査)	42.8% (R2 県調査)	40%以上
聴講生の受入(県立定時制高校 12 校中)	受入校:5校 実人数:51名 (R3 年度)	受入校:5校 実人数:43名 (R2 年度)	前年度実人数以上

基本方針 -2 児童生徒等の安全・安心の確保

さまざまな自然災害や事故、犯罪等から子どもたちの命を守り抜くため、学校等における防災を中心とした安全教育と安全管理の充実を図るとともに、南海トラフ地震等に備えた施設の整備を進めます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大など先行きが不透明な「予測困難な時代」においても、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、安全・安心な環境づくりや体制づくりを強化します。

対策 -2-(1) 子どもたちの安全・安心の確保のための取組強化(ソフト対策)

【現状・課題】

- ・南海トラフ地震が発生した際には、本県に甚大な被害がもたらされることが懸念されています。また、台風や大雨等による気象災害が激甚化しており、本県でも被害が懸念されています。
- ・全国で子どもの尊い命が奪われる交通事故・事件等が発生しており、本県においても毎年、子どもが巻き込まれる交通事故や不審者事案が発生しています。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまでの生活様式が変わり、心身の健康に影響を及ぼしている子どもがいます。
- ・子どもたちが安心して過ごすことのできる教育環境の充実や、人権が尊重された学校・学級づくりに取り組んでいくことが求められています。

【対策のポイント】

- ・子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、子どもたちにとって安全・安心な環境づくりや教育活動を充実します。
- ・子どもたちが自ら考えて自らの命を守り、自他の生命を尊重しながら、社会の安全に貢献することができるよう、学校での安全教育を推進します。
- ・学校における安全管理として、安全で安心な学校環境の整備や、子どもたちの安全を確保するための組織的な取組を充実させます。

【主な取組】

子どもたちがいかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動できる力を身につけられるよう「高知県安全教育プログラム」に基づく防災を中心とした安全教育を一層推進します。

< 具体的な事業 > No,111 防災教育推進事業

登下校時の安全確保に向けて、子どもたち自身に、危険予測・回避能力を身につけさせる安全教育を実施するとともに、地域や保護者、関係機関等と連携した学校安全の取組の強化・充実を図ります。

<具体的な事業> No,112 登下校の安全対策の促進

子どもたちの発達の段階に応じた交通安全教育を実施するとともに、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(平成30年10月19日条例第52号)に基づき、子どもたちの自転車ヘルメット着用を促進するなど、登下校時における自転車の安全で適正な利用の促進を図ります。

<具体的な事業> No,113 自転車ヘルメット着用推進事業

子どもたちが主体的に健康的な生活を送るための理解を深め、正しい態度を養うために、健康教育副読本や外部講師を効果的に活用し、家庭や地域と連携して性教育、がん教育、食育などの健康教育の充実を図ります。また、新型コロナウイルス感染症に関する学習教材を活用した指導や、感染症の不安から生じる差別・偏見や心の不調を防ぐための学習を推進します。【再掲 P54】

<具体的な事業> No,46 健康教育充実事業

No,29 人権教育推進事業

放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域住民の参画を得て、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につなげるさまざまな活動を支援します。【再掲 P79】

<具体的な事業> No,89 新・放課後子ども総合プラン推進事業

一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、「高知県人権教育推進プラン(令和2年改定版)」に基づき、教育活動全体を通じた人権教育の充実を図ります。また、「情報モラル教育ハンドブック」等に基づく情報モラル教育の取組を強化します。【再掲 P48、72】

<具体的な事業> No,29 人権教育推進事業

No,99 基本的生活習慣向上事業

No,46 健康教育充実事業

地域と学校が協働して地域の課題解決を探究的に行う「地域協働学習」や、関係機関との連携による主権者教育・消費者教育等を推進することにより、生徒の社会的自立や主体的に社会に参画する態度の育成を図ります。【再掲 P50】

<具体的な事業> No,33 生徒の社会的自立・社会参画のための支援の充実

(地域協働学習、主権者教育・消費者教育等)

【対策の指標】

対策 -2-(1)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
各学校が作成している安全教育全体計画の学年別重点目標【災害安全】(児童生徒が自らの命を守るために必要な資質・能力の育成)を達成できた学校の割合	・小:100% ・中:100% ・高:100% ・特:100% (R3 県調査)	-	・小:100% ・中:100% ・高:100% ・特:100%
スクールガード(学校安全ボランティア)や地域住民等の活動の状況を把握し、見守り活動等の登下校の安全対策について家庭や地域、関係機関等との連携・協働体制ができてい小学校の割合	100% (R3 県調査)	100% (R2 県調査)	100%

対策 -2-(2)

南海トラフ地震等の災害に備えた施設整備の推進

【現状・課題】

- ・南海トラフ地震の発生による大きな被害が懸念され、また、台風や大雨、土砂災害等の気象災害も頻発する中、施設への被害を最小限に止め、子どもたちの安全・安心を確保する必要があります。
- ・地域の避難所に指定されている学校施設等について、発災後も避難所として機能を維持できるように、非構造部材の耐震対策等が必要となっています。

【対策のポイント】

- ・学校施設等の耐震化や防災機能の強化を推進します。

【主な取組】

耐震対策や防災機能の強化により、災害に強い学校施設等の整備を推進します。県立学校では、発災時に地域の避難所となる施設の天井材の落下防止や窓ガラス飛散防止といった非構造部材の耐震化等に取り組むとともに、備蓄物資の整備を進めます。

<具体的な事業> No,114 学校施設の安全対策の促進

南海トラフ地震で発生する災害から乳幼児の安全を確保するため、保育所・幼稚園等の施設の耐震化、高台移転及び高層化に伴う施設整備への支援を行います。

<具体的な事業> No,115 保育所・幼稚園等の施設整備の促進

安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校との統合及び清水高等学校の高台移転に伴う施設整備を着実に推進します。【再掲 P77】

<具体的な事業> No,83 施設整備事業(県立高等学校再編振興計画)

【対策の指標】

対策 -2-(2)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
学校施設等の耐震化率	・保・幼等:98.4% (R3 県調査) ・公立小・中:98.9% ・公立高・特:100% (R3 国調査)	・保・幼等:96.9% (R2 県調査) 全国平均 ・公立小・中:99.6% ・公立高・特:99.2% (R3 国調査)	・保・幼等:100% ・公立小・中:100% ・公立高・特:100%
県立学校体育館の非構造部材等の耐震化率 (対象:40校)	100% (R3 県調査)	90.0% (R2 県調査)	100%

対策 -2-(3) 長寿命化改修など教育施設の計画的な整備の推進

【現状・課題】

- ・築年数が40年を超える学校施設や青少年教育施設が数多くあり、早期の老朽化対策が課題となっています。
- ・従来の方策による整備方針では、次々と建て替え時期を迎え、多額の費用負担が短期間に集中することから、財政負担の平準化を図るために計画的な整備が必要です。

【対策のポイント】

- ・「高知県立学校施設長寿命化計画」(平成29年12月策定)に基づき、県立学校施設の長寿命化改修を実施します。
- ・県立青少年教育施設・設備の計画的な改修・修繕を進めます。

【主な取組】

児童生徒等にとって安全、安心で快適な教育環境を保持するため、「高知県立学校施設長寿命化計画」に基づき、築40年を経過している学校施設の改修等に取り組みます。改修等に当たっては、空調設備などの高効率機器への更新や、太陽光発電設備の設置などにより施設の省エネルギー化を推進します。

<具体的な事業> No,116 学校施設の長寿命化改修による整備の推進

青少年教育施設利用者の安全性の確保や満足度の向上のため、利用者の意見を踏まえながら、優先度の高いものから計画的に施設・設備の改修や修繕を進めます。

<具体的な事業> No,117 青少年教育施設の整備

【対策の指標】

対策 -2-(3)の指標	現状	参考値	R5 年度末の目標数値
学校施設の長寿命化改修の実施	・基本設計:2校 ・設計:3棟(1校) ・工事:3棟(1校) R4 完成予定 (累積数)(R3 年度)	-	・基本設計:14校 ・設計:5棟(3校) ・工事:5棟(3校) (累積数)

横断的取組 1 不登校への総合的な対応

不登校の未然防止を図るため、児童生徒が学校が楽しいと実感できるような魅力ある学校づくりを推進するとともに、初期対応のための組織強化や校内支援会のさらなる充実を図り、校内における支援体制を強化します。

また、不登校児童生徒に対しては、個々の状況に応じた適切な支援が抜かりなく行われるよう、学校と専門機関等との連携・協働体制を構築しながら、重層的な相談支援体制を強化します。

取組 1-(1) 不登校の未然防止と初期対応

【現状・課題】

- ・児童生徒理解に基づいた学級経営、授業づくりを組織的・協働的に進めていく必要があります。また、発達障害等のある子どもをはじめ、支援を要する子どもたち一人一人に必要な支援や学習指導を行うために、教職員の授業実践力・学級経営力の向上が求められています。
- ・教員の不登校に対する認識や、不登校対応の知識及び経験が十分でない場合があります。
- ・学校における初動体制の仕組みや不登校支援に必要な情報収集など、系統立った対処方法が十分に確立されていないケースがみられます。
- ・不登校の要因は、家庭内の状況に関わる部分が少なくないため、スクールソーシャルワーカー等の専門家や関係機関とも連携して対応に当たる必要があります。

【取組のポイント】

- ・学校全体で組織的に学習指導と生徒指導の一体化を図り、教員の指導力を向上させることにより、不登校を生じさせない魅力ある学級・学校づくりに取り組みます。
- ・学校における早期の情報共有による支援体制を構築することにより、兆しの見えた初期の段階からチームとして支援を強化します。
- ・個々に応じた指導支援が切れ目なく引き継がれるよう、校内の支援体制のさらなる充実・強化を図ります。

【主な取組】

未然防止の取組や校内支援会の実施など、不登校に対する組織的な取組を学校経営計画に位置付け、学校全体でPDCAサイクルを回しながら組織的に取り組みます。また、若年教員の研修や「メンター制」、「教科のタテ持ち」等の教員同士が学び合う仕組みにより、教員の指導力を高めていきます。

<具体的な事業> No.2 学校経営を基盤とした組織力の強化

全ての児童生徒が、基礎的・基本的な知識・技能を習得できるように、小・中学校における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習・指導方法の改善、ICTを効果的に活用した授業の推進を図ります。また、高等学校における教科会の充実等により組織的な授業改善の取組がさらに広がるよう教員の意識改革を促進します。

<具体的な事業> No.17 「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト

No.21 学力向上推進事業

市町村や小・中学校が放課後等の補充学習を計画的に実施できるよう、「放課後等学習支援員」の配置に対する支援を行います。また、高等学校等における生徒の学力の状況に応じたきめ細かな学習指導・支援を充実させるため、「学習支援員」を配置し放課後補習や授業支援の充実・強化を図るとともに、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習ができる教材の活用を促進します。

- <具体的な事業> No,9 放課後等における学習支援事業
No,22 学習支援員事業

児童生徒に社会の中で多様な人々と互いに尊重し合う社会性や、他者への思いやり、規範意識などの道徳性を育むため、教育活動全体を通じて道徳教育、人権教育を進めます。

- <具体的な事業> No,28 道徳教育協働推進プラン
No,29 人権教育推進事業

小・中学校の指定校において、開発的な生徒指導（子どもたちに内在する力や可能性を引き出す生徒指導）に組織的に取り組む実践研究を推進するとともに、生徒指導主事（担当者）の研修会等を通してその成果を県内全域に普及し、各学校での実践につなげます。

- <具体的な事業> No,38 高知夢いっぱいプロジェクト推進事業

生徒指導が未然防止、早期発見・早期対応等のそれぞれの場面において組織的に推進されるよう、各小・中・高等学校の生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上を図るための研修を実施します。

- <具体的な事業> No,40 生徒指導主事会(担当者会)

「『高知家』いじめ予防等プログラム」の組織的・計画的な実施により、児童生徒のいじめに対する理解を深め、いじめの防止や解決に資する道徳性を養います。また、ソーシャルスキルトレーニングなど社会で必要なコミュニケーション能力や社会性を育む取組を通して、児童生徒の自尊感情や人間関係を築く力を育みます。

- <具体的な事業> No,42 いじめ防止対策等総合推進事業
No,34 ソーシャルスキルアップ事業
No,102 青少年教育施設振興事業
No,101 学びを支える自然体験活動の推進

児童生徒が目的意識を持って学校生活を送ることができるよう、小・中・高等学校を通じたキャリア教育の充実を図ります。

- <具体的な事業> No,31 キャリア教育強化プラン
No,32 キャリアアップ事業

各小・中学校の不登校担当者（特に不登校の出現率の高い学校には不登校担当教員を配置）が中心となり、校務支援システムや学習支援プラットフォームの「きもちメーター」等も活用して早期発見・早期対応の組織的な取組を推進し、新規不登校の抑制につなげます。また、県教育委員会の「不登校対策チーム」が不登校担当教員配置校を定期的に訪問し、具体的な指導・助言を行います。

- <具体的な事業> No,41 不登校担当教員配置校サポート事業
- No,79 校務支援システムの導入・活用促進
- No,73 学習支援プラットフォームの活用促進

生涯にわたってたくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣を子どもたちが身につけることができるよう、体育・保健体育の授業の質を向上させる取組を推進するとともに、家庭や地域と連携して性教育、がん教育、食育等の健康教育の充実を図ります。

- <具体的な事業> No,44 体育授業の質的向上対策
- No,46 健康教育充実事業
- No,59 食育推進支援事業

学校等の相談支援体制の充実・強化を図るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を推進するとともに、就学前の子どもや保護者に対する助言や指導等を保育者と連携して行う取組を支援します。

- <具体的な事業> No,54 スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>
- No,55 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業

管理職や関係教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で組織する校内支援会を定期的開催し、児童生徒ごとの状況を判断するとともに、専門的な助言を取り入れた具体的な手立てを策定・共有し、組織として対応を行うことを徹底します。

- <具体的な事業> No,39 校内支援会サポート事業

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの支援力向上を図るため、より効果的な研修を実施するとともに、心の教育センターをプラットフォームにして、各学校等に配置されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行います。また、校内支援会を運営する教員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる合同研修会を実施し、相談支援の連携強化を図ります。

- <具体的な事業> No,56 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修

不登校の未然防止には、就学前の早い段階から関係機関と連携した支援が重要であるため、保育所・幼稚園等への支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充します。

- <具体的な事業> No,53 特別支援保育・教育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)

発達障害を有するなど特別な支援が必要な幼児や児童生徒に対し、就学前から高等学校卒業に至るまで適切な指導・支援が行われるようユニバーサルデザインの視点に基づく保育・教育を推進するとともに、保育者や教員向けの体系的な研修を実施します。また、外部専門家や地域の人材の力を活用した組織的・協働的な取組を行い、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図ります。

- < 具体的な事業 > No,63 小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進
 No,64 小・中学校の特別支援学級における教育の質の向上に向けた取組強化
 No,66 特別支援教育セミナー
 No,65 高等学校における特別支援教育の推進
 No,62 特別な支援を要する子どもへの対応力の向上

保育所・幼稚園等において、子どもとの関わり方や基本的な生活習慣の定着等、子育てに関する啓発や子育て相談活動の充実を図るとともに、保護者との関わり方や支援の仕方について保育者の理解を深め、親育ち支援力の向上を図ります。

- < 具体的な事業 > No,97 親育ち支援啓発事業
 No,98 親育ち支援保育者スキルアップ事業
 No,99 基本的な生活習慣向上事業

地域による子どもたちの見守り機能を強化した「高知県版地域学校協働本部」の取組や、保護者、地域住民等が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入を促進することにより、地域と連携した特色ある教育活動を実施し、子どもたちが安心して教育が受けられる魅力ある学校づくりを進めます。また、地域住民の参画を得て、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につなげるさまざまな活動を支援し、放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図ります。

- < 具体的な事業 > No,88 地域学校協働活動推進事業
 No,8 コミュニティ・スクールの推進
 No,89 新・放課後子ども総合プラン推進事業

地域全体の子どもたちの自尊感情や自己有用感を育むとともに、人権感覚や社会性、規範意識を醸成するため、モデル地域の教育委員会に「統括推進リーダー」を配置し、保幼小中の連携・接続を強化した取組や、学校と児童福祉部署の連携による取組などを総合的に推進します。

- < 具体的な事業 > No,30 保幼小中連携モデル地域実践研究事業

取組 1-(2) 社会的自立に向けた支援の充実

【現状・課題】

- ・学校において外部の専門人材を効果的に活用し、組織的な支援体制を強化していくことが必要です。
- ・不登校児童生徒やその保護者が気軽に安心して相談できる環境が十分に整っていない状況にあります。
- ・学校、スクールソーシャルワーカー、市町村の児童福祉部署等とが相互に連携し、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援体制をさらに強化する必要があります。
- ・ひきこもり傾向にある児童生徒やその保護者等に対して、専門的な支援をするための学校外の体制強化を図る必要があります。

【取組のポイント】

- ・不登校児童生徒やその保護者が相談しやすい環境を整備するとともに、教育、心理、福祉等のそれぞれの専門的な視点を踏まえた組織的な支援体制を強化します。

【主な取組】

相談支援体制の充実・強化を図るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置し、効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置を進めます。また、課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、市町村の教育支援センターにおいてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが積極的に働きかけを行うアウトリーチ型の支援活動体制を整備します。

<具体的な事業> No.55 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業

児童生徒の状況に応じた適切な支援が行われるよう、各学校において専門人材を活用した効果的な校内支援会を実施するとともに、必要に応じて心の教育センターや福祉、医療等の関係機関と連携して児童生徒の支援を行う仕組みづくりを推進します。

<具体的な事業> No.39 校内支援会サポート事業

児童生徒や保護者が利用しやすい環境を確保するため、心の教育センターの土曜日・日曜日の開所や県東部・西部地域での相談室の整備に加え、メール、電話、SNSなどの多様な受付窓口による相談支援体制を強化します。また、心の教育センターのスクールカウンセラー等との連携などを通して、学校や教育支援センターにおける相談支援の質的向上を図ります。

<具体的な事業> No.57 心の教育センター相談支援事業

不登校等児童生徒に対して学校、教育支援センター、心の教育センターによる重層的な支援体制を確立します。特に学校では、不登校等児童生徒が安心して過ごせる居場所の確保及び個に応じた最適な学びを保障するために、「校内適応指導教室」の設置を拡充し、ICTを活用した学習支援の実践研究を推進します。

<具体的な事業> No,58 不登校支援推進プロジェクト事業

不登校等児童生徒の学習機会を確保するため、市町村の教育支援センターを拠点としたICTの活用による自主学習等の取組を支援します。また、放課後や夜間等の多様な学びの場や体験活動の機会の充実を図ります。

<具体的な事業> No,58 不登校支援推進プロジェクト事業

No,102 青少年教育施設振興事業

家庭の経済状況を背景として休みがちになる児童生徒も一定数いることから、経済的な理由で就学が困難な家庭を対象とした経済的支援や教育費の負担軽減を図ります。

<具体的な事業> No,60 高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等

中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、ニートやひきこもり傾向にある若者、就職氷河期世代（概ね40歳代）のうち長期間無業であった方やひきこもり傾向にある方などに対し、「若者サポートステーション」を核にして修学や就労に向けた支援を行い、社会的自立を促進します。

<具体的な事業> No,109 若者の学びなおしと自立支援事業

【取組の指標】

横断的取組1の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
1,000人あたりの新規不登校児童生徒数	・小:6.3人 ・中:25.0人 ・高:9.3人 (R2国調査)	全国平均 ・小:5.6人 ・中:18.4人 ・高:10.1人 (R2国調査)	全国平均以下
90日以上欠席している不登校児童生徒のうち、学校内外の関係機関等(医療、福祉、教育支援センター、心の教育センター、SC・SSWなど)の相談や支援を受けている児童生徒の割合	・小:95.3% ・中:96.3% (R2国調査)	全国平均 ・小:73.1% ・中:64.7% (R2国調査)	・小:100% ・中:100%
不登校児童生徒(年間30日以上欠席)のうち、学校外の機関に通所して出席扱いとなった日数を除くと欠席日数が30日未満となる児童生徒の割合	(R3実績集計中)	・小:4.4% ・中:3.8% (R2県調査)	前年度の割合以上
不登校児童生徒のうち、学校等の取組によって、同年度中に継続的に登校できるようになった児童生徒の割合	(R3実績集計中)	・小:28.0% ・中:37.9% ・高:38.0% (R2県調査)	・小:50.0% ・中:50.0%

横断的取組 2 学校における働き方改革の推進

教員の肉体的、精神的な負担を軽減し、日々の生活の質を向上させるとともに、本来業務である授業改善や個々の児童生徒に応じた生徒指導等の子どもと向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるよう市町村教育委員会や学校等と連携し、学校における働き方改革を加速します。

取組 2-(1) 学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革

【現状・課題】

- ・ 統合型校務支援システムの導入により勤務時間を管理する環境は整いましたが、システムが十分に活用されておらず勤務時間管理が徹底されていない学校があります。
- ・ 教職員一人一人がこれまでの働き方を見直し、勤務時間を意識して限られた時間の中で計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つことが必要です。

【取組のポイント】

- ・ 各教育委員会において策定する「学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」に基づき、管理職のマネジメントの実践により、勤務時間管理の徹底のほか、在校等時間を意識したメリハリのある働き方を推進します。
- ・ 限られた時間を有効に活用し、より効果的で効率的な教育活動を行うことができるよう、管理職や教職員を対象とした研修の実施や好事例の紹介などにより、教職員一人一人の働き方に関する意識改革の取組を進めます。

【主な取組】

学校現場における統合型校務支援システムを活用した勤務時間管理の徹底を図るとともに、定時退校日や最終退校時刻、学校閉校日の設定等の取組を促進します。

< 具体的な事業 > No.5 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革
No.79 校務支援システムの導入・活用促進

管理職のマネジメント力を高めるための研修や、管理職と推進役になる職員との合同研修などを実施し、教職員一人一人の働き方に関する意識改革を進めます。

< 具体的な事業 > No.5 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革

各市町村教育委員会及び各学校が行う働き方改革の取組の進捗状況を確認し、検証を行うとともに、他県や推進校等での先進的な事例の収集・情報提供を行います。

< 具体的な事業 > No.5 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革

学校組織体制の改善・強化を図るとともに、ウィズコロナ・アフターコロナにおける「学校の新しい学習スタイル」を支えるきめ細かな指導を行っていくため、小学校全ての学年を35人以下の少人数学級とします。

また、中学校においても少人数学級編制を拡充するなど効果的・効率的な教職員の配置に取り組み、引き続き、国に対して教職員定数の改善・充実の提言を行います。

さらに、全ての小学校において、義務教育9年間を見通して学校の規模に応じた教科担任制を導入し、教員の負担軽減も図ります。

- <具体的な事業> No.5 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革
No.2 学校経営を基盤とした組織力の強化

学校事務に関する企画・調整を一元的に行う共同学校事務室の設置により、教職員への支援機能を強化します。また、学校全体の組織マネジメント力の強化や教員の業務負担の軽減につなげるため、事務職員の職務内容を明確化し、学校経営への参画を拡げます。

- <具体的な事業> No.4 学校事務体制の強化

長期休業期間中の休日の確保のための一つの選択肢として、「1年単位の变形労働時間制」を活用し、教育職員が休日のまとめ取りができる環境を整えるとともに、長期休業期間における研修や業務の見直し、縮減などの取組を進めます。

- <具体的な事業> No.5 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革

取組 2-(2)

業務の効率化・削減

【現状・課題】

- ・部活動ガイドラインに沿った取組の実施や研修等の見直しなど、教職員の負担軽減や学校の業務改善を図る取組の実施によって一定の成果は見られるものの、長時間勤務の抜本的な改善には至っていません。

【取組のポイント】

- ・教職員の専門性が求められる業務の精選やデジタル技術の活用により、業務の効率化を図ります。
- ・これまで学校が担ってきた業務を整理し、学校が担うべき業務、スクールカウンセラーなど専門性をもった外部人材や事務職員等と連携・分担すべき業務、保護者・地域等の協力により分担すべき業務など、役割分担の明確化・適正化を進めます。

【主な取組】

各学校において、統合型校務支援システムを効果的に活用し、指導要録や学習評価等を電子化するとともに教材等の情報共有を行うなど、校務の効率化を図ります。

- <具体的な事業> No.79 校務支援システムの導入・活用促進

テストの採点や成績処理に係る自動採点システムの導入を拡充するとともに、給与支給の事務処理に係る諸手当・年末調整システムやアンケートシステム等の活用を進めることにより、

教職員の業務の削減及び効率化を図ります。

- <具体的な事業> No,6 業務の効率化・削減
No,77 学校のICT環境整備(GIGAスクール構想の実現)

各学校において、長時間勤務の要因であり、負担感が大きいとされる部活動について、県や市町村の部活動ガイドライン等に沿った休養日や活動時間等の適正な計画を立てるとともに、着実に実施することを徹底します。あわせて、文部科学省が示す「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に基づく取組として、地域運動部活動や合同部活動の取組を進めていきます。

- <具体的な事業> No,48 運動部活動の運営の適正化
No,49 運動部活動指導員配置事業
No,50 文化部活動指導員・支援員の活用

学校現場の負担軽減を図るため、県教育委員会の調査や照会、事業等について精選を行い、削減や簡素化に取り組みます。

- <具体的な事業> No,6 業務の効率化・削減

教員が学校で児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、県が実施する集合研修等を精選し、集合研修とオンデマンドやライブ配信によるオンライン研修を効果的に組み合わせ実施します。また、遠隔教育システムを活用した教育センターと県東部・西部の会場での双方向配信による研修を拡充し、移動時間の短縮に取り組みます。

- <具体的な事業> No,6 業務の効率化・削減

各学校において、学校行事や業務の精選、効率化、縮減に向けた取組が推進されるよう、他県や推進校での先進的な事例の収集・情報提供などによる支援を行います。

- <具体的な事業> No,6 業務の効率化・削減

取組 2-(3) 専門スタッフ・外部人材の活用

【現状・課題】

- ・必ずしも教員が担わなくてもよい業務に、専門スタッフ・外部人材を活用することで、教員の負担感の軽減や個々の児童生徒への指導・支援の充実につながっています。

【取組のポイント】

- ・教職員の負担感の軽減や長時間勤務の縮減に向けて、専門スタッフ・外部人材の配置拡充を進めます。

【主な取組】

教員の業務負担の軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、学校教育活動の充実につなげるため、教員の専門性を必要としない業務に従事する校務支援員の配置拡充を図ります。

<具体的な事業> No,10 校務支援員(スクール・サポート・スタッフ)配置事業

教員の部活動指導にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、専門的な指導ができる部活動支援員や、単独での部活動指導や学校外での活動の引率なども可能な部活動指導員の配置拡充を図ります。また、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に基づき、地域運動部活動などの取組を進めます。

<具体的な事業> No,48 運動部活動の運営の適正化

No,49 運動部活動指導員配置事業

No,50 文化部活動指導員・支援員の活用

子どもや保護者等が不安や悩みをいつでも気軽に相談できる体制を構築するため、心理や福祉に関する専門的な見地から学校・教員を支えるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を進めます。

<具体的な事業> No,55 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業

各学校が放課後等を実施する補充学習を支援するため、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を進めます。

<具体的な事業> No,9 放課後等における学習支援事業

No,22 学習支援員事業

保護者や地域の方等が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもを見守り育てる体制が構築されることにより、教員が教育活動により一層力を注ぐことができるよう、地域学校協働本部の活動内容の充実及びコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入促進を図ります。

<具体的な事業> No,88 地域学校協働活動推進事業

No,8 コミュニティ・スクールの推進

いじめをはじめとする生徒指導上の問題について、法律の専門家である弁護士(スクールロイヤー)を学校等に派遣し、その専門的知識・経験をもとに、法的側面から学校を支援する体制を整えます。

<具体的な事業> No,42 いじめ防止対策等総合推進事業

- ⑦ 1人1台タブレット端末を活用したICT教育を推進するため、県立学校に「情報通信技術支援員」(ICT支援員)を配置するとともに、教員の取組をサポートする「ICT授業改善アドバイザー」や「GIGAスクールサポーター」を県教育委員会事務局内に配置します。また、市町村立学校におけるICT支援員の人材確保と資質向上を支援します。

＜具体的な事業＞ No.78 情報通信技術支援員(ICT支援員)等の確保促進及び資質向上

【取組の指標】

横断的取組2の指標	現状	参考値	R5年度末の目標数値
時間外在校等時間の上限時間である月45時間以内、年360時間以内を遵守できた教員の割合 (ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合は、月100時間未満、年720時間以内)	時間外在校等時間が月45時間以内の教員の割合 ・小:29.4% ・中:16.9% ・義務:18.2% (校務支援員配置校(66校)) (R3.4~R4.2月) (R3県調査)	時間外在校等時間が45時間以内の教員の割合 ・小:28.1% ・中:16.6% (校務支援員配置校(35校)) (R2.4~R3.2月) (R2県調査)	・小:100% ・中:100%
	県立 ・中:45.1% ・高:68.8% ・特:98.6% (全校) (R3.4~R4.1月) (R3県調査)	県立 ・中:44.8% ・高:69.1% ・特:97.9% (全校) (R2.4~R3.1月) (R2県調査)	県立 ・中:100% ・高:100% ・特:100%

第 6 章 事業実施計画

1 事業一覧

チーム学校の推進

- 1 チーム学校の基盤となる組織力の強化

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	学校の組織マネジメント力を強化する 仕組みの構築	1	管理職等育成プログラム	教セ
		2	学校経営を基盤とした組織力の強化	小中
		3	マネジメント力強化事業（学校経営計画の充実）	高等
		4	学校事務体制の強化	教福・教セ
		5	学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革	教福・小中
		6	業務の効率化・削減	教福
(2)	教員同士が学び合い高め合う 仕組みの構築	再2	学校経営を基盤とした組織力の強化	小中
		7	主幹教諭の配置拡充	高等
(3)	地域との連携・協働の推進	8	コミュニティ・スクールの推進	小中・高等・特支
		後88	地域学校協働活動推進事業	生涯
(4)	外部・専門人材の活用の拡充	後55	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	人権
		9	放課後等における学習支援事業	小中
		後22	学習支援員事業	高等
		後49	運動部活動指導員配置事業	保体
		後50	文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中
		後48	運動部活動の運営の適正化	保体
		10	校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業	教福
		後42	いじめ防止対策等総合推進事業	人権
(5)	質の高い教員の確保・育成	11	大量採用時代を見据えた教員の確保	教福
		12	採用候補者への啓発（採用前研修）	教セ
		13	若年教員育成プログラム	教セ
		14	中堅教諭等資質向上研修	教セ
		15	大学等との連携の強化（高知大学教職大学院との連携）	教政
		16	学校の力を高める中核人材育成事業	教政

- 2 チーム学校の推進による教育の質の向上

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	教員の教科等指導力の向上 <小・中学校>	17	「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト	小中
		18	英語教育強化プロジェクト	小中
		19	理科教育推進プロジェクト	小中
		20	学力向上に向けた高知市との連携	小中
(2)	基礎学力定着に向けた取組の充実 <高等学校>	21	学力向上推進事業	高等
		後24	授業改善と指導力向上事業	高等
		22	学習支援員事業	高等
(3)	多様な学力・進路希望に対応した 指導の充実 <高等学校>	23	21ハイス쿨プラン	高等
		24	授業改善と指導力向上事業	高等
		25	就職支援対策事業	高等
		26	グローバル教育推進事業	振興
		27	産業教育指導力向上事業	高等

対 策	No	事 業 名 称	担当課
(4) 規範意識や自尊感情など豊かな心を育む取組の充実	28	道徳教育協働推進プラン	小中
	29	人権教育推進事業	人権
	30	保幼小中連携モデル地域実践研究事業【新規】	人権ほか
(5) 目的意識の醸成や社会性の育成に向けた取組の充実	31	キャリア教育強化プラン	小中・高等
	32	キャリアアップ事業	高等
	33	生徒の社会的自立・社会参画のための支援の充実（地域協働学習、主権者教育・消費者教育等）	高等
	34	ソーシャルスキルアップ事業	高等
	35	学びをつなげる環境教育の推進【新規】	生涯ほか
	後101	学びを支える自然体験活動の推進	生涯
	再26	グローバル教育推進事業	振興
	36	グローバルな視点での教育の推進（学習指導要領に基づく国際理解・国際親善教育の推進）【新規】	小中・高等
	再18	英語教育強化プロジェクト	小中
	再24	授業改善と指導力向上事業	高等
(6) 生徒指導上の諸課題への組織的な対応・支援の強化	37	外国人児童生徒等に対する日本語教育の推進【新規】	小中ほか
	38	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	人権
	39	校内支援会サポート事業	人権・心セ
	40	生徒指導主事会（担当者会）	人権
	後53	特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保
	41	不登校担当教員配置校サポート事業	人権
	後79	校務支援システムの導入・活用促進	教セ
	後73	学習支援プラットフォームの活用促進	教政
(7) 健康・体力の向上	42	いじめ防止対策等総合推進事業	人権
	43	こうち子ども健康・体力向上支援事業	保体
	44	体育授業の質的向上対策	保体
	45	令和4年度全国高等学校総合体育大会推進事業	保体
	46	健康教育充実事業	保体
(8) 部活動の充実と運営の適正化	後59	食育推進支援事業	保体
	47	県立学校運動部活動活性化事業	保体
	48	運動部活動の運営の適正化	保体
	49	運動部活動指導員配置事業	保体
	50	文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中

厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実

- 1 多様な課題を抱える子どもへの支援の充実

対 策	No	事 業 名 称	担当課
(1) 社会的自立に向けた就学前から高等学校までの切れ目のない教育の充実	再31	キャリア教育強化プラン	小中・高等
	再32	キャリアアップ事業	高等
	再27	産業教育指導力向上事業	高等
	後60	高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等	高等
	後55	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	人権
	後53	特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保
	後54	スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞	幼保

対 策	No	事 業 名 称	担当課
(2) 保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実	51	多機能型保育支援事業	幼保
	52	保育サービス促進事業（家庭支援推進保育士の配置）	幼保
	53	特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保
	54	スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞	幼保
(3) 放課後等における学習の場の充実	再9	放課後等における学習支援事業	小中
	再22	学習支援員事業	高等
	後89	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯
(4) 相談支援体制の充実・強化	55	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	人権
	56	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修	人権・心セ
	57	心の教育センター相談支援事業	心セ
	58	不登校支援推進プロジェクト事業	人権
(5) 地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進	後88	地域学校協働活動推進事業	生涯
	後89	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯
	再8	コミュニティ・スクールの推進	小中・高等・特支
	59	食育推進支援事業	保体
(6) 経済的負担の軽減	60	高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等	高等
	61	多子世帯保育料軽減事業	幼保
	後89	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯

- 2 特別支援教育の充実

対 策	No	事 業 名 称	担当課
(1) 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	62	特別な支援を要する子どもへの対応力の向上	幼保・教セ
	63	小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進	特支
	64	小・中学校の特別支援学級における教育の質の向上に向けた取組強化【新規】	特支
	65	高等学校における特別支援教育の推進	特支
	66	特別支援教育セミナー	教セ
(2) 特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応の充実	67	学習指導要領の理念に基づいた教育の実践力向上事業	特支
	68	特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業	特支
	69	特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業	特支
	70	キャリア教育・就労支援推進事業	特支
	71	医療的ケア児に対する支援の充実【新規】	特支・幼保

デジタル社会に向けた教育の推進

- 1 先端技術の活用による学びの個別最適化

対 策	No	事 業 名 称	担当課
(1) ICTやA I等の先端技術の活用	72	遠隔教育推進事業	教セ
	73	学習支援プラットフォームの活用促進	教政
	再17	「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト	小中
	74	デジタル教科書の活用推進【新規】	小中
	75	先端技術を活用した個別最適学習についての研究	高等
	再67	学習指導要領の理念に基づいた教育の実践力向上事業	特支
	76	教員のICT活用指導力の向上	教セほか
	後80	プログラミング教育における授業力向上	小中・高等・教セ
	再16	学校の力を高める中核人材育成事業	教政

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(2)	学校のICT環境の整備	77	学校のICT環境整備（GIGAスクール構想の実現）	教政・高等
		再75	先端技術を活用した個別最適学習についての研究	高等
		78	情報通信技術支援員（ICT支援員）等の確保促進及び資質向上	教政
		79	校務支援システムの導入・活用促進	教政
		後99	基本的生活習慣向上事業	幼保
		再46	健康教育充実事業	保体
		再29	人権教育推進事業	人権

- 2 創造性を育む教育の充実

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	プログラミング教育の推進	80	プログラミング教育における授業力向上	小中・高等・教セ
		再11	大量採用時代を見据えた教員の確保	教福
(2)	AI人材育成のための教育の推進	81	高大連携によるデジタル社会に対応した教育の充実	高等
		再33	生徒の社会的自立・社会参画のための支援の充実（地域協働学習、主権者教育・消費者教育等）	高等
		再76	教員のICT活用指導力の向上	教セほか
		再16	学校の力を高める中核人材育成事業	教政

地域との連携・協働

- 1 中山間地域をはじめとする各地域の教育の振興

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	中山間地域における多様な教育機会の確保	82	中山間地域における特色ある学校づくり推進事業	小中
		後84	高等学校の魅力化・情報発信の推進	振興
		再72	遠隔教育推進事業	教セ
(2)	県立高等学校再編振興計画の着実な推進	83	施設整備事業（県立高等学校再編振興計画）	振興
		84	高等学校の魅力化・情報発信の推進	振興
		再77	学校のICT環境整備（GIGAスクール構想の実現）	教政・高等
		85	県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づく取組	振興
(3)	県と市町村教育委員会との連携・協働の推進	86	市町村教育委員会との連携・協働	教政
		87	教育版「地域アクションプラン」推進事業	教政

- 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進	88	地域学校協働活動推進事業	生涯
		89	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯
		再8	コミュニティ・スクールの推進	小中・高等・特支
(2)	家庭教育への支援の充実	90	PTA活動振興事業	生涯
		91	家庭教育支援基盤形成事業	生涯
		後97	親育ち支援啓発事業	幼保
		後99	基本的生活習慣向上事業	幼保

就学前教育の充実

- 1 就学前の教育・保育の質の向上

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の徹底	92	園内研修支援事業	幼保
		93	園評価支援事業	幼保
		94	保育者基本研修	幼保・教セ
		95	保育士等人材確保事業	幼保
		再62	特別な支援を要する子どもへの対応力の向上	幼保・教セ

対 策	No	事 業 名 称	担当課
(2) 保幼小の円滑な連携・接続の推進	96	保幼小連携・接続推進支援事業	幼保
	再30	保幼小中連携モデル地域実践研究事業【新規】	人権ほか
	再53	特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保
	再54	スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞	幼保

V - 2 親育ち支援の充実

対 策	No	事 業 名 称	担当課
(1) 保育者の親育ち支援力の強化	97	親育ち支援啓発事業	幼保
	98	親育ち支援保育者スキルアップ事業	幼保
(2) 保護者の子育て力向上のための支援の充実	再97	親育ち支援啓発事業	幼保
	99	基本的な生活習慣向上事業	幼保

生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保

- 1 生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくり

対 策	No	事 業 名 称	担当課
(1) 知の循環型社会を目指した生涯学習・社会教育の推進	100	社会教育振興事業	生涯
	101	学びを支える自然体験活動の推進	生涯
	102	青少年教育施設振興事業	生涯
	103	高知みらい科学館運営事業	生涯
	104	志・とさ学びの日推進事業	教政・生涯
	105	生涯学習活性化推進事業	生涯
(2) オーテピア高知図書館を核とした県民の読書環境・情報環境の充実	106	図書館活動事業	生涯
	107	読書活動推進事業	生涯
(3) 多様なニーズに対応した教育機会の提供	108	中学校夜間学級教育活動充実推進事業	高等・小中
	109	若者の学びなおしと自立支援事業	生涯
	110	定時制教育の充実	高等

- 2 児童生徒等の安全・安心の確保

対 策	No	事 業 名 称	担当課
(1) 子どもたちの安全・安心の確保のための取組強化	111	防災教育推進事業	学安
	112	登下校の安全対策の促進	学安
	113	自転車ヘルメット着用推進事業	学安
	再46	健康教育充実事業	保体
	再29	人権教育推進事業	人権
	再89	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯
	再29	人権教育推進事業	人権
	再99	基本的な生活習慣向上事業	幼保
	再33	生徒の社会的自立・社会参画のための支援の充実（地域協働学習、主権者教育・消費者教育等）	高等
(2) 南海トラフ地震等の災害に備えた施設整備の推進	114	学校施設の安全対策の促進	学安
	115	保育所・幼稚園等の施設整備の促進	幼保
	再83	施設整備事業（県立高等学校再編振興計画）	振興
(3) 長寿命化改修など教育施設の計画的な整備の推進	116	学校施設の長寿命化改修による整備の推進	学安
	117	青少年教育施設の整備	生涯

横断的取組 1 不登校への総合的な対応

対 策	No	事業名称	担当課
(1) 不登校の未然防止と初期対応	再2	学校経営を基盤とした組織力の強化	小中
	再17	「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト	小中
	再21	学力向上推進事業	高等
	再9	放課後等における学習支援事業	小中
	再22	学習支援員事業	高等
	再28	道徳教育協働推進プラン	小中
	再29	人権教育推進事業	人権
	再38	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	人権
	再40	生徒指導主事会（担当者会）	人権
	再42	いじめ防止対策等総合推進事業	人権
	再34	ソーシャルスキルアップ事業	高等
	再102	青少年教育施設振興事業	生涯
	再101	学びを支える自然体験活動の推進	生涯
	再31	キャリア教育強化プラン	小中・高等
	再32	キャリアアップ事業	高等
	再41	不登校担当教員配置校サポート事業	人権
	再79	校務支援システムの導入・活用促進	教政
	再73	学習支援プラットフォームの活用促進	教政
	再44	体育授業の質的向上対策	保体
	再46	健康教育充実事業	保体
	再59	食育推進支援事業	保体
	再54	スクールソーシャルワーカー活用事業＜就学前＞	幼保
	再55	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	人権
	再39	校内支援会サポート事業	人権・心セ
	再56	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのアセスメント力向上研修	人権・心セ
	再53	特別支援保育・教育推進事業（親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置）	幼保
	再63	小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進	特支
	再64	小・中学校の特別支援学級における教育の質の向上に向けた取組強化【新規】	特支
	再66	特別支援教育セミナー	教セ
	再65	高等学校における特別支援教育の推進	特支
	再62	特別な支援を要する子どもへの対応力の向上	幼保・教セ
	再97	親育ち支援啓発事業	幼保
	再98	親育ち支援保育者スキルアップ事業	幼保
	再99	基本的な生活習慣向上事業	幼保
再88	地域学校協働活動推進事業	生涯	
再8	コミュニティ・スクールの推進	小中・高等・特支	
再89	新・放課後子ども総合プラン推進事業	生涯	
再30	保幼小中連携モデル地域実践研究事業【新規】	人権ほか	
(2) 社会的自立に向けた支援の充実	再55	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	人権
	再39	校内支援会サポート事業	人権・心セ
	再57	心の教育センター相談支援事業	心セ
	再58	不登校支援推進プロジェクト事業	人権
	再102	青少年教育施設振興事業	生涯
	再60	高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等	高等
	再109	若者の学びなおしと自立支援事業	生涯

横断的取組 2 学校における働き方改革の推進

対 策		No	事 業 名 称	担当課
(1)	学校組織マネジメント力の向上と 教職員の意識改革	再5	学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革	教福
		再79	校務支援システムの導入・活用促進	教政
		再2	学校経営を基盤とした組織力の強化	小中
		再4	学校事務体制の強化	教福・教セ
(2)	業務の効率化・削減	再79	校務支援システムの導入・活用促進	教政
		再6	業務の効率化・削減	教福
		再77	学校のICT環境整備（GIGAスクール構想の実現）	教政
		再48	運動部活動の運営の適正化	保体
		再49	運動部活動指導員配置事業	保体
		再50	文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中
(3)	専門スタッフ・外部人材の活用	再10	校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）配置事業	教福
		再48	運動部活動の運営の適正化	保体
		再49	運動部活動指導員配置事業	保体
		再50	文化部活動指導員・支援員の活用	高等・小中
		再55	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	人権
		再9	放課後等における学習支援事業	小中
		再22	学習支援員事業	高等
		再88	地域学校協働活動推進事業	生涯
		再8	コミュニティ・スクールの推進	小中・高等・特支
		再42	いじめ防止対策等総合推進事業	人権
		再78	情報通信技術支援員（ICT支援員）等の確保促進及び資質向上	教政

「No」列の漢字表記について 後：後掲、再：再掲

担当課の略称について

教政：教育政策課、教福：教職員・福利課、学安：学校安全対策課、幼保：幼保支援課、小中：小中学校課
 高等：高等学校課、振興：高等学校振興課、特支：特別支援教育課、生涯：生涯学習課、保体：保健体育課
 人権：人権教育・児童生徒課、教セ：教育センター、心セ：心の教育センター

< 6つの基本方針 >

総事業数	178
うち再掲・後掲	61
再掲・後掲除く事業数	117

< 横断的取組の事業数（再掲） >

不登校への総合的な対応	45
学校における働き方改革の推進	21

2 事業実施計画

事業 名称	基本方針 対策1-(1) 管理職等育成プログラム	事業 No,	1
		担当課	教育センター
概要	管理職のマネジメント力を強化するため、主幹教諭から校長までを対象とする、学校組織マネジメントと人材育成を柱とした管理職等育成プログラムを実施する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	各学校において、管理職のリーダーシップが発揮され、学校組織マネジメントが実践されている。 ・新任用校長を対象とした自身の力量を図るアンケート「『学校経営計画』に基づく学校運営」に係る項目：3.0以上(4件法)(R2:3.0 R3:3.1)		
取組の 成果と 課題 (R3末)	単年度 KPI で設定した新任用校長対象のアンケート結果が、4月当初 2.8 から2月には 3.1 と向上しており、研修により管理職としての資質・能力の育成を図ることができた。 事後の研修評価アンケートでは、校長研修による職務への影響度 3.6、学校運営への活用度 3.4 であり、研修での学びが学校運営の工夫・改善等に生かされていない面がみられる。		
単年度の KPI (R4年度)	・新任用校長を対象とした自身の力量を図るアンケート「『学校経営計画』に基づく学校運営」に係る項目：3.0以上(4件法)	KPI の状況(R3末)	
		3.1	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	指導教諭研修 ・教育課題に関する専門的な理解を深めるとともに、学校組織マネジメントや人材育成等に関する研修を通して、組織的な校内研究・研修の推進者としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。	新任用：3日 任用2年次：2日 ・一部、オンライン研修を実施 ・2年次は、教頭研修の一部を選択して受講 ・OJTにより職責を理解し、自校の校内研究・研修の活性化に役立つ研修を実施	
	主幹教諭研修 ・教育課題に関する専門的な理解を深めるとともに、学校組織マネジメントや人材育成等に関する研修を通して、学校運営の充実を目指す推進者としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。	新任用：3日 任用2年次：2日 ・一部、オンライン研修を実施 ・2年次は、教頭研修の一部を選択して受講 ・OJTにより職責を理解し、自校の組織マネジメントの充実に役立つ研修を実施	
	教頭研修 ・人間的魅力を持ったリーダー性、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、管理職としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。	新任用：7日〔希望研修2日〕 任用2年次：5日〔希望研修2日〕 ・一部、オンライン研修を実施 ・「高知県教員育成指標」に基づき、資質、マネジメント力(人材育成を含む)、ガバナンス力の向上に資する研修を実施 ・自校の課題への認識を深め、その課題を組織的かつ計画的に解決するための、校長のOJTによる「課題解決研修」を実施 ・「高知県教員育成指標」に基づく力量形成アンケートの実施及び検証	
	副校長研修 ・教育課題を把握し、学校組織を活性化するため、管理職としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。	新任用：1日 ・副校長としての職責の理解と次代のトップリーダーとしての意識の醸成を図る研修を実施 ・若年教員から教頭までの人材育成の内容を組み込み実施	
校長研修 ・学校経営におけるトップリーダーとして、職責の理解を深めるとともに、教育課題を把握し、その解決に向けて学校組織の活性化やOJTを通じた人材育成を行う校長としての資質・指導力の向上を図る研修を実施する。	新任用：3日 ・校長OB等による、トップリーダーとしての職責の理解と実践に資する研修を実施 ・若年教員から教頭までの人材育成の内容を組み込み実施 ・「高知県教員育成指標」に基づく力量形成アンケートの実施及び検証		

事業 名称	基本方針 対策1-(1) 学校経営を基盤とした組織力の強化	事業No,	2
		担当課	小中学校課

概要	全ての小中学校で、教職員が参画して学校経営計画を策定しPDCAサイクルを回すことで、「チーム学校」として取り組めるよう学校の組織力を強化する。また、小学校において、「チーム学校」のさらなる充実を図るため、学校規模に応じた教科担任制を導入し、小中連携の強化と子どもと向き合う時間の確保によるきめ細やかな指導を推進する。中学校においては、学校規模や教員の配置に応じて「教科のタテ持ち」等の教員同士の学び合いの仕組みを推進し、組織的・協働的な授業改善等の質の向上を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	各学校において授業改善を中心とした教育活動が組織的に行われている。 ・学習指導と学習評価の計画の作成に当たり教職員同士が協力し合っている小・中学校の割合(「よくしている」と回答した学校の割合) 小学校:50%以上、中学校:50%以上 かつ全国平均以上 〔R2小:49.5%(R1:47.9%) 中56.5%(R1:42.0%) R3小:24.6%(41.5%) 中:42.9%(42.9%)〕 各学校において学校経営計画に基づき、PDCAサイクルによる取組の検証・改善が行われている。 ・児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立している小・中学校の割合(「よくしている」と回答した学校の割合) 小学校:40%以上、中学校:40%以上 かつ全国平均以上 〔R2小:41.1%(R1:37.3%) 中51.9%(R1:33.9%) R3小:20.9%(31.1%) 中:31.4%(29.8%)〕 ()内は全国平均
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	学校経営計画に基づき組織的に取り組むことへの意識に高まりがみられる。 小学校では、「メンター制」による学び合いの仕組みが整い、中学校では、主幹教諭の配置や「教科のタテ持ち」等によりライン機能が整い、組織的な取組が進んでいる。 学校経営計画に基づく定期的な検証・改善サイクルが、まだ定着していない学校が多い。 中1ギャップの解消や義務教育9年間を見据えた学びの系統性を踏まえた授業づくりや、小中連携については、組織的な取組が十分でない。
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	学習指導と学習評価の計画の作成に当たり教職員同士が協力し合っている小・中学校の割合(「よくしている」と回答した学校の割合) 小学校:40%以上、中学校:50%以上 かつ全国平均以上 児童生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立している小・中学校の割合(「よくしている」と回答した学校の割合) 小学校:35%以上、中学校:40%以上 かつ全国平均以上	KPI の状況(R3末)
		小学校:24.6%(41.5%) 中学校:42.9%(42.9%) 小学校:20.9%(31.1%) 中学校:31.4%(29.8%) ()内は全国平均

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	学力向上のための学校経営力向上支援事業 ・全小・中学校において、学力調査等で明らかとなった学力課題を解決し、児童生徒の生きる力を育成するため、中長期的な視点に立った学校経営計画に基づく学力向上に向けたPDCAサイクルを確立し、学校の組織力向上を図る。	「学校経営計画」の進捗管理 ・「学校経営計画」の策定・実践(全公立小・中学校)各学校で策定 県教育委員会へ報告(5月) 各学校で中間検証実施 県教育委員会へ報告(9月) 各学校で年度末検証実施 県教育委員会へ報告(3月) 全国学力・学習状況調査結果等説明会の実施 ・公立小・中学校長対象(8月) 中学校授業改善プランに係る学校訪問:年間1回以上 ・対象教科:国・社・数・理・英
	組織力向上推進事業 ・義務教育9年間を見通した指導体制の構築のため、小学校教科担任制及び中学校における教科のタテ持ち等による授業改善への取組を一体的に捉え、小・中学校の円滑な接続を図る。また、教育の質を高めていく「チーム学校」の取組の強化を図る。	小学校教科担任制・組織力向上アドバイザーによる支援 ・アドバイザーを教育事務所に配置 東部:2名、中部:3名、西部:2名 ・学校訪問による指導・助言:年間2回以上 小学校教科担任制・組織力向上アドバイザー連絡協議会の実施:年間3回 高知県型小学校教科担任制の実施 ・小学校教科担任制加配教員の配置:50名程度 ・専科教員の加配、学年内や学校内での授業交換、中学校教員による授業等、学校規模に応じた小学校教科担任制の実施 ・家庭用の周知のチラシの配付(4月) 中学校組織力向上のための実践研究事業の実施 ・「教科のタテ持ち」校への主幹教諭の配置:32校 ・高知市:組織力向上エキスパート等による支援訪問

事業 名称	基本方針 対策1-(1) マネジメント力強化事業(学校経営計画の充実)	事業No,	3
		担当課	高等学校課
概要	全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性をあわせて取り組むため、教職員が参画して学校経営計画を策定し、PDCA サイクルを回しながら「チーム学校」として組織的に学校運営を行う。この取組を支援するため、アドバイザーや指導主事等で構成する「学校支援チーム」が各学校を訪問し、学校経営や授業改善に関する具体的な指導、助言を行う活動の充実・強化を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	校長のマネジメント力が向上し、全ての学校において、チーム学校としての組織的な取組の充実が図られている。 ・学校経営計画の年度末評価結果がB以上の高等学校の割合：100% (R2：86.2% R3：94.4%) A：目標を十分に達成 B：目標を概ね達成 C：やや不十分 D：不十分		
取組の 成果と 課題 (R3末)	カリキュラム・マネジメントに係る管理職対象の学校訪問では、学校経営の改善に役立っているという肯定的意見が多く聞かれている。 新学習指導要領に基づく「指導と評価の一体化」に向けて、各校の取組を支援する必要がある。 学力向上に関する学校訪問においては、各校の状況や課題に応じた協議を行うなど協議内容を充実させる必要がある。		
単年度の KPI (R4年度)	・学校経営計画の年度末評価結果がB以上の高等学校の割合：95%以上	KPI の状況(R3末) 94.4%	
実施 内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)	
	学校経営計画の進捗管理 ・全ての学校で全教職員が学校の目標や課題を共有し、方向性を合わせて取り組むため、シンプルなビジョンや数値目標を設定するなど、学校経営計画の充実を図る。	学校経営計画の策定・実践：全県立学校 ・各学校で策定(4月) 県教育委員会による確認 ・県教育委員会の学校訪問時に、昨年度の年度末評価を踏まえた本年度の学校経営計画について説明(5月) 県教育委員会による進捗管理 ・各学校で中間検証実施、県教育委員会へ中間報告(10月) 県教育委員会による確認 ・県教育委員会の学校訪問時に、学校経営計画の最終評価(案)について説明(2月) 県教育委員会による学校の取組状況の確認 ・各学校で年度末検証実施、県教育委員会へ最終報告(3月) 県教育委員会による確認	
	訪問指導・助言等の充実・強化 ・学校経営計画に基づく組織マネジメントの進捗管理を支援するため、学校経営アドバイザーや高等学校課の企画監、学校支援チームが各学校を訪問し、指導・助言を行う。	学校経営アドバイザー、高等学校課企画監、課長補佐、学校支援チームによる学校訪問 ・学力向上に係る訪問：36校(4、10月) ・カリキュラム・マネジメントに係る訪問：36校(5、2月)	

事業 名称	基本方針 対策1-(1) 学校事務体制の強化	事業 No,	4
		担当課	教職員・福利課 教育センター

概要	学校事務に関する企画・調整を一元的に行うために、共同学校事務室の充実及び設置の促進を図る。また、事務職員が管理職のマネジメント体制を支え、その専門性を生かして主体的・積極的に学校経営に参画できるよう、資質・能力の向上に向けた研修の充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>共同学校事務室の拡充が進むことで、事務処理の質の向上や効率化が図られるとともに、事務職員の校務運営への参画などにより働き方改革に向けた取組が進んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同学校事務室を設置した教育委員会数：20 教育委員会（14 共同学校事務室） （R2：14 教育委員会（11 共同学校事務室） R3：15 教育委員会（12 共同学校事務室）） <p>学校において、学校事務機能が高まり、管理職のマネジメント体制を支える仕組みが充実している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主幹研修受講者アンケート結果の評価平均：3.8 以上（4 件法）（R2：3.8 R3：3.4）
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>R4 年度から 2 教育委員会（2 共同学校事務室）が事業を開始する予定である。 （R4：17 教育委員会（14 共同学校事務室））</p> <p>小・中学校では事務職員の配置は基本的に各学校 1 名であり、事務処理機能の適正化・均質化、若手事務職員の育成など様々な課題があることから、教員の事務負担軽減への体制が十分整っていない。事務職員が主体的・積極的に校務運営に参画できるよう取組を進める必要がある。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	共同学校事務室を新たに設置した教育委員会数 R4 年度設置準備 R5 年度事業開始：4 教育委員会（1 共同学校事務室） 主幹研修受講者アンケート結果の評価平均：3.6 以上（4 件法）	KPI の状況(R3末)
		15 教育委員会 （12 共同学校事務室） 3.4

実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
	事務職員の職務内容の明確化に係る取組推進 ・学校徴収金業務や ICT 機器の環境整備など、専門性を生かしながら主体的に学校運営に参画できる組織体制を構築する。 ・県立学校での取組事例を情報提供し、共同学校事務室と連携して市町村（学校組合）立学校における取組の推進を図る。	事務職員の職務内容の見直しによる校務運営への参画推進のための取組 ・「県立学校における事務職員の標準的な職務内容並びに職務の遂行に関する要綱」に明示された職務内容に係る取組及び市町村への情報提供等 効果的な人事配置 ・総括主任及び事務長の計画的な昇任及び配置
	業務負担の軽減につながる事務職員体制の強化 ・市町村教育委員会と共同学校事務室の必要性等や成果などを情報共有し、共同学校事務室の充実と拡充につなげる。	共同学校事務室設置に向けた取組 ・市町村教育長会等で設置を要請 ・未設置市町村訪問 設置の必要性等の説明、設置に向けた支援 ・外部団体（公立学校事務研究会等）との連携した取組 事務職員対象の研修を実施 「共同学校事務室の役割や必要性について」
	共同学校事務室機能の向上及び事務職員の育成等の取組推進 ・チーム学校の構築を目指し、事務機能の強化を図るための情報交換等を行う。また、事務職員の校務運営への参画などの先進的な事例を学び合うことにより、共同学校事務室の拡充に向けた取組につなげる。	共同学校事務室の全事務長及び総括主任を対象とした協議会 ・先進的な取組事例の発表、グループ協議等：年 1 回 業務の効率化・削減に関する実践研究 ・実践報告会：年 1 回
	人事交流による人材育成に関する取組推進 ・学校以外の多様な業務を積み、幅広い視野を身につけ、校務運営に参画できる人材を育成する。	若年期における県教育委員会や知事部局等への人事交流
事務職員研修の充実（教育センター） ・「高知県公立学校事務職員育成指標」に基づき、学校組織マネジメント等に関する研修を実施し、学校運営に参画できるよう事務職員の資質・能力の向上を図る。	ステージに応じた事務職員研修 ・主事、主査、主幹・主任、総括主任、事務長を対象にした研修を実施	

事業 名称	基本方針 対策1-(1) 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革	事業 No,	5
		担当課	教職員・福利課 小中学校課

概要	学校における働き方改革に向けた組織マネジメント力の向上を図るため、管理職等を対象とした研修の実施や、他の自治体等の好事例の周知とあわせて、市町村教育委員会や学校の取組の進捗管理を行うことにより、各学校における勤務時間管理の徹底を図るとともに、定時退校日の設定等の取組をさらに促進する。また、個々の児童生徒への指導・支援の充実に向けた学校組織体制の改善・強化を図るため、効果的・効率的な教職員の配置を検討するとともに、引き続き、国に対して教職員定数の改善・充実の要望を行う。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	管理職のマネジメントの実践により、在校等時間を意識したメリハリのある働き方が進んでいる。 ・ 統合型校務支援システムでの勤務時間の入力及び管理の徹底ができていない学校の割合：100% ・ 学校閉校日、定時退校日、最終退校時刻を設定した学校の割合：100% (R2：県立 41校 43.9%、31.7%、68.3% / 義務 292校 100%、59.2%、31.5%) (R3：県立 41校 58.5%、39.0%、70.7% / 義務 284校 100%、72.2%、35.6%)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	統合型校務支援システムの導入等により、客観的な方法による勤務時間の把握ができる環境が整った。学校によっては、勤務時間の入力が十分に行われていない状況にあることから、勤務時間管理の徹底が課題である。教員の「子どものためであればどんな長時間勤務も良しとする」という強い使命感からの働き方や、中学校及び高等学校における部活動指導等が長時間勤務を生む要因となっている。
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	統合型校務支援システムでの勤務時間管理の入力及び徹底ができている県立学校及び市町村(学校組合)立学校の割合：100% 学校閉校日、定時退校日、最終退校時刻を設定した学校の割合 県立：学校閉校日 80%、定時退校日 80%、最終退校時刻 70% 義務：学校閉校日 100%、定時退校日 70%、最終退校時刻 70%	KPI の状況 (R3末)
		集計中 (客観的な方法による勤務時間を把握できる環境は 100%整備) 県立：58.5%、39.0%、70.7% 義務：100%、72.2%、35.6% (閉校日、定時退校日、最終退校時刻の順)

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	管理職のマネジメントの実践 ・ 学校現場における勤務時間管理の徹底を図るとともに、学校閉校日や定時退校日、最終退校時刻の設定等の取組をさらに促進する。 ・ 「1年単位の变形労働時間制」の活用等、教育職員が休日をまとめ取りができる環境を整える。 ・ 教諭等・事務職員の職務の明確化による学校組織体制の整備及び取組の充実を図る。	勤務時間管理等の取組の徹底及びフォローアップ ・ 統合型校務支援システムを活用した勤務実態の把握・報告 ・ 小中学校は市町村(学校組合)教育委員会を通じた支援 ・ 働き方改革に係る取組の進捗管理、調査、指導・支援 (目標設定や人事評価を活用した取組) 市町村教育委員会と連携した学校訪問による実態把握 制度活用へ向けた働き方改革の取組推進 ・ 学校閉校日の設定促進及び県立学校や市町村(学校組合)教育委員会等への休暇制度の周知 学校経営・校務運営に参画する学校事務体制の構築 ・ 教職員間の適切な業務の連携及び分担(県立学校) ・ 県立学校の取組について市町村(学校組合)教育委員会への情報提供
	意識改革のための研修の実施 ・ 教員一人一人の働き方に関する意識改革を図るため、管理職のマネジメント力向上のための研修や管理職と取組推進役となる職員との合同研修を実施する。	管理職を対象としたマネジメント研修 ・ 全校種の2年目教頭を対象 管理職と取組推進役の教職員との合同研修 ・ 研修結果を学校に持ち帰って実践、取組状況等を報告 ・ 講師のコンサルティングによるモデル推進校の取組推進
	他県や推進校等の好事例の紹介による取組の推進 ・ 各市町村教育委員会及び各学校が行う取組の進捗状況を確認し、取組の成果と課題の検証を行うとともに、他県や推進校等での好事例についての周知を図る。	好事例の収集・提供 ・ 教育長会・校長会やホームページ等での紹介 ・ 働き方改革通信の発行：年6回
	学校組織体制の改善・強化 ・ 教員の負担軽減のための組織体制の整備を行う。	高知県型小学校教科担任制の導入 ・ 加配教員の配置、中学校教員の兼務、担任間の積極的な授業交換等 中学校での少人数学級編制の拡充 ・ 全学年35人以下の学級を導入 ・ 効果的・効率的な教職員の配置

事業 名称	基本方針 対策1-(1) 業務の効率化・削減	事業 No,	6
		担当課	教職員・福利課
概要	学校等への調査・照会、事業について削減や見直しを行うとともに、研修について精選し回数の削減等を図ることで、教員の負担軽減を図る。また、学校独自の行事について、地域や保護者の理解を得ながら、業務の明確化や適正化を図るとともに、学校徴収金の徴収・管理については、学校給食費等の公会計化や事務職員等への徴収業務の移譲に向け、好事例の周知などの支援を行う。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>研修の精選等がなされたことにより、長期の休暇を取得することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季の長期休業中において10日以上休暇を取得した教職員（県立学校）の割合：100% （県立学校 R2：71.4% R3：30.9%） R2は新型コロナウイルス感染拡大により夏期休業期間を短縮したため5日以上の割合 <p>学校徴収金の徴収・管理業務の移譲により、教員が授業改善のための時間や児童生徒に向き合う時間を増やすことができている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校徴収金の徴収や管理業務の移譲に向けた取組を行った学校の割合：100% （R2 小中（義務教育）学校：68.8%、県立学校：82.9%） （R3 小中（義務教育）学校：76.4%、県立学校：97.6%） 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>コロナ禍において、研修の精選やオンライン化及び行事や事業の削減・見直し等の取組が一定進んだ。</p> <p>教職員一人一人がこれまでの働き方を見直し、勤務時間を意識し、限られた時間の中で、計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つ必要がある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	夏季の長期休業中において10日以上休暇を取得した教職員（県立学校）の割合：70% 学校徴収金の徴収や管理業務の移譲に向けた取組を行った学校の割合：100%	KPI の状況(R3末)	
		30.9% 義務：76.4% 県立：97.6%	
実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）	
	<p>学校の事務負担軽減に資する取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会の調査や照会、事業等について、精選を行うとともに削減や簡素化に取り組むことで、学校現場の負担軽減を図る。 ・県が実施する集合研修等について、精選による回数の削減等を行うとともに、遠隔教育システムの活用による教職員研修を拡充し、移動時間の短縮に取り組む。 	<p>調査等の重複の排除と整理・統合・廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施頻度・時期、対象、調査項目・様式等の精査 ICTを活用した効率的な研修 ・遠隔教職員研修、オンデマンド研修 <p>事業の削減・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定事業数の調整及び削減 ・事業内容や成果報告書等の見直し 	
	<p>デジタル技術の活用による業務効率化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の業務の効率化及び削減を図るため、事務処理等に係るシステムを導入する。 	<p>校務支援システムの機能拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導要録、通知表への観点別評価及び文書収受に係る機能の拡充 <p>段階的に回答を集計・分析できるアンケートシステムの整備・導入</p> <p>集計事務等へのRPA・AI-OCRの活用推進</p> <p>デジタル教材の充実</p> <p>自動採点システムの拡充及び活用促進：県立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入学校数 14校【R4】 19校【R5】 <p>諸手当・年末調整システムの活用促進：市町村（学校組合）立学校</p> <p>申請件数 4,559件【R3（年調のみ）】 8,600件【R4】</p>	
<p>学校の業務改善の取組への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校徴収金の徴収・管理について、学校給食費等の公会計化や事務職員等への徴収業務の移譲に向け、好事例の周知など支援を行う。 ・先進的な業務改善の取組等を参考にしながら、学校独自の行事や業務を見直すなど、業務の精選や効率化、縮減するための取組を推進する。 	<p>学校徴収金の徴収・管理業務の移譲に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組状況の調査、支援内容の検討 ・学校給食費等の公会計化や徴収業務移譲への事例紹介 <p>学校行事（修学旅行、遠足、運動会等）の精選や見直しへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進的な業務改善の取組事例の収集、情報提供 ・渉外等の業務移管と地域ボランティアの活用 		

事業名称	基本方針 対策1-(2) 主幹教諭の配置拡充	事業No,	7
		担当課	高等学校課
概要	高等学校、特別支援学校において、校長を中心とした組織マネジメント力のさらなる強化に向けて、主幹教諭の配置を拡充するとともに、主幹教諭を総括育成担当者として位置付け、OJT を通して組織的に人材を育成する仕組みを確立する。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>各学校において、校長を中心とした組織マネジメントが効果的に推進され、教員同士が学び合う組織体制が構築されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 主幹教諭の配置校数：24校（R2：18校19名 R3：21校22名） 主幹教諭を中心に教員同士が学び合う仕組みが構築できている高等学校の割合：100%（R2：83.3% R3：86.0%） 		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>主幹教諭が人材育成の総括育成担当として、校内研修等の計画・実施の中心的役割を担っている。</p> <p>生徒指導部や進路指導部等の担当部署、学年団、教科会等の組織間の連携が十分でなく、教育活動が個々の教員の裁量や力量に委ねられている学校がある。</p> <p>主幹教諭の職務上の位置付けが不十分な場合、期待する効果を十分に発揮できないことが多い。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	主幹教諭の配置校数24校（25名） 主幹教諭を中心に教員同士が学び合う仕組みが構築できている高等学校の割合：95%	KPIの状況(R3末)	
		21校（22名）配置 86.0%	
実施内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）	
	<p>主幹教諭の配置拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校における組織的な人材育成の仕組みの構築に向けて、退職した経験豊かな管理職も活用しながら主幹教諭の配置を拡充する。 	<p>主幹教諭の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 24校25名【R4】 教頭複数配置ではない学校や教育課題の集中的解決を図る学校に優先的に配置 	
	<p>人材育成の取組の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 主幹教諭配置校において、主幹教諭を総括育成担当者としてどのように活用しているかを確認・協議するとともに、明確な位置付けを図り、OJTによる人材育成の取組を強化する。 	<p>管理主事等による学校訪問を通じた確認・協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 全県立配置校への訪問：年2回（6、11月） 教員同士が学び合う体制づくりについて協議 <p>人材育成のための研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 新任主幹教諭を対象とした研修：3日間（5～7月、11月） 2年次主幹教諭を対象とした研修：年2回 	

事業 名称	基本方針 対策1-(3) コミュニティ・スクールの推進	事業 No.	8
		担当課	小中学校課・高等学校課 特別支援教育課

概要	平成 29 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、これまで任意であった学校運営協議会の設置が努力義務となったことを受け、市町村に対し所管の小・中学校や、高等・特別支援学校への学校運営協議会の設置に関する効果的な支援を行うことで、学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>全ての市町村において、管内の小中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールを導入している小・中・高等・特別支援学校の割合：100% 〔R2 小・中 24.0%、高 22.9%、特支 87.5% R3 小・中 38.3% (33.3%) 高 25.7%、特支 100%〕 ・保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合（「よく参加している」と回答した割合） 小学校：70%以上、中学校：50%以上 かつ全国平均以上 〔R2 小 56.3%、中 41.7% R3 小：44.9% (54.2%) 中：24.8% (30.0%)〕 ・今住んでいる地域の行事に参加しているという児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 小学校：40%以上 中学校：40%以上 かつ全国平均以上 〔R2 小 25.0%、中 19.7% R3 小：23.1% (26.7%) 中：16.9% (16.3%)〕 <p style="text-align: right;">()内は全国平均</p>
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>市町村訪問による現状把握や理解・啓発を行ったことで、学校運営協議会準備委員会の設置に向けて計画的に取り組む市町村が増えた。</p> <p>市町村担当者や管理職へのコミュニティ・スクールに対する理解は進んできたが、教職員への理解は、まだ十分でない。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	・コミュニティ・スクールを導入している割合 小・中・高等学校：60%以上、特別支援学校：100%	KPI の状況(R3末)
		小・中学校：38.3% 高等学校：25.7% 特別支援学校：100%

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
	コミュニティ・スクールの導入推進及び充実 (小中学校課・高等学校課) ・コミュニティ・スクール導入・促進・充実に向けて研修会の開催や、学校訪問による指導助言を行う。	コミュニティ・スクール研修会の実施：小・中学校 ・年間1回実施 ・対象：管理職及び教職員、市町村担当者 ・先進地による事例紹介及び講話等 コミュニティ・スクール導入促進：高等学校 ・指導主事等の学校訪問による指導助言
	コミュニティ・スクール推進事業費補助金活用の促進 (小中学校課) ・補助対象となる市町村に対し、積極的に周知を図り、活用を促進する。	コミュニティ・スクール推進事業費補助金活用の促進 ・R4 活用市町村：3市町村 ・市町村への事業説明 (4、1月)
	市町村訪問による進捗管理 (小中学校課) ・市町村教育委員会への訪問により、コミュニティ・スクールの進捗把握と理解・啓発を行う。 学校訪問による進捗管理 (特別支援教育課) ・学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図るため、特別支援学校への訪問により、コミュニティ・スクールの進捗管理を行う。	市町村担当者へ説明 ・年間1回実施：地区別 (5月) ・運営協議会設置までの主な流れ等の説明 市町村訪問の実施 (10～12月) ・各教育事務所配置の学校地域連携推進担当指導主事による日常的な訪問支援 特別支援学校訪問の実施 (5～9月) ・学校訪問時にコミュニティ・スクールの取組確認 ・各校の取組内容の共有及び課題整理 (校長会で協議)

事業名称	基本方針 対策1-(4) 放課後等における学習支援事業	事業No,	9
		担当課	小中学校課
概要	小・中学校における放課後等学習支援員の配置に対して財政的支援を行うことで、市町村や学校が実施する放課後等の補充学習を、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立等、個々の児童生徒の課題の解決に向けて計画的に対応できるよう充実・強化する。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>学力面で課題を抱える児童生徒に、放課後や長期休業期間等において、学習のつまずきに早期に対応した個別指導や家庭学習の指導など、一人一人の状況に応じた学習機会が全ての学校で提供されている。</p> <p>・下記 ~ の学習支援のいずれか1つでも行われている実施校率：100% (R2：98.3% R3：98.9%)</p> <p>放課後等学習支援員の配置 放課後児童クラブや放課後子ども教室等の「学びの場」の実施 地域学校協働本部やコミュニティ・スクール等での学習支援</p>		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>学習支援員が、放課後だけでなく授業にも入り、担任と連携を取りながら支援を行うことで、児童生徒の実態をより把握でき、放課後等学習支援での指導に生かすことができている。</p> <p>中山間地域においては、地域内での放課後等学習支援員の人材確保が難しく、交通手段や距離的な問題で地域外からの人材も確保が見込めないケースがある。</p> <p>放課後等補充学習を実施するための学校組織体制の整備や、教員と放課後等学習支援員の連携が不十分なことにより、計画的・効果的な取組ができていない学校がある。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	<p>・下記 ~ の学習支援のいずれか1つでも行われている実施校率：99%</p> <p>放課後等学習支援員の配置 放課後児童クラブや放課後子ども教室等の「学びの場」の実施 地域学校協働本部やコミュニティ・スクール等での学習支援</p>	KPI の状況 (R3末)	
		98.9%	
実施内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<p>放課後等学習支援員の配置</p> <p>・小・中学校に放課後等学習支援員を配置することにより、市町村や学校が実施する放課後等の補充学習を通して、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立等、個々の児童生徒の課題解決に向けて計画的に対応できるように充実・強化を図る。</p>	<p>放課後等学習支援員の配置</p> <p>・R4：414名配置</p> <p>・市町村への運営費補助(4月)</p> <p>人材確保</p> <p>・退職予定教員の在籍校に人材募集案内チラシを送付(2月)</p> <p>・市町村教育委員会への情報提供</p>	
	<p>放課後等学習指導の質的向上</p> <p>・指導主事による学校訪問を行い、助言や情報提供を行うとともに、学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の活用を促進することで、放課後等学習指導の指導内容の充実を図り、質の向上につなげる。</p>	<p>放課後等学習指導の質的向上</p> <p>・各種学習状況調査結果や実績報告等を基にした訪問校の選定(8月)</p> <p>・学習支援員の活用に関する助言・情報提供</p> <p>R4：小学校5校、中学校5校</p> <p>・学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の活用促進</p>	

事業名称	基本方針 対策1-(4)	事業No,	10
	校務支援員(スクール・サポート・スタッフ)配置事業	担当課	教職員・福利課
概要	<p>教員の業務負担の軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に一層注力できる体制を整備するため、教員の専門性を必要としない業務(学習プリント等の印刷など)に従事する「校務支援員」(スクール・サポート・スタッフ)の効果的な活用を推進するとともに、配置校の拡充を図る。</p>		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>配置校において、校務支援員の配置により働き方改革の取組が進み教員の時間外在校等時間が削減される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員一人あたりの時間外在校等時間を前年度比3%以上削減できた学校の割合:100% (R2:60.7%(17校/28校:R2配置校35校のうち新規配置7校を除く)) (R3:70.6%(24校/34校:R3配置校66校のうちR2新型コロナウイルス感染症対策追加配置25校及びR3新規配置7校は、前年度と比較できないため除く)) 		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>配置校のアンケート調査において、「多忙化の解消につながっている」と回答した教員の割合が、84.8%(R2.10月)から90.7%(R3.10月)に上昇するなど、教員の負担軽減につながっている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策の業務(衛生管理等)について、教員の負担を軽減することができた。</p> <p>配置効果を発現するためには、勤務時間を意識し、限られた時間の中で計画的・効率的に業務を行えるように教職員の意識を高める必要がある。</p> <p>各学校の時間外勤務等の実状を踏まえた配置を行い、市町村教育委員会との連携による時間外在校等時間の削減のための効果的な取組が必要である。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・校務支援員配置校における教員一人あたりの時間外在校等時間を前年度比3%以上削減できた学校の割合:100% 	KPIの状況(R3末)	
		70.6%(R4.1月末)	
実施内容	<p>内 容</p> <p>校務支援員の効果的な活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校務支援員が教員の専門性を必要としない業務(学習プリント等の印刷など)を代わって行うことにより、教員が本来業務に注力できる体制を整備する。 ・働き方改革の観点から、校務支援員の業務内容や教員の勤務時間の変化の状況等について把握するとともに、成果指標を設定し、事業効果の検証を行う。 	<p>具体的な取組(R4~5年度)</p> <p>配置校の実践、進捗管理、調査・分析、指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の月別勤務時間の把握と時間管理の徹底 ・これまでの取組を継続、発展させるとともに、配置効果を検証 ・配置校の教員を対象としたアンケート調査・分析:年2回 ・市町村教育委員会との連携による訪問指導等 ・県立中学校への訪問指導等 	
	<p>校務支援員配置校の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校における在校等時間の上限の遵守に向けた業務改善等の取組を推進するため、校務支援員の配置校の拡充を図る。 	<p>校務支援員の小・中学校への配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・104校【R4】 (小学校70校、中学校29校、義務教育学校2校、県立中学校3校) 	

事業 名称	基本方針 対策1-(5) 大量採用時代を見据えた教員の確保	事業No,	11
		担当課	教職員・福利課

概要	大量退職・大量採用時代にある中、本県が求める資質や能力を有する教員を採用するために、教員採用候補者選考審査の受審者及び採用者を確保し、審査の実施時期や方法について工夫を行うとともに、県内外大学において採用審査の内容や推薦制度の説明など、広報活動を積極的に行う。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>教員採用候補者選考審査において、定年退職者等を踏まえて算出した採用予定数を確実に充足するとともに、人材の質を一定担保することが可能な採用倍率を維持している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校教諭 採用充足率：100%以上 (R2：117% R3：82%) 採用倍率：3.0倍以上 (R2：7.1倍 R3：9.5倍) ・中学校教諭 採用充足率：100%以上 (R2：119% R3：118%) 採用倍率：3.0倍以上 (R2：9.5倍 R3：8.6倍) ・高等学校教諭 採用充足率：100%以上 (R2：113% R3：124%) 採用倍率：3.0倍以上 (R2：9.6倍 R3：8.8倍)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>小学校の採用倍率が、全国的に低下傾向(令和3年度採用の全国平均採用倍率は過去最低の2.7倍)にある中、本県では9.5倍(R3実施)と、近年一定の倍率を維持することができている。</p> <p>教員採用審査の受審者数減少の要因として、臨時的任用教員や非常勤講師などを続けながら、教員採用試験に再チャレンジしてきた層が正規採用されることで、既卒の受審者が減っていることが挙げられる。</p> <p>本県の教職員の定年退職者数は、R7年度までは、毎年300名を超えるペースで推移する見込みであり、教員確保が大きな課題となっている。特に、小学校教諭においては辞退者が多く、充足率が低下しており、選考方法の見直しや教員確保の方策等、早急な対応策が必要である。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	小学校教諭 採用充足率：100%以上 採用倍率：3.0倍以上 中学校教諭 採用充足率：100%以上 採用倍率：3.0倍以上 高等学校教諭 採用充足率：100%以上 採用倍率：3.0倍以上	KPIの状況(R3末)
		採用充足率：82% 採用倍率：9.5倍 採用充足率：118% 採用倍率：8.6倍 採用充足率：124% 採用倍率：8.8倍

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	受審者及び採用者の確保に向けた取組 ・本県が求める資質や能力を有する教員を採用するために、採用説明会や広報の充実を図る。	採用説明会や広報の実施 ・県内外の大学等で採用説明会を開催 ・教員採用月刊紙、県広報誌への掲載、コンビニ等へのポスター掲示、テレビ・ラジオでの読み上げ等 ・県外出身採用者の安定的な定住に向けた情報提供 教員採用審査を高知会場、大阪会場において実施
	審査方法の見直し ・審査の実施時期(日程)、受審資格要件、応募方法の簡素化等、受審者にとって受審しやすい審査方法の工夫を、他県の動向を注視しながら継続して行う。	審査方法研究委員会における採用審査方法の見直し ・審査日程、審査内容の検討 ・採用審査の結果及び他県の採用審査内容の分析
	実践力を有する教員の確保 ・現職で3年、元職で5年の通算職務歴がある方を対象とした現職教員採用審査を実施し、実践力を有する教員の採用を行う。 ・指導力、実践力を有する再任用教員の確保に向けた制度等の周知を行う。	現職教員等特別選考審査の実施(小学校教諭、小中学校養護教諭) ・高知会場、東京会場、大阪会場で実施 ・テレビ・ラジオ・広報誌等へ募集案内記事を掲載 ・特別選考を実施する校種、教科の拡大の検討 再任用制度の周知 ・市町村教育長会及び校長会を通じ応募者拡大を依頼
	任期付教員の確保 ・育児休業又は配偶者同行休業取得者の代替教員を、全校種において、教員採用選考審査の中で選考する。	任期付教員採用候補者選考審査の実施 ・育休代替等の任期付教員の選考を、通常の採用審査とあわせて実施(確保の状況により、年度内に特別選考を実施)

事業名称	基本方針 対策1-(5)	事業No,	12
	採用候補者への啓発(採用前研修)	担当課	教育センター
概要	早期から教育公務員としての意識の醸成を図るとともに、授業づくりの基本を徹底するため、教員採用候補者への講座を実施するとともに、臨時的任用教員等を対象とした研修を実施する。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	採用候補者が、教育公務員としての自覚を持ち、教員に求められる資質や能力について理解できている。 ・採用前講座の受講者アンケートの肯定的評価：平均3.5以上(4件法) (R2:3.8 R3:3.9) 臨時的任用教員が、教育公務員としての自覚を持ち、教員に求められる資質や能力について理解できている。 ・臨時的任用教員研修の受講者アンケートの肯定的評価：平均3.5以上(4件法)(R2:3.8 R3:3.8)		
取組の成果と課題 (R3末)	臨時的任用教員研修受講後のアンケート(「今後の教育活動に生かせる内容でしたか」等)評価平均は、第1・2回ともに3.7であり、受講者の満足度の高さがうかがえる。 県外出身の採用者の増加により、生活等に関するアドバイスなどが必要となっている。		
単年度のKPI (R4年度)	採用前講座の受講者アンケートの肯定的評価：平均3.5以上 臨時的任用教員研修の受講者アンケートの肯定的評価：平均3.5以上 (4件法)	KPIの状況(R3末)	
		3.9	3.8
実施内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)	
	採用前講座 ・採用候補者を対象に、教育公務員としての意識を醸成するとともに、教員に求められる資質や指導力について理解を深めるための講座を実施する。 ・4月から始まる初任者研修の見直しをもたせる。	オンデマンド研修(NITS)と教科研究センター講座の案内(10月) 集合研修：1日(3月) ・主な内容 「教員としての心構え」 「社会人として求められる力」 「児童生徒理解」 「先輩に学ぶ(体験発表)」等 研修内容については、適宜見直し ・県外からの採用者への相談コーナー設置	
	臨時的任用教員研修 ・該年度に期限付講師、時間講師等になった者を対象に、服務等に対する理解促進及び授業・学級経営等における基礎的・基本的な実践力を育成する研修を実施する。	集合研修：2日 ・第1回(4月) 「教育公務員としての心構え」 「教員に求められる資質・能力」 「ICTの活用」等 ・第2回(6月) 「授業づくりの基礎・基本」等 研修内容については、適宜見直し	

事業 名称	基本方針 対策1-(5) 若年教員育成プログラム	事業No,	13
		担当課	教育センター

概要	若年教員の実践的指導力及びマネジメント力を育成するために、初任者から7年経験者までの研修を「高知県教員育成指標」に基づき体系化した、「若年教員育成プログラム」を実施する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>全ての若年教員が、各年次に応じた実践的な指導力とマネジメント力を身につけている。</p> <p>・「高知県教員育成指標」に基づく自己評価票の達成状況(3年経験者)</p> <p><自己評価> : 3.1以上 <校長評価> : 3.1以上 (4段階評価)</p> <p>(自己評価 R2:3.1 R3:3.1 校長評価 R2:3.2 R3:3.3)</p>
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>各学校で若年教員に対する組織的な人材育成の意識が高まり、取組が進められていることから、初任者のチームマネジメント力の向上がみられる。また、多くの初任者は業務に真摯に取り組み、学びを積み上げることで教員としての資質・能力が育まれている。</p> <p>県外出身の採用者の増加により、生活等に関するアドバイスなどが必要となっている。</p> <p>年度始めに、社会性や責任、コミュニケーション力に対する指導が必要である。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	・「高知県教員育成指標」に基づく自己評価票の達成状況(3年経験者)	KPIの状況(R3末)
		自己評価 : 3.1 校長評価 : 3.3
	<自己評価> : 3.1以上 <校長評価> : 3.1以上 (4段階評価)	

実施 内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)
		<p>初任者研修</p> <p>・授業づくりや児童生徒理解、マネジメントの基礎・基本を学ぶとともに、教員としての使命感を養い、幅広い知見を習得するための研修を実施する。</p>
	<p>2年経験者研修</p> <p>・児童生徒理解に基づいた授業実践力や学級経営力を向上させるとともに、セルフマネジメント力の定着を図る研修を実施する。</p>	<p>校外研修 : 5日</p> <p>・共通課題研修 : 2日、授業実践研修 : 4日、教育事務所研修・県立学校研修 : 各1日</p> <p>・教科担当指導主事等の訪問指導 中高特 : 年1回</p> <p>・若年教員育成アドバイザー(教育センター4名)による学校支援訪問 小 : 年1回</p>
	<p>3年経験者研修</p> <p>・集団としての力や児童生徒一人一人の能力を高める学級経営力及び学習評価を生かした学習指導力並びにマネジメント力の向上を図る研修を実施する。</p>	<p>校外研修 : 3日</p> <p>・授業実践研修 : 3日</p>
	<p>7年経験者研修</p> <p>・児童生徒の実態を把握し、相互に高め合う学級・HR経営力や、学習の系統性を踏まえた実践的指導力、チームマネジメント力の定着を図る研修を実施する。</p>	<p>校外研修 : 4日</p> <p>・共通課題研修 : 1日</p> <p>・授業実践研修 : 3日</p>
	<p>指導教員等研修(OJTを活用した人材育成)</p> <p>・初任者の指導やメンター制における校内支援体制を充実させるため、若年教員を校内で指導する教員等の指導力向上を図る研修を実施する。</p>	<p>校外研修の実施</p> <p>・初任者指導教員研修 : 3日</p> <p>・初任者教科指導教員等研修 : 1日</p> <p>・研修コーディネーター実践力向上研修 : 3日</p>

事業 名称	基本方針 対策1-(5) 中堅教諭等資質向上研修	事業No,	14
		担当課	教育センター

概要	県内の公立学校（高知市立学校を除く）の9年間の教職経験を持つ教諭等に対して、実践的指導力を高めるとともに、ミドルリーダーとして求められるチームマネジメント力の向上を図る研修を実施する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>10年以上の教職経験を持つ教諭等が、学年や校務分掌における自己の役割を自覚し、若年教員や同僚に対して適切な助言ができるようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中堅教諭等資質向上研修の受講者アンケート評価平均（4件法） 「学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて取り組むことができる」：3.0以上 （R2：3.0 R3：2.6） 「必要に応じた若年教員への指導助言ができています」：3.0以上（R2：2.8 R3：3.0）
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>研修後のアンケートによると、「必要に応じた若年教員への指導助言ができています」の肯定的評価の割合が約8割に上昇し、ミドルリーダーとしての自覚の向上が、中堅教諭として期待される実践につながっていることがうかがえる。</p> <p>研修における協議やアンケートから、中堅教諭の中には、ミドルリーダーとしての役割を十分に果たすことができなかつたり、若年教員等に対する育成・指導の意識が弱かつたりする者がみられる。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・中堅教諭等資質向上研修の受講者アンケート評価平均（4件法） 「学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて取り組むことができる」：3.0以上 「必要に応じた若年教員への指導助言ができています」：3.0以上 「教科の専門を生かすとともに教科横断的な観点から授業実践や教員の授業に対する指導・助言ができています」：3.0以上 	KPIの状況(R3末)
		<p>2.6</p> <p>3.0</p> <p>2.9</p>

実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
	<p>共通課題研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミドルリーダーとしての意識を高め、チームマネジメント力や実践的指導力の向上を図る研修を実施する。 	<p>年間4日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義・演習「ミドルリーダーとしての在り方」等 ・オンデマンド研修「ミドルリーダーと服務」等
	<p>教科指導研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科指導における課題解決に向けて、専門的な知識や技能を習得し、基礎学力の定着と学力向上（及び自立と社会参加）につながる授業の工夫改善を通して、実践的指導力の向上を図る研修を実施する。 （ ）内は特別支援学校に該当 	<p>年間2日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義・演習「カリキュラム・マネジメント」等 ・オンデマンド研修「教科等の指導におけるICTの活用」等 ・校種別教科別研究協議「教科の特性に応じた学習指導の在り方」
	<p>チーム協働研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者及び中堅教諭が、合同研修の中で協働して学ぶことを通して、実践的指導力を高めるとともに、協働性・同僚性を構築する研修を実施する。 	<p>年間1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・模擬授業及び研究協議 ・東部、中部、西部及び特別支援学校の4会場で実施 校種ごと、教科横断でチームを編成 初任者の模擬授業に対して中堅教諭が助言
	<p>選択研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育実践を振り返り、主体的に選択する研修を実施する。 	<p>年間3日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中堅教諭が自己課題に応じた研修を選択

事業 名称	基本方針 対策1-(5) 大学等との連携の強化(高知大学教職大学院との連携)	事業No,	15
		担当課	教育政策課
概要	<p>教員の資質・指導力の向上を図るため、教員養成を行う県内大学との協議の機会を設け、連携した取組を推進する。</p> <p>また、高知大学教職大学院派遣教員の修学の充実を図るため、高知大学と連携し、派遣教員への指導・支援を行う。</p>		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>県教育委員会と高知大学教職大学院の連携が強化され、派遣教員の資質向上が図られるとともに、派遣教員の実践研究等を通して各学校の教育課題解決が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣教員の実践研究が、学校の課題解決に資するものになっていると回答した管理職の割合：100% (R2:90% R3:90%) 大学院での研究成果を校内研修等の講師、指導助言者、発表者等として普及・活用した派遣修了者の割合：100% (R2:100% R3:100%) 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>大学院での修学を通じ、派遣教員には、専門性や中核教員としての意識の向上がみられる。また、修了後は、研究成果の普及・活用を積極的に行い、学校や県全体に研究成果の還元が図られている。</p> <p>教職大学院への派遣においては、学校の課題解決に資する研究が進められているが、より汎用性のある研究に深めていくため、県教育委員会と大学のさらなる連携が求められる。</p> <p>高知大学教職大学院への派遣研修制度について、より多くの教員が積極的に応募するよう一層の周知を図る必要がある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<p>派遣教員の実践研究が、学校の課題解決に資するものになっていると回答した管理職の割合：100%</p> <p>大学院での研究成果を帰任後の業務等において普及・活用している派遣修了者の割合：100%</p>	KPI の状況 (R3末)	
		<p>90%</p> <p>100%</p>	
実施 内容	<p>内容</p> <p>高知大学教職大学院に派遣する現職教員への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣教員の修学及び研究・実習を効果的にサポートする体制を確保することにより、派遣研修の充実を図る。 派遣修了者が研究成果を普及・活用する場を効果的に設定し、派遣の成果を県全体に還元する。 	<p>具体的な取組 (R4～5年度)</p> <p>各コースへの計画的な教員の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年10名程度を計画的に派遣 R4: 学校マネジメントコース: 3名 授業実践コース: 4名 特別支援教育コース: 3名 合計10名 研修会等において大学院派遣研修制度を周知 実習コーディネーターの配置 専任の指導主事を配置: 1名 派遣教員の研究の進捗状況への指導・助言や円滑な実習に向けた支援を大学と連携して実施 高知大学教職大学院連携協議会・実習協議会の開催 各4回開催(第2回、第4回は、「土佐の皿鉢ゼミ」(院生の発表会)への参加として実施) 「高知県教育フォーラム」の開催 派遣修了者等の研究成果発表、発表動画の配信 	
	<p>高知大学教職大学院派遣候補教員事前研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 次年度派遣候補教員に対し、研究テーマの設定、研究計画書作成、修学の心構え等について指導を行い、大学院での研究活動の充実につなげる。 	<p>事前研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導訪問(年間3回程度)等を通じて、研究の方向性等について検討(4～1月) 「土佐の皿鉢ゼミ」への参加(8、2月) 大学教員からの事前指導(大学合格後) 	
	<p>教師教育コンソーシアム高知</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知大学、高知工科大学、高知県立大学、高知学園大学、高知学園短期大学、県教育委員会が連携して、高知県の教育課題に関する共同研究や情報共有等を行う。 	<p>運営協議会: 年1回程度</p> <p>教員養成・育成事業部会: 年1回程度</p> <p>共同研究事業部会: 適宜</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート調査及び分析 共同研究テーマ「教員・保育士希望学生の職業選択における特性・属性のデータ分析」 	

事業 名称	基本方針 対策1-(5) 学校の力を高める中核人材育成事業	事業No,	16
		担当課	教育政策課

概要	教育大綱や教育振興基本計画を効果的に推進するため、学力向上、生徒指導上の諸課題の改善、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、本県の教育が抱える様々な課題の解決に向けて取組の核となる教職員の育成の充実・強化を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>以下に関する知識・理論等を修得し、学校において組織の中核を担う人材が育成されている。</p> <p>生徒指導、学級経営、学校組織マネジメント等に関する専門的知識・理論、実践方法 いじめ・不登校、暴力行為等を減少させる学校体制を構築できる高い専門的知識・理論、実践方法 「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業方法等に関する専門的知識・理論、実践方法 発達障害やその対応に関する専門的知識・理論、実践方法 小学校における英語の授業方法等に関する専門的知識・理論、実践方法 デジタル化社会に対応するための情報教育に関する専門的知識・理論、実践方法</p> <p>・帰任先において、修得した専門的知識等を普及するための研修会を開催した教員の割合：100% (R2：100% R3：100%)</p> <p>先進的な取組や専門性の高い取組が実践されることで学力向上や生徒指導上の諸問題の解決等につながっている。</p>
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>大学院での修学を通じ、派遣教員には、専門性や中核教員としての意識の向上がみられる。また、修了後は、研究成果の普及・活用を積極的に行い、学校や県全体に研究成果の還元が図られている。</p> <p>派遣における研究等の成果の活用・普及の機会を拡大していく必要がある。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	・帰任先において、修得した専門的知識等を普及するための研修会を開催した教員の割合：100%	KPI の状況(R3末)
		100%

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>大学院への派遣<重点ポイント推進事業></p> <p>・新学習指導要領への対応や本県の教育課題の解決のため、下記の人材を計画的に育成し、充実を図る。</p> <p>* 学校運営、学級経営・生徒指導、教科指導方法、道徳教育、特別支援教育等に関する理論と実践力を身につけ組織的な取組をリードできる中核教員</p> <p>* 児童生徒の心の問題への対応について、専門的知識と技術に基づく指導・助言を行える中核教員</p> <p>* 小学校英語科について、専科知識を持ち授業手法等の指導・助言を行える中核教員</p> <p>・派遣修了者が研究成果を普及・活用する場を効果的に設定し、派遣の成果を県全体に還元する。</p>	<p>高知大学教職大学院（新規派遣者数、派遣期間2年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校マネジメントコース 3名【R4】、3名【R5】 ・授業実践コース 4名【R4】、3名【R5】 ・特別支援教育コース 3名【R4】、4名【R5】 <p>鳴門教育大学大学院（新規派遣者数、派遣期間2年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理臨床コース 1名【R4】、1名【R5】 ・英語科教育コース 1名【R4】、1名【R5】 ・生徒指導コース 0名【R4】、1名【R5】 <p>「高知県教育フォーラム」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣修了者等の研究成果発表（3月） ・発表動画の配信
	<p>先進県への派遣</p> <p>・本県の教育課題をリードする先進地での勤務により、幅広い知識・技能を身につけ、指導力の向上を図る。</p>	<p>福井県 教科のタテ持ち実践校への派遣：1名</p> <p>「高知県教育フォーラム」にて先進県の取組報告</p>
	<p>教職員支援機構が実施する研修への派遣</p> <p>・組織マネジメントなど学校経営に必要な知識又は喫緊の教育課題に対応する専門的知識の習得を図る。</p>	<p>教職員支援機構が実施する研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職等7名、中堅職員等ステージに応じた研修 12名 ・学校事務職員研修4名、教育課題に対応する指導者養成研修6名 <p>マネジメント研修高度化推進事業（派遣期間2年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員支援機構と連携した「マネジメント研修」の実施 <p>研修成果の活用レポート等による成果普及</p>

事業 名称	基本方針 対策2-(1)	事業No,	17
	「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト	担当課	小中学校課
概要	これからの時代に求められる資質・能力を育成する観点により、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習・指導方法の改善や、カリキュラム・マネジメントの推進を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>義務教育9年間における教育課程の一層の充実が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をした学校の割合(「よく行った」と回答した割合) <ul style="list-style-type: none"> 小学校:50%以上、中学校:50%以上 かつ全国平均以上 [R2小:36.8%、中:42.6% R3小:17.6%(21.2%) 中:25.7%(19.6%)] ・授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができていると思うと回答した児童生徒の割合(「当てはまる」と回答した割合) <ul style="list-style-type: none"> 小学校:50%以上、中学校:50%以上 かつ全国平均以上 [R2小:33.9%、中:38.2% R3小:34.6%(30.3%) 中:38.1%(33.5%)] ・話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができると思うと回答した児童生徒の割合(「当てはまる」と回答した割合) <ul style="list-style-type: none"> 小学校:50%以上、中学校:50%以上 かつ全国平均以上 [R2小:36.7%、中:43.2% R3小:35.4%(33.0%) 中:37.7%(33.9%)] <p>()内は全国平均</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>全国学力・学習状況調査の学校質問紙において、「課題の解決に向けて授業に取り組むことができている」と回答した児童・生徒の割合は、全国平均を上回っており、主体的に取り組むことや自分の考えを深めたり、広げたりすることができる授業へと改善が進みつつある。</p> <p>指定校と協働して作成した授業動画等の周知・普及が十分できておらず、指導と評価の一体化を図った授業の実現が図られていない。</p> <p>1人1台タブレット端末を活用した授業は増えてきたものの、効果的な活用事例はまだ少ない。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<p>習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をした学校の割合(「よく行った」と回答した学校の割合)</p> <p>:小学校40%以上、中学校40%以上 かつ全国平均以上</p> <p>授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができていると思うと回答した児童生徒の割合(「当てはまる」と回答した割合)</p> <p>:小学校40%以上、中学校40%以上 かつ全国平均以上</p> <p>話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができると思うと回答した児童生徒の割合(「当てはまる」と回答した割合)</p> <p>:小学校40%以上、中学校40%以上 かつ全国平均以上</p>	<p>KPI の状況(R3末)</p> <p>小学校:17.6%(21.2%)</p> <p>中学校:25.7%(19.6%)</p> <p>小学校:34.6%(30.3%)</p> <p>中学校:38.1%(33.5%)</p> <p>小学校:35.4%(33.0%)</p> <p>中学校:37.7%(33.9%)</p> <p>()内は全国平均</p>	
実施 内容	<p>実践研究協働校事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の学校の持続可能な授業改善体制の構築を図るために、学習指導要領に示されている資質・能力を育成する実践研究や授業づくりについて可視化した動画を作成し、活用・普及する。 	<p>具体的な取組(R4~5年度)</p> <p>指定校(6校)における実践研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材研究会及び授業研究会の実施:年各2回 ・授業動画とガイドラインの作成・普及 ・研究推進のためのプロセス動画の作成・普及 ・教職員ポータルサイトでの配信 ・県主催の研修会等や学校訪問において動画活用例の紹介 <p>連絡協議会の実施:2回</p>	
	<p>授業づくり講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員が自ら学び続け、共に高め合い、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを推進するために、参加者が主体的・協働的に各教科等における授業づくりのプロセスを学ぶことができる講座の充実を図る。 	<p>授業づくり講座の実施:年172回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7種類の講座:国語、社会、算数・数学、理科、英語、特別の教科 道徳、複式授業 ・拠点校43校の指定【R4 予定】 ・教材研究会及び授業研究会の実施:年各2回 ・ICTを効果的に活用した授業の公開及び実践事例を教職員ポータルサイトに掲載 <p>授業づくり講座担当者会の実施:年3回</p>	

事業 名称	基本方針 対策2-(1) 英語教育強化プロジェクト	事業No.	18
		担当課	小中学校課 教育センター

概要	小学校外国語活動・外国語では、研修協力校による研究実践を通して質の高い指導体制の構築を目指す。中学校外国語では、喫緊の課題である英語での発信力強化を図るため、言語活動を中心とした授業づくりについてチームで授業研究に取り組むことで教員の指導力や英語力を向上させる。また、県教育委員会作成の英語教育用教材と ICT を効果的に活用した授業実践を通して、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を高める。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	各小・中学校において、自校で授業研究を深め、言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成する授業を行うことで、生徒の英語力、教員の指導力・英語力が向上する。 <ul style="list-style-type: none"> ・CEFR A1 (英検3級相当)以上の英語力を有する中学校3年生の割合 中学校：50%以上 (R1 中学校：36.6% R3 中学校：41.4%) ・CEFR A2 (英検準2級相当)以上の英語力を有する小学校教員及びCEFR B2 (英検準1級相当)以上の英語力を有する中学校英語教員の割合 小学校：25%以上、中学校：50%以上 (R1 小3%、中30.7% R3 小：8.6%、中：38.1%)
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙において、英語に対する学習意欲の向上がみられるとともに、生徒の英語力も向上している。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒質問紙「英語の勉強は好きですか」(中学校 R1：51.8% R3：54.5%) ・CEFR A1 以上の英語力を有する中学校3年生の割合 (R1：36.6% R3：41.4%) <p>小学校では、まだ学習到達目標を示した CAN-DO リストの作成ができていない学校があり、指導と評価の一体化が図れた授業実践が課題である。(R3：作成73.1%)</p> <p>中学校では、4技能(聞く・話す・読む・書く)を統合した言語活動が十分でない。また、生徒のコミュニケーションを支える語彙の定着も低い。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	CEFR A1 以上の英語力を有する中学校3年生の割合 中学校：45%以上 CEFR A2 以上の英語力を有する小学校教員及びCEFR B2 以上の英語力を有する中学校英語教員の割合 小学校：15%以上、中学校：45%以上	KPI の状況(R3末)
		中学校：41.4% 小学校：8.6% 中学校：38.1%

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
	英語教育用教材活用推進事業 ・教材の効果的な活用による英語力の定着を図る。	中学生用教材 印刷・配付(3月) 県作成デジタルドリルの活用促進 ・1人1台タブレット端末の持ち帰りによる授業と家庭学習のサイクル化
	中学校学力向上対策 ・言語活動の充実を目指した授業改善を推進することを通して、学習指導要領の着実な実施を促進し、生徒の発信力(話す力、書く力)の向上を目指す。	中学校英語授業改善研究協議会 ・中学校英語科教員を対象に言語活動を通して資質・能力を育成する授業づくりを周知：年1回学校しっ皆英語科授業づくり講座 ・小学校4校、中学校4校を拠点とし、教材研究会及び授業研究会を年間各2回実施 授業改善プランに係る学校訪問：年1回以上
	英語教育改善プラン推進事業 ・学習指導要領の趣旨を具現化し、指導と評価の一体化が図られた授業づくりの研究を行うことで、教員の指導力向上を図るとともに、その研究成果を県内に広く普及し、英語教育の改善・充実を図る。	研修協力校(小学校4校)における実践研究 ・公開授業：年2回以上 ・ICTを活用したスピーキング力向上の取組
	オンライン研修実証研究事業 ・オンラインによる英語講座の受講や授業体験を実施し、研修内容と授業をリンクさせることにより、英語による指導力の向上を図る。	オンライン研修等 ・オンライン研修等(委託先専門機関の決定後に開始(7月)約7か月間実施) 対象：小・中・高等学校教員 ・集合研修：中学校のみ(12月)

事業 名称	基本方針 対策2-(1) 理科教育推進プロジェクト	事業 No,	19
		担当課	小中学校課

概要	児童生徒の理科の知識・技能の習得を図り、思考力・判断力・表現力及び主体的に学習に取り組む態度を育成するために、理科の中核教員を養成・育成し活用することで、授業の改善・充実を図る。また、生徒の科学への興味・関心等を高めるために、科学の甲子園ジュニア高知県大会を開催する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>小学校では児童が問題を科学的に解決する授業を、中学校では生徒が科学的に探究する授業を充実させることにより、児童生徒の理科に対する興味・関心や学習意欲を高めるとともに、思考力・判断力・表現力等が向上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査（R4年度）における、知識・技能及び思考・判断・表現の観点での正答率 知識・技能：小・中ともに全国平均以上 思考・判断・表現：小・中ともに全国平均以上 ・全国学力・学習状況調査（R4年度）における児童生徒質問紙での「理科の授業の内容がよくわかる」と感じる児童生徒の割合（「当てはまる」と回答している児童生徒の割合） 小学校：60%以上、中学校：50%以上 かつ全国平均以上 〔H30 小学校：56.8%（55.9%） 中学校：24.4%（26.6%）〕 （ ）内は全国平均 ・授業づくり講座（理科）参加者アンケートにおいて、以下の質問に「よく当てはまる」と回答した教員の割合 自ら考えた仮説をもとに観察、実験の計画を立てさせる 小学校：50%以上、中学校：50%以上（R2小21.5%、中11.1% R3小：18.6%、中：22.9%） 観察や実験の結果を整理し考察させる 小学校：50%以上、中学校：50%以上（R2小26.8%、中26.5% R3小：16.3%、中：42.7%） 観察や実験の進め方や考え方が間違っていないかを振り返って考えさせる 小学校：50%以上、中学校：50%以上（R2小10.5%、中6.0% R3小：11.6%、中：11.9%） 理科の全国学力・学習状況調査は3年に1度程度実施。R3に実施予定であったが、R4に延期となった。
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>中学校では、授業づくり講座において、課題である「構想」に焦点を当てた指導助言を行ってきたことにより、科学的探究の過程を踏まえた授業改善が進んできた。</p> <p>小学校においては、学校訪問の機会が少なく、授業づくり講座の参加者アンケートの結果からも、理科における問題解決の過程を踏まえた授業改善が進んでいないことがうかがえる。各地域の理科教育の中核を担うCSTの活動を活性化させ、実践を普及する必要がある。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査（R4年度）において、 知識・技能及び思考・判断・表現の観点での正答率 知識・技能：小・中ともに全国平均以上 思考・判断・表現：小・中ともに全国平均以上 児童生徒質問紙の「理科の授業の内容がよくわかる」の質問に「当てはまる」と回答した児童生徒の割合 小学校：60%以上、中学校：50%以上 かつ全国平均以上 	KPIの状況(R3末)
		<p>自然事象についての知識・理解 小：84.4%(81.5%)中：65.5%(68.7%) 観察・実験の技能 小：69.5%(71.1%)中：63.6%(67.0%) 科学的な思考・表現 小：53.2%(54.1%)中：62.7%(64.9%) 小：56.8%（55.9%）中：24.4%（26.6%） *前回のH30調査結果、（ ）内は全国平均</p>

	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
実施 内容	理科中核教員（CST）養成・育成事業 ・理科の中核教員を養成・育成し、CSTの活動を活性化するとともに、研修会を実施することで、授業の改善・充実を図る。	CSTの養成 ・小・中学校各2名程度：各年度 シンポジウムの開催：年1回 活動報告会の実施：年1回 高知大学主催 授業づくり講座（理科）への参加
	科学の甲子園ジュニア高知県大会 ・生徒の科学への関心等を高めるために、理科・数学等の探究的な課題にチームで取り組む「科学の甲子園ジュニア高知県大会」を開催する。	科学の甲子園ジュニア高知県大会の開催 ・参加対象、参加単位：中学1、2年生：1チーム6人 ・予選：県内5会場（7月）、本選（8月） ・広報用チラシ・ポスターの配付
	授業づくり講座（理科） ・学習指導要領の目指す資質・能力を育成するための授業づくりについて協議し、生徒の理科の学力向上を図る。	授業づくり講座（理科）の開催 ・小学校1校、中学校4校を拠点とし、教材研究会及び授業研究会を年間各2回実施 ・参加対象：CST認定者及び受講者 中学校理科教員：学校しっ皆1名

事業名称	基本方針 対策2-(1)	事業No,	20
	学力向上に向けた高知市との連携	担当課	小中学校課
概要	<p>県内の児童生徒の約半数が在籍する高知市の小・中学校の学力向上の取組を推進するため、高知市が平成30年度に設立した「学力向上推進室」に県から指導主事を派遣し、高知市のスーパーバイザー等とチームを編成して学校訪問を行うなど、県教育委員会と高知市教育委員会が連携した取組を進める。</p> <p>小学校教科担任制及び中学校の「教科のタテ持ち」による授業改善の取組を一体的に捉え、小中連携による義務教育9年間を見通した指導の充実を図るため、継続的な訪問指導体制を強化する。また、県教育委員会と高知市教育委員会との情報共有・協議の場として、学力向上推進室運営委員会を定期的に設けることで、学力向上推進室の取組について進捗状況を確認し、充実を図る。</p>		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>高知市の各小・中学校において、教員の教科等指導力の向上が図られ、児童生徒の学力が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査の結果（国語、算数・数学）において、自校の正答率と全国平均正答率との比較を行い、その結果が上昇している、あるいは、維持している学校の割合が増えている。 		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>学力向上推進室の指導主事による重点的な訪問指導により、授業改善が進み、国語や算数・数学の学力に伸びがみられる。</p> <p>組織的な授業改善の取組が国語や算数・数学に偏っており、社会科、理科の授業改善が課題である。</p> <p>中学校において、教科会や教科主任会は定着してきたものの、協議内容に課題がある。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年度全国学力・学習状況調査（4月） 高知市立小学校6年及び中学校3年の国語、算数・数学をR3年度より上回る。または、同水準とする。 （R3とR4の全国平均正答率と高知市平均正答率との差の伸縮でみる） 	KPIの状況(R3末)	
		<p>小学校：国語+4.5、算数-0.2 中学校：国語+3.8、数学+2.7 R1とR3の全国平均正答率と高知市平均正答率との差の伸縮</p>	
実施内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)	
	<p>高知市学力向上推進室による学校支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知市の小・中学校が組織的な授業改善を行うようにするために、高知市学力向上推進室へ指導主事を派遣し、県・市がより一層連携して、戦略的・効果的な訪問指導を行う。 	<p>指導主事等の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣10名、兼務3名 国語、算数・数学、英語に加え社会科、理科の指導主事を新たに派遣 ・学校支援のPDCAを確実に回す体制づくり ・各学校の主體的な学力向上の取組を支援 	
	<p>中学校組織力向上のための実践研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校における組織力向上に向けた取組のPDCAを確実に回すために、組織力向上エキスパート等により、「教科のタテ持ち」中学校に対して、組織的な授業改善について戦略的・効果的な訪問指導を行う。 	<p>「教科のタテ持ち」中学校16校：主幹教諭配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織力向上エキスパートによる学校訪問：各校年間2回 	
<p>高知市学力向上推進室運営委員会による進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知市からの取組の報告を検証し、改善策等を協議して、取組の方針を示す。 	<p>高知市学力向上推進室運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回程度実施 県教育次長及び小中学校課長、高知市教育次長及び学力向上推進室との合同学校訪問(学力向上推進室運営委員会による学校訪問) ・小学校及び中学校を年間各2回程度訪問 		

事業 名称	基本方針 対策2-(2) 学力向上推進事業	事業No,	21
		担当課	高等学校課
概要	<p>各校において、全国的に導入されている「高校生のための学びの基礎診断」を活用して生徒の基礎学力の定着度合いを測り、その結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進する。</p> <p>あわせて、「学校支援チーム」の定期的な学校訪問により、各校における授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの強化を図る。</p>		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>各校において、「高校生のための学びの基礎診断」を活用したPDCAサイクルを構築し授業改善が図られ、生徒の学習習慣が身につく、基礎学力が定着している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎力診断テストにおけるD3層の割合(高校2年1月、3教科総合):10%以下(R2:17.9% R3:19.1%) ・学校経営計画における、授業改善が図られている教員の割合:100%以上(R2:83.8% R3:91.5%) ・生徒対象の県オリジナルアンケート(高校2年1月)の下記項目における肯定的回答の割合:90%以上 <p>「学校の授業では、学習のねらいが示されている」(R2:74.7% R3:76.3%)</p> <p>「学校の授業では、学んだ知識をもとに自ら考え、まとめたり発表したりする機会がある」 (R2:72.6% R3:73.7%)</p> <p>「学校の授業では、学習活動を自ら振り返る場面が設定されている」(R2:64.5% R3:67.2%)</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>各学校において、生徒の現状分析に基づく基礎学力の定着・学力向上の取組が進みつつある。</p> <p>学校支援チームの訪問により、各校の教員の授業改善への意識が高まってきている。</p> <p>各学校において、効果的な指導方法の確立やPDCAサイクルを意識した学校の組織的な指導体制について、さらなる充実が必要である。</p> <p>授業における振り返りの場面設定が十分に行われていない状況がみられる。</p> <p>各教科における授業改善の取組が校内で十分に共有されていない傾向にある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎力診断テストにおけるD3層の割合(3教科総合) 1年11月:16.0%以下、2年1月:16.0%以下 ・県オリジナルアンケートの上記項目における肯定的回答の割合 2年1月:80%以上 	KPIの状況(R3末)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・1年11月:16.5%、 2年1月:19.1% ・2年1月:76.3%、 73.7%、67.2% 	
実施 内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)	
	<p>「高校生のための学びの基礎診断」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高校生のための学びの基礎診断」を活用して生徒の基礎学力の定着度合いを測り、その結果を自校の学力向上プランや授業改善の充実につなげる取組を推進する。 	<p>「高校生のための学びの基礎診断」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査の内容と種類 国・数・英3教科セット+記述式+英語4技能 基礎力診断テスト、スタディーサポート・標準タイプ(+GTEC) ・基礎力診断テストの実施時期 1年生(4、11月) 2年生(6、1月) 	
<p>学校支援チームによる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事、授業改善アドバイザーが定期的に学校訪問を行い、授業参観・研究協議による支援を実施する。 ・学校経営計画に基づく組織マネジメントの進捗管理を支援するため、企画監・学校経営アドバイザーが全ての学校(36校)を訪問し、各校の取組に対する指導・助言等を実施する。 ・先進的な県内外の授業改善の取組等を共有するため、研究協議会を実施する。 	<p>授業改善に係る学校訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国語・数学・英語、地歴公民・理科 :各校を年間3~4回程度訪問 ・新学習指導要領の実施状況や1人1台タブレット端末の活用状況の確認 <p>学力向上プラン等を協議する学校支援チームによる学校訪問(4、10月)</p> <p>カリキュラム・マネジメントに係る学校訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校課企画監と学校経営アドバイザーによる学校訪問(5、2月) <p>研究協議会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間2回(8、2月) 		

事業 名称	基本方針 対策2-(2) 学習支援員事業	事業No,	22
		担当課	高等学校課
概要	生徒の学力の状況等に応じたきめ細かな指導・支援を充実させるため、地域の人材や大学生等による「学習支援員」を配置し、放課後補習や授業支援の充実・強化を図る。また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>生徒に学習習慣が身につき、基礎学力が定着している。</p> <p>学習支援員が必要とされる学校に適切に配置されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置率：100%（配置を希望する県立中学校・高等学校）(R2：96.8% R3：100%) 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>配置を希望する学校全てに学習支援員を配置することができ、各校において放課後学習や授業支援など、地域や生徒の実態等に応じた取組を行うことができた。</p> <p>1校当たりの上限である単位時間数以上の実施を希望する学校があるので、追加募集による予算の再配分や調整を行う必要がある。</p> <p>学習支援員の確保と指導力向上の仕組みづくりが必要である。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	・配置率：100%（配置を希望する県立中学校・高等学校）	KPIの状況(R3末)	
		100%	
実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）	
	<p>学習支援員による放課後補習や授業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援員による放課後補習やチーム・ティーチングによる授業支援等を通じて、生徒の学力の状況等に応じたきめ細かな指導・支援が充実するようにする。 	<p>学習支援員事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象校：県立中学校4校・夜間学級 県立高等学校36校 ・実施要項等の送付及び申請の受付（4月～） ・各校からの申請内容の承認（4月～） ・追加募集（ニーズ調査）(7月～) ・実施報告書の取りまとめ（1月～） ・県教育委員会が作成したつなぎ教材等を活用 	
	<p>学習支援員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望する学校に適切に学習支援員を配置することができるよう、高等学校課人事担当や大学等とも連携を図り、時間講師（会計年度任用職員）や大学生等の人材確保に努める。 	<p>学習支援員の人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校課人事担当、大学との打合せ（1～3月） 	

事業名称	基本方針 対策2-(3) 21 ハイスクールプラン	事業No,	23
		担当課	高等学校課
概要	地域の実情や生徒の実態に即した魅力ある学校づくりを推進するため、各校において、探究的な学習活動の充実を図るために地域と連携・協働した活動や、専門的な技能や豊かな人間性を身につけさせ、将来の進路実現の可能性を広げる取組を支援する。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>全ての県立高等学校において、魅力ある学校づくりに向けて、地域と連携して充実した取組が実践されている。</p> <p>・「21 ハイスクールプラン」を活用している学校の割合：100% (R2：100% (35校) R3：100% (36校))</p>		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>各校が工夫して魅力ある学校づくりに向けた地域と連携した取組などを推進することができた。既存の事業では実施が困難な取組も、学校の特色を強める取り組むことができた。</p> <p>学校経営計画に沿った教科横断や各学年で系統的、継続的に行うことができるよう進捗管理を行う必要がある。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	・学校経営計画 学校の振興についての評価 B以上の学校：100%以上	KPIの状況(R3末)	
		96.0%	
実施内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	地域や大学等と連携した体験活動の推進 ・各学校における地域や大学と連携した商品開発、環境保全や防災に関する取組など体験的な活動を推進する。	<p>各学校における地域や大学等と連携した取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題解決学習（探究活動） ・地域協働学習（商品開発） ・地域環境保全活動 ・防災教育 	
	資格取得の推進 ・生徒の知識や技術をレベルアップできるようにするため、産業教育等の専門性の高い資格の取得や英検などの受験対策講座の開講などの取組を推進する。	<p>受験対策講座の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校における資格取得や受験対策講座への講師派遣等を支援 <p>資格取得状況の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業学科に関する学科における資格試験受検者数及び合格者数の調査（6月） 	
	学校の特色を生かした取組の推進 ・生徒が学んできた知識や技術の成果を披露し、今後のさらに充実したものにするため、国際交流活動や各種コンテストや展覧会への出場などの取組を推進する。	<p>各校における国際交流活動や各種コンテストへの参加等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流活動（海外高校との交流） ・コンテスト、展覧会への出場・出展 	
	「21 ハイスクールプラン」の進捗管理 ・各学校における「21 ハイスクールプラン」の取組について進捗管理を行う。	<p>「21 ハイスクールプラン」の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画監・学校経営アドバイザーの学校訪問等取組状況の確認 ・取組状況と次年度計画に関するヒアリング（7～8月） ・実施報告書の提出（各学校 県教委：2月） 	

事業 名称	基本方針 対策2-(3) 授業改善と指導力向上事業	事業 No,	24
		担当課	高等学校課

概要	<p>新学習指導要領に基づく「指導と評価の一体化」に係る研究を進め、高等学校における「新たな学び」に向けた授業改革に取り組む。また、教科指導力向上研修等を通して、教員の指導力を向上させ、学校における学習指導、生徒支援体制を充実させることで、生徒の多様な学力や進路希望に応じた効果的な指導につなげる。さらに、生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図るため、1人1台タブレット端末やデジタルドリルを効果的に活用した授業づくりを推進する。</p>
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>生徒の学習改善、教員の指導改善につながる学習評価と授業実践が行われている。 教員の指導力が向上し、生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「指導と評価の一体化」の実現が図られている。 ・公立高等学校卒業生に占める国公立大学現役進学者の割合：15%以上 (R1年度卒業生：12.1% R2年度卒業生：13.5%) ・英語の授業における生徒の言語活動時間の割合：75%以上 (R2：56.0% R3：54.5%)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>教員が教科指導力向上研修に参加することで、学校の授業改善に役立てることができている。 教科指導力向上研修については、コロナ禍でオンラインとなった研修もあり、対面ほどの十分な意見交換ができなかったケースがみられる。 学習指導要領の改訂の趣旨の沿った授業実践や学習評価への改善が必要である。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	<p>学校経営計画「授業改善」の項目B評価以上の学校：100% 公立高等学校卒業生に占める国公立大学現役進学者の割合：14%以上 英語の授業における生徒の言語活動時間の割合：70%以上</p>	KPIの状況(R3末)
		<p>91.7% 13.5%(R2年度卒業生) 54.5%(R3末)</p>

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
	<p>新学習指導要領に基づく「指導と評価の一体化」に係る研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善をより一層進めるために、観点別学習状況評価の適切な実施と「指導と評価の一体化」の考え方に基づく教育活動についての研究を行う。 	<p>「指導と評価の一体化」実践研究校：3校程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科会を中心とした評価研究に係る校内体制の構築 ・評価結果を活用した授業改善 <p>学習評価研究委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事との協働による県版参考資料の作成 <p>各教科等研究協議会：各教科1～2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践研究校を含む県内外における好事例の共有や外部講師による講演等
	<p>教科指導力向上研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学進学のための学力向上や基礎学力の定着等に実績のある外部講師を招へいし、研究授業等を実施することにより、参加教員の教科指導力の向上を図る。 	<p>教科指導力向上研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県進学協議会が主催する「大学進学チャレンジセミナー」の授業者を講師として実施(8月) <p>教科指導力向上研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望校(3校程度)で県外講師による研究授業及び研究協議を実施(5月～)
	<p>英語指導力向上事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領の趣旨を踏まえ、学習到達目標を「CAN-DOリスト」の形式で設定・公表し、その達成状況の把握や指導・評価の見直しを行うことで課題を明らかにすることにより、課題の改善に向けて積極的・継続的に取り組む教員を育成する。 	<p>学習到達目標を「CAN-DOリスト」の形式で設定・公表及び活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・到達状況を定期的に把握し、日々の授業や評価に反映 <p>言語活動と学習評価の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合的な言語活動を通じた、思考力・判断力・表現力等の育成 ・観点別学習状況評価に基づく総合評価
<p>ICTを活用した個別最適化学習の実践・検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践校において、1人1台タブレット端末及び民間業者のAIドリルなどのシステムを活用して、生徒個々の学習状況に応じた教材を提供し、その成果を検証する。 	<p>個別最適化学習の実践・検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践校：18校 ・民間企業のAIドリル(英・国・数等)を活用した個別最適化学習の実践・検証 ・民間企業のオンライン辞書機能などを活用した個別最適化学習の実践・検証 ・研究成果を全学校に共有(2月) 	

事業 名称	基本方針 対策2-(3) 就職支援対策事業	事業 No,	25
		担当課	高等学校課

概要	生徒の就職支援のために、就職対策連絡協議会を運営し、就職状況の情報収集や分析を行い、よりよい支援策を検討する。また、就職アドバイザーを配置し、事業所訪問による求人開拓や生徒への個別指導による就職受験先のマッチングを図るとともに、離職率の改善に向けて、就職者の定着指導もあわせて行う。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	進路未内定者に対するきめ細かな就職支援が全ての学校で行われている。 ・高等学校卒業後、就職した生徒の就職後1年目の離職率：10%以下 (H30年度卒業生：11.3% R1年度卒業生：12.2%) ・就職アドバイザー配置校の就職内定率：99%以上 (R2：98.9% (R3.2月末時点：94.0%) R4.2月末：96.3%)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	就職アドバイザーの活動や関連機関との連携、就職関連事業等の実施により、県内企業就職内定率は70%を超え、全体の就職内定率は99%以上を維持している。 離職率は目標値に達していないため、今後も離職状況の分析や、ミスマッチを防ぐための支援体制のさらなる充実を図る必要がある。 ・就職内定率 (R2：99.1% (R3.2月末時点：96.1%) R4.2月末：96.9%) ・県内企業就職内定率 (R2：71.0% (R3.2月末時点：71.2%) R4.2月末：72.3%) 各学校と就職アドバイザーがハローワークなど関係機関との連携を密にし、支援体制をつくる必要がある。 離職状況調査結果をもとに、離職の原因等を分析し、定着のための施策につなげる必要がある。
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	・就職アドバイザー配置校の就職内定率：99%以上	KPIの状況(R3末)
		96.7% (R4.2月末)

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
	就職対策連絡協議会の運営 ・高校生の就職支援対策を検討し、さらなる就職支援を行うために、各関係機関との連携を図り、一体となって協議・支援を行う。	就職対策連絡協議会の実施 ・年2回開催 前年度の就職状況報告(6月) 当年度の就職課題(離職含む)検証(2月)
	就職アドバイザーの配置 ・高等学校に就職アドバイザーを配置し、企業への求人開拓、就職希望者への個別指導支援、就職者の定着指導を実施する。	就職アドバイザーの配置 ・18校に9名配置 ・就職アドバイザー情報交換会の開催：年3回
	教員・就職アドバイザーの事業所訪問 ・求人開拓、定着指導を目的として、教員及び就職アドバイザーによる事業所訪問を計画的に実施し、継続的な求人要請、卒業生の職場定着指導を継続的に実施する。	教員・就職アドバイザーの事業所訪問 求人要請・卒業生の職場定着指導(5～7月) 2次募集確認等(9～12月) ・教員・アドバイザー事業所訪問：1,500事業所訪問 ・状況に応じてリモートで対応
	就職定着状況調査の実施 ・高等学校に対して、卒業後1年目の定着状況を把握するために、離職者について調査を実施するとともに、離職状況や原因等の分析を行う。	就職定着状況調査及び分析の実施 調査依頼(6月) 調査回収・結果分析(7月) 就職対策連絡協議会での協議(2月)

事業 名称	基本方針 対策2-(3) グローバル教育推進事業	事業No,	26
		担当課	高等学校振興課

概要	<p>郷土を愛し、その発展に貢献できる人材や、高い志を持ち高知から世界へチャレンジするグローバル人材の育成を図るため、指定校を中心に探求型学習と英語教育を組み合わせたグローバル教育を推進する。特に高知国際中・高等学校においては、「国際バカロレア」の取組を実践する。また、これらの手法や取組成果を普及させるとともに、国際交流を含む多様な価値観に触れる活動を推進すること等を通して、広くグローバル教育の推進を図る。</p> <p>山田高等学校、高知南中・高等学校、高知西高等学校、高知国際中・高等学校のグローバル教育推進校を指す。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>生徒の論理的思考力や判断力、表現力を育成し、英語運用能力を高めることで、将来、本県の地域振興や産業振興を担うグローバル人材を育成する。</p> <p>高知南中・高等学校と高知西高等学校を統合した高知国際中・高等学校において、国際バカロレアのMYP(中学校段階のプログラム)認定をR2年度にDP(高等学校段階のプログラム)認定をR3年度に受ける。(R2:MYP、DP認定)</p>
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>4月に高知国際高等学校が開校し、11月から国際バカロレア教育DP(高等学校段階のプログラム)をスタートさせた。</p> <p>高知国際中・高等学校は、国際バカロレア認定校として、学校全体で探究的な取組を推進するとともに、高知国際高等学校DPコースの生徒全員がIB資格を取得できるよう、教員が国際バカロレア機構主催の公式ワークショップに参加するなど指導力向上に取り組む必要がある。</p> <p>グローバル教育推進委員会の助言を受けながら進めている指定校における取組の改善や、その成果とノウハウを県内の県立高等学校へ普及することが課題となっている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響のため、全ての海外派遣プログラムを中止せざるを得なかったが、状況を見ながら可能な取組を実施し、高校生の留学への機運を高めていく必要がある。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	<p>高知国際中・高等学校の志願倍率 中：2.40倍、 高：普通科1.1倍、グローバル科1.0倍</p> <p>山田高等学校グローバル探究科の志願倍率：1.0倍</p> <p>海外派遣プログラムに参加した生徒人数：130人</p>	KPIの状況(R3末)
		<p>中：2.35倍(R2：2.40倍)</p> <p>高：普通科1.04倍(R2：1.08倍)</p> <p>高：グローバル科0.63倍(R2：0.76倍)</p> <p>0.20倍(R2：0.20倍)</p> <p>0人(R2：0人)</p>

	内 容	具体的な取組(R4～5年度)
実施 内容	<p>グローバル教育推進校の取組等の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部有識者による各推進校への指導、助言及びPDCAサイクルに基づき、その反映・活用等について取組内容の確認を行う。 また、教員研修や各学校における成果発表会などを通じた県内の県立高等学校への普及を図る。 	<p>グローバル教育推進委員会の開催年2回(7、2月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 講師による指導・助言 <p>グローバル教育推進校(4校)の取組の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 推進校の取組成果の公開発表会等を開催(11月) グローバル教育理解推進シンポジウムを開催(8月)【R4】
	<p>国際バカロレア教育の充実に向けた取組推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知国際中・高等学校の国際バカロレア教育充実に向けて、教員の資質向上を図るための研修等への派遣を行う。 高知国際中・高等学校の公開授業に他校の教員も参加し学習研究会を実施する。 高知国際中・高等学校や国際バカロレア教育について広く周知を図るため、広報活動を実施する。 	<p>教員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際バカロレア機構主催の公式ワークショップへの教員派遣 大学院の国際バカロレア教員養成特別プログラムへの派遣 先進校から講師招へいした校内研修の実施 高知国際中・高等学校で公開授業を実施(11月) <p>広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 県広報誌や県広報番組を活用した広報活動 オープンスクール等を通じた小中学生への広報
	<p>海外留学や異文化等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会主催海外派遣プログラム等を実施し、高校生の海外留学への支援を行うとともに、留学に対する理解や意識向上につなげるための留学フェアを開催する。 	<p>県教育委員会主催海外派遣プログラムの実施(海外派遣プログラムが実施できない場合は、県内施設で海外留学体験プログラム(仮称)を実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> プログラムに参加予定の県立高等学校生徒数 目標 R4：30名 R5：30名 各学校が実施する海外派遣プログラムに参加する生徒への派遣旅費の支援 学校プログラム実施校数、参加生徒数 目標 R4：5校100名 R5：100名 <p>留学フェアの開催(11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 留学フェアへの参加者数 目標 R4：90名 R5：90名

事業 名称	基本方針 対策2-(3) 産業教育指導力向上事業	事業No,	27
		担当課	高等学校課

概要	本県の産業教育の充実を図るため、高知県産業教育審議会との連携のもと、今後の産業教育の方向性や目標を明示し、各校における取組の充実につなげるとともに、産業教育に携わる教職員の資質・指導力の向上を図るため、新技術について教科の枠を超えて研修を実施するなど、研修内容の充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	情報化やグローバル化の進展に伴う急速な時代の変化に対応した、産業教育担当教員の専門力・指導力を高めるための研修を実施し、派遣・受講した教員の資質向上とともに、産業教育の魅力向上に資するものとなっている。 ・時代の変化に対応した産業教育研修が実施されている。 研修実施率：100% (R3：100%)
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	内地留学に4名、産業教育短期現場研修に教員を派遣(R2：1名、R3：3名)したことで、教員個々の指導力及び専門力の向上とともに、教科全体への波及効果が期待される。 高知県産業教育課題対応合同研修に教員28名(産業教育8教科)が参加し、本県産業教育の意義や役割、課題について協議し、各校の教育活動の在り方について捉え直すとともに、産業系専門高校の魅力化のための戦略について検討することができた。 高知県産業教育審議会より受けた答申を各教科・各校に周知し、生徒の資質・能力の向上、教員の指導力向上、関係機関との連携、専門高校・教科の魅力向上の4つの観点に基づき、各校の教育活動に反映した。また、R3.7月には産業系専門高校のPRイベントを開催し、広く県民に魅力を発信した。 「高知県産業教育審議会答申」を反映し、時代に即した各産業専門分野の研修や教科の枠を超えた本県の全体的な産業教育を発展・充実させる取組を実施することを通じて、産業系専門高校の入学志願者数を確保する必要がある。
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	・R4年度の全県立高等学校(全・定)の入学者数のうち、産業系専門学科への入学者数の割合：30%以上	KPIの状況(R3末) 29.5% (R2：28.2%)
-----------------------	---	---------------------------------

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	「産業教育審議会答申」を受けての取組 ・これからの本県産業教育の在り方についての答申を受けて、各産業で具体的な取組について検討協議を行い、実践する。 ・産業系専門高校など多様な高等学校の魅力発信するため、産業教育PRイベントを実施する。	「産業教育審議会答申」を受けての取組 ・審議会からの答申を受け、産業系専門高校における生徒の資質能力の育成、教員の指導力向上、関係機関との連携、魅力化を図る事業・方策を協議、設備整備の充実 ・各専門教科・学校での方向性や取組目標の設定 ・学校経営計画による進捗管理の実施
	産業教育内地留学の実施 ・学校現場を離れ、最先端の知識や技術を習得し、産業教育担当教員としての資質向上を図るために、大学、専門学校、民間企業等への内地留学を実施する。	産業教育内地留学：3教科3名 ・農業：農業担い手育成センター、高知大学、農業技術センター等 ・工業：高知職業能力短期大学校、高知工科大学等 ・商業：高知開成専門学校、高知工科大学等
	産業教育短期現場研修の実施 ・学校や各教員の課題等を解決するために、大学、専門学校、高等学校、民間企業等における短期的な研修を実施する。	産業教育短期現場研修：5教科7名 ・長期休業期間等を利用し、各専門分野(農業、水産、工業、商業、情報)について、大学、専門学校、民間企業等における研修を実施：1～10日間
	高知県産業教育課題対応合同研修「高知の産業教育の未来検討会」の実施 ・産業教育担当者が、今後の産業教育の在り方を検討するために、合同研修やデータベース活用の講習会などを通して、資質向上、指導力の強化、授業改善を図る。	高知県産業教育課題対応合同研修 ・実施時期：2泊3日程度(8月) ・対象：各産業教育担当者10名程度 ・企業見学：IoT、AIなど最先端企業 ・高知県産業振興計画勉強会 ・大学教授等のコーディネーターによる講話

事業 名称	基本方針 対策2-(4) 道徳教育協働推進プラン	事業No,	28
		担当課	小中学校課

概要	学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、教員の指導力を向上させ、質の高い「考え、議論する道徳」授業を展開するとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進することで、児童生徒の道徳性を高める。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>各学校で児童生徒の道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」の授業を工夫している。</p> <p>「特別の教科 道徳」において、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 小学校：60%以上、中学校：60%以上 かつ全国平均以上 〔R2 小：43.9%、中：51.5% R3 小：52.0%（45.6%） 中：55.1%（48.8%）〕</p> <p>人が困っているときは、進んで助けている児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 小学校：60%以上、中学校：60%以上 かつ全国平均以上 〔R1 小：44.6%（40.4%） 中：36.2%（34.6%） R3 小：46.5%（43.6%） 中：43.8%（41.6%）〕</p> <p>人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合） 小学校：85%以上、中学校：85%以上 かつ全国平均以上 〔R1 小：77.5%（74.7%） 中：74.5%（71.1%） R3 小：77.4%（75.4%） 中：76.8%（74.3%）〕</p> <p style="text-align: right;">*（ ）内は全国平均</p>
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>授業づくり講座への参加人数が増え、「考え、議論する道徳」の授業イメージが普及できたことにより、授業改善が進んできている。</p> <p>全国学力・学習状況調査において、児童生徒の道徳性に関する質問の肯定的な回答は、全国より高い傾向にあるものの、近年は減少傾向に転じており、特に小学校においてその傾向が顕著にみられる。その改善策として、学校、家庭、地域が一体となった地域ぐるみの道徳教育の取組を進めてきたが、まだ、周知・理解が十分でない。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<p>・上記の ~ の項目に「当てはまる」と回答した児童生徒の割合 小学校：60%以上、中学校：60%以上 かつ全国平均以上 小学校：50%以上、中学校：50%以上 かつ全国平均以上 小学校：80%以上、中学校：80%以上 かつ全国平均以上</p>	KPI の状況 (R3末)
		<p>小:52.0%(45.6%) 中:55.1%(48.8%) 小:46.5%(43.6%) 中:43.8%(41.6%) 小:77.4%(75.4%) 中:76.8%(74.3%) *（ ）内は全国平均</p>

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>「考え、議論する道徳」の授業の充実</p> <p>・「考え、議論する道徳」の授業の質的変換を図るために、指導と評価の一体化の研究実践を行い、公開授業を通して普及する。</p>	<p>授業づくり講座（道徳）への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材研究会及び授業研究会：年各2回 ・拠点校：5校 <p>道徳推進リーダーによる実践の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業づくり講座への参加 ・市町村教育委員会主催の研修会での授業の公開等
	<p>地域ぐるみの道徳教育の推進</p> <p>・児童生徒の道徳性の向上を図るために、学校と家庭・地域が一体となった「地域ぐるみの道徳教育」を展開していく。</p>	<p>道徳教育パワーアップ研究協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ「わが校の地域ぐるみの道徳教育」について ・対象：小中学校の道徳教育推進教師 <p>道徳教育パワーアップ研究協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ「わが町の地域ぐるみの道徳教育」について ・対象：市町村教育委員会の指導事務担当者 <p>「家庭で取り組む 高知の道徳」活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学1年生への配付（4月） <p>市町村指導事務担当者会における周知及び取組の進捗確認</p> <p>地域ぐるみの道徳教育の家庭への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭へのチラシの配付（4月） ・PTA 研修会での「地域ぐるみの道徳教育」についての周知

事業 名称	基本方針 対策2-(4) 人権教育推進事業	事業No.	29
		担当課	人権教育・児童生徒課
概要	「高知県人権教育推進プラン(改定版)」に基づき、就学前教育・学校教育・社会教育の各分野において、人権に関する知的理解や人権感覚の向上を図るとともに、一人一人の人権が尊重される学校・地域づくりに向けた人権教育を充実・発展させる。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>人権教育主任が中心となり、組織的・計画的に個別の人権課題に関する校内研修や授業研究等を実施することにより、人権学習の充実を図り、児童生徒の人権意識が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合 : 100% (R2小: 55.8%、中: 69.4%、高: 59.2% R3小: 59.9%、中: 61.2%、高: 66.0%) ・「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合 : 70% (R2小6: 57.0%、中3: 53.0%、高3: 60.4% R3小6: 54.7%、中3: 50.3%、高3: 55.2%) 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>人権教育主任が管理職と連携し、PDCA サイクルによる取組・評価を行い、人権教育の推進に取り組んでいる学校の割合は、小: 96.3%、中: 89.3%、高: 90.0%と定着しつつある。</p> <p>個別の人権課題に関する校内研修の取組が定着してきている。(小: 98.9%、中: 100%、高: 100%)</p> <p>人権課題に関する授業研究の取組の定着には課題がみられる。(小: 61.0%、中: 61.2%、高: 66.0%)</p> <p>学校において課題意識の高いいじめや虐待、インターネットの問題についての校内研修を実施する学校は多いが、その他の人権課題についての研修や、人権学習に関する授業研究を実施していない学校があり、指導資料集等の活用を促すとともに具体的な取組例を示し、組織的な取組の充実を図る必要がある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<p>個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合 小・中・高: 80%以上</p> <p>人権教育主任が管理職と連携し、PDCA サイクルによる取組・評価を行っている学校の割合 小: 100%、中: 95%以上、高: 95%以上</p>	KPI の状況(R3末)	
		<p>小 59.9%、中 61.2%、 高 66.0%</p> <p>小 96.3%、中 89.3%、 高 90.0%</p>	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4 ~ 5年度)	
	<p>組織的・計画的な人権教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育主任が管理職と連携し、PDCA サイクルを用いて、年間指導計画や校内研修、人権学習を適切にコーディネートできるように、人権教育主任のマネジメント力を向上させ、各校の取組の充実を図る。 	<p>人権教育主任対象の連絡協議会・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区別集合研修の実施(5、6月) ・オンデマンド研修の実施(12月) ・各校の組織的・計画的な取組の推進 <p>人権学習学校支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の校内研修や市町村主催の研究会等における研修や研究授業等への支援 	
	<p>人権教育研究推進事業(文部科学省及び高知県研究指定校事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校の人権教育の推進を図るため、基幹となる研究推進校を指定し、継続的な学校支援訪問を実施し、人権教育を基盤とする学校経営・学級経営・授業づくり等の研究を行う。その成果を県内に普及し、各校の取組の充実を図る。 	<p>研究推進校の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校1校、中学校1校、高等学校1校 ・学校支援訪問 アドバイザー: 1校あたり2回 指導主事等: 1校あたり10回 ・人権教育推進委員会を中心とした校内研究の推進(校内研修や授業研究等の企画・運営、研究のまとめ等) ・研究発表による取組の普及 	
<p>指導資料の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民に身近な11の人権課題についての人権教育資料集等(乳幼児教育編・学校教育編・社会教育編)や「情報モラル教育実践ハンドブック」の活用を図り、各分野の知識や規範意識、危機管理意識、人権感覚等を醸成し、人権教育や情報モラル教育の充実を図る。 	<p>普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育主任連絡協議会、年次研修、市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会、研修講師派遣等において、資料の周知及び資料を活用した研修の実施 ・各学校での人権教育・情報モラル教育についての校内研修や授業研究等における資料の活用状況の把握 		

事業 名称	基本方針 対策2-(4) 保幼小中連携モデル地域実践研究事業	事業 No,	30
		担当課	人権教育・児童生徒課 幼保支援課

概要	モデル地域の市教育委員会を中心として、保幼小中の15年間を見通した連携・接続の取組や、学校と児童福祉部署の連携による取組を総合的に推進することで、地域全体の子どもの自尊感情や自己有用感を育むとともに、人権感覚や社会性、規範意識を醸成し、不登校等の諸課題の未然防止に資する実践研究を行う。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>不登校等の未然防止につながる取組が推進され、新たな不登校が生じにくい学校となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域の在籍児童生徒数に対する新規不登校数の割合や、不登校数の割合が全国平均を下回る。 新規不登校数の割合：R3.12月：1.08% (R2 全国 1.01%) 不登校数の割合：R3.12月：2.41% (R2 全国 2.01%) ・幼児期の遊びの中の学びを互いに理解し、スタートカリキュラム等に生かされている。 ・小・中学校と管内の保育所・幼稚園等が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(以下「10の姿」)」を踏まえながら、互いの教育・保育を理解する機会を持つ。 「10の姿」を活用したカリキュラムの見直しや作成を行った回数：小学校と校区内の園と1回以上
---------------------------	---

目標 達成 に向けた 課題 (R3末)	<p>保幼から小へ、小から中への引き継ぎを意識した校種間連携や、保幼小中の15年間で育てる力を明確にした組織的な取組が必要である。</p> <p>学校が児童生徒にとって魅力ある場所となるよう、授業や学校行事、その他の異学年交流等の取組が児童生徒主体となるよう工夫・改善する必要がある。</p> <p>保幼小中の円滑な接続のため、各校種間で接続期の子どもへの理解を深めることが必要である。</p>
---------------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<p>モデル地域の在籍児童生徒数に対する新規不登校数の割合が全国平均を下回る。(1.01%(R2 全国平均の割合)以下)</p> <p>研究指定校のうち、「児童生徒の自尊感情や自己有用感等を育む、開発的な生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等に位置付けて組織的に実施している」に「十分できている」と回答した学校の割合：100%</p> <p>接続期の小中連携を行い、情報共有や効果的な取組の共有化を行っているモデル地域の学校の割合：100%(4/4校)</p> <p>モデル地域の保育所・幼稚園等における特別な配慮が必要な子ども(家庭)の支援リスト、家庭支援の計画と記録の作成：100%</p>	KPI の状況(R3末)
		<p>1.08% (R3.12月)</p> <p>小 42.9% (R4.1月)</p> <p>中 50.0% (R4.1月)</p> <p>- (R4 新規)</p> <p>支援リスト：91.6%</p> <p>計画と記録：83.3%</p>

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>地域全体の不登校など未然防止の取組の検証・改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域における不登校等の未然防止につながる取組の検証改善を、市教育委員会が主体的に推進できるよう、新たな不登校が生じにくい魅力ある中学校区づくりを支援する。 	<p>推進市の指定【R4～R6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1市、4中学校区 市教育委員会に統括推進リーダーを配置：1名 ・各中学校区の不登校についての課題分析、保幼小中連携に係る取組の推進及び進捗管理 市教育委員会による調査研究の推進体制構築 ・調査研究委員会：年4回 ・各校担当者会：年3回 ・SSWの重点配置等による福祉部局との連携推進
	<p>各中学校区における保幼小中を通じた人権教育・開発的な生徒指導の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各中学校区において、保幼小中で目指す子どもの姿を共有し、15年間を見通した一貫性のある教育を実施する。 ・子どもの意識調査を指標として、中学校区の課題に応じた未然防止の取組の実施と継続した検証改善により、人権教育・開発的な生徒指導の取組の充実を図る。 	<p>15年間を見通した一貫性のある教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区研修・合同3部会による研究推進：各年2回 ・接続期に、新入生(小1・中1)を対象とした合同支援会における、保幼・小・中の担当者による情報共有や効果的な取組の共有化 各校におけるいじめや不登校の未然防止に向けた取組の推進 ・推進会議：年4回 ・講師招へいによる校内研修：年2回 ・授業研究会：年2回 ・中学校区内の保幼小中の交流行事等：随時
	<p>子ども一人一人の人権が尊重された保育実践に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った「環境を通して行う教育」の特質を踏まえた教育・保育により一人一人の人権が尊重された実践につながるよう支援する。 ・各園で児童の支援リスト等を作成し、児童の個別支援を小学校へ円滑につなげる。 	<p>幼保支援アドバイザー等による公開保育・園内研修の訪問支援(各校区の全ての園：12園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「10の姿」を踏まえた協議の実施 ・接続期のカリキュラムの見直し・充実 親育ち・特別支援保育コーディネーター・親育ち支援担当者との連携による児童の個別支援の充実(各校区の全ての園：12園) ・児童の支援リスト、家庭支援の計画・記録の作成

事業 名称	基本方針1 対策2-(5) キャリア教育強化プラン	事業No,	31
		担当課	小中学校課 高等学校課
概要	<p>社会人・職業人として自立するために必要な資質・能力を育むキャリア教育のさらなる充実を図るため、小・中・高等学校を通じて、児童生徒が自身の学びや活動について記録し、教員等との対話的な関わりを通して、自己の成長などを実感しながら自己実現につなげる「キャリア・パスポート」の活用を推進するとともに、副読本の活用や研修会の実施により、教員の指導力の向上を図る。</p>		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>教員のキャリア教育指導力の向上を目指した校内の研究体制が整備されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリア教育に係る校内研修を実施している学校の割合 小学校：100% 中学校：100% (R2小：94.2%、中：96.3% R3小：87.7%、中：89.3%) <p>児童生徒のキャリア発達を促すため、キャリア・パスポート(キャリアシート)を活用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリア・パスポート(キャリアシート)を活用している学校の割合 小学校：100% 中学校：100% 高等学校：100% (R2小：100%、中：100%、高：100% R3小：100%、中：100%、高：100%) 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>中高教員を対象とした連絡協議会において、キャリア・パスポートの活用の好事例や利活用の工夫について共有したことで、全ての学校種でキャリア・パスポートの作成・活用が行われるようになった。</p> <p>キャリア・パスポートの趣旨を踏まえた効果的な活用については、学校間により差がある。</p> <p>キャリア・パスポートの校種間における引き継ぎが徹底していない。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<p>キャリア教育に係る校内研修を実施している学校の割合 小学校：100% 中学校：100%</p> <p>キャリア・パスポート(キャリアシート)を活用している学校の割合 小学校：100% 中学校：100% 高等学校：100%</p>	KPIの状況(R3末)	
		<p>小 87.7%、中 89.3%</p> <p>小 100%、中 100%、 高 100%</p>	
実施 内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)	
	<p>小学校教員のキャリア教育の指導力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の趣旨の実現を目指した組織的・効果的なキャリア教育の在り方についての理解を深めるとともに、キャリア・パスポートの効果的な利活用、確実な引継ぎ等についての具体的方策の共有を図るために、各学校のキャリア教育担当者による協議会を実施する。 	<p>小学校キャリア教育地区別協議会【R4】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別活動を要としたキャリア教育についての講話及びキャリア・パスポートの利活用等についての協議 東部地区(7月) 中部地区(11月) 西部地区(10月) 	
	<p>キャリア・パスポートの活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 校種間の連携を強化するための異校種合同の協議会を実施することで、つながりを意識した効果的な取組や円滑な引継ぎを図る。 	<p>キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会【R4】(10月)</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリア・パスポートの効果的な利活用についての協議 中・高等学校間でのキャリア・パスポートの円滑な引継ぎの徹底 	

事業 名称	基本方針 対策2-(5) キャリアアップ事業	事業 No,	32
		担当課	高等学校課

概要	高等学校において、生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力（キャリアデザイン力）を育成するため、大学や企業と連携・協働し、職場体験や大学・企業見学等の機会の充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>全ての県立学校において、生徒にキャリアデザイン力を身につけさせるための取組が組織的・体系的に進められている。</p> <p>・県オリジナルアンケート集計結果</p> <p>「将来の夢や目標を持っている」肯定的な回答 3年：95% 2年：90% 1年：80%以上 (R2 3年：87.0%、2年：75.6%、1年：73.8%) (R3 3年：87.5%、2年：75.5%、1年：74.5%)</p>
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により体験的な事業の中止等があったものの、オンライン会議システムを活用し、企業と双方向の対話を通して、企業情報を生徒に提供した。</p> <p>(R3 企業学校見学：16校、インターンシップ：15校538人、ものづくり総合技術展：2,128人)</p> <p>県内大学と連携し生徒の興味関心に応じた講義を開講することで、生徒の学習意欲を高めることができた。</p> <p>自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力を育成するため、各校における体験的な学習が効果的なものとなるよう、体系的・系統的な取組にする必要がある。</p> <p>地域や企業、大学等と連携して取組のさらなる充実を図る必要がある。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	<p>・県オリジナルアンケート集計結果</p> <p>「将来の夢や目標を持っている」肯定的な回答 3年：88% 2年：80% 1年：77% 以上</p>	KPI の状況(R3末)
		<p>3年：87.5%</p> <p>2年：75.5%</p> <p>1年：74.5%</p>

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>企業学校見学や就業体験等の実施</p> <p>・生徒が県内の大学等や企業の見学及び就業体験等を通して、自己の将来を設計して行くことができるよう、社会や職業に対する認識を深め、学ぶことの重要性を考える。</p>	<p>企業学校見学・就業体験の実施</p> <p>・企業学校見学の実施：27校</p> <p>・就業体験・インターンシップの実施：17校800人</p> <p>ものづくり総合技術展</p> <p>・ものづくり総合技術展での企業見学・体験等の実施（11月） 目標 参加者：2,000人以上</p>
	<p>大学の学び体験</p> <p>・生徒が大学の講義を受講したり、学校が大学との協働で授業プログラムの研究や実践を行ったりすることで、生徒の学習意欲や進路意識を高める。</p>	<p>大学の講義の受講</p> <p>・課題探究実践セミナー</p> <p>大学教員による講座</p> <p>・「自然科学概論」「高校生のためのおもしろ科学講座」</p> <p>大学との協働による授業プログラム</p> <p>・西部地区高大連携交流授業「自律創造学習」</p>
	<p>学校経営計画による目標の共有、進捗管理</p> <p>・学校経営計画（補助シート）に記載された各学校の目標等を教職員が共有し、各取組の成果や課題等について検証する。</p>	<p>学校経営計画（補助シート）の提出・確認</p> <p>・学校経営計画の提出（目標値等の記載）</p> <p>各学校 県教育委員会（6月）</p> <p>・学校経営計画の提出（当年度の状況を記載）</p> <p>各学校 県教育委員会（3月）</p> <p>各学校の取組については、学校経営アドバイザー及び企画監の学校訪問等で指導・助言</p> <p>県オリジナルアンケートの実施：年2回</p>

事業名称	基本方針 対策2-(5) 生徒の社会的自立・社会参画のための支援の充実 (地域協働学習、主権者教育・消費者教育等)	事業No,	33
		担当課	高等学校課
概要	選挙権年齢や成年年齢の引下げに伴い、政治や社会が一層身近になる中で、地域と学校とが協働して地域の課題解決を探究的に行う「地域協働学習」や、関係機関等との連携による主権者教育・消費者教育等を推進することにより、生徒の社会的自立、主体的に社会に参画する意識や態度等の育成の充実を図る。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>各校において生徒の社会的自立・社会参画につながる地域協働学習や主権者教育等の取組が効果的に推進されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画(補助シート)地域協働学習の取組に記載された評価(自校評価):総合評価B以上の学校が100%以上(R2:91.4% R3:91.4%) ・県オリジナルアンケート「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」肯定的回答3年:65%以上(R2:60.4% R3:62.3%) 		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>成年年齢引下げに伴う消費者被害の拡大の懸念に対しては、家庭科の授業を中心に、契約の重要性や消費者保護の仕組みについて理解を深める授業が各校において実施されている。</p> <p>各校における地域協働学習のさらなる充実に向け、各校の取組の成果と課題を県内全体で共有する機会を拡充する必要がある。</p> <p>主権者教育や消費者教育のさらなる充実に向け、関係機関とのより効果的な連携の在り方を検討する必要がある。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	学校経営計画(補助シート)地域協働学習の取組に記載された評価(自校評価):総合評価B以上の学校が95%以上 県オリジナルアンケート「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」肯定的回答3年:64%以上 副教材「社会への扉」を効果的に活用した学校の割合:100%	KPIの状況(R3末)	
		91.4%	62.3%
	75.0%		
実施内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)	
	<p>地域協働学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の社会的自立、主体的に社会に参画する意識や態度等を育成するため、各校における地域課題解決学習等の活動の充実を図る。 	<p>各校における地域協働学習の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な探究の時間等における授業実践(地域活性化に向けた活動、防災活動、商品開発等)好事例についての情報共有 ・各教科等連絡協議会(総合的な探究の時間)の開催(1月) 	
	<p>主権者教育・消費者教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の社会的自立、主体的に社会に参画する意識や態度等を育成するため、各校における主権者教育・消費者教育等の取組の充実を図る。 	<p>関係機関の連携機会等についての情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県選挙管理委員会や県消費生活センター等の関係機関による出前授業等の案内の周知(4月~) 各校における主権者教育・消費者教育等の実践 ・各教科(公民科、家庭科など)における授業実践 ・出前授業等の活用 好事例についての情報共有 ・各教科等連絡協議会の開催(7~10月) 	

事業 名称	基本方針 対策2-(5) ソーシャルスキルアップ事業	事業No,	34
		担当課	高等学校課
概要	より良い対人関係を構築し集団行動を円滑に行うことを目指した活動の推進や、生徒が計画を立てたり日々の学習や活動を記録したりすることにより自己管理能力等を育成する「学習記録ノート」を活用した取組などを通じて、社会で人と人が関わりながら生きていくための欠かせないスキルを生徒が身につけることができる指導・支援の充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>全ての県立学校において、より良い対人関係の構築や円滑な集団行動、コミュニケーション能力の育成を目指した効果的な指導・支援が行われている。</p> <p>・県オリジナルアンケート集計結果 「クラスでは安心して過ごすことができる」肯定的な回答：95%以上 (R2 3年：92.3% 2年：85.1% 1年：87.7%) (R3 3年：91.6% 2年：85.0% 1年：87.5%)</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>「学習記録ノート」については、定期的に教員が確認することで、生徒とのコミュニケーションツールともなっており、生徒の変化の早期発見や生徒理解につながっている。</p> <p>「仲間づくり合宿」については、新型コロナウイルス感染症対策として、各校が内容を変更しながらも目的を達成することができた。</p> <p>「学習記録ノート」の活用には個人差があり、より効果的な活用に向けて、好事例等を県全体で共有する必要がある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	・県オリジナルアンケート集計結果 「クラスでは安心して過ごすことができる」肯定的な回答：90%以上	KPIの状況(R3末)	
		3年：91.6% 2年：85.0% 1年：87.5%	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	仲間づくり合宿の実施 ・新入生を対象とした仲間づくり合宿を実施し、高校入学後早い段階から、個に応じたきめ細かな指導を組織的に行うことで、中途退学防止や、より良い高校生活を円滑に送ることができる環境を整えていく。	仲間づくり合宿 ・仲間づくり合宿に係る計画書の作成(4～6月) ・実施後における成果と課題の洗い出し、報告書の提出 ・宿泊合宿、体験活動の実施：30校	
	「学習記録ノート」の活用 ・生徒が日々の学習や活動を記録することにより、自己管理能力を育成するとともに、振り返りを通じて自己評価を行うことで自己理解を深める	学習記録ノート活用事業 ・23校24課程で活用【R4】 ・県教育委員会主催の会等において、「学習記録ノート」の効果的な活用事例等を紹介(7～10月) ・学習記録ノート活用事業報告の取りまとめと好事例の収集(1月)	
学校経営計画による目標の共有、進捗管理 ・学校経営計画(補助シート)に記載された各学校の目標等を教職員が共有し、各取組の成果や課題等について検証する。	学校経営計画(補助シート)の提出・確認 ・学校経営計画の提出(目標値等の記載) 各学校 県教育委員会(6月) ・学校経営計画の提出(当年度の状況を記載) 各学校 県教育委員会(3月) 各学校の取組については、学校経営アドバイザー及び企画監の学校訪問等で指導・助言 県オリジナルアンケートの実施：年2回		

事業 名称	基本方針 対策2-(5) 学びをつなげる環境教育の推進	事業 No,	35
		担当課	幼保支援課・小中学校課・高等学校課 特別支援教育課・生涯学習課・教育センター

概要	持続可能な社会の創り手となる子どもたちの資質・能力を育成するため、本県の特徴を生かした体系的な環境教育を就学前・小・中・高等学校等において推進するとともに、環境教育に係る教員の指導力の向上や学習機会の充実を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	学校等において、本県の自然資源や外部専門人材等を効果的に活用した体系的な環境教育が実践できている。 山の学習支援事業を活用して森林環境学習に取り組む小中学校数：年 73 校 (R2：年 67 校) 環境学習講師派遣・紹介による地球温暖化を含む環境学習受講者数 ：2,500 人 / 年以上 (R2：1,777 人 / 年以上) の目標は、県脱炭素社会推進アクションプランにおける県林業環境・振興部の KPI 本県の特徴を生かした環境教育に関する取組を実践している学校等の割合：100% (R3：100%) GAP 認証に向けた取組を実践している農業高校の割合：100% (R3：100%)
---------------------------	--

目標 達成に 向けた 課題 (R3末)	脱炭素社会の実現等、地球環境問題に関する指導充実の必要性が増しており、それに伴い、教員のカーボンニュートラルや SDGs 等に対する理解及び環境教育に関する指導力の向上が必要である。 本県独自の森林環境教育副読本「もりたび」や、「授業で使える環境学習プログラム」を発行しているが、その活用は限定的である。
---------------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	本県の特徴を生かした環境教育に関する取組を実践している学校等の割合：100% 環境保全をテーマとした探究学習を行っている高等学校：30%以上	KPI の状況 (R3末)
		100% - (R4 新規 KPI)

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
		本県の特徴を生かした学習活動の充実 ・就学前・小中学校・高等学校等における体系的な環境教育を推進(幼保・小中・高等・特支)学習指導要領等に基づく地球環境問題に関する取組を促進する。 ・課題解決型学習の実践(高等学校課) 高等学校の指定校において、SDGs やカーボンニュートラルをテーマに含めた課題解決型学習を実践し、取組成果を普及する。 ・農業高校における GAP 認証に向けた取組の拡充(高等学校課) ・環境教育の取組の発信(生涯学習課) 自然資源や外部専門人材等を効果的に活用した環境教育の取組を発信し、好事例を横展開できるようにする。 ・家庭生活での環境教育の実践促進(生涯学習課) 環境に係るチェックシートの活用等による家庭生活での環境教育を促進する。
教員の指導力向上 ・教員研修内容の充実(教育センター) 地球環境問題に関する指導内容の研修を通して、教員の資質・指導力の向上を図る。 ・「授業で使える環境学習プログラム」等の活用促進(生涯学習課) 授業づくりを支援するために、教職員ポータルサイトへ環境教育に係る情報や資料等を掲載する。		年次研修における教科研修の実施 ・環境教育に係る学習指導要領の趣旨及び指導内容の理解についての講義を実施：各年次1回(4～6月) 「授業で使える環境学習プログラム」の更新 ・既存の学習プログラム(H25作成)を新たな学習指導要領に合わせて内容を更新し、ホームページ等に掲載、各校へ周知

事業 名称	基本方針 対策2-(5) グローバルな視点での教育の推進 (学習指導要領に基づく国際理解・国際親善教育の推進)	事業 No,	36
		担当課	小中学校課 高等学校課

概要	グローバル社会の中でさまざまな課題の解決を目指し、文化や言語の異なる人々と協働できるコミュニケーション能力を児童生徒が身につけられるよう、全ての小・中・高等学校等において探究的な学びや国際理解・国際親善教育を推進する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>児童生徒が外国の文化や言語に興味・関心をもち、その国の人々の生活や考え方を理解するために、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身につけることができる。</p> <p>【小学校】「これまで、学校の授業以外で、英語を使う機会があった(地域の人や外国にいる人と英語で話す、英語で手紙や電子メールを書く、英語のテレビやホームページをみる、英会話教室に通うなど)」と肯定的に回答した児童の割合:50%以上〔R3 37.3%(44.4%)〕</p> <p>【中学校】「これまで、学校の授業やそのための学習以外で、日常的に英語を使う機会が十分にあった(地域の人や外国にいる人と英語で話す、英語で手紙や電子メールを書く、英語のテレビやホームページをみる、英会話教室に通うなど)」と肯定的に回答した生徒の割合:50%以上〔R3 34.0%(34.8%)〕</p> <p>参考 ()内は全国平均</p>
---------------------------	--

目標 達成 に 向けた 課題 (R3末)	<p>グローバル社会の中で生き抜くために、児童生徒が様々な国の文化と我が国の文化との共通点や相違点に気付き、言語や文化に対する関心を高め、互いを尊重できる態度を身につけていくことが必要である。</p> <p>日常的に外国の方と接する機会が少なく、国際親善教育を進めるに当たって難しさがある。</p>
-------------------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が外国の文化や言語に興味・関心をもち、その国の人々の生活や考え方を理解するために、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身につけることができる。 上記質問項目の割合 小学校:45%以上 中学校:45%以上 CEFR A2(英検準2級相当)レベル相当以上の英語力を有する高校生の割合:50% 	KPIの状況(R3末)
		<p>37.3%</p> <p>34.0%</p> <p>40.3%</p>

実施 内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)
		<p>全ての学校における国際理解・国際親善教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化や言語の異なる人々と協働できるコミュニケーション能力を児童生徒が身につけられるよう、学習指導要領等に基づく国際理解・国際親善教育の取組を促進する。
	<p>デジタル技術を活用した国際交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての学校において、国際交流の機会を持つことができるよう、デジタル技術を活用した交流実践事例等を横展開する。 	<p>実践好事例等の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を活用した様々な国際交流実践例(好事例)や国際交流情報等の共有(教職員ポータルサイトでの公開)

「高知県英語教育推進のためのガイドライン」に基づく取組の推進については、事業 No,18、No,24 に記載

事業 名称	基本方針1 対策2-(5) 外国人児童生徒等に対する日本語教育の推進	事業 No,	37
		担当課	小中学校課・ 高等学校課・教育センター

概要	昨今の在留外国人の増加に対応するため定めた「高知県日本語教育基本方針」に基づき、日本語指導を必要とする外国人等の児童生徒が生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるよう、公立学校における受入体制の整備や日本語指導教員等の資質能力の向上の取組など、外国人児童生徒等の適切な教育の機会確保に向けた取組を促進する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	外国人等の子どもたちが、生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるようにするための適切な教育機会の確保ができています。 ・日本語指導が必要な児童生徒の学校への受入：100% 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(文部科学省)
---------------------------	---

目標 達成 に向けた 課題 (R3末)	現在の県内の日本語指導を必要とする児童生徒数は少ないため、国の配置基準を参考に配置数が決まる日本語指導教員だけでは、対象児童生徒の在籍する学校全てに対応することは困難な状況である。そのため、対象児童生徒がいる各市町村・学校では、主に学習支援員やタブレット端末の翻訳機能の活用など、個々の実情に応じた対応が必要である。 日本語指導教員等の研修による体系的な人材育成は十分でない状況である。
---------------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	・日本語指導が必要な児童生徒の学校への受入：100%	KPI の状況(R3末)
		100% (受入児童生徒：23人)

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	公立学校における受入体制の整備 ・外国人児童生徒等の公立学校における受入人数に応じて、国の配置基準に沿った教員配置を行うとともに、本県の実態に応じて、国へ加配の要望を行う。 ・市町村教育委員会に対して、県内外における日本語指導が必要な児童生徒への対応事例の情報提供を行うとともに、個別事例の相談等に応じて助言を行う。	受入体制の整備及び支援 ・小中学校等における日本語指導教員の配置 ・市町村教育委員会の要望聴取(10月) ・国への申請(11月) ・市町村教育委員会に対する情報提供や個別事例の相談等への対応：随時
	日本語指導教員等の資質・能力の向上 ・日本語指導教員等の資質・能力の向上を図るため、引き続き、国等が実施する研修などの参加を推進する。 ・教員同士がお互いの実践を学び合う取組を促進する。	日本語指導教員等の資質・能力の向上に向けた支援 ・人権セミナーの実施による外国人児童生徒等を取り巻く環境などの周知 ・国や関係機関の実施する研修への参加促進 ・教職員ポータルサイト等を活用した情報共有
	就学機会の確保に向けた支援 ・外国人の子どもものの就学機会が確保されるよう、各学校・地域(市町村)の取組を支援する。	就学機会の確保に向けた支援 ・市町村及び市町村教育委員会による就学状況の把握や保護者への情報提供 入試情報の公開 県立中学校・県立高校の募集に関する情報(6月)及び志願状況(1～3月)をホームページで公開

事業 名称	基本方針 対策2-(6) 高知夢いっぱいプロジェクト推進事業	事業No,	38
		担当課	人権教育・児童生徒課

概要	小・中学校において、児童生徒の自己指導能力を育成するため、教育活動の中に生徒指導の視点を位置付け、PDCA サイクルに基づく開発的な生徒指導（子どもに内在する力や可能性を引き出す生徒指導）に組織的に取り組めるよう学校等を指定し、未然防止の観点（不登校等の未然防止につながる市町主体の取組、課題改善に向けて組織的な学校の取組、よりよい集団、支持的風土をつくる学級活動、学級経営の充実）に基づく実践研究を推進するとともに、その成果を県内小・中・高等学校に普及を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>開発的な生徒指導が組織的に推進され、児童生徒の自尊感情や自己有用感が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合：40% (R2：33.9% R4.2：41.6%) ・「自分はまわりの人の役に立っている」と回答した児童生徒の割合：30% (R2：25.9% R4.2：36.2%) (指定2年目校の児童生徒意識調査で「そう思う」と回答した割合) <p>不登校等の未然防止につながる取組が推進され、新たな不登校が生じにくい学校となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在籍児童生徒数に対する新規不登校児童生徒数の割合が前年より減少 (R2：1.35% R3.12：1.15%) ・「魅力ある学校づくり調査研究事業」推進地域全体の新規不登校の割合
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>推進地域・学校で、PDCA サイクルに基づく施策展開と点検システムが定着し、子どもにとって安全・安心な居場所づくりの取組が推進されつつある。</p> <p>未だ取組が教師主導に偏る傾向の学校があり、児童生徒の主体的な取組の充実に課題がある。</p> <p>授業改善と学級経営の充実は重要な課題であり、推進リーダーと研究主任等が連携し、生徒指導の視点を位置付けた授業・学級経営の改善を組織的に進める必要がある。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<p>「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合:40%</p> <p>「自分はまわりの人の役に立っている」と回答した児童生徒の割合:30%</p> <p>推進地域の在籍児童生徒に対する新規不登校児童生徒数の割合:1.00%</p>	KPI の状況(R3末)
		<p>41.6% (R4.2月)</p> <p>36.2% (R4.2月)</p> <p>1.15% (R3.12月)</p>

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
		<p>魅力ある学校づくり調査研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校等の未然防止につながる取組の検証改善を市町教育委員会が主体的に推進し、新たな不登校が生じにくい魅力ある学校づくりを推進する。
	<p>学校活性化・安定化実践研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒意識調査を指標として、学校の課題に応じた未然防止の取組の実施と継続した検証改善により、人権教育・開発的な生徒指導の取組の浸透を図る。 	<p>推進校の指定<2年目>：2校</p> <p>いじめや不登校の未然防止に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進会議：年4回 ・講師招へいによる校内研修：年2回 ・授業研究会：年2回 校内支援会に対する支援訪問：年4回 公開授業研修会による成果普及：指定2年目
	<p>夢・志を育む学級運営のための実践研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級活動を基盤とした話し合い活動や児童生徒が主体的に活躍できる場の充実を図ることで、よりよい集団、支持的風土をつくる学級活動、学級経営を推進する。 	<p>推進校の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<1年目>1地域、<2年目>2地域・1校【R4】 ・<1年目>1地域・2校、<2年目>1地域【R5】 <p>学級運営アドバイザーの支援訪問：年3～4回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究授業、研究推進等に対する指導・助言 校内支援会に対する支援訪問：年5回 公開授業研修会による成果普及：指定2年目
	<p>生徒指導主事会（担当者会）における周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定校の研究成果等を行い、開発的・予防的な生徒指導の普及を図る。 	<p>生徒指導主事会（担当者会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン研修：小・中、集合研修：高・特 ・地区別集合研修：小・中、高等学校合同実施（10月）
	<p>推進リーダーのマネジメント力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進リーダーのマネジメント力等の向上を図る研修会を実施し組織的な研究を推進する。 	<p>推進リーダー会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年4回（うち1回は、管理職対象の学校支援会議を合同開催）

事業 名称	基本方針 対策2-(6) 校内支援会サポート事業	事業 No,	39
		担当課	人権教育・児童生徒課 心の教育センター

概要	生徒指導上の諸課題の早期解決を図るために、各学校において定期的に行っている校内支援会が、支援を必要とする児童生徒に対して組織的かつ計画的な支援の場として充実するよう支援する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	校内支援会において、スクールカウンセラー（以下、SC）等からの助言を取り入れた見立てに基づいた支援方法が決定されている。 ・重点支援校での支援会において、SC 等の見立てに基づいた支援の方向性が決定された割合：80% (R2：79.7% R3 見込み：82.3%)
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	SC 等の見立てに基づいた組織的な支援、未然防止や早期対応を視野に入れた協議が定着してきている。定期的な訪問だけでなく、支援校担当者と密に連絡を取り、困り感に寄り添った対応が増加した。新型コロナウイルス感染拡大により、支援会を中止したケースもあったが、多くは開催準備の打合せに Web 会議システムを活用するなどの工夫をして支援会を実施できた。 今後も状況によっては、Web 会議システムを活用する必要がある。
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	・重点支援校での支援会において、SC 等の見立てに基づいた支援の方向性が決定された割合：79.5%	KPI の状況(R3末)
		82.3% (3月末見込み)

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
	重点支援校への支援 ・校内支援体制の確立及び運営の充実を図るため、重点支援校を指定し継続的な学校支援訪問を実施する。	重点支援校の指定 ・毎年 10 校程度 心の教育センター指導主事、SC 等の支援訪問 ・1 校当たり訪問回数：4 回程度
	学校等からの依頼による支援 ・校内支援体制の確立及び運営の充実を図ることを目的に、学校等からの校内支援会への参加、研修の依頼に対して学校支援訪問を実施する。	心の教育センター指導主事、SC 等の支援訪問 ・指導主事、SC 等が校内支援会に参加 ・指導主事、SC 等が校内研修等の講師として参加 ・重点支援校、校内支援会参加依頼校への訪問 SC 等による訪問
	学校配置 SC の支援（配置校） ・学校配置 SC の支援力を高めるため、心の教育センターの SC が校内支援会に参加した際、見立てについて助言するとともに、心の教育センターでのスーパーバイズを実施する。	配置校、配置教育支援センターでの研修 ・SC 配置校、配置教育支援センターに心の教育センターの SC が訪問し、支援会等に参加しアセスメントの実施 採用 3 年次までのしっ皆研修、希望者に対する研修 ・毎月 1 回程度土曜日に心の教育センターにおいて、SC スーパーバイザーによる個別面接
	Web 会議システムを活用した支援 ・学校配置・アウトリーチ型 SC 等への支援や、校内支援会での助言、緊急事案発生時等において、Web 会議システムを活用し、SC 等からの迅速、タイムリーな支援を行う。	Web 会議システムの活用した支援 ・学校配置、アウトリーチ型 SC 等への支援 ・学校等での校内支援会への助言 ・緊急事案発生時の支援 ・Web 会議システム活用のためのマニュアル改訂及び配付

事業名称	基本方針 対策2-(6) 生徒指導主事会(担当者会)	事業No.	40
		担当課	人権教育・児童生徒課

概要	生徒指導上の諸課題等の未然防止の視点に立った開発的・予防的な生徒指導や、解決に向けた対処的な生徒指導が、各学校において組織的に実践されるように、生徒指導主事(担当者)の実践力やマネジメント力の向上につながる研修を実施するとともに、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の成果及び先進的理論・実践を普及する。
----	---

到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>○生徒指導上の諸課題の現状や傾向について、教職員間で共有され、組織的な取組が機能している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の自尊感情や自己有用感等を育む開発的な生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置付けて組織的に実施している学校の割合：小・中・高 100% (R2 小：99.5%、中：99.1%、高：95.9% R3 小：100%、中：100%、高：94.0%) ・問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を十分行っていると回答した学校の割合：小・中・高 55%以上 (R2 小 50.5%、中 52.8%、高 53.1% R3 小：53.5%、中：54.4%、高：52.0%) ・生徒指導の改善につなげるために、PDCA サイクルに基づく検証・改善を十分行っていると回答した学校の割合：小・中・高 35%以上 (R2 小 34.7%、中 37.0%、30.6% R3 小：28.3%、中：34.0%、高：30.0%)
-----------------------	---

取組の成果と課題 (R3末)	<p>地区別生徒指導主事担当者会を小・中・義・高の合同開催とし、小中高の12年間を見通した視点での開発的・予防的な生徒指導についての研修を実施し、生徒指導実践力の向上を図ることができた。</p> <p>生徒指導上の課題の初期段階における組織での情報共有や対応が不十分な学校があり、生徒指導主事(担当者)と不登校担当教員(担当者)が連携した取組を推進する必要がある。</p> <p>個別支援の引継ぎを行う学校が増えているが、不登校等の未然防止につながる生徒指導の観点での集団指導の引継ぎはまだ不十分である。今後も生徒指導の観点での校種間連携を充実させる必要がある。</p>
-------------------	---

単年度のKPI (R4年度)	開発的な生徒指導の取組を組織的に実施している学校の割合 ：小・中・高 100%	KPI の状況(R3末)
	早期発見・早期対応に向けた組織的な生徒指導を十分行っている学校の割合：小・中・高 55%以上 PDCA サイクルに基づく検証・改善を十分行っている学校の割合 ：小・中・高 35%以上	99.1% 53.5% 30.3%

実施内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)
	組織的な生徒指導の推進 ・取組や課題についての協議、先進校の事例紹介等に関する研修を通して、生徒指導主事等の実践力・マネジメント力の向上を図り、PDCA サイクルに基づく組織的な生徒指導を推進する。	生徒指導主事会(担当者)(小・中・義・高・特) ・校種別オンライン研修・集合研修の実施(5月) ・各学校の生徒指導の充実に向けたグループ協議の実施
	校種間で連携した生徒指導の推進 ・中学校区における生徒指導の充実を図るとともに、小・中学校、高等学校で情報共有し、生徒指導における校種間連携を充実させる。	高知県地区別生徒指導主事・担当者会(小・中・義・高) ・地区別(4地区)集合研修の実施(～11月) ・それぞれの校種における取組について情報共有
	不登校に対する対応・支援の強化 ・不登校についての認識や対応に関する研修を各学校で実施するとともに、不登校担当教員(者)を中心とした組織的な支援体制の強化を図る。	校種別・地区別生徒指導主事・担当者会での周知：年2回 ・『高知家』いじめ予防等プログラム」活用の徹底 ・校務支援システムを活用した初期対応の強化 ・不登校担当教員(者)を中心とした支援体制の確立 ・SC、SSWの校内支援会への確実な参加
	開発的・予防的な生徒指導の取組の充実 ・高知夢いっぱいプロジェクト推進事業指定校や不登校担当教員配置校の研究結果普及を図り、各校の取組の充実を図る。	校種別オンライン研修と地区別集合研修を通じた取組内容の充実 ・指定校の効果ある取組や「開発的・予防的な生徒指導事例集」を活用した取組のポイント等の周知 ・オンライン研修・集合研修での実践交流 ・実践の振り返りと改善

事業 名称	基本方針 対策2-(6)	事業 No,	41
	不登校担当教員配置校サポート事業	担当課	人権教育・児童生徒課
概要	不登校の出現率が高い学校に不登校担当教員を配置し、児童生徒の不登校の要因や状況に応じたきめ細かく柔軟な支援が行われるよう、指導主事等で構成する「不登校対策チーム」が各学校を訪問し、不登校担当教員が中心となった校内支援会をはじめとする組織的な支援体制の強化や不登校の未然防止・早期対応の取組の充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>全ての小・中学校において、不登校担当教員（者）が明確に位置付けられ、未然防止と早期対応も含めた校内支援体制が構築されるとともに、不登校担当教員配置校においては、支援体制の強化や不登校等の未然防止・早期対応が組織的に推進され、新たな不登校が生じにくい学校となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校担当教員配置校（R2～：20校）の中で、不登校児童生徒の出現率が前年より減少した学校の割合：100%（R2：9校 45% R3：集計中） ・不登校担当教員配置校のうち長期欠席出現率 が減少した学校の割合：100%（R2：70% R3：3校 15%（12月末の20日以上欠席）） <p style="text-align: right;">長期欠席出現率：当年度内で30日以上登校しなかった（欠席、出席停止、忌引等）児童生徒の割合</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>新規不登校児童生徒の出現率を抑制している学校では、前年度や各学期の取組の検証を基に、不登校担当教員を中心に「早期対応・早期支援」の組織的な取組の強化ができています。 児童生徒の状況等について校種間で引継ぎは行われている。</p> <p>研修を通して教職員の不登校に対する理解を深めるとともに、不登校について全教職員で考える場の充実を図り、不登校への理解や統一した対応方法について徹底することが重要である。 SC や SSW の見立てや助言に基づいた支援内容について校種間で確実に引継ぎ、接続をより円滑にすることが必要である。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	・不登校担当教員の配置校（R4：20校）の中で、新規不登校児童生徒の出現率が前年より減少した学校の割合：70%（年度内は長期欠席出現率で進捗を把握）以上	KPI の状況（R3末） 15%（R3：3校） （12月末の20日以上欠席） （12月末）	
実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）	
	不登校担当教員（者）の配置 ・学校規模が大きく不登校の出現率が高い学校に不登校担当教員を配置し、組織的な支援体制の強化や不登校の未然防止・早期対応の取組の充実を図る。	不登校担当教員の配置 ・学校規模が大きく不登校の出現率が高い学校 R4：20校 評価訪問：年間2回 ・学校の取組の把握・評価及び指導	
	「不登校対策チーム」による支援 ・「不登校対策チーム」が不登校担当教員配置校を定期的に訪問し、取組の進捗を把握するとともに支援・助言を行う。	「不登校対策チーム」の定期的な訪問 ・人権教育・児童生徒課、心の教育センター指導主事の支援・助言：年間3回	
	不登校への理解や対応力の向上 ・各種集合研修や校内研修を通し、不登校担当教員配置校の効果的な取組を周知し、不登校への理解、発達障害等のある子どもを含む支援を要する子ども一人一人に必要な支援力向上を図る。	不登校担当教員スキルアップ研修の実施 ・不登校担当教員対象：年間2回 校内研修の実施 ・教職員ポータルサイトに掲載された「不登校の予防・対応のために」（第三次改訂版）を用いた効果的な研修の実施	
初期対応と支援体制の強化 ・校務支援システムや学習支援プラットフォームの「きもちメーター」を活用した情報共有、生徒理解の強化を図る。	校務支援システムや学習支援プラットフォームの「きもちメーター」を活用した情報共有：随時 ・欠席、遅刻、早退情報、児童生徒の気付き情報、「きもちメーター」情報の共有 ・早期情報の把握に基づく組織的な初期対応 効果的な初期対応、支援体制モデルの周知 ・各種研修会を通じた県内各校への取組の周知 SC や SSW を活用した専門的なアセスメントに基づく組織対応の実施		

事業 名称	基本方針 対策2-(6)	事業 No,	42
	いじめ防止対策等総合推進事業	担当課	人権教育・児童生徒課
概要	高知県いじめ防止基本方針に基づき、各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を、組織的・計画的に実施する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>各学校において、教職員が保護者や地域とともに独自のいじめ防止等の取組を行い、PDCA サイクルにより検証、改善が進められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対して実施した学校の割合 教職員：100%、保護者・地域：90%以上 (R2 教職員：96.4%、保護者・地域：89.8% R3 教職員：94.4%、保護者・地域：87.9%) ・「学校いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止等の取組を PDCA サイクルで検証し改善した学校の割合 小・中・高等・特別支援学校：100% (R2 小：98.9%、中・高・特支：100% R3 小：100% 中：100% 高：98.0% 特支：100%) 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>各学校におけるいじめ防止等の組織的な取組が進んでおり、いじめの早期発見・早期対応につながっている。</p> <p>いじめ防止等の取組において、保護者や地域と連携した取組は十分ではない。 子どもたちによる主体的な取組、保護者や地域を巻き込んだ取組を強化していく必要がある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<p>『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した研修等を、教職員、保護者、地域の方々に対して実施した学校の割合 教職員：100%、保護者・地域：90%以上</p> <p>「学校いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止等の取組を PDCA サイクルで検証し改善した学校の割合 小・中・高等・特別支援：100%</p>	KPI の状況 (R3末)	
		<p>教職員：94.4%</p> <p>保護者・地域：87.9%</p> <p>小 100%、中 100%</p> <p>高 98.0%、特支：100%</p>	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	『高知家』いじめ予防等プログラム」の活用 ・いじめ予防等のために作成されたプログラムを学校や保護者、地域、関係機関において活用し、取組の充実を図る。	<p>『高知家』いじめ予防等プログラム」を活用した取組実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や PTA、地域、関係機関においてプログラムを活用した研修等を実施 ・プログラムの活用状況の把握 ・プログラムの内容見直し 	
	いじめ重大事態への対応 ・県立学校で発生したいじめの重大事態について、いじめ防止対策推進法等に沿った調査・報告等の対応が適切になされるよう、県教育委員会が学校に対して指導・支援を行う。	<p>いじめ重大事態への早期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの重大事態の速やかな報告について学校に周知再発防止に向けた学校の取組を支援 ・再発防止に向けた教職員研修の実施 	
	スクールロイヤー活用事業 ・いじめをはじめとする生徒指導上の問題について、スクールロイヤー（弁護士）が、その専門的知識や経験をもとに、いじめ予防教育や法的相談の対応を行う。	<p>事業の活用が促進されるように校長会等で周知学校における法的相談への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校からの相談に対する法的助言の実施 <p>法令に基づく対応の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止の校内研修講師や校内支援会の助言者として学校等に派遣 <p>いじめ予防教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に対するいじめ予防教育の実施 	
高知県いじめ問題対策連絡協議会及び高知県いじめ問題調査委員会 ・県におけるいじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査委員会の効果的な運用を図る。	<p>高知県いじめ問題対策連絡協議会：年2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめをはじめとする子どもを取り巻く問題について協議し、関係機関・団体等の連携を推進 <p>高知県いじめ問題調査委員会：適宜</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会の諮問に応じた調査審議の実施 		

事業 名称	基本方針 対策2-(7) こうちの子ども健康・体力向上支援事業	事業 No,	43
		担当課	保健体育課
概要	運動好きな子どもを育てるため、体力課題の解決に向けた外部人材の派遣や、指導主事等による学校訪問での助言、「体力・運動能力向上プログラム」の取組を推進するとともに、こうちの子ども健康・体力支援委員会において子どもの運動機会の充実や体力向上に向けた効果的な対策等を健康対策も含めて総合的に検討し、学校での実践につなげる。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>県内全ての小・中学校が「体力・運動能力向上プログラム」の活用により、体力・運動能力が向上する。全ての小学校で「こうちの子ども体力アップチャレンジランキング」が実施されて、子どもの運動する機会が増える。(R2:11校(5.8%) R3:3校(1.6%))</p> <p>全国体力・運動能力、運動習慣等調査において50m走の記録が全国平均を上回る。 R1:小男9.56(全9.42)、小女9.72(全9.64)、中男8.09(全8.02)、中女8.96(全8.81) R3:小男9.56(全9.56)、小女9.68(全9.72)、中男8.07(全8.09)、中女8.99(全8.96)</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>課題校への訪問により、各学校が課題に対する意識付けができ、課題解決に向けた取組ができた。コロナ禍にあっても、各学校において授業改善や体力向上のための工夫した取組が行われた。全国調査開始以降初めて、小・中学校の男女ともに体力合計点が全国平均を上回った。</p> <p>全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、調査開始以降、小・中学校ともに走能力に課題がある。小中学校の体力総合評価のうち、下位のDE群の割合が若干増加している。</p> <p>児童生徒数の減少や学校の統廃合、放課後の習い事等により、外遊びの仲間・時間・場所が減少している。高等学校ではスポーツクラブや運動部の加入率が中学校と比べて大きく減少する傾向にあり、運動をする生徒としない生徒の二極化が進んでいる。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	・全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、50m走の記録がR3年度の全国平均を上回る。	KPIの状況(R3末) 小男 9.56(9.56) 小女 9.68(9.72) 中男 8.07(8.09) 中女 8.99(8.96) ()は全国平均	
実施 内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)	
	「体力・運動能力向上プログラム」等の活用促進 ・小・中学校9年間を見通した取組を行うため、「体力・運動能力向上プログラム」を活用する。 ・本県の体力課題である走能力の向上に向けて学校に外部指導者を派遣する。 ・運動習慣の定着を図るため、「こうちの子ども体力アップチャレンジランキング」を活用する。	「体力・運動能力向上プログラム」の活用、学校経営計画に位置付けた取組 ・体育主任研修会等での活用方法の説明 ・指定校(6校)によるプログラム活用を組み入れたカリキュラム・マネジメントに基づく組織的な取組の実施 小学校へ「かけっこ先生」「なわとび先生」の派遣 「こうちの子ども体力アップチャレンジランキング」の活用 ・「体力・運動能力向上プログラム」と連動させることによる活用促進	
	体力・健康課題のある学校への訪問 ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果等から、体力や健康について支援が必要である小学校を訪問し、体育授業や健康教育等の取組に対する助言を行い、学校の組織力の向上を図る。	訪問校(小学校)の指定 ・年10校程度 指導主事等による支援訪問 ・訪問回数:1校当たり3~5回 ・要請訪問の積極的な活用促進	
こうちの子ども健康・体力支援委員会の開催 ・児童生徒の運動・スポーツ活動の充実に向けた各種の取組をより効果的に展開するために、取組内容や運営方法をはじめ、進捗状況や成果の検証を行うなど、子どもの体力・健康対策を総合的に支援する。	こうちの子ども健康・体力支援委員会 ・年3回 ・当課の事業実施状況等の検証及び本県の健康・体力課題の改善に関する助言		

事業 名称	基本方針 対策 2 - (7) 体育授業の質的向上対策	事業 No.	44
		担当課	保健体育課
概要	体育・保健体育授業の質的な向上に向けて、各学校における教科会の充実、校内研修や年次研修の工夫・改善を図るとともに、先進的な取組を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>小・中学校において、これまでの体育・保健体育の授業で「できなかったことができるようになったことがない」児童生徒の割合が全国平均を下回っている。(全国体力・運動能力、運動習慣等調査)</p> <p>R1 小：男 5.4% (全国 3.9%) 女 2.9% (全国 2.0%) 中：男 7.0% (全国 5.3%) 女 4.1% (全国 3.3%)</p> <p>R3 小：男 4.6% (全国 4.7%) 女 2.8% (全国 3.1%) 中：男 6.2% (全国 5.8%) 女 4.0% (全国 4.3%)</p> <p>高等学校において、これまでの保健体育の授業で「運動の仕方がわかるようになったりできるようになったりしたことがない」生徒の割合が R3 年度 (調査開始) と比較して下回っている。(高知県体力・運動能力、生活実態等調査)</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>小・中学校において、これまでの体育・保健体育の授業で「できなかったことができるようになったことがない」児童生徒の割合が、小男女・中女は全国平均も下回った。</p> <p>児童生徒が、自己の課題に気付き、その解決に向けて試行錯誤しながら運動に取り組むような学習経験が少ない。(授業中に自分で工夫して練習する、先生や友だちのまねをする、授業外に自分で練習する等)</p> <p>児童生徒が、運動が「できる・わかる」ようになるための多様な運動との関わり(する・みる・支える・知る)の経験が少ない。(児童生徒に合った場やルール等で行える、自分の映像をみられる等)</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<p>小・中学校において、これまでの体育・保健体育の授業で「できなかったことができるようになったことがない」児童生徒の割合が R3 年度の全国平均を下回っている。</p> <p>高等学校において、これまでの保健体育の授業で「運動の仕方がわかるようになったりできるようになったりしたことがない」生徒の割合が R3 年度の県平均を下回っている。</p>	KPI の状況 (R3末)	
		<p>小男 4.6% (4.7%)</p> <p>小女 2.8% (3.1%)</p> <p>中男 6.2% (5.8%)</p> <p>小女 4.0% (4.3%)</p> <p>高男 6.9% 高女 6.7%</p> <p>() は全国平均</p>	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4 ~ 5年度)	
	小学校での授業改善に向けた取組の充実 ・授業改善に向けた効果的な実践事例を蓄積・普及するため、授業改善プロジェクト (R1~3) の授業協力者 (中核教員) による地域での実技講習会等を実践し、その成果を全小学校に普及する。 ・各学校において、日常的に授業の質を高める取組を徹底するため、「体力・運動能力向上プログラム」や ICT の活用等による授業改善に向けた取組を推進する。	<p>小学校体育における中核教員の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校体育中核教員協議会：年 3 回 ・実技伝達講習会：年 3 回 / 各中核教員 <p>「高知の授業の未来を作る」推進プロジェクトにおける実践研究協働校事業 (小中学校課と連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中村小学校 (教材研究会・授業研究会) <p>学校や市町村研修会等への要請訪問の実施 学校からの申請 (5 月)、訪問 (6 ~ 2 月末)</p>	
	中学校での授業改善に向けた取組の充実 ・各学校において、日常的に授業の質を高める取組を徹底するため、「体力・運動能力向上プログラム」や ICT の活用等による授業改善に向けた取組を推進する。	<p>「高知の授業の未来を作る」推進プロジェクトにおける実践研究協働校事業 (小中学校課と連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中村中学校 (教材研究会・授業研究会) <p>外部協力者を活用した授業改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部協力者の活用 (主として武道) <p>学校や市町村研修会等への要請訪問の実施 ・学校からの申請 (5 月)、訪問 (6 ~ 2 月末)</p>	
	高等学校での授業改善に向けた取組の充実 ・授業改善に向けた効果的な実践事例を蓄積・普及するため、「協力校」を指定し、実践研究を継続的に進め、その成果を全県立学校に普及する。	<p>協力校における授業改善に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年 3 校指定 ・年間 3 回程度、指導主事による訪問 ・協力校の取組成果の普及 	
研修の充実 ・授業の質を高めるため、近隣の小規模校が連携した授業研究や、小・中合同の研修会を実施するとともに、校内研修の充実を図る。	<p>体育主任研修会：小・中・高等学校 (4 ~ 5 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間 1 回の開催 <p>体育・保健体育指導力向上伝達講習会 (8 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：保幼小中高特支の教職員 ・7 講座 <p>高知県学校体育保健研究大会 (11 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校の体育・保健体育の授業公開 		

事業 名称	基本方針 対策2-(7)	事業No,	45
	令和4年度全国高等学校総合体育大会推進事業	担当課	保健体育課

概要	<p>全国高等学校総合体育大会は、通称「インターハイ」と呼ばれ、学校対抗で行われる高校生スポーツの総合体育大会であり、令和4年夏に四国で夏季大会が開催される。(高知県での開催種目：8競技10種目(水泳：競泳・飛込・水球、ソフトボール、相撲、剣道、レスリング、テニス、ボクシング、少林寺拳法))</p> <p>選手、監督あわせて約1万人が高知県で熱く競い合うこの大会は、高校生のスポーツ実践と技能の向上とともに、高校生自身が運営を支えるなどの活動を通じて青少年健全育成を目的とする。</p> <p>また、地元の高中生が、高校生トップレベルの競技大会に出場「する」、開催準備・運営で大会を「支える」、大会を「みる」など様々な関わりを通して、スポーツに触れ関わりを増やす機会ともする。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>約1ヶ月間にわたる令和4年度全国高等学校総合体育大会が、安全・安心と一定の競技品質が確保されながら円滑に開催され、後催県への引継ぎや情報提供が完了している。(R4末)</p> <p>今回の大会を総括し、今後の開催に向けて全国高等学校体育連盟(高体連)へ提案や情報提供ができています。</p> <p>高知県で開催された競技だけでなく、運動部活性化事業全体を推進する機運の醸成が進んでいる。</p> <p>中・高校生の技能の向上、夢や目標の実現に向けた創造性やチャレンジ精神が育まれる。</p> <p>高校生が大会補助員、会場を彩る草花栽培、県外からの選手等のおもてなし活動、広報活動への参加、選手への手作り記念品づくりなどの活動を通じてスポーツに触れ、競技スポーツや生涯を通じた健康スポーツなどへ参加する意欲が喚起され、また、様々な活動を支える機運が醸成されている。(R4～R5末)</p>
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>令和4年度の大会開催に向け、高知県実施計画や競技種目別大会実施要項の策定、また、大会補助員の動員等について各関係機関との連絡調整を行うなど、開催準備を着実に進めた。</p> <p>県内の競技者が少ない種目については、審判や役員等について他競技以上に他県からの協力が必要である。</p> <p>また、医師・看護師などのスポーツ大会に欠かせない専門職の確保や衛生関係者のサポートが必要である。</p> <p>厳しい財政状況の中で競技品質や安全性の確保、感染症対策等については適正な配慮を行う必要がある。</p> <p>大会への選手としての参加だけでなく、高校生活動を通じた大会への参画により、生徒が達成感や成就感などの体験ができる機会となるような仕組みづくりが必要である。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<p>県内役員・補助員等人員体制の調整、大会実施、予算執行等の完了</p> <p>高校生が様々な活動を通じて大会を支えることに参加：全校(R3～4年度)</p>	KPIの状況(R3末)
		<p>役員・補助員の参加について調整：45高等学校訪問</p> <p>高校生活動参加：45校</p>

実施 内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)
	<p>関係団体との協力体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心な大会運営を目指し、各関係機関(高等学校体育連盟、競技団体、会場地等)とさらに連携を強化しながら、開催準備を進める。 	<p>関係団体等との協力体制の構築と準備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 実行委員会(6、2月) 常任委員会(6、9月) 各専門委員会：随時 危機管理マニュアル等の策定(5月) 医療、衛生、宿泊、交通、警備等各関係者等との調整
	<p>競技開催準備及び競技開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 競技種目別大会を円滑に開催するため、競技運営に携わる人員の配置や業務にあたるための環境整備をする。 円滑な競技種目別大会開催に向けた会場等準備を進める。 	<p>全国高体連、四国他県等と協働した取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助員や役員の参加について各学校等と最終調整(4月～) 各競技団体等と仮設等運営準備の調整、実施(4月～)
<p>高校生活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「出場する」高校生のみならず、「運営を支える」観点から、高校生が積極的に大会の成功に向けて取り組む姿を全国にアピールする舞台となるよう活動を推進する。 	<p>出場「する」選手だけでなく、様々な活動を通じて高校生が大会を「支える」ことを大切に取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 校長協会等での情報提供や協力依頼、広報：随時 高校生活動推進委員会の開催：随時 総合開会式、御交流会(徳島県)、イベント(友情の種伝達式)等への参加(7月～) 大会期間中の補助員参加(7、8月) 	

事業 名称	基本方針 対策2-(7) 健康教育充実事業	事業No,	46
		担当課	保健体育課

概要	健康教育の中核となる教員の資質向上のための研修を行うとともに、子どもが主体的に健康的な生活を送るために、健康教育副読本や外部講師を効果的に活用し、性教育やがん教育、食育など、家庭や地域と連携した健康教育の充実を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>健康教育の中核となる教員の資質の向上と、外部講師による効果的な指導等を実施することにより、望ましい生活習慣を身につけた児童生徒が育成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会のアンケートにおいて、「実践に十分生かせる」又は「実践に生かせる」と回答した教員の割合の合計：80%以上 (R2：96.1% R3：99.3%) ・外部講師を活用したがん教育の実践により、「健康に良い生活習慣が大切だと思う」と回答した児童生徒の割合：80%以上 (R2：98.5% R3：93.0%)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>性教育推進協議会において作成した外部講師のための指導用教材を活用して推進校における講話を実施し、保健体育科等における学びをより深めることができた。</p> <p>がん教育において、外部講師の派遣校が増加した (R2：56校 R3：66校)。また、講演はオンラインを活用するなど、感染対策や講師の負担軽減も図りながら実施することができた。</p> <p>高知県体力・運動能力、生活実態等調査の結果 (R2は参考値) から、朝食を毎日食べる児童生徒の割合が小中で低下した (R2 R3：小5男87 82%、小5女86 85%、中2男81 78%、中2女78 75%)。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学校の臨時休業や生活様式の変化等により、生活リズムが乱れている児童生徒が増加している。</p> <p>健康教育は進んできたが、まだ十分とは言えず、性教育やがん教育、食育など、児童生徒を取り巻く健康課題に対応する教員の資質向上をさらに図るとともに、ICT を効果的に活用し、児童生徒の実践につながる指導をさらに推進する必要がある。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	研修会アンケート「実践に十分生かせる」「実践に生かせる」：90%以上	KPI の状況 (R3末)
	性に関する指導の手引きを活用した指導において「将来、自分やパートナーを大切にできる関係性について考えることができた」(生徒)：90%以上	99.3% 82.9% (4校)

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>健康教育の中核となる教員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育の中核となる教員 (保健主事、養護教諭、栄養教諭等) のさらなる資質向上に向けた取組の充実のための研修を実施する。 	<p>研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育推進研修会、学校保健推進研修会、食育・学校給食推進研修会、がん教育推進研修会：各1回
	<p>児童生徒の主体的な実践につながる健康教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の主体的な実践につながる健康教育を実施するために、性に関する指導の手引きや健康教育副読本、各種教材を活用し、外部講師や各関係機関、家庭と連携した取組を推進する。 	<p>性に関する指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性教育推進協議会の開催：年2回 ・推進校の指定 R4：5校、R5：5校 ・手引きを活用した効果的な指導の周知、活用状況調査 ・外部講師や関係機関と連携した効果的な指導の実施 <p>がん教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん教育推進協議会の開催：年2回 ・外部講師の活用による効果的な指導の実施、普及啓発 <p>食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した効果的な食育の推進(高知県学校栄養士会との連携) <p>ICTの適切な利用方法の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報モラル教育実践ハンドブック」等、ICT利用に関する指導用教材・指導資料の普及啓発 <p>健康教育副読本の活用による健康教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例集等を活用した効果的な指導方法の普及啓発 ・活用状況調査の実施：年2回 ・家庭への取組の普及 <p>新型コロナウイルス感染症予防のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導用教材及び指導資料を活用した指導の実施

事業 名称	基本方針 対策2-(8) 県立学校運動部活動活性化事業	事業 No,	47
		担当課	保健体育課

概要	<p>本県の県立学校の運動部活動を学校運営や地域づくりの核とし、運動部活動の充実及び競技力の向上を図るため、県立学校に運動部活動活性化推進部及び強化推進部を指定し活動費の支援を行う。(R2・3年度)</p> <p>さらにスポーツにおける競技成績の向上を図ることを目的として、県立学校へレベルの高い専門的な知識を持つ指導者(競技団体に協力要請)やスポーツ医科学の専門家(スポーツトレーナー等)を派遣する。(R4年度~)</p>
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>専門的な知識を持つ指導者等の派遣が、生徒の知識や技能の向上につながった割合(4件法):90%以上</p> <p>専門的な知識を持つ指導者等の派遣が、顧問及び運動部活動指導員の指導力向上につながった割合(4件法):90%以上</p>
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>R1年度と比較して、四国大会・全国大会の個人種目の入賞数が増加した。また、全国高校総体(インターハイ)においては、2名優勝することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四国高等学校選手権大会 団体:8種目 個人:26名 (R1 団体:10種目 個人:21名) ・全国高等学校体育大会 団体:1種目 個人:7名 (R1 団体:1種目 個人:3名) <p>R2・3年度の事業で、競技用具等の備品(ハード面)、遠征費等については一定支援ができた。</p> <p>競技成績のさらなる向上を図るためには、よりレベルの高い専門的な知識に基づく指導が必要である。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	専門的な知識を持つ指導者等の派遣が、生徒たちの知識や技能の向上につながった割合(4件法):80%以上	KPIの状況(R3末)
	専門的な知識を持つ指導者等の派遣が、顧問及び運動部活動指導員の指導力向上につながった割合(4件法):80%以上	(R4から事業改編)

	内 容	具体的な取組(R4~5年度)
実施 内容	<p>専門的な知識を持った指導者等の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の運動部活動の充実及び競技力の向上を図るために、レベルの高い専門的な知識を持つ指導者(競技団体に協力要請)やスポーツ医科学の専門家(スポーツトレーナー等)を派遣する。 	<p>競技団体から専門の指導者の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回2時間×年間11回×15部 <p>派遣基準</p> <p>部活動指導員や専門の指導者が配置されていない運動部指導者(顧問・部活動指導員)の指導経験年数が浅い運動部指導者(顧問・部活動指導員)の指導実績が少ない運動部 等</p> <p>スポーツ医科学の専門家の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回2時間×年間2回×5部 <p>派遣基準</p> <p>運動部活動の指導経験が浅い指導者が配置されている運動部</p> <p>日頃からセルフケアの必要性が高い運動部 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校から申請 内容確認 派遣部を決定(4月) 派遣開始(5~3月) ・各部で年度末検証実施 県教育委員会へ報告

事業 名称	基本方針 対策2-(8) 運動部活動の運営の適正化	事業 No,	48
		担当課	保健体育課
概要	「高知県運動部活動ガイドライン」、「高知県立学校に係る運動部活動の方針」及び各市町村の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に基づく運動部活動の適正な運営を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>運動部に加入している公立中学校、県立学校の全ての生徒が、成長期に必要とされる適切な休養をとりながら部活動を行い、バランスのとれた生活を送っている。</p> <p>・「高知県立学校に係る運動部活動の方針」及び各市町村の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に明記した休養日及び練習時間を遵守している部活動の割合：100% (R3 市町村立中学校:休養日 97.4%・練習時間 92.3% 県立中学校:休養日 100%・練習時間 92.7% 県立高等学校:休養日 94.3%・練習時間 97.3%)</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>各学校の実施状況から、R2年度と比較して適正な運営に向けて改善されていることが分かった。</p> <p>すべての部活動が休養日及び練習時間を遵守するまでには至っていない。</p> <p>1週間の運動部活動が占める総運動時間は減少傾向にあるが、全国平均を上回っている。</p> <p>・中学男子：687.7分（全国657.8分）中学女子：689.8分（全国645.9分）</p> <p>「高知県運動部活動ガイドライン」に沿った1週間の活動時間：11時間（660分）以内</p> <p>部活動の地域移行に向けて、実践研究を継続的に取り組み、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などについて、検証を重ねていく必要がある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	・「高知県立学校に係る運動部活動の方針」及び各市町村の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に明記した休養日及び練習時間を遵守している部活動の割合：95%以上	KPI の状況 (R3末)	
		<p>市町村立中学校</p> <p>・休養日:97.4% 練習時間:92.3%</p> <p>県立中学校</p> <p>・休養日:100% 練習時間:92.7%</p> <p>県立高等学校</p> <p>・休養日:94.3% 練習時間:97.3%</p>	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	「これからの部活動の在り方検討委員会」の開催 ・委員会を設置し、運動部活動の運営の適正化及び活動の充実、今後の部活動運営の在り方等について、総合的に支援する。	<p>検討委員会</p> <p>・委員委嘱(4月): 10名程度</p> <p>・年間3回(6、10、2月)</p>	
	部活動の適正化に関する調査の実施 ・県立学校で年間を見通した「適切な活動時間・休養日等が設定されているか」、「毎月の計画に沿った活動がなされているか」を実績により確認し徹底していく。 ・市町村教育委員会を通じて、市町村立中学校において、適切な活動時間・休養日等の設定による取組が進むよう依頼する。	<p>調査の実施</p> <p>・各県立学校からの報告 中間確認：活動状況(10月上旬) 最終確認：1年間の活動実績(翌4月初旬)</p> <p>・各市町村(学校組合)教育委員会からの報告 中間確認：活動状況(10月上旬) 最終確認：1年間の活動実績(翌4月初旬)</p> <p>調査結果の活用</p> <p>・調査結果を基に各県立学校、各市町村に対して指導</p>	
「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に基づく取組の推進 ・生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、拠点校(地域)において実践研究を実施する。	<p>地域運動部活動推進事業の実践</p> <p>・市町村(中学校)が対象 検討・運営会議：年3回(4月) 活動開始(5月) 市町村で年度末検証実施 県教育委員会へ報告</p> <p>取組の普及・啓発</p> <p>・研究成果の発信(実践研究報告書の送付)</p> <p>・市町村教育長会議等での実践内容の報告</p>		

事業 名称	基本方針 対策2-(8) 運動部活動指導員配置事業	事業 No,	49
		担当課	保健体育課
概要	各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の運動部活動にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、単独での指導や学校外での活動の引率が可能な運動部活動指導員の配置を進める。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>運動部活動指導員を配置することにより、配置がされた部活動の顧問教員にゆとりが生まれ、生徒に向き合う時間が確保できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動指導員を配置した部において、指導員が任用時間において単独で指導を行った時間の割合 ：中学校 100%、高等学校 80%以上 <p>R4年度から運動部活動指導員の配置支援事業（スポーツ庁）の補助要件が、運動部活動指導員は原則単独で指導、引率を行うこととなった。県内の中学校は全校で国の補助事業を活用して運動部活動指導員を配置している。</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>県立学校において、運動部活動指導員が単独で指導を行った部活動時間の割合は、R2年度と比較して上回っている。</p> <p>(R3 中学校：51.0% (12月時点) 高等学校：45.1% (9月時点) R2 中学校：37.0% 高等学校：43.2% 全部活動時間に対する指導員の単独指導時間の割合)</p> <p>コロナ禍により、部活動の活動時間等を制限したことによって、計画通り実施できない部があった。運動部活動指導員の単独での指導時間が50%を下回っている部があった。運動部活動指導員の配置拡大のための人材確保ができていない。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	・運動部活動指導員を配置した部において、指導員が任用時間において単独で指導を行った時間の割合：中学校 100%、高等学校 60%以上	KPI の状況 (R3末)	
		<p>全部活動時間に対する指導員の単独指導時間の割合</p> <p>中学校：51.0% (12月時点) 高等学校：45.1% (9月時点)</p>	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<p>運動部活動指導員の配置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の運動部活動にかかる負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、単独での指導や大会等の引率が可能な運動部活動指導員の配置を進める。 ・運動部活動指導員の資質向上のための研修を行う。 	<p>運動部活動指導員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立中学校 12名 高等学校 38名【R4】 市町村立中学校に運動部活動指導員を配置するための補助 ・15市町村 54名【R4】 ・スポーツハブ展開事業（スポーツ課）との連携 ・地域でのスポーツ環境づくり <p>研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間2回実施 ・配置に係る研修、指導力向上の研修 	

事業 名称	基本方針 対策2-(8) 文化部活動指導員・支援員の活用	事業 No,	50
		担当課	高等学校課 小中学校課
概要	文化部活動の運営の適正化のため、「高知県文化部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る文化部活動の方針」に基づく体制を整備し、望ましい文化部活動の推進を図る。また、文化部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の負担を軽減するために、文化部活動支援員の派遣や文化部活動指導員の配置を行う。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	希望する学校に支援員・指導員が適切に配置され、生徒への効果的な指導に生かされている。 文化部活動における生徒の専門的な技術が改善されている。 ・文化部活動支援員：合計 400 回以上の派遣 (R2：232 回 R3：387 回)		
取組の 成果と 課題 (R3末)	指導員・支援員の配置校では、より専門的な技術指導や支援が行われている。 教員に代わり部活動の指導を行う指導員の配置を行うことにより、教員の負担軽減にもつながっている 指導できる人材が見つからず、指導員の配置希望があってもそれに添えない状況がある。		
単年度の KPI (R4年度)	文化部活動支援員：380 回派遣 (23 校 39 部) 文化部活動指導員の配置：県立中 4 部 4 名、3 市町 3 部 3 名	KPI の状況 (R3末)	
		387 回 (22 校 38 部) 県立中 1 部 2 名 1 市町村 1 部 1 名	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	文化部活動支援員の派遣 (高等学校) ・専門的な指導力を有した支援員を各校のニーズに応じて派遣する。 ・年間を通した指導に生かせるよう派遣回数 の上限を増やす方向で取り組む。	文化部活動支援員の派遣 ・派遣回数予定：380 回 (23 校 39 部)【R4】 実施要項の精査 ・実施状況を踏まえ、各部あたりの派遣回数を増やす など、実施要項の精査	
	文化部活動指導員の配置 (中学校) ・中学校の文化部活動に単独での指導や引率 ができる文化部活動指導員を配置すること により、文化部活動指導体制の充実を推進 し、部活動を担当する教員の支援を行うと ともに、部活動の質的な向上を図る。	文化部活動指導員の配置 ・市町村への運営補助 ・県立中 4 部：4 名、3 市町 3 部：3 名【R4】	
地域人材の確保・掘り起こし、休日の文化部活 動の地域移行の可能性の検討 ・教員の部活動指導に係る負担を軽減するた めに地域人材の確保・掘り起こしに努める とともに、休日の部活動の地域移行の可能 性について検討していく。	地域人材の確保・掘り起こし、休日の文化部活動の地域 への移行の可能性の検討 ・中学校の意向把握 ・市町村教育委員会との検討 地域人材の掘り起こし等 ・退職予定教員の在籍校に事業紹介チラシを送付 (3月)		

事業名称	基本方針 対策1-(2) 多機能型保育支援事業	事業No,	51
		担当課	幼保支援課
概要	就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境を整備し、園庭の開放や子育て相談、未就園児の園行事への誘導などに積極的に取り組む保育所等を支援する。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>保育所等において、さまざまな交流事業を地域の方々と協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援体制の拡充に取り組む園の数・割合 <p>園庭開放又は子育て相談の実施率：100% (R2：96.6% R3：96.2%)</p> <p>多機能型保育支援事業の実施箇所数：40箇所以上 (R2：20箇所 R3：17箇所)</p>		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>地域の子育て支援として、多くの保育所において園庭開放や子育て相談の場が提供されている。</p> <p>支援の要件となっている園庭開放や子育て相談等の実施回数に対する保育所等の負担感が大きい。</p> <p>事業の必要性の理解はあるものの、施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから実施につながりにくい。また、新型コロナウイルス感染症の影響で事業がしづらい状況が続いている。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	園庭開放又は子育て相談の実施率：97%以上 多機能型保育支援事業の実施箇所数：30箇所以上	KPIの状況(R3末)	
		96.2% 17箇所	
実施内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<p>保育所等が行う子育てサービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境を整備するため、園庭開放や子育て相談などの未実施園等への実施に向けた助言等サポートを実施する。 ・業務の事務負担等の軽減や保育士等の人材確保と定着のための取組を推進する。 	<p>保育所等が行う子育てサービスの充実に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等個別訪問 実施例や補助要件を緩和した補助金の紹介等 ・経営者等を対象とした保育士等の処遇改善と定着につながる研修等の実施：年1回(8月) 内容：働き方改革・業務改善等 	
	<p>多機能型保育支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境を整備するため、「多機能型保育所」として取り組む保育所等への事業の継続・拡充に向けた支援を実施する。 ・業務の事務負担等の軽減や保育士等の人材確保と定着のための取組を推進する。【再掲】 	<p>多機能型保育支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等個別訪問【再掲】 実施例や補助要件を緩和した補助金の紹介等 ・実施園等による交流会の開催：年2回 ・保育所等が行う子育て支援情報のホームページでの発信 ・経営者等を対象とした保育士等の処遇改善と定着につながる研修等の実施：年1回(8月)【再掲】 内容：働き方改革・業務改善等 	

事業名称	基本方針 対策 1-(2)	事業 No,	52
	保育サービス促進事業(家庭支援推進保育士の配置)	担当課	幼保支援課
概要	家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入所している子どもへの支援や保護者の子育て力の向上を図るため、家庭訪問や地域連携等を通じて日常生活の基本的な習慣や態度の「かん養等を行う「家庭支援推進保育士」の配置を支援する。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	家庭支援推進保育士による個別の支援を充実させることにより、配慮が必要な子どもの処遇及び保護者の子育て力が向上している。 ・保育所等における配慮が必要な子どもに関する家庭支援の計画と記録の作成率：100% (R2：93.9% R3：91.5%)		
取組の成果と課題 (R3末)	家庭支援推進保育士等に対して研修の場で指導・助言をしたことにより、家庭支援の計画と記録の作成率が継続して90%を超えている。 厳しい環境にある家庭の状況に合わせた支援の充実に向け、引き続き、家庭支援推進保育士の資質向上と人材確保に取り組む必要がある。		
単年度のKPI (R4年度)	・保育所等における配慮が必要な子どもに関する家庭支援の計画と記録の作成率：95%以上	KPIの状況(R3末)	
		91.5%	
実施内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)	
	<p>保育所等への家庭支援推進保育士の配置支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入所している子どもへの支援や保護者の子育て力の向上を図るため、家庭訪問や地域連携を通じて日常生活の基本的な習慣や態度の「かん養等を行う保育士を配置する。 	<p>保育サービス等推進総合補助金による配置支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援推進保育士：43人【R4】 	
	<p>家庭支援推進保育士の資質向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各園において、支援が必要な家庭ごとに家庭支援の計画と記録が作成されるなど、厳しい環境にある家庭の状況に合わせた適切な支援が行われるよう、研修等の充実により保育士のスキルアップを図る。 	<p>教育センターと連携した家庭支援推進保育講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回(6、12月) ・家庭支援の計画と記録を作成するにあたっての課題や厳しい環境にある家庭への対応事例などを基にした演習の実施 	

事業名称	基本方針 対策1-(2) 親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置	事業No,	53
		担当課	幼保支援課
概要	特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育等の質を高めるため、小学校との円滑な接続や子ども一人一人の支援計画の作成への支援、進捗状況の把握等を行う「親育ち・特別支援保育コーディネーター」の市町村への配置を支援する。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	厳しい環境にある子どもに対して、親育ち・特別支援保育コーディネーターを中心として、保育所・幼稚園等が組織的に対応できる体制が確立されている。 ・保育所等における親育ち・特別支援保育コーディネーターの市町村への配置：11市13人 ・保育所等における配慮が必要な子どもに関する家庭支援の計画と記録の作成率：100% (R2：93.9% R3：91.5%)		
取組の成果と課題 (R3末)	市町村が配置した親育ち・特別支援保育コーディネーターが、保育所等に対して個別指導等を実施したことにより、家庭支援の計画と記録の作成率が継続して90%を超えている。 親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置について、人材確保が困難な状況にある。		
単年度のKPI (R4年度)	保育所等における親育ち・特別支援保育コーディネーターの市町村への配置：11市13人 保育所等における配慮が必要な子どもに関する家庭支援の計画と記録作成率：95%以上	KPIの状況(R3末)	
		10市12人 91.5%	
実施内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)	
	親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置 ・小学校との円滑な接続や子ども一人一人の支援計画の作成支援、進捗状況の把握等を行う親育ち・特別支援保育コーディネーターの市町村への配置を支援する。	特別支援保育・教育推進事業費補助金による配置支援 ・11市13人【R4】 ・コーディネーター未配置市町村への事業活用の働きかけ	
	親育ち・特別支援保育コーディネーター研修会の実施 ・コーディネーター対象の研修や、コーディネーターの役割・園との関わり方や支援の進め方等についての情報交換等を行うことにより、各市町村における支援の質の向上を図る。	研修会の実施 ・年2回(6、2月) 各園・各市町村の取組状況をコーディネーターへ情報提供	

事業名称	基本方針 対策1-(2)	事業No,	54
	スクールソーシャルワーカー活用事業<就学前>	担当課	幼保支援課
概要	<p>厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を、保育者とスクールソーシャルワーカー（以下SSW）が連携して行う仕組みを構築する。</p>		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善等が図られ、円滑な小学校への入学につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童や保護者への支援を担うSSWの配置市町村数：34市町村1学校組合 (R2：18市町村1学校組合 R3：19市町村1学校組合) 		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>SSWの就学前児童を対象とした活動の拡大により、子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善等が図られ、円滑な小学校への入学につながりつつある。また、園と学校との間で支援を要する児童の情報共有が行われる市町村が増えてきた。</p> <p>学校におけるSSWの活動が多忙で、就学前まで活動を広げることが困難な市町村もある。SSWの専門性や求められる役割について、十分な周知ができていない。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童や保護者への支援を担うSSWの配置市町村数：24市町村1学校組合 	KPIの状況(R3末)	
		19市町村1学校組合	
実施内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)	
	<p>学校におけるSSWの活動充実の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生への支援を対象としている学校におけるSSWの活動範囲を就学前児童にも広げ、支援の充実を図る。 	<p>SSW連絡協議会：年1回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SSW及び親育ち・特別支援保育コーディネーター等、家庭支援に携わる専門人材との情報交換等の実施 ・就学前児童への活動の拡大の必要性を周知・共有 	
<p>就学前児童を担当するSSWの活動促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童を担当するSSWの配置を促進するとともに、初任者を対象にした実践事例等に関する研修やSSW間の情報交換、家庭支援に関する関係機関との連絡会などを実施し、SSWの活動を促進する。 	<p>SSW活用事業による配置の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4：24市町村、1学校組合 <p>SSWによる訪問支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園等からの要請による訪問：随時 ・巡回訪問：15回 <p>SSW初任者研修：年2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する専門講座の受講 <p>SSW連絡協議会：年1回【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SSW及び親育ち・特別支援保育コーディネーター等、家庭支援に携わる専門人材との情報交換等の実施 ・就学前児童への活動の拡大の必要性を周知・共有 		

事業 名称	基本方針 対策1-(4) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	事業 No,	55
		担当課	人権教育・児童生徒課
概要	児童生徒の生徒指導上の諸課題の改善のために、全ての小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（以下「SC」という）や社会福祉等の専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という）を配置して、相談支援体制の充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>児童生徒や保護者に対する支援の充実や児童生徒への的確な見立てが進み、教職員の不安や悩みが解消されて、生徒指導上の諸課題等の未然防止や改善につながっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・90日以上欠席している不登校児童生徒がSCやSSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小・中・高等学校：100%（R2小：95.3%、中：96.3%、高：91.8%） ・SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上実施している学校の割合 小学校：90%以上、中学校：95%以上、高等学校：100% （R2小：68.4%、中：78.7%、高：69.4% R3小：70.6%、中：77.7%、高：81.1%） 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>校内支援会でのSCやSSWの活用が定着し、不登校児童生徒へのSCやSSWによる支援が進んできている。</p> <p>SCやSSWの専門性の向上をより一層図る必要がある。</p> <p>各学校からのSCやSSWの配置希望時間に対し、十分な配置時間を確保できていない。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<p>90日以上欠席している不登校児童生徒がSCやSSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合 小・中・高等学校：100%</p> <p>SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上実施している学校の割合 小学校：75%以上、中学校：80%以上、高等学校：70%以上</p> <p>支援が必要な子どもについての情報共有に向け、SSWのカウンターパートとして児童福祉部署を位置付けている市町村の割合：100%</p>	KPIの状況(R3末)	
		<p>小：95.3%、中：96.3% 高：91.8%（R2） 小：70.6%、中：77.7% 高：81.1% （集計中）</p>	
実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）	
	<p>SC及びSSWの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての公立学校にSCやSSWを配置し、心理や福祉の専門的な支援を受けられる体制を確立する。 	<p>全ての公立学校へのSC及びSSWの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SC 全公立学校に配置 アウトリーチ型SCを11市に配置 ・SSW 全市町村・学校組合に配置 全県立学校に配置 ・活動状況と成果の把握 ・効果的な配置に関する情報収集 ・SC及びSSWの拡充・常動化に向けた予算措置について国へ提言 	
	<p>支援力の向上や効果的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校やヤングケアラー等、厳しい環境にある子どもへの支援充実のため、SC及びSSWの専門性の向上を図るとともに、市町村教育委員会担当者や各学校のコーディネーター等がSCやSSWを効果的に活用できるよう研修等を実施し周知する。また、SSWと市町村児童福祉部署との連携を強化する。 	<p>SC及びSSWを対象とする研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修、SC等研修講座、SSW研修講座 SC及びSSWの役割の周知徹底 ・事業説明会 ・相談支援体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会 ・SSW連絡協議会 SSWと市町村児童福祉部署との定期的な情報交換等の実施 	
<p>校内支援会の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校で実施する校内支援会でSCやSSWを活用し、専門性に基づいた支援が適切に実施されるよう取組を推進する。 	<p>校内支援会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SCやSSWを活用した校内支援会を年10回以上を目安に各学校で実施するよう依頼 		

事業 名称	基本方針 対策1-(4)	事業No,	56
	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの アセスメント力向上研修	担当課	人権教育・児童生徒課 心の教育センター

概要	スクールカウンセラー（以下 SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）の支援力の向上を図るため、より効果的な研修を実施する。心の教育センターに配置されている特に高い専門性を有する SC 及び SSW が各学校、教育支援センターに配置されている SC 及び SSW の指導や助言に当たる。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	経験の浅い SC 及び SSW がスーパーバイズや研修を受けて、各学校、教育支援センターで相談対応することによって、アセスメント力が向上している。 ・採用3年目までの SC 及び SSW がスーパーバイザーから年間2回以上スーパーバイズを受ける割合 ：100%（R2：100% R3：100%）
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	経験の浅い SC や SSW が自身の専門性の向上のため、積極的にスーパーバイズを活用している。 SC や SSW の専門性を高めるために、不登校やヤングケアラー等、本県の課題に応じた効果的な研修テーマを設定し、研修を実施する必要がある。
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	・SC 及び SSW を対象とする研修への採用1年目の SC、SSW の参加率 ：100%	KPI の状況(R3末)
		100%

実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
	心の教育センターでのスーパーバイズ ・SC の専門力向上を目的とした心の教育センターでのスーパーバイズを実施する。	心の教育センターにおいて、SC スーパーバイザーによる個別面接 ・採用3年目までの SC のスーパーバイズ
	SC・SSW 勤務校、配置教育支援センターでのスーパーバイズ ・SC 及び SSW の勤務校や配置教育支援センターの支援力向上のため、スーパーバイザーが出向き、スーパーバイズを実施する。	SC・SSW 勤務校でのスーパーバイズの実施 ・SC 及び SSW の勤務校にスーパーバイザーや心の教育センターSC が訪問し、校内支援会等に参加しアセスメントを実施 市町村教育支援センターでのスーパーバイズ ・スーパーバイザーや心の教育センターSC が教育支援センターを訪問し、ケースごとにアセスメントを実施
	心の教育センターにおける他の事業を活用した配置 SC への助言、事例検討 ・学校の支援力向上のため、心の教育センターSC が、校内支援会に参加した時や教育支援センターを訪問した時に、助言や事例についての検討を実施する。	心の教育センターSC による支援の実施 ・心の教育センター相談支援事業 ・校内支援会サポート事業における重点支援校等でのアセスメント研修：1校につき4回程度 ・心の教育センターでの支援会 ・各学校の校内支援会への参加
	SC 等、SSW 研修講座の開催 ・SC、SSW の資質向上、相談活動充実のため、県外講師等を招へいした講義や事例検討を実施する。	SC、SSW を対象とする研修 ・初任者研修、SC 等研修講座、SSW 研修講座 ：各2～6回

事業 名称	基本方針 対策1-(4) 心の教育センター相談支援事業	事業No,	57
		担当課	心の教育センター

概要	心の教育センターに、高い専門性を有するスクールカウンセラー（以下SC）及びスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を配置し、学校生活での悩みや家庭における問題など子どもたちが抱える教育課題に関する相談を一元的に受理する。 県東部・西部地域で相談活動を定期的に行うとともに、心の教育センターを土曜日・日曜日に開所し、児童生徒や家庭、教職員が抱える課題への支援の充実を図る。また、市町村の教育支援センターを訪問し、支援会等を開催するなど、教育支援センターの相談支援体制の強化を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	心の教育センター等の相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く教育課題の改善につながっている。 ・心の教育センター東部・西部地域相談活動、土曜日（第1・第3）・日曜日開所相談対応率：100%（R3：100%） ・教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率：100%（R2：95.5% R3見込み：95.8%）
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	感染症予防対策、電話での継続相談を実施するなど、コロナ禍においても心の教育センターの相談窓口を閉所することなく、土曜日（第1・第3）・日曜日開所を含め相談のニーズに対応することができた。 教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率が向上した。 （R1：72.7% R2：95.5% R3：95.8%） コロナ禍において、厳しい環境にある子どもたちの支援がさらに必要とされている。今後もより多くの相談ニーズに対応するため、SCの専門性の向上に努めるとともに、継続的な相談活動の広報活動、土曜日・日曜日の開所に取り組んでいく必要がある。
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	土曜日・日曜日開所における相談対応件数：1日あたり4件 教育支援センターでの支援会、ケース検討会等の実施率：95%	KPIの状況(R3末)
		1日あたり3.8件 95.8% (3月末見込み)

実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
		心の教育センター相談活動の実施 ・児童生徒や家庭、教職員が抱える多様な相談ニーズに対応するため、SNSの活用や東部西部地域での相談活動、土曜日・日曜日開所など、選択肢を増やし活動を行う。
	学校の支援体制の充実に向けた支援 ・各学校における支援体制（校内支援会）の充実に向け、指導主事及びSC、SSW等の訪問支援を実施する。	依頼のあった学校等に対応 ・校内支援会への参加、研修依頼に対して随時対応 心の教育センター指導主事、SC等の支援訪問 ・指導主事、SC等が校内支援会、研修等に参加
	教育支援センターの相談支援体制の強化 ・教育支援センターの支援力を高めるため、心の教育センター指導主事等が、教育支援センターを訪問し、支援会、ケース検討会を実施し助言、支援を行う。	教育支援センター訪問支援の実施 ・各教育支援センターへの訪問：年間2回程度 ・指導主事訪問（SC、SSW等が参加する場合あり） ・Web会議システムを活用した支援
	関係機関との連携 ・協議会・連絡会等の機会や訪問支援を通して、医療・福祉・警察など、児童生徒に関わるあらゆる関係機関との連携を図る。	教育相談関係機関連絡協議会 ・年間2回開催 ・高知県中央児童相談所などの県内10の関係機関が一堂に会し、支援に対する課題の共有や連携の強化について協議

事業 名称	基本方針 対策1-(4) 不登校支援推進プロジェクト事業	事業No,	58
		担当課	人権教育・児童生徒課
概要	<p>不登校、不登校傾向及び特別な支援が必要と考えられる児童生徒への支援について、校内適応指導教室を設置し、学習支援等による不登校の未然防止及び不登校等児童生徒の社会的自立に向けた支援の強化・充実を図る。</p> <p>また、不登校児童生徒や家庭において学習の機会が十分でない児童生徒の学習機会の確保のために市町村教育支援センターを拠点としたICTを活用した自主学习について研究し、不登校児童生徒の自立支援に向けた重層的な支援体制を強化する。</p>		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>各学校において、不登校児童生徒等が安心して過ごせる居場所として、校内適応指導教室等が確保されている。また、個に応じた学習支援の充実のために、学習支援プラットフォーム等を積極的に活用するなどして、ICTを活用した自主学习の仕組みが充実している。(R3モデル地域：4地域)</p> <p>90日以上欠席している不登校児童生徒のうち、学校内外の関係機関等(医療、福祉、教育支援センター、心の教育センター、SC・SSWなど)の相談や支援を受けている児童生徒の割合 小学校：100%、中学校：100%、高等学校：100% (R1小93.1%、中88.1%、高76.5% R2小95.3%、中96.3%、高91.8%)</p> <p>1,000人あたりの新規不登校児童生徒数：全国平均以下(R2 高知：小6.4人、中23.0人、高9.7人) (R2 全国：小5.6人、中18.4人、高10.1人)</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>各モデル校及びモデル地域の実情に応じ、安心して学ぶことができる環境の整備やICT等を活用した個別学習等について取組を推進することができている。</p> <p>校内適応指導教室の適切な運用方法、ICTを活用した効果的な自主学习についてさらに研究を深める必要がある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<p>校内適応指導教室コーディネーター配置校の中で新規不登校児童生徒の出現率が前年度より減少した学校の割合：70%(年度内は長期欠席出現率で進捗を把握)以上</p> <p>推進モデル地域の教育支援センターにおいて、通所児童生徒のうち、ICTを活用した支援を実施した割合：50%以上</p>	KPIの状況(R3末)	
		0%(0校)(12月末) (集計中)	
実施 内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)	
	<p>校内適応指導教室における支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 校内適応指導教室モデル校を指定し、教室での集団学習に適応しづらい児童生徒への支援の充実を図る。 指定校に校内適応指導教室コーディネーターを配置し、効果的な運営方法等について研究する。 	<p>校内適応指導教室モデル校の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> モデル校の指定：7校【R4】 校内適応指導教室コーディネーターの配置 配置校への訪問による取組状況の確認 配置校と所管の教育委員会へ効果的な取組についての助言実施 <p>校内適応指導教室コ-ディネーター会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定校実践交流及び研究協議や県外講師による講演 県外先進校視察 先進校の視察及び研究協議 	
	<p>学習支援プラットフォーム等ICTを活用した自主学习の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒等への学習の機会の確保のために学習支援プラットフォーム等ICTを活用した自主学习について研究する。 	<p>モデル地域の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> モデル地域の指定：6地域【R4】 訪問による取組状況の確認 <p>学習支援プラットフォーム活用推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 推進モデル地域の実践交流及び研究協議 <p>教育支援センター連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育支援センターの実践交流及び研究協議 	
<p>研究成果の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 校内適応指導教室モデル校及び学習プラットフォーム活用モデル地域指定における研究成果を県内に普及する。 	<p>研究成果のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果をまとめた研修資料等の作成 <p>研究成果の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 「不登校の予防・対応のために」(第三次改訂版)の教職員ポータルサイトへの掲載 生徒指導担当者会等での実践紹介 モデル校の先進的取組を校長会等で周知 		

事業 名称	基本方針 対策1-(5) 食育推進支援事業	事業No,	59
		担当課	保健体育課
概要	朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣に関する意識を高め、子どもたちが朝食の重要性を理解し、自分で食事を選択したり調理したりできる力を育成するなどの実践力をつけるために、地域のボランティアによる食事提供活動及び食育活動を支援し、県内の食育を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>家庭や地域と連携した取組を行うことにより、朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣を身につけた児童生徒が育成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に事業を実施するボランティア団体及び実施校の増加（前年度比較） （R2：1団体・2校 R3：0団体・0校） R3 実施団体2・実施校3 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新規に食事提供活動等取り組む団体・学校はなかったが、取組を実施した学校では、ボランティア団体により感染対策が工夫され、厳しい環境にある児童生徒への食事の提供とともに、食育を実施することができた。</p> <p>高知県体力・運動能力、生活実態等調査の結果（R2は参考値）から、朝食を毎日食べる児童生徒の割合が小中で低下した（R2 R3：小5男87 82%、小5女86 85%、中2男81 78%、中2女78 75%）、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業や生活様式の変化等により、生活リズムが乱れている児童生徒が増加している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、取組を行うボランティア団体が少ない。 早朝からの取組となるため、学校・家庭・地域（ボランティア団体）の連携が必要不可欠である。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	・新規に食事提供活動を行う団体及び実施校の増加（1団体・1校）	KPI の状況(R3末)	
		0団体・0校	
実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）	
	<p>朝食に関する知識や技術を身につけることができる取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝食に関する知識や技術を身につけることができる取組の充実のために、地域のボランティアによる食事提供活動及び食育活動を支援する。 	<p>食事提供活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援するボランティア団体及び実施校の決定 5団体：6校 ・食育資料の提供：年2回 ・県教育委員会による各団体及び学校の実情に応じた支援及び訪問による指導・助言（衛生管理・食物アレルギー・新型コロナウイルス感染症対応等） 	

事業名称	基本方針 対策 1-(6)	事業 No,	60
	高等学校等就学支援金事業、高校生等奨学給付金事業等	担当課	高等学校課

概要	公立高等学校に就学する生徒の保護者等の教育に係る経済的負担を軽減するため、世帯の所得に応じて、授業料相当額の支給や低所得世帯への授業料以外の支援のための定額支給や奨学金の貸与などにより、実質的な教育の機会均等を図る。
-----------	--

到達目標 めざす姿 (R5末)	対象生徒等全員に制度が周知されている。 要件を満たす対象生徒等全員に支給や貸与等が実施されている。
------------------------------	--

取組の成果と課題 (R3末)	要件を満たす希望者全員に支給や貸与等が実施されている。 制度について、対象者への周知徹底を継続していく必要がある。
--------------------------	--

単年度のKPI (R4年度)	対象生徒等全員に制度を周知 要件を満たす対象生徒等全員に支給や貸与等を実施	KPI の状況 (R3末)
		対象生徒等全員に制度を周知 対象生徒等全員に支給や貸与等を実施 ・就学支援金 10,694 名 ・奨学給付金 2,065 名 ・奨学金 385 名

	内 容	具体的な取組 (R4 ~ 5年度)
実施内容	高等学校等就学支援金の支給 ・高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給(学校設置者が代理受領等)することにより、教育費の負担軽減を図る。 ・中途退学した後、再び学び直す生徒に対して就学支援金の支給期間経過後も1年間学び直し支援金が支給される(定時制通信制は2年間)。 ・就学支援金が受けられない生徒でも、家計が急変した場合には、次年度、支援金の受給資格を審査するまでの間、授業料を免除する。 ・国の就学支援金の対象とならない既卒者や留年生などには、所得制限はあるが、本県独自の就学支援金を支給する。	要件を満たす希望者への支給 制度の周知・徹底 各学校に対して、対象者への周知・徹底を図るよう指導(対象者への周知方法) ・ホームページへ掲載 ・市町村教育委員会と連携して中学校に制度の情報提供 ・学校へ案内文書配付(6、3月) ・対象の生徒全員に受給の意思確認実施
	高校生等奨学給付金の支給 ・全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯を対象に支援を行う。	要件を満たす希望者への支給 制度の周知・徹底 各学校に対して、対象者への周知・徹底を図るよう指導(対象者への周知方法) ・ホームページへ掲載 ・市町村教育委員会と連携して中学校に制度の情報提供 ・学校等へ案内文書配付(6月) ・受給資格のある保護者への周知
	高知県高等学校等奨学金の貸与 ・経済的な理由で高等学校等への進学・修学を断念することがないよう、高知県内に保護者が居住し、世帯の収入が基準額以下の生徒に高等学校等奨学金を貸与する(卒業後6か月後から要返還) ・平成24年度以降の貸与対象者について150万円を超える収入が得られるまでの間、返還を猶予することができる所得連動型猶予制度を適用する。	要件を満たす希望者への支給 制度の周知・徹底 各学校に対して、対象者への周知・徹底を図るよう指導(対象者への周知方法) ・ホームページへ掲載 ・市町村教育委員会と連携して中学校に制度の情報提供 ・学校等へ案内文書配付(11、2月) ・テレビ・ラジオ等での広報(11、3月)

事業名称	基本方針 対策1-(6) 多子世帯保育料軽減事業	事業No,	61
		担当課	幼保支援課
概要	子どもを産み育てやすい環境の実現に向けて、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、3人以上の子どもがいる家庭に対し、第3子以降3歳未満児の保育料軽減又は無料化を実施する市町村(中核市除く)への助成を行う。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	全ての市町村で、多子世帯の保育料の負担軽減が行われている。 (R2:33市町村 R3:33市町村(中核市除く))		
取組の成果と課題 (R3末)	3人以上の子どもがいる家庭に対し、第3子以降3歳未満児の保育料軽減又は無料化を実施する市町村へ助成を行うことにより、多子世帯の経済的負担を軽減した。 子どもを産み育てやすい環境の整備に向けて、引き続き、多子世帯の保育料の負担軽減を図っていく必要がある。		
単年度のKPI (R4年度)	全ての市町村で、多子世帯の保育料の負担軽減が行われている。 (33市町村(中核市除く))	KPIの状況(R3末)	
		33市町村(中核市除く)	
実施内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)	
	多子世帯の保育料軽減又は無料化を行う市町村への支援 ・18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第3子以降の3歳未満児に係る保育料の軽減又は無料化を支援する。	多子世帯保育料軽減事業費補助金による財政支援 ・27市町村【R4】 27市町村以外の6町村(馬路村、大川村、梶原町、仁淀川町、北川村、三原村)は規則等で無償化を規定 高知市は中核市のため対象外	

事業 名称	基本方針 対策2-(1) 特別な支援を要する子どもへの対応力の向上	事業 No,	62
		担当課	幼保支援課 教育センター

概要	保育所・幼稚園等における特別な支援を必要とする子どもへの対応力の向上を図るため、県内の保育所・幼稚園等の全ての保育者を対象に、特別な支援を必要とする子どもの理解を深めることをねらいとした研修を実施する。また、特別な支援を必要とする子どもの個別の指導計画の作成を推進する。
-----------	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	特別な支援を必要とする子どもに対して、保育所・幼稚園等が組織的に対応できる体制が確立されている。 ・特別な支援を必要とする子どもの個別の指導計画の作成率：100% (R2：61.9% R3：63.6%)
-----------------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	全ての保育者が研修を受講したことなどにより、特別な支援を必要とする子どもへの理解が深まっている。特別な支援を必要とする子どもやその保護者を組織的に支援するためには、個別の指導計画の作成が必要である。 多くの園で組織的な支援の必要性は認識されているものの、通常の保育業務の多忙さや書類作成に不慣れなこと等から、日々の記録に留まり、指導計画の作成にまで至らない園がある。
------------------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	・特別な支援を必要とする子どもの個別の指導計画の作成率：70%以上	KPI の状況 (R3末)
		63.6%

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
		発達障害に関する研修の実施 ・保育者を対象に、発達障害の特性や支援方法など、特別な支援を必要とする子どもの理解のための研修を実施する。
	各園への訪問指導の拡充 ・親育ち・特別支援保育コーディネーターや指導主事による各園訪問時において、指導計画作成の目的や効率的な記載の仕方により重点を置いた助言を徹底する。	各園への訪問指導 ・外部専門家(言語聴覚士・作業療法士など)の派遣 特別支援教育課との連携 ・親育ち・特別支援保育コーディネーター等による各園への訪問指導：900園程度(通年)

事業 名称	基本方針 対策2-(1) 小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進	事業 No,	63
		担当課	特別支援教育課

概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒が将来の自立と社会参加に向けて必要な力を確実に身につけることができるよう、小・中学校における特別支援教育の充実を支援し、各学校の組織的な取組の定着、充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>小・中学校において、学校内外のリソースを活用した組織的な取組が確立され、発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒に対し、必要な指導や支援が切れ目なく実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校経営計画において、校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している学校の割合：小・中学校 100% (R2 小：94.7%、中：89.8% R3 小：90.4%、中：90.3%) 通常の学級に在籍する児童生徒のうち、特別な支援が必要と考えられる児童生徒について、個別の教育支援計画を作成している学校の割合：小・中学校 100% (R2 小：74.7%、中：57.1% R3 小：82.4%、中：67.4%)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響がある中でも、オンデマンド配信や Web 会議システムを活用しながら研修や学校への支援を実施した。</p> <p>個別の教育支援計画を作成している小・中学校の割合は増加してきているが、中学校の作成人数が減少している。(小学校 R2：795 人 R3：812 人、中学校 R2：217 人 R3：193 人)</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	学校経営計画において、特別支援教育に関する取組を記載している学校の割合：小・中学校 100%	KPI の状況(R3末)
	通常の学級に在籍する児童生徒のうち、特別な支援が必要と考えられる児童生徒について、個別の教育支援計画を作成している学校の割合：小学校：85%、中学校：80%	

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>通常の学級における特別支援教育の推進のための校内支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 校内支援体制の充実や教職員の実践力向上のために、特別支援教育地域コーディネーターや特別支援学校教員、外部専門家等が各小・中学校を訪問し、校内支援体制や指導・支援の充実を図る。 	<p>特別支援教育地域コーディネーター による訪問支援</p> <p>各教育事務所に配置された特別支援教育専任の指導主事</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育地域コーディネーターの訪問支援 校内支援会の実施 <p>医師、言語聴覚士、作業療法士等外部専門家の訪問支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部専門家の巡回相談
	<p>通級による指導担当教員間のネットワーク構築及び専門性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 通級による指導担当教員の専門性の向上のために連絡協議会を開催し、ネットワークの構築を図る。 	<p>通級による指導担当教員連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 通級による指導実施にあたっての課題の共有、解決に向けた協議 年間 2 回実施
	<p>切れ目ない支援の取組推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別の教育支援計画の共有等、家庭や福祉と連携した切れ目ない支援の取組推進のために、理解啓発を図る。 	<p>教育と家庭や福祉との連携推進に関する理解啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員向けリーフレットの配付 シート等を活用した引継ぎの実施の促進 市町村へ保護者向けリーフレットの配付 <p>特別支援連携協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> オンデマンド配信による情報共有 <p>特別支援教育に関する理解啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインに基づく授業づくりなどに関するオンデマンド動画配信

事業 名称	基本方針 対策2-(1)	事業 No,	64
	小・中学校の特別支援学級における教育の質の向上に向けた取組強化	担当課	特別支援教育課
概要	小・中学校等と教育事務所・特別支援学校が連携し、障害のある児童生徒に対する指導方法・内容の工夫改善及び担当教員等の専門性向上を図る。特に、近年増加している自閉症・情緒障害特別支援学級において、地域の小・中学校の教員がともに学び合うことで、特別支援学級の教育の質の向上を図る。また、特別支援学校のセンター的機能により、特別支援学級へのサポートを強化する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>自閉症・情緒障害特別支援学級の担任同士で学び合うネットワークの構築により、特別支援学級担任の専門性の向上が図られ、特別支援学級の教育内容が充実する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自閉症・情緒障害特別支援学級の授業づくり支援事業の公開授業研究会の参加者に対する事後アンケートにおいて「実践に十分生かせる」又は「実践に生かせる」と回答した教員の割合：80%以上 		
目標 達成 に向けた 課題 (R3末)	小・中学校の特別支援学級のうち特に自閉症・情緒障害特別支援学級が急増しており、特別支援教育について経験の浅い学級担任が増加している。このため、組織的な支援体制及び研修体制の構築が必要である。特別支援学級担任の専門性の向上が必要である。		
単年度の KPI (R4年度)	・自閉症・情緒障害特別支援学級の授業づくり支援事業の公開授業研究会の参加者に対する事後アンケートにおいて「実践に十分生かせる」又は「実践に生かせる」と回答した教員の割合：80%以上	KPI の状況(R3末) - (R4 新規 KPI)	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<p>自閉症・情緒障害特別支援学級の教育の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自閉症・情緒障害特別支援学級担任が互いに学び合うネットワーク体制を構築し、特別支援学級担任の専門性の向上を図る。 	<p>自閉症・情緒障害特別支援学級の授業づくり支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内4カ所の拠点校の指定：2年間 ・拠点校において公開授業研究会を実施：年間1回 ・各教育事務所指導主事（特別支援教育地域コーディネーター）による授業づくり支援：3～5回 ・外部専門家（大学教員）による支援：年間1～2回 <p>自閉症・情緒障害特別支援学級研究協議会【R4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンデマンド配信による自校での研修 	
	<p>小・中学校における知的障害教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの構築に向け、小・中学校の知的障害のある児童生徒の学びの充実を図る。 	<p>知的障害特別支援学級担任の専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校と小・中学校との人事交流 ・山田、日高、中村の各特別支援学校と小・中学校教員との人事交流：1校1人 ・知的障害特別支援学級研究協議会【R4】 ・オンデマンド配信による自校での研修 	
<p>各障害種特別支援学級における教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各障害種に応じた指導・支援の充実のために、小・中学校と特別支援学校等が連携し、指導方法・内容の工夫改善を図る。 	<p>特別支援学級等サポート体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級等サポート事業の実施 ・特別支援学校からの訪問：年間1～3回 ・教育事務所からの訪問：年間1～2回 ・外部専門家（作業療法士等）による支援 ・特別支援学校のセンター的機能の強化 ・Web 会議システムの活用 <p>各障害種特別支援学級担任の専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校教育課程研究集会への小・中学校からの参加促進 		

事業 名称	基本方針 対策2-(1)	事業No,	65
	高等学校における特別支援教育の推進	担当課	特別支援教育課
概要	発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒の卒業後の進路保障と社会参加に必要な力を確実に身につけることができるよう、通級による指導の充実を軸に高等学校における特別支援教育の推進を支援し、各学校における取組の充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>高等学校において、発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒に対する指導・支援が充実し、各学校の特色を生かしながら卒業後の進路保障と社会参加に向けた取組が組織的に実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画において、校内支援会の日程、回数その他に特別支援教育に関する取組を記載している学校の割合：100% (R2：78.0% R3：86.5%) ・通常の学級に在籍する生徒のうち、特別な支援が必要と考えられる生徒について、個別の教育支援計画を作成している学校の割合：100% (R2：42.1% 8 / 19校 必要な生徒が在籍している高等学校 R2：19校) (R3：66.7% 10 / 15校 必要な生徒が在籍している高等学校 R3：15校) 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>通級による指導実施校の実践研究が進み、取組の周知等を通じて、高等学校における特別支援教育の必要性が理解され、学校経営計画へ特別支援教育の推進に向けた取組を具体的に位置付ける学校が増加している。</p> <p>小・中学校での特別支援学級に在籍児童生徒が増加している一方、高等学校で通級による指導を受けることができる学校が少ないため、特別な支援を必要とする生徒一人一人の特性に応じた指導・支援が十分にできていない。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	学校経営計画において、特別支援教育に関する取組を記載している学校の割合：90%	KPI の状況 (R3末)	
	通常の学級に在籍する生徒のうち、特別な支援が必要と考えられる生徒について、個別の教育支援計画を作成している学校の割合：80%	86.5% 66.7%	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	生徒一人一人の特性に応じた指導・支援の充実 ・発達障害等のある特別な支援を必要とする生徒一人一人の特性に応じた指導・支援の充実を図るため、通級による指導の場を増やしていく。	<p>高等学校における通級による指導の場の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点校からの巡回指導方式による通級による指導を 試行 ・拠点校2校 巡回指導2校 	
	高等学校における通級による指導内容の充実 ・通級による指導内容の充実のために、指導担当教員の専門性の向上を図る。	<p>高等学校における通級による指導担当教員連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間3回 ・高等学校において通級による指導を実施するうえでの課題の共有、解決策の検討 <p>遠隔教育システムを活用した教職大学院教員への相談室の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職大学院教員による生徒の実態把握や効果的な指導方法に関する助言 <p>指導主事等による通級による指導実施校への訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施校における指導内容に関する情報収集 	
高等学校における特別支援教育の推進 ・高等学校における特別支援教育の推進のために、収集した通級による指導の実践事例の成果等を周知するとともに、特別支援教育についての理解啓発を図る。	<p>通級による指導の実践事例、研究成果の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校教職員対象の研究大会の実施 <p>高等学校生徒支援コーディネーター研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間2回(集合研修とオンデマンド研修を1回ずつ実施) ・発達障害に関する理解啓発や指導支援のための研修動画等を配信 		

事業 名称	基本方針 対策2-(1) 特別支援教育セミナー	事業No,	66
		担当課	教育センター
概要	「インクルーシブ教育システム」の構築を目指して、発達障害等のある児童生徒に対し、障害特性等を理解して実践的指導力につながる指導・支援ができるよう、教職員の専門性の向上を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	保育者及び教職員として、発達障害等のある児童生徒の実態を見取り、特性に応じた効果的な指導・支援が できている。 ・発達障害等のある児童生徒の指導・支援に関するアンケート評価平均(4件法) 「研修内容を所属校で具体的な支援に生かすことができる」:3.0以上(R2:3.6 R3:3.6) ・「追跡調査」:80%以上(R2:73.0% R3:87.5%)		
取組の 成果と 課題 (R3末)	「研修内容を所属校で具体的な支援に生かすことができる」の項目は3.6の評価であった。研修内容が受 講者のニーズにあったこと、自所属ですぐに支援に生かせる内容が多かったことがその要因であった と考えられる。 セミナー後の「追跡調査」から、自所属でどのように共有したかについて、クラスや学年団で共有した割合 48.5%に対し、校内研修等で共有した割合は15.6%であった。「インクルーシブ教育システム」の理念の もと子ども一人一人の多様な教育的ニーズに対応するためには、学校全体でどのように共有し、発達障害 等の特性を理解した指導・支援に生かしていくのが課題である。		
単年度の KPI (R4年度)	「研修内容を所属校で具体的な支援に生かすことができる」:3.0以上 「追跡調査」:在籍校で実践に生かした項目:80%以上 校内で共有を図り、具体的な指導・支援つながったかどうかを見取る	KPIの状況(R3末)	
		3.6 87.5%	
実施 内容	内 容 特別支援教育セミナー ・発達検査を含む実態把握に関する内容を理解し、子どもへの指導・支援を実践できる力を養うことができる研修を実施する。	具体的な取組(R4~5年度) 年間1日(7月) ・対象:全ての校種の教員等 特別支援学校教育相談担当者 市町村就学等事務担当者 ・「検査結果からみえる子どもへの指導・支援」 ~実践へ生かす業(ワザ)~	
	特別支援教育セミナー ・居心地のよい学級づくりのため、目的に則した教育活動を充実できる「学級経営」に関する研修を実施する。	年間1日(8月) ・対象:全ての校種の教員等 学校コーディネーター ・「明日からの学びへ導く学級経営」 ~教室の先へ続く学級づくり~	
	特別支援教育セミナー ・知的障害教育におけるプログラミング教育の基礎的理解に関する内容と、障害のある子もいない子どもともに学ぶ授業づくりに関する研修を実施する。	年間1日(8月) ・対象:特別支援学校の教員等 小・中・義務教育学校の特別支援学級担当教員 ・午前:「プログラミング教育にチャレンジ!」 ~知的障害のある子どもの論理的思考力とは~ ・午後:「みんなと一緒に学ぶインクルーシブ」 ~授業に参加している充実感を!~	

事業名称	基本方針 対策2-(2) 学習指導要領の理念に基づいた教育の実践力向上事業	事業No,	67
		担当課	特別支援教育課
概要	学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の理念を踏まえ、各特別支援学校が、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」「ICTを活用した教育の実践力向上」「キャリア教育の視点を踏まえた文化・芸術・スポーツ活動の推進」の3つの柱に沿った取組を重点化し、組織的・計画的な取組を進める。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>特別支援学校において、子どもたちの実態に応じた育成すべき資質・能力を明確にした「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業実践が行われている。</p> <p>児童生徒の学習意欲の向上や、「分かる」「できる」授業づくりのために、障害の特性に応じたICT機器の日常的な活用と環境の整備ができています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業等において、毎日1回以上ICTを活用している児童生徒の割合：100% (全学部 R2：20.2% R3：33.9%) <p>全ての特別支援学校において、2020オリンピック・パラリンピックや全国高等学校総合文化祭を踏まえ、授業やクラブ活動等で積極的に障害者スポーツや文化的な取組が実施されている。</p>		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>特別支援学校高等部生徒への1人1台タブレット端末の整備完了(R3.12)に伴い、全ての特別支援学校児童生徒がICTを操作できる環境が整い、授業実践に活用され始めている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの文化・芸術、スポーツ大会が中止となり、発表の場が制限されている。</p> <p>ICT活用について学校で取組の差がみられるため、解消に向けて各校における組織的な取組が必要である。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	児童生徒の個別の指導計画へのICTの活用の明記 全学部：100%	KPIの状況(R3末)	
	授業等において、毎日1回以上ICTを活用している児童生徒の割合 小・中学部：100% 高等部：80%		
実施内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)	
	「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善の推進 ・学習指導要領に示されている資質・能力の育成と関連付けながら、各校で障害特性を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善の推進を図る。	<p>外部専門家と連携した校内研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間2回程度 遠隔会議システムの活用など、感染症対策を踏まえた研修の実施 <p>指導と評価の一体化に向けた取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 校務支援システムを活用した個別の教育支援計画、個別の指導計画等の作成 高等部の準ずる教育課程のシラバスに評価計画を取り入れた改訂 	
	ICTを活用した教育の実践力向上 ・特別支援学校において、個々の実態に応じてICTを有効活用する新たな授業スタイルへの転換を目指し、大学等と連携した研修や外部人材の活用により、教員のICT活用指導力の向上を図る。	<p>個々の実態に応じた新たな授業スタイルの実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTに関する情報共有会の実施：年間3回以上 個別の指導計画にICT活用について明記 GIGAスクールサポーターによる学校訪問 職業教育におけるICT活用の推進(リモートワーク等) <p>ICTを活用した支援方法の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究指定校：2校 地域支援、通級による指導の研究 	
特別支援学校児童生徒の文化・芸術、スポーツ活動の推進 ・全国高等学校総合文化祭での経験を生かし、特別支援学校児童生徒の文化・術、スポーツ活動を、大会参加などの直接体験とICTを組み合わせた間接体験を組み合わせる。自己表現の場の充実や自己肯定感を高め豊かな生活につなげる。	<p>障害者スポーツ大会への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者スポーツ大会(5月) <p>ICTを活用した文化・芸術、スポーツ大会への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタルアート展への出品 肢体不自由特別支援学校の遠隔ポッチャ大会への参加 		

事業 名称	基本方針 対策2-(2) 特別支援学校等の専門性・教育内容充実事業	事業No,	68
		担当課	特別支援教育課

概要	児童生徒の障害の重度・重複化や教育的ニーズの多様化に対応するため、特別支援学校の免許保有率の向上とともに、より専門的な知識や技能を有する外部の専門家と連携・協力し、特別支援学校における専門性の向上及びセンター的機能の向上を図る。あわせて、障害特性を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」を各校において具体化し、教育課程の編成、授業改善等の取組を活性化する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	5領域全ての特別支援学校教諭二種免許以上を保有する県立特別支援学校の教員の割合(採用3年未満と人事交流3年未満を除く):90%(R2:59.8% R3:67.2%) 特別支援学校における外部専門家等の活用が進み、教職員の専門性が向上することにより、自立活動等の授業が充実している。 ・特別支援学校の学校評価結果における保護者の教育内容(授業等)に関する満足群の割合:100%(R2:90.9% R3:88.1%)
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	各学校において組織的に免許取得に向けた取組を行うことで、5領域の免許保有率(採用3年未満と人事交流3年未満を除く)は増加している。 コロナ禍による県認定講習の受講人数制限等により、計画通りの取得が難しい場合がある。国立特別支援教育総合研究所の通信認定講習等を活用し、計画的な免許取得を推進する必要がある。 コロナ禍で、外部専門家が学校を訪問できない状況でも、その助言を得られる体制づくりが必要である。
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	5領域全ての特別支援学校教諭二種免許以上を保有する県立特別支援学校の教員の割合(採用3年未満と人事交流3年未満を除く):75% 特別支援学校の学校評価結果における保護者の教育内容(授業等)に関する満足群の割合:95%	KPIの状況(R3末)
		67.2% 88.1%

実施 内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)
	特別支援学校教員の5領域の免許保有に向けた取組の推進 ・早期に5領域の免許保有を目指すため、免許取得計画による進捗管理及び認定講習等の受講促進を図る。	免許取得に向けた認定講習及び通信教育の受講 ・特別支援学校から個々の教員の免許取得計画の提出 計画提出(4月) 取得状況提出(3月) ・県認定講習、国立特別支援教育総合研究所通信認定講習の活用
	学習指導要領を踏まえた教育課程の充実 ・障害特性を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」を各校で具体化し、教育課程の編成、授業改善等の推進を図る。	教務主任・研究主任連絡会 ・年1回(5月) ・教育課程研究集会の趣旨や開催内容の確認 ・各校の教育課程や校内研修計画等の情報共有 教育課程研究集会 ・障害種別で開催(知的障害は各校)年7回(7~12月) 県内の全ての特別支援学校及び特別支援学級等への参加の周知
	センター的機能の向上のため特別支援学校への外部専門家派遣による専門性の向上 ・特別支援学校に外部専門家を派遣し、教員の専門性向上を図る。	外部専門家を活用した自立活動等の指導に関する教員への指導・助言 ・計画提出(4月) ・活用状況の把握:学期ごとに報告書提出

事業 名称	基本方針 対策2-(2) 特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流実践充実事業	事業No,	69
		担当課	特別支援教育課

概要	特別支援学校在籍の児童生徒が、居住地の小・中学校において、地域で共に生活する児童生徒として、交流及び共同学習を行うことにより、地域社会の障害に対する理解を促進し、卒業後の居住地域での生活や活動等へのスムーズな移行につなげる。また、居住地校交流を活性化するために、副次的な籍(副籍)に関わる仕組みの定着を推進する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	居住地校交流を活性化及び充実させることにより児童生徒の社会参加に向けた意欲が醸成されるとともに、社会性が育まれている。 副次的な籍(副籍)の仕組みが定着し、市町村教育委員会と連携した居住地校交流がスムーズに実施できている。 ・特別支援学校小学部の児童の居住地校交流の実施率：90%以上 (R2：52.9% R3：63.6%) ・特別支援学校小学部1年生の居住地校交流の実施率：100% (R2：63.2% R3：62.5%)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	Web会議システムを活用した交流の実施が増加するなど、コロナ禍においても、安全・安心に居住地校交流を実施できる方法が検討、実行されるようになってきている。 交流校の担当教員が、副籍について十分に理解できていない場合に、円滑な実施に時間を要することがある。実施に向けて担当間の打合せ等を綿密に行い、副籍に対する理解が進むようにする必要がある。
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	特別支援学校小学部の児童の居住地校交流の実施率：80%以上 特別支援学校小学部1年生の居住地校交流の実施率：90%以上	KPIの状況(R3末)
		63.6% 62.5%

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
	小学部1年生全員実施の推進 ・小学部1年生全員実施に向けて、市町村教育委員会が、居住地校交流について保護者に分かりやすい説明を行うことができるよう支援する。	リーフレットや実践ガイドを活用した説明 ・就学等事務及び教育支援に関する高知県連絡協議会で説明(4月) ・市町村事務担当者会で説明(9月) ・指導主事等による市町村訪問支援(5～8月)
	居住地校の副次的な籍(副籍)の定着 ・居住地校交流(副籍)の定着のために、リーフレット、実践ガイド等を活用し、保護者や各市町村教育委員会等への理解を促す。 ・円滑な交流実施のため、Web会議システムを活用した交流の実施を含め、新しい生活様式に対応した交流の実施を促進する。	居住地校交流(副籍)の要項等の発送 ・指導主事等が市町村を訪問し副籍について説明(5～8月) ・市町村に要項及びリーフレット、実践ガイド(Q&Aを追加)を発送(11月) 校長会で居住地校交流の充実について依頼及び説明 ・地域別小中学校長会(4月)
	継続率の向上 ・特別支援学校教員と居住地校担当教員との綿密な事前協議により、交流内容等の充実を図ることで、継続率を向上させる。	校長会で居住地校交流の充実について依頼及び説明 ・県立特別支援学校長会(4月) 特別支援学校教員に対しての実践ガイドを活用した説明 ・指導主事等が特別支援学校を訪問し、実施状況の確認及び実践ガイドの説明(9～12月)

事業 名称	基本方針 対策2-(2) キャリア教育・就労支援推進事業	事業No,	70
		担当課	特別支援教育課

概要	学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じ、地域や関係機関等と連携・協働した早期からのキャリア教育、進路指導の充実を図り、自立と社会参加を実現する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じた自立と社会参加が実現できている。 ・知的障害特別支援学校就職率(A型事業所を含めた一般就労):全国平均以上 ・公立特別支援学校就職希望者の就職率:100%(R2.4月:92.7% R3.4月:100%)
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	新型コロナウイルス感染症対策を行って、技能検定、進路支援推進会議を実施し、障害者の理解啓発を図ることができた。 「特別支援学校就職サポート隊こうち」への登録企業が増加した。(R3.8月62社 R4.2月92社) 進路決定時に職業とのマッチングに課題が生じ、離職となるケースがみられる。 一般就労を希望する生徒全員が希望する進路に進めるよう、企業側に特別支援学校の生徒について理解啓発を図る必要がある。
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	知的障害特別支援学校就職率(A型事業所を含めた一般就労):全国平均以上 公立特別支援学校就職希望者の就職率:100%	KPIの状況(R3末)
		41.7% (全国平均R1:34.7%) 100%(R3.4月)

実施 内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)
	キャリア教育の視点での授業改善 ・職業教育の改善のため、特別支援学校へキャリア教育スーパーアドバイザーを派遣する。	キャリア教育スーパーバイザーを活用した取組支援 ・キャリア教育スーパーバイザーを派遣し、職業教育等における生徒や教員に対する助言を実施
	キャリア教育戦略会議の実施 ・職業教育や就労支援の充実を図るため、企業等が特別支援学校に訪問し、学校に助言をし、意見交換を行う。 ・会議への参加企業を増やすため「特別支援学校就職サポート隊こうち」等を活用する。	キャリア教育戦略会議への企業の参加の要請 ・事業者団体、就職アドバイザーと連携し登録企業を開拓 ・企業等へのリーフレットの配付、周知
	高知県特別支援学校技能検定の実施 ・技能検定を実施し、生徒の学習意欲の高揚を図るとともに、労働局等が行う企業への説明会に参加し、障害者の理解啓発、特別支援学校卒業生の雇用の促進を図る。	技能検定の実施 ・2会場での実施 高知市(清掃、接客、情報) 四万十市(清掃、接客、情報) ・企業見学会の実施
	就職アドバイザーの活用促進 ・特別支援学校に就職アドバイザーを配置し、就職を希望している生徒の就職支援体制の強化を図り、進路保障の充実を図る。	就職アドバイザーの活用 ・特別支援学校2校に2名配置 ・全ての特別支援学校で活用を働きかけ ・生徒の実態に応じた現場実習先及び就労先の新規開拓
	就労体験・職場実習・施設体験等の支援 ・卒業後の生活を見据え、適切な進路につなげるため、就労体験や施設体験学習を実施する。	就労体験・職場実習・施設体験等の実施 ・体験先や実習先における生徒の障害特性等の実態の十分な把握への支援 ・就職アドバイザーと連携した就労のマッチング
	早期からのキャリアガイダンスの実施 ・卒業後を見通した進路指導や児童生徒が主体的に進路を選択する力を培うため、就労支援セミナー、地域相談会等を実施する。	早期から保護者や生徒へのガイダンスの実施 ・各学校の状況に応じて実施
	職場定着支援 ・職場へ定着するため、卒業生のアフター・ケアの情報や就労状況調査等から、職場定着の手立て・支援の充実を図る。	外部機関と連携し職場定着支援を支援 ・卒業生の就労状況についてのアンケート ・卒業生のアフターフォロー

事業 名称	基本方針 対策 -(2) 医療的ケア児に対する支援の充実	事業 No,	71
		担当課	特別支援教育課 幼保支援課

概要	医療的ケア児の教育の充実に向けて、看護職員の専門性向上のための研修の実施や巡回看護師の配置により、学校サポート体制を構築する。また、小中学校等における医療的ケア児の円滑な受け入れが進むよう理解啓発を図る。さらに、医療的ケアの必要な乳幼児を受け入れる保育所等への看護師等の配置を支援する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>医療的ケア看護職員を対象とした研修の実施により、看護の質の担保及び専門性の向上が図られ、医療的ケア児が安全・安心に学べる環境が整っている。また、小学校等において医療的ケア児の円滑な受け入れが進んでいる。</p> <p>・学校等における医療的ケア看護職員研修により「専門性が向上した」と自己評価した看護職員の割合：肯定的な回答 90%以上（4件法）</p>
---------------------------	--

目標 達成 に向けた 課題 (R3末)	<p>医療的ケア児の実態は多様化しており、学校において個々の心身の状況や教育的なニーズ等に応じた適切な支援体制の強化が求められている。医療的ケア看護職員の専門性の向上や人材確保の視点からも研修体制や相談支援体制の確立が必要である。</p> <p>保育所等における医療的ケア児の受け入れを拡充するには、看護師等の配置が必要である。</p>
---------------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	・学校等における医療的ケア看護職員研修により専門性が向上した看護職員の割合：肯定的な回答 90%以上（4件法）	KPI の状況 (R3末)
		- (R4 新規 KPI)

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
	医療的ケア看護職員の専門性の向上 ・医療的ケア児の教育の充実を図るため、医療的ケア看護職員対象の研修の実施及び巡回看護師の配置(高知若草特別支援学校)によるサポート体制の構築に取り組む。	<p>研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合研修：年1回 ・各校訪問研修：10回 <p>高度な医療的ケアに対応するための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師や指導的立場の看護師の派遣 巡回看護師による学校等への支援 ・計画的な訪問支援：10校80回 ・ヒヤリハット等の情報収集や相談への対応
	総括的な管理体制の構築 ・県立特別支援学校における医療的ケアの総括的な管理体制の構築のため、関係機関による協議の場を設け、医療的ケアが必要な幼児・児童生徒の学校生活全般に関する総括的な協議を実施する。	<p>医療的ケア運営協議会の開催(県立学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全庁関係機関による「高知県重症心身障害児者等支援体制整備協議会」に位置付けて開催：年2回 ・学校関係者・医療従事者・保護者等によるワーキンググループの開催：年2回
	市町村教育委員会及び小学校等への支援 ・小学校等における医療的ケア児の円滑な受け入れが進むよう支援する。	<p>市町村教育委員会等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事等による訪問支援(要請に応じて随時対応) ・県立学校における「医療的ケア実施ガイドライン」の周知 <p>保護者や支援機関等への理解啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットの作成及び配付(5月) <p>小学校等へ教育・看護の両面からサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級等へのサポート ・巡回看護師の派遣
	保育所における医療的ケアの実施 ・保育所等における医療的ケア児の受け入れを可能とするため、市町村が行う保育所等への看護師等の配置を支援する。	<p>医療的ケア児保育支援事業費補助金による財政支援</p>

事業 名称	基本方針Ⅲ 対策1-(1) 遠隔教育推進事業	事業No,	72
		担当課	教育センター

概要	<p>地域間格差を解消し多様な進路希望を実現するために、中山間地域の高等学校等において、難関大学への進学などを希望する生徒のニーズに応じた遠隔授業や補習を教育センターから配信する。</p> <p>また、幡多地域等の高等学校に遠隔教育ネットワークを構築し（構成校9校）、教育センターからの授業配信とともに、構成校の強みを生かした学校相互型の遠隔授業に取り組むことで、市町村や経済団体とも連携して教育水準の維持・向上を目指す。</p> <p>さらに、免許教科外の教員が指導を行わざるを得ない小規模中学校に対して、遠隔教育システムを活用した免許教科外指導担当教員への支援に取り組む。</p>
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>○難関大学への進学等を希望する生徒に対応できる難易度の高い授業や補習を配信し、生徒が希望する進路が実現できている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔授業・補習受講生徒の国公立大学合格実績（現役）：70%以上 (R2：68.8% R3：73.3%) ・学校のニーズに応じた遠隔授業の講座数：16校のべ44講座 週126時間 (R2：10校のべ14講座 週40時間 R3：11校のべ20講座 週53時間)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>□学校のニーズに応じた遠隔授業等を計画どおり実施するとともに、2校同時配信を2講座に拡充できた。</p> <p>□遠隔授業・補習受講生徒のうち11名が国公立大学に現役で合格し、73.3%と目標を上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■遠隔授業等において、生徒の学習が自律的な学びとなるよう、質的に転換していく必要がある。 ■実習を伴う科目など学校相互型遠隔授業における具体的な指導方法について、研究を進める必要がある。 ■小規模中学校では美術や技術等の教科において免許教科外の教員が授業を行っており、教科の専門性を担保するとともに教員の負担軽減を図るために、遠隔教育システムを活用した支援が必要である。
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<p>①遠隔授業・補習受講生徒の国公立大学合格実績（現役）：70%以上</p> <p>②遠隔補習受講生徒の希望する資格取得・公務員試験合格実績：50%以上</p> <p>③遠隔授業の講座数：16校のべ24講座 週75時間</p>	KPIの状況 (R3末)
		<p>① 73.3% (11/15)</p> <p>② 27.3% (英5/17、危1/7、公12/42)</p> <p>③ 11校のべ20講座 週53時間</p>

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>●配信拠点型遠隔授業・補習等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難関大学への進学等を希望する生徒に対応するため、教育センターから遠隔授業や補習を配信する。 ・上記以外の補習、進学意欲醸成のための特別講座を実施する。 ・限られたスタジオで学校のニーズに応じるために、複数校同時配信を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆単位認定を伴う遠隔授業の講座数の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・教育センターに遠隔教育システムを増設（3→4） ・16校のべ24講座 週75時間【R4】 ・16校のべ38講座 週113時間【R5】 ◆補習等の受信：19校 <ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク型大学入試対策 ・英検対策 ・危険物取扱者試験対策 ・公務員試験対策：40回 ◆特別講座の実施：3回 <ul style="list-style-type: none"> ・本県出身者等によるキャリア教育講演 ◆複数校同時配信の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・2校同時配信を2教科で実施（3校同時配信試行）【R4】 ・2～3校同時配信を3教科で実施【R5】 ◆1人1台端末を活用した反転学習やアクティブラーニングの手法を取り入れた遠隔授業の研究実施
	<p>●高知版 CORE 遠隔教育ネットワーク構想</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幡多地域等の高等学校全体としての教育水準の維持・向上のために、教育センターからの授業配信とともに、構成校の強みを生かした学校相互型の遠隔授業に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校相互型遠隔授業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・4校から試行配信（農業、情報、芸術等）【R4】 ・単位認定を伴う遠隔授業を配信【R5】 <p>5校 6講座 週13時間</p>
	<p>●小規模中学校の免許教科外指導担当教員への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科の専門性を担保するとともに教員の負担軽減を図るために、免許教科外指導担当教員の授業（美術、技術）に対して、教育センターから遠隔で支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆遠隔による支援の研究 <ul style="list-style-type: none"> ・教育センターに中学校支援用遠隔教育システムを導入し、美術、技術の教員免許取得者を配置【R4】 ・研究指定地域を選定し、支援を実施【R4】 ・教育センターからの支援とともに、地域学校間連携による相互支援を試行【R5】

事業名称	基本方針 対策1-(1)	事業No,	73
	学習支援プラットフォームの活用促進	担当課	教育政策課
概要	1人1台タブレット端末を活用しながら個々の理解に合わせて段階的に学習を進められるデジタル教材や、一人一人の学習定着度を把握し学習指導に活用できるスタディログ等を組み合わせた「学習支援プラットフォーム」により、個々の強みを伸ばし、つまづきをサポートする個別指導を実践する。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>県教育委員会が作成した良質な学習教材を組み合わせ、基礎から応用まで体系的に学べるデジタルドリルや学校現場で多く活用されているテスト問題集、学習支援動画などをプラットフォームに掲載し、全教員の共通利用が図られている。</p> <p>子どもたちのデジタル教材による学習履歴から、一人一人の学力の伸びやつまづきなど学習理解の状況を各教科の単元ごとに可視化できる分析シートを作成し、教員がポイントを押さえた個別指導や授業改善等に活用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人1台タブレット端末を活用し、児童生徒が日常的に学習支援プラットフォームでの学習に取り組んでいる割合：100% 		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の本運用を開始し、各種デジタル教材（動画215本、小中高の各教科の問題全5,466問）を掲載することで、非常時にも家庭等で1人1台タブレット端末を活用して学習を進めることが可能な環境が整ってきている。また、オンラインによる協働的な学びや遠隔地との交流など、「学校の新しい学習スタイル」の取組が進み始めている。</p> <p>教育データを活用した個別最適な学びを実現するために、スタディログをはじめとする各種教育データを収集・蓄積し、データに基づいた指導を実践していく必要がある。</p> <p>各種デジタルツールの利用によるスタディログ等のデータを円滑に収集・蓄積・分析するためのシステム構築が必要である。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	・1人1台タブレット端末を活用し、児童生徒が日常的に学習支援プラットフォームでの学習に取り組んでいる割合：80%	KPIの状況(R3末)	
		62.7%（1月末）	
実施内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)	
	<p>学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の機能拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国等と連携し、県独自の教材だけでなく、国や民間の各種デジタルツール利用時に発生するスタディログ等のデータを円滑に収集・蓄積・分析するためのシステムを構築する。 	<p>各種デジタルツールとの連携（学習eポータルへの搭載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省CBTシステムとの連携（～3月） ・各社デジタルドリルとの連携（5月～） ・デジタル教科書との連携方法検討（～3月） <p>学習支援プラットフォームの機能拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタディログを分析・表示するための機能開発（～3月） 	
	<p>教育データを活用した個別指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタディログを分析し、一人一人の学力の伸びやつまづきなど学習理解の状況を把握することで、個に応じた学習指導を実現する。（小中学校課・高等学校課との連携） ・児童生徒が自分の気持ちの状態を入力する「きもちメーター」を活用して、一人一人の気持ちの変化と生活の様子を重ね合わせて状態を把握することで、不登校傾向の早期発見や支援につなげる。（人権教育・児童生徒課との連携） 	<p>デジタルドリル・きもちメーターを用いた実証研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究校の指定・データ収集開始（4月） ・学校現場へのフィードバック（5月～） ・活用方法検討（5月～） 	

事業 名称	基本方針 対策1-(1)	事業No,	74
	デジタル教科書の活用推進	担当課	小中学校課
概要	「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげるため、デジタル教科書の効果的な活用を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>国の普及促進事業を活用し、学習者用デジタル教科書を導入した学校の割合 100% (R3: 17.3%) R6 年度当初</p> <p>紙の教科書とデジタル教科書を効果的に組み合わせることにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習の中で ICT 機器を使うのは勉強の役に立つと思う児童生徒の割合(「役に立つと思う」と回答した割合) 小学校: 80%以上、中学校: 80%以上 かつ全国平均以上 〔R3 小学校: 68.9% (66.1%)、中学校: 65.8% (60.4%)〕 ・前年度に、教員が大型提示装置などの ICT 機器を活用した授業を、日常的に行っている学校の割合(1 クラスあたり「ほぼ毎日行った」と回答した割合) 小学校: 70%以上、中学校: 70%以上 かつ全国平均以上 〔R3 49.7% (53.8%)、58.1% (58.3%)〕 ()内は全国平均 		
目標 達成 に向けた 課題 (R3末)	<p>指導者用デジタル教科書を導入している市町村はあるものの、学習者用デジタル教科書の普及率は低く、児童生徒が主体的にデジタル教科書を活用して、学びの充実を図っている実践事例が乏しい。</p> <p>国の実証事業により学習者用デジタル教科書を導入している学校の割合: 17.3% (294 校中 51 校)</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<p>学習者用デジタル教科書を導入した学校の割合: 90%以上 (英語を除く) 英語のデジタル教科書は全小中学校に導入</p> <p>学習の中で ICT 機器を使うのは勉強の役に立つと思う児童生徒の割合 小学校: 70%以上、中学校: 70%以上 かつ全国平均以上</p> <p>前年度に、教員が大型提示装置などの ICT 機器を活用した授業を、日常的に行っている学校の割合 小学校: 60%以上、中学校: 60%以上 かつ全国平均以上</p>	<p>KPI の状況 (R3末)</p> <p>17.3%</p> <p>小: 68.9% (66.1%) 中: 65.8% (60.4%) 小: 49.7% (53.8%) 中: 58.1% (58.3%) ()内は全国平均</p>	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4 ~ 5 年度)	
	<p>学習者用デジタル教科書の活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習者用デジタル教科書を効果的に活用した取組を収集し、好事例を発信する。 	<p>デジタル教科書の活用に関する好事例の収集・発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・好事例を教職員ポータルサイトに掲載 	
<p>指導者用デジタル教科書の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙の教科書とデジタル教科書を効果的に組み合わせた授業を推進する。 	<p>教育事務所及び小中学校課指導主事が、授業改善に向けた指導・助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導の際に、効果的な活用場面や方法について指導・助言 		

事業名称	基本方針 対策1-(1) 先端技術を活用した個別最適学習の充実	事業No,	75
		担当課	高等学校課
概要	生徒一人一人のつまずきや強みなど、個々の学習状況と理解度に対応した最適な個別指導の実現に向けて、高等学校における1人1台タブレット端末やデジタル教材を効果的に活用した授業改善を進める。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>全ての県立高等学校において、個々の学習状況や理解度に応じて、ICTを活用した個別最適な学習が実践されている。</p> <p>・授業でICTを効果的に活用している教員の割合：100% (R2：66.7% R3：76.4%)</p>		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>ICT教育を実践していくための1人1台タブレット端末の整備が完了した。</p> <p>AI教育推進事業拠点校を中心に、授業や家庭学習でのICTを活用した個別学習プログラムの研究が進み、報告会では多くの学校、教員に研究成果等を共有することができた。</p> <p>各学校において、ICTを授業で活用する基本スキルを習得した教員の育成を進めることができた。</p> <p>ICT機器やAIドリル等の利用は、教科や授業の場面によって限界がある。</p> <p>ICT機器やAIドリル等の効果的な利用を行うための教員の指導力が不十分である。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	・授業でICTを効果的に活用している教員の割合：80%	KPIの状況(R3末)	
		76%	
実施内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)	
	<p>教職員の指導力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT教育を推進していくためにR2～3年度に実施したAI教育推進事業の拠点校(安芸、嶺北、高知小津、佐川、窪川、清水)の取組事例の周知を行う。 外部講師、ICT支援員などの外部人材を活用した校内研修及び活用支援等を通して、教職員がICTを効果的に活用するための指導力向上を図る。 	<p>研究成果の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページを活用して、AI教育推進事業の拠点校(安芸、嶺北、高知小津、佐川、窪川、清水)の研究成果を全学校に共有 <p>ICT支援員の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTの活用や教材作成等の支援 ICTを活用した指導力強化に向けた校内研修 <p>外部講師による研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的なICT活用の知識、技能の習得に向けた研修 	
	<p>ICTを活用した個別最適化学習の実践・検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 実践校において、1人1台タブレット端末及び民間業者のAIドリルなどのシステムを活用して、生徒個々の学習状況に応じた教材を提供し、その成果を検証する。 	<p>個別最適化学習の実践・検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 実践校：18校 民間企業のAIドリル(英・国・数等)を活用した個別最適化学習の実践・検証 民間企業のオンライン辞書機能などを活用した個別最適化学習の実践・検証 研究成果を全学校に共有 	
<p>教育システムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT教育の効果を引き出すための教育システムを整備する。 	<p>教育システムの整備・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」やGoogleクラスルームなどの整備及び活用促進 		

事業 名称	基本方針 対策1-(1) 教員のICT活用指導力の向上	事業No,	76
		担当課	教育センター・小中学校課 高等学校課・ 特別支援教育課 教育政策課

概要	ICTを活用した学習指導の充実を図るため、幅広い教員を対象とした指定研修の実施、情報教育の中核的な役割を担うリーダー教員の計画的養成、教員同士の学び合いや校内研修等の取組を推進する。
----	---

到達 目標	<p>教員が、児童生徒の情報活用能力を育むために、ICTを効果的に活用した授業実践ができるようになる。</p> <p>・教員のICT活用指導力の状況 項目A～Dにおいて、肯定的回答(4件法)をした公立学校の教員の割合(平均):90%以上(R2:81.0%(全国:78.2%))</p>
めざす姿 (R5末)	<p>学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省)</p> <p>A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力 B 授業にICTを活用して指導する能力 C 児童生徒のICT活用を指導する能力 D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力</p>

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>児童生徒がICTを使用する授業を週1回以上行った若年前期・中堅期の教員が半数を超えた。</p> <p>若年前期・中堅期の教員を対象としたアンケート「あなたは、児童生徒がコンピュータなどのICT機器を使用した授業をどの程度行いましたか」における回答の割合 「ほぼ毎日」:R2:5.9% R3:20.0% 「ほぼ毎日」または「週1回以上」:R2:20.4% R3:55.5%</p> <p>ICTを活用した学習者中心の授業実践が十分ではなく、授業デザインの設計が課題である。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	<p>・教員のICT活用指導力の状況 国調査の項目A～Dにおいて、肯定的回答をした公立学校の教員の割合(平均):全国平均+5%以上 (R2全国:A 86.3%、B 70.2%、C 72.9%、D 83.3%)</p>	KPIの状況(R3末)	
		A 89.0%、B 74.0%	C 76.3%、D 84.8% (R2)

	内 容	具体的な取組(R4～5年度)
実施 内容	<p>「ICT活用指導力向上研修プログラム」を中心とした研修の充実(教育センター)</p> <p>・授業で効果的なICT活用ができるよう、年次研修において体系的な研修プログラムを実施する。</p> <p>また、教員が最先端の教材の活用方法や指導方法について体験的に学ぶことができるよう、ICT活用指導力を高める機会を確保する。</p>	<p>研修プログラムに基づいた研修の実施</p> <p>・初任者、2年、3年経験者:ICT活用指導力の自己チェックに基づくオンデマンド研修</p> <p>・7年経験者:ICTを活用した探究的な授業デザインについてのライブ配信研修</p> <p>・中堅教諭を含む全ての年次研修において、ICTを活用した研究協議等の実施</p> <p>ICT活用フォーラムの開催</p> <p>・全教員を対象に、対面とオンラインによるフォーラムの実施(10月)</p>
	<p>情報教育推進リーダーの養成(小中学校課)</p> <p>・小学校におけるICTを活用した授業等の推進及び充実を図るために、民間企業の講師を活用し、県内の情報教育の中核的な役割を担うリーダー教員を計画的に養成する。</p>	<p>情報教育推進リーダー養成プログラムの実施【R4】</p> <p>・12名程度養成、集合研修5回(4、6、8、12、2月)</p> <p>・授業実践研修:1学期2回、2学期2回</p> <p>・「高知県ICTハンドブック」の実践事例を増強し、教職員ポータルサイトに掲載</p> <p>情報教育推進リーダーへのフォローアップ研修:27回</p> <p>・授業づくり講座への参加:1人1回</p>
	<p>ICT活用研修(高等学校課)</p> <p>・1人1台タブレット端末の効果的な活用を目的に、協働学習支援ツール等の具体的活用方法を身につけるための操作実習を行う。</p>	<p>民間教育事業者等と連携した研修の実施</p> <p>・Google for Education Kickstart Programのコア研修とアドバンス研修を、全教職員(希望者)に対し2セット実施:前期1セット、後期1セット</p>
	<p>特別支援学校間の組織的な連携強化(特別支援教育課)</p> <p>・各校にICT活用の中核になる人材を確保し、組織的に情報共有を実施する。</p>	<p>ICT推進リーダーの指名:各校1名以上</p> <p>情報共有会の開催:年間3回以上</p> <p>・国公立特別支援学校15校の推進リーダーが参加し、各校におけるICT活用事例等の情報共有</p>
	<p>授業における効果的なICTの活用・研究及び普及(小中学校課)</p>	<p>授業づくり講座の実施</p> <p>・拠点校43校における受講者参加型の教材研究会及び授業研究会実施(年間各2回)</p> <p>・ICTを効果的に活用した授業の公開及び実践事例を教職員ポータルサイトに掲載(随時)</p>
	<p>各学校の校内研修等の充実(教育政策課)</p> <p>・各学校の情報教育担当者向けにICT活用に関する研修会や資料提供を行う。</p> <p>・各学校の校内研修を推進する。</p>	<p>校内研修の実施等に向けた支援</p> <p>・学校経営計画へのICT関連項目の明記</p> <p>・情報教育担当者会の開催:年3回実施</p> <p>・各学校からの要請に応じて校内研修等の取組を支援</p>

事業名称	基本方針 対策1-(2)	事業No,	77
	学校のICT環境整備(GIGAスクール構想の実現)	担当課	教育政策課
概要	ICTを活用した効果的な授業実践や、AI等の先端技術を活用した個別最適化学習の推進など、次世代型のICT教育に対応するため、県立学校におけるPC端末の整備を進めるとともに、普通教室及び特別教室において高速かつ大容量のネットワーク通信が可能な学習環境を整備する。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>文部科学省の「GIGAスクール構想の実現」に沿って、県立学校において1人1台タブレット端末が整備され、学習支援プラットフォーム等で提供するデジタル教材をどの教室でも日常的に活用できる通信ネットワーク環境が整っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校における1人1台タブレット端末の整備 R3：全県立高等学校（高等部）に1人1台タブレット端末導入完了 ・県立中学校及び県立特別支援学校（小・中学部）における1人1台タブレット端末の整備（R2完了） ・普通教室及び特別教室の無線LAN整備（R2完了：移転校及び統合校を除く） 		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>県立学校における1人1台タブレット端末の整備が完了するとともに、これらの端末がインターネットにアクセスするためのネットワーク整備が完了</p> <p>現行の教育ネットワークの保守期限であるR5年度に向けて、より効果的・効率的な仕組みにするための設計が必要である。</p> <p>1人1台タブレット端末の効果的な活用を促進するため、ヘルプデスク機能の強化が必要である。県や市町村が実施する調査業務の効率化に向けたICT環境の整備が必要である。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育ネットワーク再構築の設計 ・GIGAスクール運営支援センターの整備 ・アンケートシステムの整備 	KPIの状況(R3末)	
		<p>-</p> <p>(R4新規KPI)</p>	
実施内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)	
	<p>効果的な情報通信基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の教育ネットワークの保守期限であるR5年度に向けて、1人1台タブレット端末等を活用した学習がトラブルなく日常的に実践できるよう、ネットワークの再編を含めた効果的・効率的な情報通信基盤の整備について検討を行う。 	<p>関係機関との調整（～3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内（旅費システム、セキュリティクラウドなど） ・市町村（教育ネットワークなど） <p>予算化に向けた仕様の検討（～10月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者ヒアリング ・使用の検討・作成 	
	<p>GIGAスクール運営支援センターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人1台タブレット端末等の効果的な活用を促進するため、各学校や家庭からの問合せに対応するヘルプデスク機能を持った「GIGAスクール運営支援センター」を開設する。 	<p>GIGAスクール運営支援センターの開設・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設（6月） ・運用（～3月） <p>R5年度の運用に向けた準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に向けた要望・新規参加希望調査（～10月） ・仕様の調整・予算化（～2月） 	
<p>アンケートシステムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村単位・学校単位・学年単位等で段階的に回答を集計・分析できるアンケートシステムを整備する。 	<p>システム開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの設計・開発（～3月） 		

事業 名称	基本方針 対策1-(2)	事業 No,	78
	情報通信技術支援員（ICT支援員）等の確保促進及び資質向上	担当課	教育政策課
概要	ICT 支援員等を必要とする市町村のニーズを把握し、スキルアップに向けた研修や人材確保等の支援を行うことで、学校現場における ICT の積極的な活用を推進する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	各市町村において、教育分野の ICT に関する専門知識と経験を有した ICT 支援員等が配置され、1人1台タブレット端末や学習支援プラットフォーム等のデジタル技術を活用した「学校の新しい学習スタイル」へのサポートが実践されている。 ・文部科学省「教育の ICT 化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に示されている ICT 支援員の配置目標水準（4校に1人配置）を達成している市町村の割合：100%（R3：49%）		
取組の 成果と 課題 (R3末)	ICT 支援員等のスキルアップ研修により、学校現場をサポートする知識やノウハウの習得につながっている。また、関係する団体や大学等に対して ICT 支援員の業務の説明や就労に向けての条件調整等を実施し、人材確保に向けた情報の周知ができた。 R4年度から1人1台タブレット端末が導入される県立学校に配置する支援員や、市町村立学校において新たに配置される支援員等の資質向上が必要である。 市町村によっては、ICT 支援員の人材確保が困難な状況が継続しており、人材を確保しやすい仕組みを整備する必要がある。		
単年度の KPI (R4年度)	・ICT 支援員の配置目標水準（4校に1人配置）を達成している市町村（学校組合含む）の割合：71%（25/35市町村等）	KPI の状況(R3末)	
		51%（18/35市町村等）	
実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）	
	ICT 支援員等の資質向上への支援 ・学校を支援する人材として必要な技術力や子どもとの関わり方など、学校現場での活動に関するスキルアップを支援する。	ICT 支援員等への研修（～2月） ・学校現場での教育活動について 心構え、服務規程、セキュリティ ・各種ツールの操作について Google Workspace や Chrome Book の操作・運用 ・ノウハウの共有 実践事例の紹介・模擬研修	
	ICT 支援員の確保に向けた支援 ・市町村が人材を確保しやすい仕組みの構築を図る。	関係組織と連携した仕組みづくり（～2月） ・企業や団体、大学への協力要請 ・協力要請を得た情報を市町村と共有 ・県の移住施策との連携 ・県が支援する NPO 法人ウェブサイトにて人材登録	

事業名称	基本方針 対策1-(2) 校務支援システムの導入・活用促進	事業No,	79
		担当課	教育政策課

概要	全ての公立小・中・高等・特別支援学校に共通の校務支援システムを導入し、教職員の出欠管理・成績管理・保健情報管理等の事務的業務に伴う負担軽減と効率化を図り、児童生徒と向き合う時間を創出する。また、児童生徒情報の確実な共有と円滑な引継ぎなど、教育の質の向上に向けたシステムの活用を促進することにより、各学校における学習指導や生徒指導の一層の充実を図る。
-----------	--

到達目標 めざす姿 (R5末)	システムの導入により全公立学校の教職員の業務負担の軽減が図られるとともに、校内での学習指導や生徒指導への有効な活用に加え、校種間及び学校間での児童生徒情報の確実な共有が行われている。 ・県立学校及び市町村立学校における共通の校務支援システムの整備率：100%（統廃合校を除く） （R3 市立及び県立特別支援学校：100%） ・統合型校務支援システムを日常的に活用している教員の割合 システムへのアクセス権限を持つ教員のログイン率：80%以上
------------------------------	--

取組の成果と課題 (R3末)	特別支援学校への導入により、事務機能、個別の支援・指導計画等の機能が実装され、教職員の業務負担軽減となった。 県立学校では中高連携機能により、入試業務の負担軽減となった。 市町村立学校では、文書収受機能により文書の発出や保管など作業効率が上がり、業務負担が軽減された。業務のさらなる効率化に向けて機能を拡充する必要がある。 市町村立学校・特別支援学校の校務支援システムの設定・操作に不慣れな教員や新採教員に対し、継続的に習熟のための研修を実施し、システムの活用を促進する必要がある。
--------------------------	--

単年度のKPI (R4年度)	・システムへのアクセス権限を持つ教員のログイン率 平日にグループウェア機能にログインした割合（年間平均） 管理職・学校事務：85%以上 教員：80%以上	KPIの状況(R3末)	
		市町村	管理職・学校事務：82.5% 教員：62.6%
		県立	管理職・学校事務：81.1% 教員：86.0%
		R3.4月～R4.2月の平均	

実施内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
		県立学校校務支援システムの機能拡充 ・教職員の業務負担の軽減となる機能の充実を図る。 ・システムの活用を促進するため、新採職員等への研修を行う。
	市町村立学校における校務支援システムの活用 ・校務支援システムの効果的な活用を図るため、全小・中学校の新任担当者等への操作研修等を実施し、日常的なシステム活用の定着を促す。	日常的な活用が低迷する学校等への働きかけ ・日常的な活用（ログイン率）が低い学校の設置者に対し、教員のシステムへのログイン状況等を定期的に報告（7、10、2月） 各ブロック別操作研修の実施 ・新任管理職研修（4月） ・中学校進路担当者研修（11月） ・オンラインを活用した補助研修：随時

事業 名称	基本方針 対策2-(1) プログラミング教育における授業力向上	事業 No.	80
		担当課	小中学校課・教育センター 高等学校課
概要	小学校における情報教育の推進を担う中核教員の育成により、効果的なプログラミング教育の質の向上を図る。また、中学校技術分野担当教員や高等学校情報科担当教員への研修等を通して、プログラミングに係る指導力を強化し、系統的なプログラミング教育の充実を図る。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>プログラミングに対する教員の理解が促進され、全ての学校においてプログラミング教育の授業づくりが進み、各学校での効果的な実践が普及する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高知県 ICT 活用ハンドブック」に掲げた発達段階の目標を踏まえ、プログラミング教育を実践した小学校の割合：100% (R2：60.6% R3：100%) ・効果的にプログラミング教育を実践した情報科担当教員の割合：100% 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>情報教育推進リーダーの授業における ICT 活用能力が向上した。 (5月：2.9/5ポイント 2月：3.5/5ポイント) 教員の ICT 活用指導力チェックリスト(文部科学省)情報教育推進リーダー在籍校(小学校 27校)であっても、授業における ICT 活用頻度が少ない状況にあり、本事業の成果の普及が十分でない。 (他の友だちと意見交換したり、調べたりするために ICT 機器を週1回以上使用している県内児童の割合 4年生 53.8%、5年生 49.5%)</p> <p>高等学校の情報科において共通必修科目「情報」が新設されたことに伴い、小学校からの教育を踏まえながら、系統的にプログラミング等の学習を進める必要がある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	「高知県 ICT 活用ハンドブック」に掲げた発達段階の目標を踏まえ、プログラミング教育を実践した小学校の割合：100% 効果的にプログラミング教育を実践した情報科担当教員の割合：100%	KPI の状況(R3末)	
		100% - (R4 新規 KPI)	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	情報教育推進リーダーの養成(小中学校課) ・小学校における ICT を活用した授業やプログラミング教育の推進及び充実を図るために、民間企業の講師を活用し、県内の情報教育の中核的な役割を担うリーダー教員を計画的に養成する。 ・リーダー認定後は、活動指針に基づき、ICT の活用及びプログラミング教育の普及に努める。	情報教育推進リーダー養成プログラムの実施【R4】 ・12名程度養成、集合研修5回(4、6、8、12、2月) ・授業実践研修：1学期2回、2学期2回 ・「高知県 ICT ハンドブック」の実践事例を増強し、教職員ポータルサイトに掲載 情報教育推進リーダー認定者へのフォローアップ研修 ・授業づくり講座への参加 情報教育推進リーダー活動指針に基づく、ICT の活用及びプログラミング教育の普及	
	教科研修及び免許教科外の教科教授担任講習会(技術分野)(教育センター) ・年次研修の受講者や免許教科外教員を対象に、学習指導要領の趣旨を踏まえたプログラミングに関する指導ができるよう研修を実施し、技術分野担当教員の指導力の向上を図る。	学習指導要領の趣旨及び指導内容に関する研修 ・年次研修における教科研修 各年次1回(4～6月) ・免許教科外の教科教授担任講習会1回(6月) ・教育研究会と連携した研修1回(1月)	
	情報科教育研修(高等学校課) ・教科「情報」の指導のポイント等を理解し、プログラミングやシミュレーションについて演習を行い、新教育課程の適切な実施ができるように、担当教員の資質向上と指導力の強化を図る。	情報科教育研修の開催 ・教科「情報」を指導する教員を対象としたしっ皆研修(10、11月) ・プログラミングやシミュレーション教材を学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」に公開	
高大連携によるデジタル社会に対応した教育の充実(高等学校課) ・研究指定校(高知追手前高校)と高知工科大学による学習内容の協議、教育課程の編成	高大連携によるデジタル社会に対応した教育の充実 ・研究指定校(高知追手前高等学校)と高知工科大学による連携事業(講座・) ・講座(デジタル社会について、情報デザイン、シミュレーション)1年生対象：9時間 ・講座(データベース演習、データ分析演習)2年生対象：6時間【R5】		

事業 名称	基本方針 対策2-(2) 高大連携によるデジタル社会に対応した教育の充実	事業No,	81
		担当課	高等学校課

概要	高度なデジタル技術を活用し、AI やデータサイエンス分野で活躍できる人材の育成に向け、モデルとなる高等学校と大学とが連携し、デジタル分野の専門的な知識や理論、技術等を系統的に学習できる環境を整備する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	生徒が、次世代に対応した資質や能力を身につけ、AI やデータサイエンス分野で活躍できるよう高大連携した教育システムが構築されている。 R2：大学との協議、目標の設定 R3：具体的な学習内容を協議、教育課程（高等学校）の編成 R4：新教育課程での実践 R5：全校で教育プログラムを活用：100%
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	データサイエンス分野など、次世代に対応した資質や能力について、大学と連携した教育システムを検討し、具体的な連携内容、教育プログラムを策定した。 教育プログラムの検証が必要である。(必要な資質・能力等についての学習評価)
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	・研究指定校（高知追手前高校）を設置 ・新教科「情報」について、高知工科大学と連携した教育プログラムを実践 ：9時間	KPI の状況(R3末)
		教育プログラムの完成

実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
		大学との協議、目標の設定 ・身につけさせたい力を明確にするため、学習評価の在り方を検討する。
	具体的な学習内容を協議 ・デジタル社会に対応した教育システムを構築するために、新学習指導要領「情報」で新しく導入される指導項目や専門的な分野に関して、高知工科大学が協力・支援できる教育内容について協議する。	高等学校、大学との連携・実践 ・研究指定校での講座 の実施：年2回 ・講座（ デジタル社会について、 情報デザイン、 シミュレーション）1年生対象：9時間 ・講座（ データベース演習、 データ分析演習）2年生対象：6時間【R5】 ・大学入試共通テスト（R7）に向けての対策
	教育課程（高等学校）の編成 ・高知追手前高校での「情報」に関する教育課程及び年間指導計画(R4)を作成するために、現行「社会と情報」と「情報」の指導項目内容を比較し、専門的な知識や理論、技術等を系統的に学習できる内容について整理する。	デジタル社会に対応した教育内容の研究 ・研究指定校での授業を公開：年2回 ・県全体への広がりを図るために教材の共有化 ・身につけさせたい力、学習評価の在り方について検証
	高知工科大学による講演の実施 ・デジタル社会に対応した教育の実践ができるよう、最先端技術等について高知工科大学による講演やプログラミング実習等の情報科教育研修を実施する。	教員の指導力向上 ・高知工科大学と連携した情報科教育研修(10、11月) ・デジタル社会に対応した教育を実践できる教員の育成

事業 名称	基本方針 対策1-(1)	事業No,	82
	中山間地域における特色ある学校づくり推進事業	担当課	小中学校課
概要	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を活用し、義務教育学校等、次世代の特色ある学校づくりを目指す市町村教育委員会に対して支援を行うことで、学校と地域との連携・協働により「チーム学校」として教育活動を充実させるとともに、社会に開かれた教育課程の実現を目指す。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>中山間地域における多様な教育機会の確保に向けて、次世代の特色ある学校づくりや、魅力と特色ある学校づくりを推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営等の活動に参加している学校の割合(肯定的な回答をした割合) 指定校:100%[R2:66.7% R3:84.0%(89.7%)] 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるという児童生徒の割合(「当てはまる」と回答した割合) 指定校:40%以上 かつ全国平均以上[R2:38.2% R3:25.1%(15.2%)] ()内は全国平均 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>指定校において、生活科・総合的な学習の時間を柱とした9年間の学びをつなげるための体制づくりが整備されてきた。</p> <p>全国学力・学習状況調査の学校質問紙において、総合的な学習の時間に探究の過程を意識した授業を行っている学校の割合が全国より低くなっており、指定校の実践を通して具体的に指導の在り方を発信・普及していく必要がある。(全国:32.8% 県:32.3% 指定校:44.2%)</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<p>①保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営等の活動に参加している学校の割合(肯定的な回答をした割合) 指定校:90%以上 かつ全国平均以上</p> <p>地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるという児童生徒の割合(「当てはまる」と回答した割合) 指定校:40%以上 かつ全国平均以上</p>	KPI の状況(R3末)	
		<p>84.0%(89.7%)</p> <p>25.1%(15.2%)</p> <p>()内は全国平均</p>	
実施 内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)	
	<p>指定地域及び指定校への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入や、特色ある学校づくり及び教育課程の編成など、体制整備への支援を行う。 生活科・総合的な学習の時間を柱とした9年間のカリキュラムを作成し、特色ある教育課程の編成及び実施に向けた支援を行う。 	<p>指定地域及び指定校</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定期間:2年 指定終了後は、各市町村が主体となって取組を推進 6市町村(小学校7校・中学校6校)【R3~4】 6市町村(小学校7校・中学校6校)【R4~5】 取組、成果を県ホームページ等で発信 専任アドバイザー(1名)による学校支援訪問 1地域当たり訪問回数:指定1年目の地域 5回程度 指定2年目の地域 3回程度 連絡協議会の開催:年4回 参加対象:指定校管理職、推進担当教員 等 生活科・総合的な学習の時間を柱とした9年間のカリキュラムの改善 先進校視察研修 参加対象:指定校管理職、推進担当教員 等 生活科・総合的な学習の時間の授業の質の向上 コミュニティ・スクールの導入及び活性化 	

事業名称	基本方針 対策1-(2)	事業No,	83
	施設整備事業(県立高等学校再編振興計画)	担当課	高等学校振興課
概要	<p>安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校の統合および清水高等学校の高台移転に伴う施設整備を推進する。また、山田高等学校の学科改編に伴う教室改修等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校を統合する学校の施設について、現在の安芸桜ヶ丘高等学校の敷地に整備する。(本校舎・体育館新築・実習棟等改修) ・清水高等学校を土佐清水市内の高台に移転し、新たな校舎を整備する。 		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校とを統合した学校をR5年4月に開校するとともに、清水高等学校をR5年度をめどに移転する。</p> <p>山田高等学校では、R2年4月の学科改編に伴い、教室改修等の教育環境の充実を図る。(R2完了)</p>		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>(新)安芸中学校・高等学校の実習棟改修工事を6月に着手、校舎棟新築等工事を12月に着手した。清水高等学校の新校舎等基本設計を10月に完了し、12月に実施設計に着手した。</p> <p>(新)安芸中学校・高等学校については、R5年度末の完成に向け各工事の進捗管理を徹底するとともに、工事内容の変更等に迅速に対応する必要がある。</p> <p>清水高等学校の高台移転については、設計委託業者や関係課、関係者と緊密に連携し、地域の理解を得ながら、高台移転の取組を着実に進めていく必要がある。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	(新)安芸中学校・高等学校既存校舎改修工事の完了(R4.5月) 清水高等学校新校舎等実施設計の完了及び新校舎等工事の着手	KPIの状況(R3末)	
		改修工事 R3.6月着手 実施設計 R3.12月着手	
実施内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)	
	<p>安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校を統合する学校の施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5年4月に統合する学校の施設整備を着実に推進する。 	<p>既存校舎改修工事及び校舎等新築等工事の着実な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安芸桜ヶ丘高等学校、建築課、工事業者等と定例会を実施し、進捗状況等を把握：月1回 ・既存校舎改修工事(目標：R4.5月完了) ・新校舎等工事(目標：R6.3月完了) (R5.4月(新)安芸中学校・高等学校の開校) 	
	<p>清水高等学校の高台移転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期高台移転完了に向け、新校舎等の整備に取り組む。 	<p>実施設計の進捗管理及び新校舎等工事の着手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清水高等学校、建築課、工事業者等と定例会を実施し、進捗状況を把握：月1回 ・実施設計(目標：R4.7月完了) ・一部先行工事及び造成工事(目標：R4.11月完了) ・新校舎等工事(目標：R5.1月着手) 	

事業 名称	基本方針 対策1-(2) 高等学校の魅力化・情報発信の推進	事業No,	84
		担当課	高等学校振興課

概要	<p>中山間地域の高等学校の魅力化に向けて、次の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元市町村や企業と連携した探究学習や課題研究など学習内容の充実 ・優秀な指導者の招へいや練習環境の充実などによる部活動の充実・強化 ・学校の特色や取組を地域内外に知ってもらうための情報発信 ・市町村が行う中山間地域の高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化の取組への支援 <p>中山間地域の高等学校：県立高等学校再編振興計画において定めた10校（本校8校、分校2校）</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>中山間地域の高等学校が、ICTの活用等による学習環境の充実、地元市町村や地元中学校とのさらなる連携向上などにより魅力化が図られ、地域内外から入学を希望される学校となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域の高等学校のうち、R1年度と比較して入学者数が増加した学校数：10校中10校（R2：10校中0校 R3：10校中2校） ・中山間地域の高等学校のうち、地元中学校からの入学者数の割合がR1年度と比較して増加した学校数：10校中10校（R2：10校中4校 R3：10校中3校）
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>教育センターを拠点とする遠隔授業等により中山間地域の高等学校でも生徒のニーズに応じた進路実現を図ることができる学習環境を整えられた。また、学校の魅力を全国に発信することにより、県外からの入学者数も増加している。（R2：10名 R3：21名）</p> <p>教育振興施設整備事業費交付金を活用して、梶原町及び本山町（土佐町との共同事業）が各々の地域の教育力向上や活性化を目的として整備していた交流支援センターが完成した。</p> <p>中山間地域の高等学校においては、人口減少に伴い中学校卒業生数も減少していく中、地元中学校からの生徒確保に向けた取組とともに、教育の質を向上させていく必要がある。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	中山間地域の高等学校のうち、R1年度と比較して入学者数が増加した学校数：10校中5校	KPIの状況(R3末)
	中山間地域の高等学校のうち、地元中学校からの入学者数の割合がR1年度と比較して増加した学校数：10校中5校 地域みらい留学を活用し、県外から県立高等学校へ入学した生徒数：25名	

	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
実施 内容	<p>中山間地域の高等学校の振興に向けた具体的計画の策定・実施支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元市町村などと連携して学校の振興に向けた事業実施を支援する。 ・行政や地域と学校が連携・協働を強化し、高等学校の魅力化を図る。 ・地域が一体となって子どもを育てる教育環境を整えることにより、地域の次世代を担う人材育成を推進する。 	<p>中山間地域の高等学校の振興に向けた具体的計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的計画を策定した中山間地域等の高等学校数 目標 R4：10校 R5：10校 魅力化アドバイザーの配置 ・魅力化アドバイザーによる助言・支援 目標 支援校 R4：5校→R5：7校
	<p>小規模校の入学者数の増加を目指し、学校の魅力を全国に発信する事業を支援し、県外からの入学者数の増加につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域教育魅力化プラットフォーム主催の「地域みらい留学フェスタ」への参加を支援する。 	<p>小規模校の魅力を全国に発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域みらい留学への参加校 目標 R4：5校 R5：6校
	<p>国の指定事業などの活用に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」など学習内容、学習環境の充実や学校の魅力化につながる国の指定事業等の採択や事業実施にあたって学校への支援を行う。 	<p>「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」など国の指定事業の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携・協働し、防災教育を核とする地域の防災・現在の視点を取り入れた教育カリキュラムの開発（大方高等学校） ・開発した地域の教育資源であるジオパークを題材とした教育プログラムの実践（室戸高等学校）

事業名称	基本方針 対策1-(2) 県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づく取組	事業No,	85
		担当課	高等学校振興課

概要	<p>県立高等学校再編振興計画「前期実施計画」に基づき、高知南中・高等学校と高知西高等学校との統合完了に向け、高知国際中・高等学校等における取組を推進するとともに、須崎総合高等学校の施設整備等を推進する。</p> <p>高知国際中・高等学校の国際バカロレア認定に向けた取組や、R3年度の高知国際高等学校開校に向けた取組を推進するとともに、国際バカロレア教育や学校への理解を促すため、積極的な広報に取り組む。</p> <p>須崎工業高等学校と須崎高等学校を統合し開校した須崎総合高等学校において、一部残っている施設整備工事等について着実に推進する。</p>
-----------	---

到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>R5年度における高知国際中・高等学校の円滑な運営による統合完了：R5.4月</p> <p>須崎総合高等学校における施設整備工事等（校内舗装等工事）の完了：R4.9月</p>
------------------------------	---

取組の成果と課題 (R3末)	<p>4月に高知国際高等学校が開校し、11月より、国際バカロレア教育DP（高等学校段階のプログラム）がスタートできた。</p> <p>高知南中・高等学校、高知西高等学校及び高知国際中・高等学校において、統合に向けて各校の連携や情報共有が必要である。</p> <p>関係者、関係機関等と連携し、須崎総合高等学校の施設整備等（関連市道整備含む）を円滑に進める必要がある。</p>
--------------------------	---

単年度のKPI (R4年度)	<p>高知南中・高等学校と高知西高等学校の高知国際中・高等学校への円滑な継承（継承式の開催：R5.3月）</p> <p>須崎総合高等学校における校内舗装等工事の完了：R4.9月</p>	KPIの状況(R3末)
		<p>合同校長会の開催:3回未着手</p>

実施内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
		<p>高知国際中・高等学校における教育内容の充実等に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5年度卒業する1期生の進路実現に向けた教育内容の充実に取り組む。(R6.3月：高知国際高等学校第1期生卒業) ・R5年度卒業生のうちDPコース選択生徒全員がIB資格を取得できるよう、教員の指導力向上に取り組む。
	<p>高知南中・高等学校、高知西高等学校及び高知国際中・高等学校の連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知南中・高等学校及び高知西高等学校が最終学年となることから、高知国際中学校・高等学校へ円滑な継承ができるように、各校の連携を図る。 	<p>高知南中・高等学校、高知西高等学校及び高知国際中・高等学校の連携促進【R4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル推進教育委員会等を通じた各校の連携促進 ・統合校合同校長会や副校長会を通じての情報共有 <p>統合完了（R5.4月）</p>
	<p>須崎総合高等学校における施設整備工事等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内舗装等工事を推進する。 ・須崎市との連携による関連市道整備等に向けた取組を推進する。 	<p>須崎総合高等学校における施設整備工事等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内舗装等工事の実施 ・須崎市との連携による関連市道整備等の取組推進 ・須崎市との定期的な協議：月1回程度

事業 名称	基本方針 対策1-(3) 市町村教育委員会との連携・協働	事業No,	86
		担当課	教育政策課
概要	県教育委員会と市町村教育委員会の施策の方向性を合わせ、連携・協働した取組を推進するため、各市町村教育委員会や高知縣市町村教育委員会連合会等との情報共有・協議のための機会を設ける。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	本県の教育の振興、様々な教育課題の解決に向けて、県と市町村の教育行政が目標や課題を共有し、方向性を合わせた取組を実施している。		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、集合型での情報共有の機会が少なくなったものの、必要に応じた情報共有を行うことができている。</p> <p>本県の教育課題や県・市町村の施策の実施状況等について、県教育委員会と市町村教育委員会との定期的な情報共有の機会を引き続き確保するとともに、課題に対し適時に連携・協働して対応するための協議等の機会を積極的に設ける必要がある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	・県と市町村が方向性を合わせた情報共有を実施している。	KPI の状況(R3末)	
		連合会との情報共有：3回	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<p>市町村教育委員会連合会等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会の連合会や協議会等との定期的な情報共有・協議のための機会を設ける。 	<p>市町村教育長会議及び合同研修会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間8回(予定) 市町村教育長会議：1回 市町村教育委員会連合会研修会：3回 都市教育長協議会意見交換会：2回 市町村教育長会研修会：2回 	
	<p>教育課題に応じた連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の児童生徒の約半数が在籍する高知市との連携や、全市町村に共通するICT環境の整備など、時機を捉えた教育課題について協議を行い、目標の実現に向けて連携・協働した取組を推進する。 	<p>高知県・高知市 知事・市長及び教育長連携会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回開催(8月) <p>「GIGAスクール構想」の実現に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び7市町村でのGIGAスクール運営支援センター(ヘルプデスク)を設置・運営 	

事業名称	基本方針 対策1-(3) 教育版「地域アクションプラン」推進事業	事業No,	87
		担当課	教育政策課
概要	<p>県の第2期教育大綱や第3期高知県教育振興基本計画に掲げる知・徳・体の向上をはじめとする基本目標や施策の基本方針などを踏まえ、教育課題の解決に向けて推進される各市町村の自主的・主体的な取組を、県と市町村教育委員会が協議したうえで、教育版「地域アクションプラン」として位置付け、人的及び財政的な支援を行う。</p>		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>県と市町村が教育施策に関する方針や課題等を共有し、両輪となって事業を実施することで、地域の子どもの実情に応じた取組が行われている。</p> <p>市町村の施策マネジメント力がより一層向上し、実効性の高い事業が展開されている。</p> <p>・各市町村が実施する事業検証において目標を達成できた割合：100% (R2：100% R3：100%)</p>		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、一部の取組をオンラインによる実施に切り替えるなど、「地域アクションプラン」推進事業におけるICTの活用が進み、各市町村等においても事業内容を見直す契機となった。</p> <p>事業を計画するに当たって、県の基本目標や各対策に定める指標の達成に向けた関連付けが十分でない事例も見られ、適切な指導・助言を行う必要がある。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	・各市町村が実施する事業検証において目標を達成できた割合：100%	KPIの状況(R3末)	
		100%	
実施内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)	
	<p>高知県地域教育振興支援事業費補助金</p> <p>・県の教育大綱や基本計画に定められた方向性を踏まえた取組のうち、下記の要件に該当する事業を補助対象とする。</p> <p><事業要件></p> <p>チーム学校の推進</p> <p>厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実</p> <p>デジタル社会に向けた教育の推進</p>	<p>市町村の自主的・主体的な取組の推進</p> <p>・事業を活用する市町村等 (34市町村、1学校組合、1団体)</p> <p>・主な取組</p> <p>チーム学校の推進 R4：34市町村等</p> <p>厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実 R4：15市町村等</p> <p>デジタル社会に向けた教育の推進 R4：8市町村等</p>	
	<p>市町村の進捗管理及び施策マネジメント力の向上のための支援</p> <p>・各教育事務所に配置した担当指導主事等による事業内容への積極的な指導・助言の実施によりPDCAサイクルを確立する。</p>	<p>事業計画策定時に目標値(KPI)を設定</p> <p>・ヒアリング時に確認</p> <p>各教育事務所の担当者による指導・助言のための事業ヒアリング</p> <p>・年2回(8、11月)</p> <p>進捗管理表による学期ごとの自己検証の実施</p> <p>・年3回(7、11、3月)</p>	

事業 名称	基本方針 対策2-(1) 地域学校協働活動推進事業	事業No,	88
		担当課	生涯学習課

概要	学校と地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するため、地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実等に取り組むとともに、民生・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>学校や地域の実情に応じ、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部の設置率(小・中学校): R4までに100% (R2:94.1% 小学校171校、中学校100校、義務教育学校2校) (R3:95.7% 小学校172校、中学校96校、義務教育学校2校) ・「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを構築した小・中学校の割合:100%(R2:68.3% R3:80.1%)
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>地域学校協働本部の設置率はR2:94.1%からR3:95.7%に、「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを構築した割合はR2:68.3%からR3:80.1%にと順調に進んでいる。</p> <p>市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、学校と地域をつなぐ地域コーディネーターの確保・育成及びコーディネート機能の強化などが求められる。各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	地域学校協働本部の設置率(小・中学校):100% 「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを構築した小・中学校の割合:91%	KPIの状況(R3末)
		95.7% 80.1%

実施 内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)
		<p>地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域との一層の連携・協働やコミュニティ・スクールとの一体的な推進に向け、市町村や学校、地域の方などに地域学校協働本部の意義や取組等について、周知・啓発を行う。
	<p>厳しい環境にある子どもたちの見守り体制の強化に向けた「高知県版地域学校協働本部」への展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働本部の取組を、下記要件を満たす「高知県版地域学校協働本部」へと発展を図る。 <p>「高知県版地域学校協働本部」の要件充実した地域学校協働活動の実施 学校と地域との定期的な協議の場の確保 民生・児童委員の参画による見守り体制の強化</p>	<p>民生・児童委員との連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参画要請と学校訪問等による参画状況の確認 <p>市町村毎に設定した設置計画に基づき、地域や学校において資源や特色を生かした協働活動を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県版地域学校協働本部認定校の取組等を参考とした各地域や学校での主体的な取組展開 ・取組状況調査の実施(7、8月) <p>学校地域連携推進担当指導主事を中心とした支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体の設置計画における、当該年度実施校に重点を置いた訪問活動等による市町村や学校への助言等個別支援

事業名称	基本方針 対策2-(1) 新・放課後子ども総合プラン推進事業	事業No,	89
		担当課	生涯学習課
概要	放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学び場の充実を図るため、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域住民の参画を得て、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につなげるさまざまな活動を支援する。また、家庭生活の困窮等で厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行う。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>放課後に子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所が確保されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置率(小学校): 100%(R2:96.3% R3:97.3%) <p>「放課後学びの場」において子どもたちが学ぶ力を身につけることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における学習支援の実施率(小学校): 100%(R2:98.8% R3:99.1%) 		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>児童クラブ又は子ども教室の設置率、学習支援の実施率は年々高まっている。</p> <p>待機児童及び国の施設基準等を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員の確保が必要である。</p> <p>各児童クラブや子ども教室によって活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う専門知識・技能の向上などが引き続き求められる。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置率(小学校): 97.3%以上 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における学習支援の実施率(小学校): 100%	KPIの状況(R3末)	
		97.3%	99.1%
実施内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)	
	放課後児童クラブ・子ども教室の設置及び活動内容の充実 ・「新・放課後子ども総合プラン」を実施する市町村に対し財政的な支援を継続するとともに、放課後等における補充学習・体験活動の実施や学び場の充実を図る。	<p>設置促進と活動内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への運営補助 ・放課後補充学習(学校管理下)の取組と連携した一体的な実施 ・全市町村ヒアリング、取組状況調査の実施(8~10月) ・児童クラブ施設整備への助成 	
	人材育成、人材確保 ・放課後児童支援員認定資格研修など、活動に携わる方々が必要な専門知識を習得するための研修機会を確保・充実することで資質向上を図る。	<p>放課後児童支援員認定資格研修の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4日間:年1回 <p>子育て支援員研修(放課後児童コース)の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2日間:年1回 <p>放課後児童支援員等の資質向上研修の開催及びオンデマンド配信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年10回程度 	
	厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備 ・家庭生活の困窮等で厳しい環境にある子どもも児童クラブを利用しやすくするために、補助金の活用や利用要件を満たす対象者への制度等の周知について市町村に働きかけを行う。	<p>利用しやすい環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料減免や開設時間延長等にかかる財政支援 ・児童クラブの利用要件を満たす対象者への声かけや補助 ・事業の活用を市町村に周知徹底 	
学び場人材バンクによる支援 ・人材紹介や、出前講座の実施による、多様な学びの機会の提供を通して、児童クラブ、子ども教室の活動を支援する。	<p>学び場人材バンクの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者からの紹介や広報誌等を活用した、ボランティアなど地域人材の発掘・登録 ・出前講座の実施や人材育成等への支援 		

事業 名称	基本方針 対策2-(2) P T A 活動振興事業	事業 No,	90
		担当課	生涯学習課
概要	学校、保護者、行政が協働して、地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対処していくため、各地区において PTA の研修会などを開催することにより、課題を共有する場を設け、PTA の具体的な活動につなげる。また、保幼小中高 PTA の連携した取組が、多くの保護者の参画を得て活性化するよう、PTA 活動を支援する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	子どもたちを取り巻く教育課題の解決のために、より主体的な PTA 活動が推進されている。 ・PTA・教育行政研修会参加者の研修会に対する肯定的評価の割合：90%以上 (R1：75.4% R3：81.0% (代替研修)) ・PTA・教育行政研修会で学んだことを単位 PTA の取組につなげた割合：100% (R1：96.0% R3：82.0% (代替研修))		
取組の 成果と 課題 (R3末)	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は PTA・教育行政研修会が全ての地区で中止となった。代替の研修機会として、県小中学校 PTA 連合会主催の「土佐の子育て交流会」の場で、県が推進する取組である「早寝早起き朝ごはん」をテーマとして、子どもたちの「睡眠」について意見交換・協議を実施し、子どもの基本的な生活習慣の重要性について啓発を行った。 参加者が興味・関心を持ち、家庭・学校・地域の課題に合った研修内容の検討が必要である。		
単年度の KPI (R4年度)	・各地区 PTA・教育行政研修会参加者の研修会に対する肯定的評価の割合：90%以上	KPI の状況 (R3末)	
		81.0% (代替研修)	
実施 内容	内 容 PTA・教育行政研修会 ・県内7地区で、地域ごとの教育課題に応じたテーマを PTA や県・市町村教育関係者が意見交換し、地域での活動につなげていくための研修会を開催する。	具体的な取組 (R4～5年度) PTA・教育行政研修会の開催 ・毎年度県内7地区で順次開催 R4の開催予定 安芸地区 (5月) 香美・香南地区 (7月) 土長南国地区 (8月) 吾川地区 (7月) 高岡地区 (7月) 幡多地区 (6月) 高知地区 (2月) ・計画に掲げる指標の達成に向け、研修において、基本的な生活習慣の確立や良好な親子関係構築に向けた家庭内の会話の重要性について、啓発・情報発信 ・環境に係るチェックシートの活用等による家庭生活での環境教育の実践促進	
	各教育事務所との検討会 ・参加者のアンケートを基に次年度の研修内容を検討し、PTA・教育行政研修会の充実を図る。	各教育事務所と次年度の各地区 PTA・教育行政研修会について検討会の開催 (12～1月) ・アンケートに基づいた改善点の分析 (12月) ・県小中学校 PTA 連合会の役員と次年度のテーマに向けた協議 (1月)	
	高知県小中学校 PTA 連合会との教育研修会 ・保護者からの声を直接聞くことにより学校、家庭、教育行政の連携強化を図る。	高知県小中学校 PTA 連合会と高知県教育委員会事務局の教育研修会の開催 (2月) ・環境教育に係る内容をテーマに取り入れ、家庭・地域での取組を促進	

事業 名称	基本方針 対策2-(2) 家庭教育支援基盤形成事業	事業No,	91
		担当課	生涯学習課

概要	保護者を対象とした子育て講座をはじめとする市町村が行う家庭教育支援の取組の充実・強化を図る。 また、県教育委員会が作成した学習教材を活用して、保護者や子育て支援関係者が交流しながら親育ちについて学び合う取組を推進するとともに、この取組を実践できるファシリテーターを養成し、県内全域に派遣する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>地域の実情に応じた取組等により、子育てについて学ぶ機会や相談できる機会が増加し、家庭の教育力が向上している。</p> <p>多くの家庭が、よりよい生活習慣の確立に向けて取り組み、多くの子どもたちに、規則正しい睡眠や食事などの基本的な生活習慣が確立されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児(4~5歳)と小・中学生の生活リズム名人認定率:50%以上 (R2:43.7% R4.3月末:39.9%) ・「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」児童生徒の割合:85%以上かつ全国平均以上 〔R1 小学校:81.1%(81.4%) 中学校:79.6%(78.0%)〕 〔R3 小学校:81.0%(81.2%) 中学校:80.5%(79.8%)〕 ()内は全国平均 (「している」、「どちらかといえばしている」と回答した割合) ・「毎日、同じくらいの時刻に起きている」児童生徒の割合:95%以上かつ全国平均以上 〔R1 小学校:90.3%(91.6%) 中学校:92.8%(92.8%)〕 〔R3 小学校:89.6%(90.4%) 中学校:92.9%(92.7%)〕 ()内は全国平均 (「している」、「どちらかといえばしている」と回答した割合)
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>家庭教育支援基盤形成事業未実施の市町村へ事業説明を行ったことにより、2町が新たに事業を行うことになった。</p> <p>より多くの地域に取組を広げていくためには、それぞれの地域に家庭教育支援の核となる人材を育成していく必要がある。</p> <p>全ての家庭がよりよい生活習慣を確立するために、継続的な啓発や研修等の取組が必要である。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	未就学児(4~5歳)と小・中学生の生活リズム名人認定率:45%以上 「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」児童生徒の割合:82%以上 「毎日、同じくらいの時刻に起きている」児童生徒の割合:92%以上	KPIの状況(R3末)	
		39.9%	
		小 81.0%	中 80.5%
		小 89.6%	中 92.9%

実施 内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)
	市町村の家庭教育支援の取組推進 ・全ての家庭がよりよい生活習慣を確立するために、保護者を対象とした子育て講座の開催など、市町村における家庭教育支援の取組を推進する。	家庭教育支援への助成 ・18市町村【R4】 :うち家庭教育支援チーム 6市町 6チーム 地域で子育てや家庭教育に関する相談にのったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりする支援チーム
	「親の育ちを応援する学習プログラム」の活用促進 ・各地域において「親の育ちを応援する学習プログラム」を実践できるファシリテーターを養成し、県内全域でプログラムの活用促進を図る。	認定ファシリテーター養成研修会 ・3日間 保育園等へのファシリテーターの派遣 各地区入門講座 ・東部、西部、中部地区で学習プログラムを体験する講座を実施:各地区1回
	早寝早起き朝ごはん県民運動の推進 ・「早寝早起き朝ごはんフォーラム」を開催し、よりよい生活習慣の啓発を図る。 ・基本的な生活習慣などの状況を親子で点検する「生活リズムチェックカード」の活用促進を通じて、よりよい生活習慣の定着を促す。	「生活リズムチェックカード」の活用促進 ・全保育所、幼稚園等の4~5歳児及び全小学生にチェックカードを配付 「高知家の早寝早起き朝ごはんフォーラム 2022」の開催 ・会場とオンラインのハイブリッド開催

事業 名称	基本方針 対策1-(1) 園内研修支援事業	事業 No,	92
		担当課	幼保支援課
概要	県内のどこにおいても保育所保育指針や幼稚園教育要領等に沿った質の高い教育・保育が受けられる環境の実現を目指して、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の周知を図りながら、各園が行う園内研修の取組を支援する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	ガイドライン等に基づく質の高い教育・保育を目指した教育・保育実践が広がっている。 ・ガイドライン等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合 : 100% (R2: 74.2% R3: 73.7%)		
取組の 成果と 課題 (R3末)	ガイドライン等を活用し、園内における保育の振り返りや職員間の話し合い等、アドバイザーなどの園への訪問支援等で、保育の見直し・改善を行った園が増加した。 保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立に向けて、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用方法等について引き続き周知していく必要がある。		
単年度の KPI (R4年度)	・ガイドライン等を活用し、教育・保育の質の向上に向け、継続的に取り組んでいる園の割合: 80%以上	KPI の状況(R3末)	
		73.7%	
実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	園内研修の充実 ・組織的・計画的な研修体制を確立し、園内研修のさらなる質の向上が図られるよう、幼保支援アドバイザー、幼保支援課指導主事等を派遣し、保育所・幼稚園等が実施する園内研修等の支援を行う。	園内研修支援 ・園内研修及びキャリアアップ実践研修支援の周知・実施 内容例 保育を見合っでの研修、指導計画の充実、乳幼児保育のDVD視聴等 ・教育センターとの連携支援 ・幼保支援アドバイザー等の派遣: 130回程度(通年) 各園の研究テーマや課題に基づいた研修支援 ガイドラインを活用した研修支援	
	ブロック別研修の充実 ・ブロック内における主体的な実践研修のためのネットワーク化の推進と、園内研修の企画・立案・運営を行うミドル職員を育成するために、「ブロック別研修会」を開催する。	ブロック別研修支援 ・年間を通じた組織的な園内研修の実施に向けた研修支援: 130回程度(通年) ・ブロック別研修会の開催: 県内13ブロック13園 ・ブロック交流会の実施(2月) 実践発表、園内研修実施の啓発、園内研修実施園(26園)の情報交流	

事業 名称	基本方針 対策1-(1) 園評価支援事業	事業No,	93
		担当課	幼保支援課 教育センター

概要	管理職が明示する園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有したうえで、保育所保育指針等に基づいた教育・保育がチームとして実践されるとともに、よりよい実践につなげる改善のサイクルを構築できるよう、県教育委員会が作成した「園評価の手引き」を活用し、各園が行う園評価の取組を支援する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	園経営計画に基づく園評価が各園で実施され、質の高い教育・保育を目指した園運営の組織的・継続的な改善が進められている。 ・園評価の実施率 幼保連携型認定こども園・幼稚園・保育所：100% (R2：幼保連携型認定こども園・幼稚園：100%、保育所：89.7%) (R3：幼保連携型認定こども園・幼稚園：100%、保育所：96.2%)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	園評価に関する研修の実施や幼保支援アドバイザーや指導主事による訪問指導等を実施したことにより園評価に取り組む保育所が増加した。 園評価への正しい理解に基づく実施と、よりよい実践に向けた評価のPDCAサイクルの確立を促す必要がある。
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	・園評価の実施率 幼保連携型認定こども園・幼稚園：100% 保育所：95%	KPIの状況(R3末)
		100% 96.2%

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
	園評価の手引き研修会の実施 ・各園の特性を生かした、園評価への正しい理解と地域における実践交流等を図るための研修会を実施する。	園評価の手引き研修会 ・教育センター研修において実施：年2回(9、12月)
	評価計画等のPDCAサイクルに基づく園評価の実施に向けた支援 ・各園で組織的・計画的な教育・保育の実施や改善が行われるよう、個別による相談会等を実施する。	幼保支援アドバイザー等による相談支援・園内研修支援 ・市町村単位の相談会、個別相談会の実施(通年)
	園評価等の実施状況の把握 ・園評価(学校評価)の実施状況調査を行い、各保育所等における園評価の実施を促す。	園評価等の実施状況調査(12月) ・園評価等を実施していない園の状況把握による個別支援の実施

事業 名称	基本方針 対策1-(1) 保育者基本研修	事業No,	94
		担当課	幼保支援課 教育センター

概要	保育者の職責に応じた専門性や実践力の向上のため、教育センターを中心に、保育者のキャリアアップ研修を実施する。また、研修受講対象者が計画的に参加できるよう取り組む。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>保育者として専門性が高まり、基礎的な保育の実践力が身につけている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育センターが実施するステージ研修の受講園の割合 研修受講率 新規採用保育者研修：80%以上 (R2：50.0% R3：47.0%) <p>管理職がリーダーシップを発揮することにより、人材育成や園組織の改善が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育センターが実施するステージ研修の受講園の割合 研修受講率 主任・教頭等研修：80%以上 (R2：74.5% R3：75.8%) 所長・園長研修：80%以上 (R2：69.0% R3：75.1%)
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>所長・園長研修、主任・教頭等研修の受講率は年々上昇し、研修受講者が増加することにより、人材育成や園組織の改善につながった。また、受講者が研修内容に概ね満足できる研修となっていた。</p> <p>研修代替の保育者が確保できないことや、複数の保育者を研修に参加させることが困難といったことから、新規採用保育者の研修への参加が十分でない。また、新型コロナウイルスの感染拡大のため、研修に参加することを差し控えた園もあった。</p> <p>所長・園長研修、主任・教頭等研修の受講率は上昇しているが、十分な参加とはいえない。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講率 新規採用保育者研修：70%以上 主任・教頭等研修：80%以上 所長・園長研修：75%以上 	KPIの状況(R3末)
		<p>新採：47.0% 主任・教頭等：75.8% 所長・園長：75.1%</p>

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
	<p>基本研修(新規採用保育者研修)の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士・幼稚園教員・保育教諭として専門性を高め、基礎的な保育の実践力を身につけるための研修を行う。 	<p>新規採用保育者研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日数7日 センター研修：5日 園内研修：2日
	<p>基本研修(主任・教頭等研修、所長・園長研修)の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーダーシップを発揮し、園経営の責任者として、人材育成や組織改善などの経営的資質の能力を身につけるための研修を行う。 	<p>管理職ステージにおける研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステージ センター研修：3日(うち遠隔2日) ・ステージ センター研修：2日(うち遠隔1日) ・人材育成や保護者対応に関する内容の充実 「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用 ・基本研修全般において、キャリアステージごとに活用 ・講義、グループ協議の実施
	<p>研修実施に係る代替保育者の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育者が研修に参加しやすくするため、代替保育者の配置に対して支援するとともに、研修代替要員等として配置可能な子育て支援員を養成する研修を実施する。 	<p>研修代替保育者の配置に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助制度の活用について施設設置者への広報を実施 子育て支援員を養成する研修の実施(5～8月) 子育て支援員等の資質向上のためのフォローアップ・現任研修の実施(2月)

事業名称	基本方針 対策1-(1) 保育士等人材確保事業	事業No,	95
		担当課	幼保支援課
概要	保育所の安定的な運営や、多様な保育サービスの実施に必要な保育士が確保できるよう、保育士再就職支援コーディネーターの配置や、保育士資格の取得を目指す学生に対する返還免除規定のある修学資金の貸付などの取組により、保育人材の確保を図る。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	保育所等において、年度途中の入所や、障害児保育、延長保育等の多様な保育サービスの実施に必要な保育人材が確保できている。		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>保育所等において、年度途中の入所や、障害児保育、延長保育等の保育ニーズに対応するために必要な保育人材は一定数確保できた。</p> <p>施設の設置者にとっては、少子化に伴い全体の児童数が減少傾向にあることや、0歳児などの途中入所児童の把握が難しいこと等の要因により、数年後の児童数の見込みが難しく継続的に雇用する正規職員を採用しづらい状況にある。</p> <p>待機児童数は減少傾向にあるが、依然発生している状況である。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	福祉人材センターがマッチングし就職した保育士等の件数：20件以上 待機児童数：0人	KPIの状況(R3末)	
		30件(R4.2.1) (R2：38件) 12人(R2：28人)	
実施内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)	
	潜在保育士の就職支援 ・福祉人材センターに保育士再就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士の活用支援等を行う。	保育士再就職支援コーディネーターの配置 ・保育所等での求人情報の把握 ・就職説明会等での求職者と施設のマッチング ・職場見学・体験のコーディネート等、潜在保育士向け就業前研修の企画・実施 未就学児を持つ潜在保育士に対する保育料の一部貸付など利用実績の少ない貸付制度のさらなる周知	
	保育士を目指す学生への修学支援 ・指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に修学資金を貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。	保育士修学資金貸付の実施 高等学校での保育職の紹介 ・県内高校の訪問の実施：15回(5～3月)	
保育士等の離職防止 ・保育者の業務負担の軽減や保育職場の働き方改革などにより、保育士等の離職防止を図る。	保育所等の経営者層を対象とした研修 ・保育現場の業務改善に関する研修の開催 ：年1回(8月) 内容：働き方改革・業務改善等		

事業 名称	基本方針 対策1-(2) 保幼小連携・接続推進支援事業	事業No,	96
		担当課	幼保支援課
概要	各園で生まれた一人一人の子どもの生きる力の基礎を小学校へ円滑につなぐため、「高知県保幼小接続期実践プラン」を活用し、各園・各小学校における接続期のカリキュラムの作成・実践・改善を支援する。あわせて、モデル地域における保幼小連携・接続の取組を支援し、その成果を全ての地域に普及する。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>就学前の教育・保育と小学校教育の円滑で確実な接続が図られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保幼小の連絡会、子どもの交流活動の実施率（それぞれ年3回以上実施） 連絡会等実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100% （R2 保育所・幼稚園等：49.5%、小学校：55.7% R3 保育所・幼稚園等：59.5%、小学校：66.1%） 子どもの交流活動実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：100%、小学校：100% （R2 保育所・幼稚園等：42.6%、小学校：50.6% R3 保育所・幼稚園等：40.9%、小学校：58.7%） 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>これまで重点的に支援を行ったモデル地域（田野町・越知町・黒潮町）の取組成果の県内全域への普及や、アドバイザー等による助言などの取組により、各園が行う公開保育に参加する小学校教員が増加するなど、各地域における取組が充実してきている。</p> <p>園・小学校双方が、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に定める「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」など、接続期の子どもへの理解を深める必要がある。</p> <p>複数の保育所・幼稚園等から1つの小学校へ入学する比較的規模の大きい地域における課題を踏まえた接続期のカリキュラム作成等への支援が必要である。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	保幼小の連絡会等実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：80%、小学校：80%	KPI の状況(R3末)	
	保幼小の子どもの交流活動実施率（年3回以上実施） 保育所・幼稚園等：80%、小学校：80%	保幼等：59.5%	小：66.1%
		保幼等：40.9%	小：58.7%
実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）	
	<p>「高知県保幼小接続期実践プラン」を活用した各地域の取組支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」などを踏まえた接続期の子どもへの理解を深め、実態に応じた接続期のカリキュラムの作成や交流会などが行われるための、保幼小連携アドバイザー等の訪問支援 	<p>管理職等への理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続期カリキュラムの理解・作成に向けた講話や演習の実施 <p>研修による理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職研修（園長・校長）等での保幼小連携・接続の理解と啓発のための講義を継続実施 ・保幼小連携アドバイザー等による連絡会や交流会等への訪問支援 <p>保幼小連携・接続プロジェクトチームによる、各地域のカリキュラムの作成や連絡会・交流会等の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトチーム会：年4回 	
	<p>モデル地域における「保幼小の架け橋プログラム」における「架け橋期のカリキュラム」の開発支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省の「幼保小架け橋プログラム事業」を受け、複数の保育所・幼稚園等から1つの小学校へ入学する比較的規模の大きい地域のモデルとなる取組を市と連携して支援 <p>架け橋期：5歳児～小学1年生の2年間（文部科学省による定義）</p>	<p>モデル地域におけるカリキュラム開発委員会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム開発委員会の実施：年4回程度 ・公開保育や研究授業、交流会等の実施を通じた「架け橋期のカリキュラム」の検討・開発（通年） <p>架け橋期のカリキュラムの実践及び市内・県内全域への普及【R5～】</p>	

事業名称	基本方針 対策2-(1) 親育ち支援啓発事業	事業No,	97
		担当課	幼保支援課
概要	保護者の子育て力、保育者の親育ち支援力の向上に向け、保護者を対象とした良好な親子関係や子どもへの関わり方の理解を深めるための講話やワークショップを行うとともに、保育者を対象とした保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などに関する事例研修等を行う。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	管理職のリーダーシップのもと、チームとして親育ち支援に取り組んでいる。 ・親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合：100% (R2：48.5% (141園 / 291園) R3：56.1% (162園 / 289園))		
取組の成果と課題 (R3末)	全ての園に親育ち支援担当者が配置され、担当者を中心に、組織的・計画的に保護者支援を行うための体制が整備され、保護者支援の充実につながった。 保育者が組織的・計画的に保護者支援を行うためには、研修計画に基づいた取組が行われる必要があるが、支援の必要な家庭や子どもへの個別対応による多忙感、書類作成の負担感が先行し、計画作成が十分に進んでいない。 研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者がおり、園により研修参加率の差が大きい。		
単年度のKPI (R4年度)	・親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合：80%	KPIの状況(R3末)	
		56.1% (162園 / 289園)	
実施内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)	
	<p>保育者研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育者の親育ち支援力の向上のため、保育者を対象とした親育ち支援の必要性や支援方法について理解を深める研修を支援する。 ・計画作成の意義や効率的な作成方法について個別の園訪問を通じて助言する。 	<p>保育者研修の実施への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 ・園内研修支援 内容：事例研修や講話、保護者の保育者体験の啓発など ・市町村単位の合同研修への支援 ・園訪問を通じて研修計画作成への支援 	
<p>保護者研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の子育て力の向上のため、保育所・幼稚園等において講話やワークショップなどを行い、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深める。 ・研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者等のために、保育者による子育てに役立つ解説動画を作成・配信し、より幅広く啓発を行う。 	<p>保護者研修の実施への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園のニーズや課題に応じた講話やワークショップ ・就学時健診等の機会を活用した講話 ・保護者会、PTAを対象とした研修 ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 <p>解説動画の作成・配信</p>		

事業 名称	基本方針 対策2-(1)	事業 No,	98
	親育ち支援保育者スキルアップ事業	担当課	幼保支援課

概要	各園において、組織的・計画的に親育ち支援の取組が行われるよう、親育ち支援担当者等のスキルアップや、各地域の「親育ち支援地域リーダー」の育成を図る。
----	---

到達 目標	保育所・幼稚園等で組織的・計画的に親育ち支援が行われるようになり、園全体の親育ち支援力の向上が図られる。
めざす姿 (R5末)	・親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合：100% (R2：48.5% (141園/291園) R3：56.1% (162園/289園))

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>親育ち支援講座や地域別交流会・連絡会等の実施により、親育ち支援担当者や地域リーダーの親育ち支援のスキルアップにつながった。</p> <p>親育ち支援担当者が自園における役割や研修計画等の作成について理解を深め、中心となって取り組む必要がある。</p> <p>園数の少ない地域等においては、地域のネットワーク化を図りさまざまな保護者の実態に合わせた支援方法を近隣の市町村の取組から習得できるようにする必要がある。</p> <p>研修の内容が園内で共有されていない園や、園内での親育ち支援の研修が計画的に実施されていない園があることから、親育ち支援研修計画の作成方法などの周知を行っていく必要がある。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	・親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合：80%	KPI の状況 (R3末)
		56.1% (162園/289園)

実施 内容	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
		親育ち支援講座の実施 ・親育ち支援の基本的な考え方や保護者への関わり方等についての研修を実施し、保育者(親育ち支援担当者)の親育ち支援力の向上を図る。
	親育ち支援担当者研修会の実施 ・親育ち支援担当者が役割を自覚し、研修計画作成の意図や方法について理解を深める研修を行い、各園の親育ち支援実践力の向上を図る。	親育ち支援担当者研修会 ・親育ち支援担当者の役割等についての講義・演習「ネットワークを広げよう！親育ち支援担当者の在り方」 ・3地域で実施：年各2回 各園の親育ち支援の取組状況調査の実施(7月)
	親育ち支援地域別連絡会の実施 ・親育ち支援地域リーダーが地域の親育ち支援の課題に向けた取組の検討や実践交流を行い、親育ち支援の充実につなげる。	親育ち支援地域別連絡会 ・市町村での親育ち支援推進に向けた取組の協議 ・親育ち支援交流会の計画・実施について協議 ・6地域で実施：年3回以上
	親育ち支援地域別交流会の実施 ・各園の親育ち支援担当者が近隣市町村の園とのネットワークをつくり、地域の課題に応じた研修や実践交流を行うことにより、自園の取組の充実につなげる。	親育ち支援地域別交流会 ・各市町村の親育ち支援地域リーダーを中心とした研修 ・6地域で実施：年1回以上
	親育ち支援地域リーダー研修会の実施 ・親育ち支援地域リーダーのスキルアップやコーディネート力の向上を図り、各園や地域における親育ち支援の内容の充実につなげる。	親育ち支援地域リーダー研修会 ・6地域のリーダーを対象とした研修 ・年1回

事業名称	基本方針 対策2-(2) 基本的生活習慣向上事業	事業No,	99
		担当課	幼保支援課
概要	乳幼児期からの望ましい生活習慣や保護者の関わり方の重要性についての保護者理解を促進し、子どもの健やかな育ちにつなげるため、保育所・幼稚園等において、基本的生活習慣の定着を促すための取組を実施する。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>食事・睡眠・運動などの基本的生活習慣の重要性について保護者の理解が深まり、子どもたちの基本的生活習慣が定着している。</p> <p>・夜10時までに寝る幼児の割合(3歳児): 95%以上 (R2: 95.1% R3: 95.5%)</p>		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>「幼児期の基本的生活習慣パンフレット」等を活用した取組が浸透したことにより、午後10時までに寝る3歳児の割合が増加した。</p> <p>多くの園で「生活リズムカレンダー」等を活用した親子の取組が行われているが、基本的生活習慣の定着が厳しい家庭があるため、望ましい生活リズムに向けた保育者・保護者の意識を高める取組が必要である。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	・3歳児保護者に対して基本的生活習慣の学習会等を実施した 保育所・幼稚園等の割合: 100%	KPIの状況(R3末)	
		100%	
実施内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)	
	<p>基本的生活習慣の定着に向けた取組の推進</p> <p>・保育所・幼稚園等において、基本的生活習慣の定着を促すための取組を実施するとともに、保護者への啓発を進める。</p>	<p>保護者への啓発</p> <p>・幼児期の基本的生活習慣パンフレット・リーフレットの配付(5、9月)</p> <p>基本的生活習慣の確立</p> <p>メディア機器との上手な付き合い方</p> <p>・「情報モラル教育実践ハンドブック」等の活用</p> <p>基本的生活習慣取組強調月間の取組状況調査(7月)</p>	
	<p>保護者を対象とした学習会等</p> <p>・各園において、保護者を対象とした基本的生活習慣に関する学習会を、親育ち支援保護者研修に位置付けて実施する。</p>	<p>学習会等の実施支援</p> <p>・親育ち支援アドバイザー等の派遣</p> <p>・就学時健診等での就学に向けたリーフレットとDVD活用</p>	

事業 名称	基本方針 対策1-(1) 社会教育振興事業	事業No,	100
		担当課	生涯学習課

概要	社会教育関係者の研修を充実させるとともに、社会教育主事の養成を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図る。また、社会教育関係団体の活動やネットワークづくりを支援する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	社会教育主事の養成及び社会教育担当者の資質向上により、社会教育の推進体制が強化されている。 ・社会教育主事を配置している市町村数：26市町村（R2：13市町村 R3：18市町村） 社会教育関係者の活動の活性化や交流の促進により、地域の交流や活性化が進んでいる。
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	研修会を会場だけでなくオンラインでの参加も可能なハイブリッド型の開催方法にしたため、コロナ禍で会場参加を不安に感じる市町村担当者や遠方の市町村担当者の参加が容易になり、「年間3回の研修会に一度も担当者が出席していない町村数」が今年の5町村から2町村となった。 市町村における社会教育行政の優先度が必ずしも高くないため、各地域で社会教育を活性化していく推進力となる人材が不足している。
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	社会教育主事を配置している市町村数：20市町村 県教育委員会が開催する年間3回の研修会に一度も担当者が出席していない町村数：0町村	KPIの状況(R3末)
		18市町村 2町村

実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
	市町村社会教育担当者の人材育成 ・市町村社会教育担当者が社会教育に関する専門的な知識・技能を取得するための研修会を開催する。	社会教育主事等研修会 ・年3回（5、8、2月）【R4】 第1回：社会教育・生涯学習入門ネットワークづくり 第2回：人権教育と社会教育 第3回：社会教育の評価
	社会教育主事の養成 ・社会教育主事の資格取得を促進し、社会教育に関わる助言・指導を行う社会教育主事を養成する。	四国地区大学社会教育主事講習への派遣 ・2名派遣（鳴門教育大学）【R4】 ・2名派遣（香川大学）【R5】 国立教育政策研究所主催の社会教育主事講習への派遣 ・1名派遣（愛媛大学サテライト）
	社会教育関係団体の活動支援 ・地域の社会教育活動の要であるPTAや青年団をはじめとする社会教育関係団体の組織の強化、活動の充実のため、団体の事業に対し助成する。	社会教育関係団体への助成を通じた活動支援 ・補助先7団体 ・社会教育関係団体主催事業の広報等の支援
	社会教育関係者間の交流促進 ・社会教育関係団体や関係者が多様な実践事例に学ぶ機会を提供し、関係者間の交流を深めるとともに、社会教育の活性化につなげる。	社会教育実践交流会：年1回 ・実行委員会：年3回 ・各地区社会教育実践交流会開催の支援 ・オンライン・オンデマンド配信の検討

事業 名称	基本方針 対策1-(1) 学びを支える自然体験活動の推進	事業No,	101
		担当課	生涯学習課

概要	子どもの生きる力を育成するために、小学校や民間団体等が、青少年教育施設や公民館等を活用して行う森林環境教育や自然体験等を含む宿泊体験活動を支援する。また、こうした機会の充実に向けて、森林環境教育や自然体験学習を推進できる人材を育成する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	本県の豊かな自然環境を活用した森林環境学習や体験活動を経験したことのある児童生徒が増加している。 宿泊体験活動実施校・民間団体：15校・10団体（R2：3校・3団体 R3：2校・3団体） 事業実施校全てにおいて、参加児童生徒の「生きる力」が育成されている。 ・実施後アンケート結果が実施前に比べて向上している学校の割合：90%（R2：66.6% R3：100%） 学校林をはじめとした森林など、身近な自然環境を活用し、体験を中心とした森林環境教育を推進することのできる人材の育成が進んでいる。 R3からの研修受講者：60人以上
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	森林活用指導者育成事業では、受講者のうち5名の研修修了を認定し、今後、指導者として各地域で体験を中心とした森林環境教育を実施できるよう、関係機関に情報提供を行った。 学校における行事の精選や新型コロナウイルス感染症の影響により、集団宿泊体験を実施できる機会が減少している。 森林活用指導者育成研修の受講者及び修了者に、各地域で活躍できる場を確保するとともに、修了者が増加するような研修方法の検討や指導者に必要なスキルを高めるための研修を継続する必要がある。
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	宿泊体験活動実施校・実施民間団体等：15校・10団体 環境教育に係る森林活用指導者育成研修受講者数：30名	KPIの状況(R3末)
		2校・3団体 12名(うち修了認定5名)

	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
実施 内容	自然体験活動等の推進に向けた、市町村教育委員会や関係団体への事業の周知 ・明確な森林環境教育のねらいを持った事業実施を促進するために、事業内容とともに既実施市町村や学校の活動事例をもとに効果等を説明する。	事業周知、募集 ・校長会等での情報提供 ・市町村教育委員会、学校への実施希望調査（4月）【R4】、（9月）【R5】 ・市町村教育委員会、学校・民間団体（NPO法人や社会福祉法人、青少年教育団体等）に対する募集（4月～） 事業内容の分析 ・参加した児童生徒（事前・事後）、保護者、学校に対してアンケートを実施し、分析結果を各校へフィードバック
	森林環境教育の推進 ・森林活用指導者育成研修の受講者が、研修終了後に指導者として、各地域で体験を中心とした森林環境教育を行っていくよう、市町村や関係機関へ受講者の情報を提供し、環境教育の実践につなげる。	事業周知、募集 ・市町村、市町村教育委員会、校長会等で説明 ・受講者募集（6～7月） 全日程を受講できない参加者に対して、複数年にわたる受講が可能であることを周知 ・研修実施（8～2月の4日程度） 受講者情報の提供 ・市町村教育委員会及び県立学校への説明 受講者の状況把握 ・研修受講者の活動状況を継続して調査を行い、教職員ポータルサイトに好事例等を掲載（7、12月）
	環境教育に係る施設等の情報発信 ・教職員ポータルサイトに青少年施設や環境教育に関わる内容等を情報提供するために、県施設等の取組を掲載する。	情報発信 ・国の動向や、他団体等の環境教育に関わる情報及び青少年施設に関する情報を教職員ポータルサイトに掲載

事業 名称	基本方針 対策1-(1) 青少年教育施設振興事業	事業 No,	102
		担当課	生涯学習課

概要	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設の機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様で魅力的な体験プログラムを提供する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立青少年教育施設の利用者数(青少年:25歳未満):172,000人以上 (R2:89,734人 R3:103,307人(R4.2月末実績)) 県立青少年教育施設:青少年センター、幡多青少年の家、香北青少年の家、高知青少年の家、青少年体育館、塩見記念青少年プラザ
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響下においても、定員や日程、開催時期の変更などにより、できる限り主催事業等を実施した。</p> <p>コロナ禍において、青少年教育施設の強みを生かした複数団体の交流や宿泊を伴う事業の実施は難しい状況であるが、感染症対策を徹底し各事業の実施効果を最大限に発揮できるよう、事業内容や受入方法などを随時見直ししながら、実施していく必要がある。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> 県立青少年教育施設の利用者数(青少年:25歳未満):100,000人以上 新型コロナウイルス感染症対策のため、宿泊定員を50%に制限していることなどを踏まえ、R3年度の実績相当人数とする。 	KPIの状況(R3末)
		103,307人 (2月末実績)

	内 容	具体的な取組(R4~5年度)
実施 内容	<p>魅力的な体験プログラムの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 近隣の海・山・川を利用した体験活動や、授業理解を促進する学校支援事業など、魅力的かつコロナ禍においても安心して参加できる事業の充実を図る。 	<p>主催事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間を通じた主催事業の実施 アンケート結果を踏まえた既存事業の見直しや新規事業の開発
	<p>効果的な広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な機会を通じて、事業内容や青少年教育施設における体験活動等の有用性をPRし、利用促進を図る。 	<p>様々な媒体による年間を通じた広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校や市町村教育委員会等への施設パンフレット、事業チラシ等の配付 ホームページやSNSを活用した情報発信 校長会での事業説明 プロスポーツキャンプとの連携(青少年センター) プロスポーツキャンプと連携した企画の検討
	<p>不登校の未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設での集団生活を通じて、教員と生徒の信頼関係を築き、中学生活の心構えなどを身につける機会を提供し、不登校の防止につなげる。 	<p>中1学級づくり合宿事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校との事前調整 事業の実施(4~6月)
	<p>不登校児童・生徒等の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 農作物の栽培・収穫や野外炊飯、レクリエーション等の機会を計画的に提供し、不登校や不登校傾向にある子どもたちの自主性、社会性、コミュニケーション力の向上を図り、自立支援につなげる。 	<p>不登校対策事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 「どきどき探検隊」の実施(青少年センター) 実施回数:年間5回程度 「わくわくチャレンジ体験」の実施(幡多青少年の家) 実施回数:年間6回程度

事業名称	基本方針 対策1-(1) 高知みらい科学館運営事業	事業No,	103
		担当課	生涯学習課
概要	県内全域を対象とした理科教育・科学文化振興を図るため、高知市が設置する高知みらい科学館の運営費を負担するとともに、県として積極的に運営に参画する。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>県内全域の理科教育・科学文化振興の充実が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間入館者数：200,000人以上（うちプラネタリウム観覧者数：50,000人以上） ・年間利用学校数：180校以上 <p>（R2入館者数：114,412人（うちプラネタリウム観覧者数：18,245人）、利用学校数：180校） （R3入館者数：107,332人（うちプラネタリウム観覧者数：18,226人）、利用学校数：161校）（R4.2月末実績）</p>		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>コロナ禍で来館できない県民のために、ミニサイエンスショー等の動画を作成し、インターネット上で公開した。また、新型コロナウイルス感染症の予防について科学的な視点から解説したリーフレットを作成し配布することにより、県民への啓発につなげることができた。</p> <p>プラネタリウム観覧者数は、99席以下の小規模館でH30年度からR2年度まで3年連続全国1位であり、R3年度においても、R4.2月末時点の観覧者数は昨年同時期を上回っている。</p> <p>子どもから大人まで、何度でも来館したくなる、また、科学への関心をより高め、ひいては児童生徒に理系分野の科目にも興味を持ってもらえるよう、設置者である高知市と連携して事業内容のさらなる充実を図る必要がある。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	年間入館者数：200,000人以上 （うちプラネタリウム観覧者数 50,000人以上） 年間利用学校数：180校以上	KPIの状況(R3末)	
		107,332人（2月末） （うちプラネタリウム 18,226人） 161校（2月末）	
実施内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）	
	<p>県内全域の理科教育及び科学文化の振興を図るため、科学館の運営に参画する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知みらい科学館は高知市の施設であり、業務においても全て高知市が行うが、県内唯一の科学館であり、県内全域の理科教育等を振興するため科学館運営に参画する。 	<p>事業内容の充実に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学館事業検討会による進捗管理：月1回 ・サイエンスショー及びプラネタリウムプログラムの検討会：随時 ・科学館スーパーバイザー等外部有識者からの意見聴取による中長期計画への助言 ・中長期計画策定に向けた支援（R4.9月策定予定） 	

事業名称	基本方針 対策1-(1) 志・とさ学びの日推進事業	事業No,	104
		担当課	教育政策課 生涯学習課
概要	高知県教育の日「志・とさ学びの日」(11月1日)の趣旨に沿って「すべての県民が、教育について理解と関心を深め、高い志を持つ子どもたちを育み、ともに学びあう意識を高めるとともに、一人一人が学ぶ目的や喜びを自覚し、生涯にわたって学び続ける風土をつくりあげていく」ため、県民の皆様が教育の現状について知り、考えるためのきっかけづくりなどの取組により教育的な風土を醸成する。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>県民に教育について理解と関心を深めていただき、生涯にわたり学び続ける喜びや意欲を育むことで教育的な風土がつけられている。</p> <p>・教育の日関連行事の実施件数 県：140件以上、市町村：300件以上（R1県：120件、市町村：280件） （R3県：54件） 教育・文化週間の前後（11月1日～7日の本週間及び前後2週間程度）に実施された件数</p>		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、集合型の啓発イベントはほとんど開催できなかったものの、インターネット環境を活用し、関連行事である高知県PTA研究大会の配信を行った。</p> <p>（国による「教育・文化週間」の行事件数調査の実施が見送られたため、「教育の日」関連行事の件数調査も未実施）</p> <p>テレビ広報番組『『みらいスイッチ』キャリア教育で切り拓く高知の未来』にて、「志・とさ学びの日」の周知・啓発を行った。（本放送：11/6 視聴率3.3%、再放送：11/20 視聴率2.6%）</p> <p>教育関係者を中心に周知が着実に進んできているが、県民全体における認知度は十分でない。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	・教育に関する施策やデータ等を市町村広報紙等に公表した市町村(学校組合) 数：35市町村(学校組合)	KPIの状況(R3末)	
		35市町村	
実施内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)	
	<p>教育の現状に関する周知・広報</p> <p>・各種媒体を活用し、子どもたちの現状や課題等を広く県民に周知・広報することで、高知県の教育について考えるきっかけとする。</p>	<p>教育関係データの公表</p> <p>・県：教育関係データや取組状況を県政広報番組や県広報誌にて公表</p> <p>・市町村：地域の教育関係データや取組状況を市町村広報誌や各種媒体にて公表</p>	
	<p>啓発行事・関連行事等の実施</p> <p>・県や市町村、学校等が行う教育文化行事を教育の日関連行事と位置付けるとともに、趣旨の浸透を図り、生涯学習につながる風土を醸成する。</p>	<p>関連行事における周知・広報</p> <p>・11月1日前後に実施する関連事業として位置付けた行事において、ロゴマーク等を活用しPRを行うとともに関連行事を周知</p> <p>・PTA研究大会等において保護者等に対し周知・啓発</p>	

事業 名称	基本方針 対策1-(1) 生涯学習活性化推進事業	事業 No,	105
		担当課	生涯学習課
概要	<p>県民一人一人がニーズや希望に応じて学び、その成果を発揮できるよう、市町村や民間・大学等と連携し、県内のあらゆる学びの場や学びの成果を生かせる場に関する情報提供・相談を NPO 法人に委託して行う。</p> <p>H28 県民世論調査設問「生涯学習をもっと盛んにするために力を入れるべきこと」 最も多い回答「生涯学習に関する情報提供の充実」: 30.3%</p>		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>生涯学習支援センターが、県民にとって生涯にわたって学び続けるための情報拠点となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習ポータルサイトへのアクセス件数(ページビュー数): 70,000 件/年 以上 (R2: 57,012 件 R3: 64,817 件(2月末)) 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>生涯学習ポータルサイトについて、広報活動及びアクセスする際に地域ごとの情報がわかりやすくなるよう画面を変更したことにより、アクセス件数が増加した。</p> <p>ポータルサイトがより多くの県民に利用されるために、今後も講座等実施機関との円滑な連携により、できるだけ多くの情報を掲載するとともに、幅広く広報していくことも必要である。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習ポータルサイトへのアクセス件数(ページビュー数) : 65,000 件/年 以上 	KPI の状況(R3末)	
		64,817 件(2月末)	
実施 内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)	
	<p>生涯学習ポータルサイトの運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイトの新たな情報提供元の開拓を行うために、特に情報量が少ない分野については、関係する機関を掘り起こし、情報提供元の充実を図る。 	<p>情報提供元との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の情報提供元へ新たな情報提供を依頼 ・新たな情報提供元の開拓: 年間2 機関程度 <p>情報掲載及び PR の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村広報誌にサイト情報の掲載を依頼 ・チラシ「まなび場 Search」を配布する。 	
	<p>県民に向けた生涯学習に関する情報提供や、生涯学習に関わる多様な相談への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の生涯学習ニーズに対応するため、生涯学習関係の情報提供や相談業務等を行う。 	<p>生涯学習ポータルサイトの管理・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会が実施する生涯学習に関する講座の照会、サイトへの掲載(5、10月) <p>相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話やメールによる相談への対応 : NPO 法人委託、2 名体制 	
<p>高知県視聴覚ライブラリー及び塩見文庫の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県が所有する視聴覚資料等を適切に保管し、貸出や閲覧に供するため、管理業務等を行う。 	<p>県が所有する貴重 16 mmフィルムを管理、順次デジタル化(DVD 化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・16 mmフィルムで残っている県民ニュース等貴重な情報を管理 <p>学校や民間団体に活用可能な教材を購入、貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民のニーズに応えられるような教材の選定 		

事業 名称	基本方針 対策1-(2) 図書館活動事業	事業No,	106
		担当課	生涯学習課

概要	県民の知的ニーズに応え、課題解決の支援ができる図書館の実現に向けて、新鮮で幅広い資料・情報の収集・提供、関係機関と連携したサービスの提供に取り組むとともに、広報誌等を通じてサービス等の周知を図り、図書館の利用を促進する。また、協力貸出や人材育成の支援などにより、市町村立図書館等への支援を強化する。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>県内の図書館が住民の日常的な学習・文化活動を支援し、仕事や暮らしの中で生じる様々な課題の解決を支援する「知」の拠点、情報の拠点となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民一人当たりの図書貸出冊数（私立図書館を含む）：4.9冊以上（R1：4.4冊 R2：4.3冊） ・県立学校、市町村立図書館等への協力貸出冊数：35,000冊以上（R2：33,823冊 R3：35,934冊（2月末）） ・オーテピア高知図書館におけるレファレンス件数：30,000件以上（R2：26,530件 R3：25,551件（2月末）） ・電子図書館閲覧数：30,000回（R2：14,495回 R3：6,922回（2月末））
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>オーテピア高知図書館における1日当たりの個人貸出冊数は3,833冊（R4.2月末）で、昨年度同期（3,765冊）に比べ増加しており、県民ニーズに応えることができています。</p> <p>課題解決支援のため、関係機関等との連携によるお互いの強みを生かした講座の開催や、利用者自らが課題を解決できるよう様々な情報源から必要な情報を収集し活用する能力向上への支援が必要である。県民がそれぞれの地域で読書し、役立つ情報を得られる環境を整えるため、市町村立図書館等の課題等に適切な助言をするとともに、運営に役立つ研修の開催やニーズに沿った資料の貸出しが必要である。図書館サービスの認知度向上のため、さらなる周知を行い、利用促進につなげる必要がある。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	県立学校、市町村立図書館等への協力貸出冊数：35,000冊以上	KPIの状況(R3末)
	オーテピア高知図書館におけるレファレンス件数：30,000件以上	35,934冊（2月末）
	デジタルギャラリー閲覧件数：50,000件以上	25,551件（2月末）
		43,821件（2月末）

	内 容	具体的な取組（R4～5年度）
実施 内容	<p>地域を支える情報拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の多様なニーズに応えるため、新鮮で幅広い資料（紙・電子）を収集、保存、提供する。 ・ポストコロナ、デジタル化に対応するため非来館型サービスを充実する。 ・歴史的価値のある所蔵資料の保存と文化・学問・芸術・産業等での活用促進のためデジタル化を進める。 	<p>資料の充実とデータベースの整備による情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙資料（一般図書、雑誌・新聞）の収集 ・電子図書館の充実、データベースによる情報の提供 ・Webサイト等によるレファレンスの受付 <p>歴史的価値のある資料の保存・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重資料の目録作成、資料のデジタル化及びWebサイトでの公開
	<p>課題解決支援サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域が抱える様々な課題の解決を支援するため、関係機関と連携した相談会の開催やレファレンスサービス（図書館資料による調べもの案内）の利用促進を図る。 ・司書の専門性を高めるため、専門講座などの県内外研修への派遣や館内研修の充実を図る。 	<p>様々な課題解決支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パスファインダーやブックリストの作成 ・データベース講習会等 ・アウトリーチ職員を核とした関係機関担当者会 ・関係機関と連携した相談会等 ・出前図書館の実施 <p>司書の専門性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外の専門講座等への派遣、館内研修等
	<p>県内の読書・情報環境の充実に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民がそれぞれの地域で読書し、役立つ情報が得られる環境を整えるため、協力貸出や研修等の実施により市町村立図書館等の運営や人材育成を支援する。 ・特に、新たな図書館の整備が予定されている市町の円滑な開館に向けた支援を実施する。 	<p>協力貸出の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村支援用資料の収集、貸出用セットの作成・提供 <p>市町村職員等研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体系的研修、ブロック別研修、非来館型研修 <p>助言・サポートの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回訪問、電話、メールによる助言・サポート
	<p>オーテピアの様々なサービスの周知、PR等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館サービスの利用促進のため、関係機関を通じてサービスを周知する。 ・児童生徒1人1台タブレット端末での電子図書館の利用を促進する。 ・利用者の利便性向上のため、マイナンバーカードと図書館カードを連動させる。 	<p>「プッシュ型」の広報と対象を絞った図書館サービスの周知と利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、施設等への訪問による図書館サービスの周知 ・児童生徒1人1台タブレット端末を活用した電子図書館の利用についてのPR ・マイナンバーカードと連動させるための「図書館情報システム」の改修

事業 名称	基本方針 対策1-(2) 読書活動推進事業	事業No,	107
		担当課	生涯学習課
概要	県内全域の図書館等の振興に向け、「高知県図書館振興計画」に基づき、市町村図書館の活動を支援するとともに、子どもたちが日常的に読書に親しみどこに住んでいても読書ができる読書環境の充実を促進するために、「第四次高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児から本に触れる機会の提供や、読書の魅力を発信する読書ボランティア講座などに取り組む。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>子どもの自発的な読書活動が行われ、家庭や地域での読書時間が増加している。 発達段階に応じた読書活動が定着し、家庭での読書が習慣化している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が家や図書館で普段(月～金)に全く読書をしない割合が全国平均より3ポイント以上下回る。 (R1 小学校:16.1%(全国18.7%) 中学校:31.0%(全国34.8%)) (R3 小学校:22.4%(全国24.0%) 中学校:33.6%(全国37.4%)) <p>地域における図書館の需要を拡大し、本県の読書・情報環境の改善につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立図書館の年間入館者数:950,000人(R1:799,834人 R2:658,954人) 		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>読書ボランティア養成講座により、地域で読書活動推進を担う人材育成が進んでいる。(R3:191人) 県立図書館における市町村立図書館等への協力貸出や児童レファレンス件数は前年より増加しており、読書を推進する環境整備が進んでいる。(市町村立図書館等への協力貸出 R2:28,664冊 R3:32,874冊) (児童レファレンス件数 R2:5,982件 R3:6,241件)(いずれもR4.1月時点)</p> <p>全く読書をしない割合は、小・中学校ともに前回調査のR1年度より増加しており、読書に興味・関心を持ってもらうような取組が必要である。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	・児童生徒が家や図書館で普段(月～金)に全く読書をしない割合が全国平均より3ポイント以上下回る	KPIの状況(R3末)	
		小学校	22.4%(24.0%)
		中学校	33.6%(37.4%)
		()は全国平均	
実施 内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)	
	「高知県子ども読書活動推進計画」の推進 ・「高知県子ども読書活動推進計画」の進捗管理を行うために協議会を開催する。	高知県子ども読書活動推進協議会 ・計画の進捗状況の点検・評価 ・年1回開催	
	子どもが本に触れる機会の提供 ・子どもが初めて本と出会い、保護者も一緒になって読書を楽しむ場をつくるため、保育所・幼稚園、図書館等での読み聞かせ活動を充実させる。	本との出会い事業の実施 ・県内市町村において実施される0歳児健診の場などを活用し絵本を配付 ブックスタート応援事業の実施 ・市町村に推薦図書リスト「絵本 おはなし 宝箱」配付読書会等の実施 ・地域学校協働本部等との連携やボランティアの活用などを実施しながら、読書会等の読書を楽しむイベントを実施	
	読書ボランティアの養成 ・子どもの読書推進に関わる人材を育成するため、読書ボランティアの養成及び講座を開催する。	読書ボランティア養成講座の実施 ・地区別講座、全体講演会、出張講座 読書ボランティアの周知 ・読み聞かせ等による読書活動の推進に向け、読書ボランティア名簿を市町村へ周知・活用の促進	
	「高知県図書館振興計画」の推進 ・計画に定める取組を進めるために、県民が求める図書館の価値や、施策の優先度を高めるための働きかけを行う。 ・モデルとなり得る成功例をつくるために、新たな図書館の整備を予定している市町村等を支援する。	高知県市町村図書館等振興協議会における進捗状況の点検・評価 ・2年ごとの進捗管理を実施【R4】 ・中間検証の実施【R5】 市町村に向けた支援の実施 ・首長部局、教育委員会双方への機会を捉えた働きかけ ・新たな図書館整備を予定している市町村等への重点的な支援(図書館サービスの企画支援等) ・事業モデルの展開:2市町村【R4】	

事業 名称	基本方針 対策1-(3) 中学校夜間学級教育活動充実推進事業	事業No,	108
		担当課	高等学校課 小中学校課

概要	さまざまな背景を持つ方の就学機会(学びの場)を確保するため、個々の生徒の学習状況に応じた教材の選定や指導方法の工夫などを行い、学ぶ喜びを実感できる教育環境を整備することにより、公立中学校夜間学級(夜間中学)の教育活動の充実を図る。
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>中学校夜間学級を開校し、様々なニーズに応じた学びが実現している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する広報・周知活動の実施 ・個別ニーズに応じた教育課程の編成 ・円滑で持続可能な学校運営及び教育活動の実施
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>「高知県立高知国際中学校夜間学級」をR3年4月に開設し、生徒の様々な学びのニーズに応え、生徒が学ぶ喜びを実感できる中学校夜間学級の運営、教育環境の整備ができています。</p> <p>入学対象となる方へ夜間学級の情報を届けて入学につなげるために、さらなる周知を図る必要がある。</p>
---------------------------	--

単年度の KPI (R4年度)	・円滑で持続可能な学校運営及び生徒の学びのニーズに応じた教育活動の実現	KPIの状況(R3末)
		在学者：9名

実施 内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)
	<p>円滑な学校運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の個々の状況に応じた教育環境の充実を図り、生徒の学びのニーズに応じた授業づくりを推進する。 	<p>教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導計画などの改善 ・備品や教材等の整備 ・日本語指導等の研修への教員の派遣 <p>教育活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の学習状況やニーズに合わせた教材の工夫
	<p>生徒募集に向けた広報周知活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間学級に係る広報活動を充実することで、入学生の確保につなげる。 	<p>広報周知活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間学級のホームページの充実 ・ポスターや学校案内の作成・配付 ・報道機関への報道依頼 ・説明会や見学会の実施 ・外国籍の対象者向けに見学会等を実施 ・労働局や経済団体、若者サポートステーションなど関係機関への広報協力依頼 ・パネル展の実施
	<p>市町村教育委員会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会と県教育委員会が、夜間学級の運営等について情報共有を図るため、協議の場を設ける。 	<p>連絡協議会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会に夜間中学に関する担当窓口設置を依頼 ・生徒が在住する市町村教育委員会との連絡協議会を開催：年2回 ・様々な事情を持った学齢生徒等の体験的な学びの場としての活用を検討

事業名称	基本方針 対策1-(3) 若者の学びなおしと自立支援事業	事業No,	109
		担当課	生涯学習課
概要	中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、ニートやひきこもり傾向にある若者、就職氷河期世代(概ね40歳代)のうち長期間無業であった方やひきこもり傾向にある方などに対し、「若者サポートステーション」を核にして修学や就労に向けた支援を行い、社会的自立を促進する。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>社会的自立に困難を抱える若者を一人でも多く支援機関につなぐことにより、修学・就労などによる社会的自立が実現している。</p> <p>・「若者サポートステーション」利用者の進路決定率(単年度):40%以上 (R2:42.8% R3.2月:35.0%)</p>		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>支援対象者の特性に応じた効果的な支援が行えるように、関係機関への訪問、研修会や学校で「若者サポートステーション」の説明等を行った結果、関係機関等との連携を広げることができた。</p> <p>支援関係者の資質向上を図るため、「若者はばたけプログラム」活用に向けた研修会や地区別連絡会を実施し、支援関係者のスキルアップや事業周知を行うことができた。</p> <p>地理的、経済的理由等により「若者サポートステーション」への来所が難しい支援対象者の支援が難しい状況があり、オンライン相談等の活用を一層進めていく必要がある。</p> <p>就職氷河期世代(概ね40歳代)の社会的自立に向けて、研修による支援者の資質向上や、職場体験の拡充等が必要である。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	・若者サポートステーション利用者の進路決定率(単年度):40%以上	KPIの状況(R3末)	
		35.0%(2月末)	
実施内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)	
	社会的自立に困難を抱えた方に対する支援 ・こうち、なんこく、はた若者サポートステーション(すさき・あきサテライトを含む)による修学・就労支援を実施する。	若者サポートステーションにおける支援 ・個別相談支援 ・アウトリーチ型支援 ・高卒認定等を目指した学習支援 ・学校と連携した早期支援 ・就職氷河期世代(概ね40歳代)への就労支援	
	関係機関との連携強化 ・連絡会を開催し、各市町村関係課、支援機関、学校等との連携強化を図り、支援につなげるための情報交換等を実施する。	地区別連絡会、高等学校担当者の開催 ・県内6カ所にて開催(6~7月) ・「若者はばたけネット」等の事業周知や情報共有	
	支援関係者の資質向上 ・支援プログラムの活用研修会を開催し、「若者サポートステーション」スタッフ及び県内若者支援員の資質向上を図る。	就職氷河期世代活躍支援に携わる支援者研修 ・「若者はばたけプログラム」を活用し、支援者を対象とした研修会を開催:年3回(7~11月) ・就職氷河期世代に対する支援者を対象	
支援が必要な方を「若者サポートステーション」につなげるための取組 ・市町村教育委員会や高等学校等に対して、「若者はばたけネット」を活用して、支援が必要な方を「若者サポートステーション」へつなげるよう働きかけを行う。	各県立学校や関係機関等への事業周知及び誘導依頼 ・事業説明やチラシ配付 市町村教育委員会への聞き取り調査 ・中学校を進路未定で卒業した生徒の状況把握:年3回 私立学校への事業周知及び聞き取り訪問調査 ・事業説明や卒業生の状況把握:年1回		

事業名称	基本方針 対策1-(3) 定時制教育の充実	事業No.	110
		担当課	高等学校課

概要	定時制教育において、就学・就労に向けたきめ細かな支援や、聴講生の受け入れ拡充などに取り組む。また、社会人で学び直しを希望する人など、多様な学びのニーズに対応する。
-----------	---

到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>専門的な知識や技術の習得、資格取得など、定時制教育を通じて自身のキャリアアップを図ることができる。 (高知工業高校定時制専修コースの充実：電気科専修コース、建築科専修コース)</p> <p>聴講生の受け入れ拡充：生涯にわたって学び続けることのできる多様な学びの場を充実させる。 (R2実績 県立定時制高校：12校中、聴講生受け入れ校：5校、実人数：43人) (R3実績 県立定時制高校：12校中、聴講生受け入れ校：5校、実人数：51人)</p>
------------------------------	---

取組の成果と課題 (R3末)	<p>聴講生の受け入れについては、各校で多様な講座が実施され、地域の学び直しの場として多様な学びのニーズに対応するなど、各校が工夫して実施している。</p> <p>特別な支援を必要とする生徒もいることから、受入体制が整わない学校もある。こうした生徒への支援体制を整えながら、聴講生の受け入れに向け環境整備を行っていく必要がある。</p>
--------------------------	--

単年度のKPI (R4年度)	高知工業高校定時制専修コース入学者数：前年度以上 聴講生等の受入前年度以上	KPIの状況(R3末)
		13人 51人

実施内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)
	学習指導の充実 ・生徒の学びに向かう力や達成感、主体的に学習に取り組む態度の育成につながるよう、授業改善や学習活動の充実に向けた取組を推進する。	学校訪問等の実施 ・生徒の学校生活の様子や学習状況の把握するための学校訪問実施：年2回程度 ・教員の授業実践力、進路指導や生徒支援等、教員の資質能力の向上に向けた指導・支援の充実
	専修コースの充実 ・専門的な知識や技術の習得のため、定時制専修コースの充実を図る。	実践校の取組事例の共有 ・実践校の生徒の現状や卒業後の状況や課題についての共有 ・各種会合において取組事例の成果と課題を共有 ・各校における広報周知活動の継続
	聴講生の受入体制の整備 ・各校における聴講生受入の促進を図るために、開設する教科の充実や見直しを行うとともに、実施校の拡充に向けた取組を推進する。	今求められる学びの把握 ・聴講生実施校間での情報交換 ・多様な学びのニーズに対応ができるよう各校での検討 ・聴講制度の実施校の拡充

事業 名称	基本方針 対策2-(1) 防災教育推進事業	事業 No.	111
		担当課	学校安全対策課

概要	児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動できる力を身につけられるよう「高知県安全教育プログラム」に基づく防災を中心とした安全教育を一層推進する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	学校の防災教育において、児童生徒等が自らの命を守るために必要な知識・技能を身につけている。 ・各学校が作成している安全教育全体計画の学年別重点目標【災害安全】(児童生徒が自らの命を守るために必要な資質・能力の育成)を達成できた学校の割合 小・中・高等・特別支援学校：100% (R3 小：100%、中：100%、高：100%、特：100%)
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	各学校において、防災教育の取組は定着してきた。また、Web研修(学校しっ皆研修)を多くの教職員が受講したことや、県安全教育参考資料等の活用から、各学校の安全教育全体計画を整備したことにより防災教育の改善につながった。 ・防災教育の取組の年間数値目標を、H28からH30まで毎年100%達成。R1以降は新型コロナウイルス感染症の影響等により目標を達成できなかった学校があった。 各学校において、安全教育全体計画に基づき児童生徒等の安全に関する資質・能力の育成を目指した防災教育の取組の質的な向上を一層図る必要がある。 各学校において、管理職のリーダーシップのもと、学校安全担当教員が中核となって組織的な取組を推進する体制を強化する必要がある。
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	・各学校が作成している安全教育全体計画の学年別重点目標【災害安全】(児童生徒が自らの命を守るために必要な資質・能力の育成)を達成できた学校の割合 小・中・高等・特別支援学校：80%	KPIの状況(R3末)
		小：100%、中：100% 高：100%、特：100%

実施 内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)
	安全教育研修会の実施 ・「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育の実践の在り方や各学校の「危機管理マニュアル」の改善に資する研修を行い、学校における防災を中心とした安全教育の質的向上及び教職員の危機管理能力の向上を図る。 ・研修内容を各学校の防災教育及び安全管理に確実に反映できるようにする。	学校管理職や学校安全担当教員等を対象とした研修会の実施 ・各学校1名以上参加のしっ皆研修(オンデマンドによるWeb研修) ・災害対応を経験した学校管理職や有識者による講演、防災教育及び安全管理のポイントや学校安全総合支援事業における先進事例の共有 ・研修内容の活用に向けた働きかけ
	学校安全総合支援事業【災害安全】 ・モデル地域において、拠点校を中心に各学校が連携して防災教育に取り組み、学校安全推進体制の構築とともに、県内への取組の普及・啓発を図る。	モデル地域、拠点校の指定 ・モデル地域：3市町村予定【R4】 拠点校：4校【R4】 県内への取組普及・啓発 ・モデル地域、拠点校による研修会・発表会 ・推進委員会やホームページ等による実践の普及・啓発
	「高知県高校生津波サミット」の開催 ・県内全ての高等学校及び特別支援学校を対象としたサミットの開催により、実践校の取組成果の発表とともに、防災リーダーとしての意識の向上を図る学習や実践交流を行い、県内各校の防災に関する取組の向上を図る。 ・実践校を募り、アクションプラン等による高校生の主体的な防災活動を支援する。	「高知県高校生津波サミット」の取組 ・実践校の取組への支援：2年間 ・個の資質向上を目指した防災士の資格取得支援 ・学習会及び県内フィールドワークの開催 ・被災地訪問の実施 ・『『世界津波の日』高校生サミット』への参加 ・「高知県高校生津波サミット」の開催(11月)
	学校防災アドバイザー派遣事業 ・大学教授等の専門家を学校等に派遣し、「危機管理マニュアル(学校防災マニュアル)」や避難訓練への助言及び避難場所・避難経路の安全性の確認等を行うことにより安全対策や安全管理の強化を図る。	学校防災アドバイザー派遣 ・アドバイザー：大学教授等16名登録(R3現在) ・派遣回数：20回程度予定【R5継続予定】 ・アドバイザー活用の働きかけ(特別支援学校のスクールバスの安全対策強化を含む)

事業 名称	基本方針 対策2-(1) 登下校の安全対策の促進	事業 No,	112
		担当課	学校安全対策課

概要	登下校時の安全確保に向けて、児童生徒等自身に、危険予測・回避能力を身につけさせる安全教育を実施するとともに、地域や保護者、関係機関と連携・協働した学校安全の取組の充実・強化を図る。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	児童生徒等が自らの命を守るため、危険を予測し、回避するために必要な知識・技能を身につけている。 全ての学校において、家庭や地域、関係機関と連携・協働した安全の取組が実施されている。 ・スクールガード(学校安全ボランティア)や地域住民等の活動の状況を把握し、見守り活動などの登下校の安全対策について、家庭や地域、関係機関との連携・協働体制ができていない小学校の割合:100% (R2 小学校:100% R3 小学校:100%)
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	小学校を中心に、スクールガード(学校安全ボランティア)やPTA等による登下校時の子どもを見守る活動が実施されている。 安全教育は教育課程上明確な授業時間の位置付けがなく、各学校の教育計画に意図的に組み込み、確実に安全教育を実施する必要がある。 様々な自然災害や、事件・事故など、児童生徒等を取り巻く安全上の課題が複雑化・多様化する中で、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担い、連携・協働体制を維持し、強化していく必要がある。 登下校時の子どもを見守る活動が、高齢化や地域コミュニティの希薄などが要因となり組織的な取組が困難になってきているケースがある。さらに、地域ぐるみの見守り活動を促進していく必要がある。
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	・スクールガード(学校安全ボランティア)や地域住民等の活動の状況を把握し、見守り活動などの登下校の安全対策について、家庭や地域、関係機関との連携・協働体制ができていない小学校の割合:100%	KPI の状況(R3末)
		100%

実施 内容	内 容	具体的な取組(R4~5年度)
		安全教育研修会の開催 ・安全教育の指導力や、事件・事故に係る危機管理力の向上を図るため、安全教育研修会を実施するとともに、研修内容を各学校の安全教育及び安全管理に反映できるようにする。
	学校安全総合支援事業 ・モデル地域において、拠点校を中心に各学校が連携して安全教育(交通安全・生活安全)に取り組み、学校安全推進体制の構築とともに、県内への取組の普及・啓発を図る。	モデル地域、拠点校の指定 ・(交通安全)モデル地域1市2拠点校【R4】 (学校安全3領域)モデル地域1市1拠点校【R4】 学校安全3領域とは、交通安全、生活安全、災害安全 県内への取組普及・啓発 ・モデル地域、拠点校による研修会・発表会 ・推進委員会やホームページ等による実践の普及・啓発
	通学路の安全確保 ・国の「登下校防犯プラン」、市町村の「市町村通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の安全確保に係る取組を促進する。 ・教育委員会や学校、警察、道路管理者等の連携による対策を講じる。	通学路の安全確保 ・市町村担当者会、教育長会、校長会等で取組強化を依頼 ・「高知県通学路安全推進会議」の開催(5月)
	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 ・学校や通学路等における子どもの安全を守る体制の整備を推進するため、各地域における子どもの見守り活動に対する支援を行う。	登下校時の見守り活動の促進 ・見守り活動の強化に向けた市町村の取組への支援 ・スクールガード・リーダー連絡協議会(5月) ・市町村担当者会の開催(5月) ・スクールガード(学校安全ボランティア)養成講習会開催への働きかけ及び支援 ・本事業の未実施市町村に対する、事業活用の働きかけ
	原動機付自転車安全運転講習の実施 ・学校の実態に応じて、資格指導員による原付運転の安全実地講習、自転車交通安全教室を実施し、交通安全ルール、マナーの徹底を図る。	講習の実施 ・実施回数:県立学校において毎年10校程度予定 ・講習や交通安全教室の実施に向けた働きかけ

事業 名称	基本方針 対策2-(1) 自転車ヘルメット着用推進事業	事業 No,	113
		担当課	学校安全対策課

概要	<p>発達の段階に応じた交通安全教育を実施するとともに、「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成31年4月施行）」に基づき、子どもたちの自転車ヘルメット着用を推進するなど登下校時の自転車の安全で適正な利用の促進を図る。</p>
----	---

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>県内の児童生徒の自転車の安全利用に対する意識が高まり、自転車通学時にヘルメットを着用する児童生徒が増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立学校における自転車通学者に占めるヘルメット購入（助成）率 県立学校：約2割（R3：約1割）
---------------------------	---

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>自転車の安全利用条例制定前と比べ、ヘルメットを着用している児童生徒の姿が街中でもみられるようになってきており、ヘルメット着用の重要性の認識は広がりつつある。</p> <p>県立中学校では、自転車通学者数の8割を超える助成申請があり、4割強の生徒が購入している。</p> <p>県立高等学校では、自転車通学者数の2割程度の助成申請があり、1割弱の生徒が購入している。</p> <p>助成申請に対して購入者の割合が約半分と乖離しており、生徒のヘルメット着用に対する先入観や抵抗感を払拭する取組と生徒や保護者への働きかけ等、申請を購入に結び付ける効果的な手立てが必要である。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	・自転車ヘルメット購入に係る助成の活用件数 県立学校：400件	KPI の状況 (R3末)
		280件

	内 容	具体的な取組 (R4～5年度)
実施 内容	<p>自転車ヘルメット購入に係る支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車ヘルメット着用を促進するために、県立学校の自転車通学者を対象に、販売店でのヘルメット購入費の補助を行う。 市町村立学校の自転車通学者を対象に、ヘルメット購入に係る助成制度のある市町村へ補助を行う。 私立学校・国立学校の自転車通学者に、県立学校と同様の補助を行う。(担当：私学・大学支援課) 	<p>自転車ヘルメット購入に係る補助・助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立学校 委託事業：定額補助1人2,000円 市町村立学校 市町村への補助事業：定額補助1人1,000円 県立学校における合格者登校日を中心とした啓発 市町村への助成制度の活用に向けた働きかけ
	<p>自転車安全利用に係る交通安全教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全教育教材「Traffic Safety News」を活用した学校の取組の促進を図り、生徒の自転車安全利用の意識を高める。 ヘルメット着用を題材とした指導用資料の提供や講師派遣により、学校の取組を支援する。 交通安全教育拠点校を中心とした、自転車ヘルメット着用推進に係る生徒の自主的な活動を支援し、取組を拡げる。 	<p>自転車交通安全教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全教育教材「Traffic Safety News」を隔月1回、県警と連携して全ての中学校及び高等学校に配付 ヘルメット着用をテーマとした講演会等の実施【R4】 生徒の自主的な交通安全活動を支援 高校生自転車シンポジウムの開催(8月)【R4】
	<p>自転車ヘルメット着用推進に係る啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 各県立学校における自転車ヘルメット着用を推進する取組の強化を図る。 関係機関と連携した取組を進め、自転車ヘルメット着用の気運を高める。 ヘルメット着用の意識を高めるため、街頭啓発や各種広報誌及びメディア等、あらゆる機会を捉えた啓発を行う。 	<p>自転車ヘルメット着用推進に係る啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校の取組の発信：「かぶっとこ通信」発行：適宜 中高生へのヘルメット貸出 ヘルメット着用推進協議会の開催：年2回 校長会、教育長会、PTAの会等での説明、協力依頼 自転車マナーアップキャンペーン(5月)春(4月)・秋(9月)・年末年始(12～1月)の交通安全運動 街頭啓発：月1回

事業 名称	基本方針 対策2-(2) 学校施設の安全対策の促進	事業 No,	114
		担当課	学校安全対策課

概要	学校施設内における児童生徒の安全・安心を確保するため、また、発災時の避難所機能を維持するため、学校施設の耐震化や防災機能強化、備蓄物資の整備を推進する。
----	--

到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>発災時に避難所となる県立学校体育館について、発災後、地域住民等が安全に避難生活を送ることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校体育館の非構造部材等の耐震化率(対象40校):100%(R2:90% R3:完了) <p>公立学校の耐震対策や防災機能の強化により施設の安全が確保されることで、地震による建物の倒壊等から児童生徒の命が守られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の耐震化率:100%(R2:完了) ・市町村立学校の耐震化率:100%(R2:98.3% R3:98.9%(4.1時点)) ・市町村立学校の室内安全対策の実施率:100%(R2:52.2% R3:62.3%(4.1時点))
---------------------------	--

取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>県立学校体育館の非構造部材等の耐震化については、対象40校全ての工事が完了した。</p> <p>市町村立学校の室内安全対策の4月1日時点の実施率は、前年度より10.1ポイント上昇した。</p> <p>市町村の財政等の事情により、学校の室内の安全対策が進みにくいため、国の財源を活用し、計画的に推進していく必要がある。</p>
---------------------------	---

単年度の KPI (R4年度)	市町村立学校の耐震化率:100% 市町村立学校の室内安全対策の実施率:100%	KPIの状況(R3末)
		98.9%(R3.4.1) 62.3%(R3.4.1)

	内 容	具体的な取組(R4~5年度)
実施 内容	<p>市町村立学校施設の耐震化及び室内安全対策の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対して、国からの情報や県における対策内容等を伝達し、あわせて国の財源活用を促す。 	<p>耐震化の促進、室内安全対策の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの情報、県における対策内容等の伝達 ・国の財源(交付金、起債等)を活用した早期対策実施の働きかけ
	<p>県立学校施設(体育館を除く)の非構造部材等の耐震化改修の実施</p>	<p>長寿命化改修事業の中であわせて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本設計 6校【R4】 6校【R5】 ・地質調査 1校【R4】 ・実施設計 2校【R4】 6校【R5】 ・工事 2棟(2校)【R4】
	<p>県立学校の教職員・生徒用の備蓄物資の管理及び市町村からの依頼に基づく避難者用の市町村備蓄物資の保管場所の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の教職員及び生徒が発災後、自宅に帰宅するまでの間に必要となる備蓄物資の更新等を行うとともに、市町村からの要請に基づき、市町村が避難者のために整備する備蓄物資の保管場所として県立学校の使用を一部許可する 	<p>生徒・教職員用備蓄物資の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備済備蓄物資(水・食料等)の更新(各年度1/5更新) <p>市町村の備蓄物資の保管場所の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの協力要請に応じて、市町村用備蓄物資の保管に向けた県立学校との調整及び学校施設の一部の使用を許可

非構造部材等の耐震化:天井材の落下防止や窓ガラス飛散防止等

事業名称	基本方針 対策2-(2) 保育所・幼稚園等の施設整備の促進	事業No,	115
		担当課	幼保支援課
概要	南海トラフ地震で発生する災害から乳幼児の安全を確保するため、保育所・幼稚園等の施設の耐震化、高台移転及び高層化に伴う施設整備への支援を行う。		
到達目標 めざす姿 (R5末)	<p>施設の耐震化が推進され、乳幼児の安全が確保されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設等の耐震化率：100% (R3.3月末：96.8% R4.3月末見込み：98.4%) 施設等の耐震診断実施率：100% (R3.3月末：99.1% R4.3月末見込み：100%) <p>高台移転等により、南海トラフ地震で発生が予測される津波から安全に避難することが困難な全ての保育所・幼稚園等の乳幼児の安全が確保されている。</p>		
取組の成果と課題 (R3末)	<p>保育所・幼稚園等の耐震化は計画通り進んでおり、乳幼児の安全の確保が進んでいる。</p> <p>津波浸水区域にある保育所・幼稚園等の高台移転について、移転計画の具体化に時間を要していること等により進みにくい状況にある。</p>		
単年度のKPI (R4年度)	施設等の耐震化率：99.6%	KPIの状況(R3末)	
	施設等の耐震診断実施率：100%	98.4%	
	高台移転等完了(具体的な対応方針の決定含む)：8施設	100%	
		2施設整備	
実施内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)	
	<p>保育所・幼稚園等の耐震化の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震の強い揺れに備え、乳幼児の安全・安心を確保するため、保育所・幼稚園等の耐震化に係る経費に対して補助を行う。 	<p>耐震化工事への補助</p> <ul style="list-style-type: none"> R5年度末耐震化完了に向けて、未実施の施設に対して、早期の耐震化を要請：1施設 保育所等整備交付金による耐震化の支援 (R4：1施設) 私立幼稚園施設設備事業費補助金による耐震化の支援 (R4：2施設) 	
	<p>保育所・幼稚園等の高台移転、高層化への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震で発生が予測される津波から、乳幼児の安全・安心を確保するため、保育所・幼稚園等の高台移転及び高層化に係る経費に対して補助を行う。 	<p>施設整備への補助</p> <ul style="list-style-type: none"> 高台移転を希望しながら移転時期が決まっていない市町村を訪問等し、早期の具体的な対応方針の決定を要請 高知県保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費交付金・補助金による高台移転の支援 (R4:1施設(2施設の統合移転)) 未実施園：12園 	

事業 名称	基本方針 対策2-(3) 学校施設の長寿命化改修による整備の推進	事業 No,	116
		担当課	学校安全対策課
概要	<p>老朽化が進行する学校施設を長く使い続けながら、児童生徒にとって安全・安心で快適な教育環境を保持するため、「高知県立学校施設長寿命化計画」(平成29年12月策定)に基づき、施設の機能を維持・改善するとともに予防保全的な改修と高効率機器への更新や、太陽光発電設備の設置など環境への負荷を低減する工事を行う長寿命化改修等を進める。また、これにより、財政負担の平準化や施設あたりのライフサイクルコストの縮減を図る。</p>		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>築40年を経過している109棟(計画策定時点)について、教育振興に係る施策や県立高等学校再編振興計画等との整合を図りながら、基本設計を行い学校ごとに改修方針を決定する。</p> <p>長寿命化改修工事の実施により、安全・安心な学校施設へと改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の長寿命化改修の実施 <p>基本設計：14校、実施設計：5棟(3校)、工事：5棟(3校) (R2年度からの累積数)</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>安芸桜ヶ丘高等学校3棟については、長寿命化改修工事に着手した。</p> <p>高知追手前高等学校、高知小津高等学校の基本設計及び耐力度調査が完了した。</p> <p>施設の老朽化は年々進行しており、計画に沿って確実に改修を進めていく必要がある。</p> <p>事業の実施に当たっては、最初の基本設計の段階で、各棟の老朽化の進行状態を把握し、施設の利用方法や生徒数の減少等を踏まえて減築・集約について検討し、効率的に進めていく必要がある。また、既存施設を授業等で使用しながらの施工となるため、学校との日程調整についても事前に十分な調整が必要である。</p> <p>長寿命化改修は事業費が大きかつ長期にわたるため、施工実績を蓄積しながら、採用する工法や実施内容等について随時再検討を行いながら、財政負担を軽減するための見直しを行っていく必要がある。</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の長寿命化改修の実施 <p>基本設計：6校 地質調査：1校 実施設計：2棟(2校)</p>	KPI の状況(R3末)	
		<p>R3 単年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本設計 2校完了 ・耐力度調査 2棟(2校)完了 ・工事 3棟(1校)繰越 	
実施 内容	内 容	具体的な取組(R4～5年度)	
	<p>築40年を経過している学校施設の長寿命化改修等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒にとって安全・安心で快適な教育環境を保持するため、学校単位で実施する基本設計を基に、棟ごとの対策方針を決定したうえで、調査(地質調査、耐力度調査等) 実施設計、改修工事を行う。 ・改修工事は構造体の長寿命化対策を中心に、空調設備などの高効率の機器への更新や、LED照明の導入などの省エネルギー化の推進、耐久性に優れた資材への取り替え、バリアフリー化などを実施する。 	<p>基本設計の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6校【R4】 6校【R5】 <p>地質調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1校【R4】 <p>工事等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計 2校【R4】 6校【R5】 ・工事 2棟(2校)【R4】 	

事業 名称	基本方針 対策2-(3) 青少年教育施設の整備	事業 No,	117
		担当課	生涯学習課
概要	老朽化が進む青少年教育施設について、利用者の安全性の確保や満足度の向上のため、優先度の高いものから計画的に改修や修繕を進める。		
到達 目標 めざす姿 (R5末)	<p>魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立青少年教育施設の利用者数（青少年：25歳未満）：172,000人以上 （R2：89,734人 R3：103,307人（2月末）） <p>県立青少年教育施設：青少年センター、幡多青少年の家、香北青少年の家、高知青少年の家、青少年体育館、塩見記念青少年プラザ</p>		
取組の 成果と 課題 (R3末)	<p>施設整備台帳の作成により、各施設の改修履歴や、今後対応すべき課題を明確にし、優先度の高いものから対応することができた。</p> <p>老朽化する施設が多く、今後も引き続き、修繕・改修等に対応していく必要がある。</p> <p>幡多青少年の家 昭和52年建築 香北青少年の家 昭和53年建築 高知青少年の家 昭和63年建築</p>		
単年度の KPI (R4年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立青少年教育施設の利用者数（青少年：25歳未満）：100,000人以上 新型コロナウイルス感染症対策のため、宿泊定員を50%に制限していることなどを踏まえ、R3年度の実績相当人数とする。 	KPIの状況(R3末)	
		103,307人（2月末）	
実施 内容	内 容	具体的な取組（R4～5年度）	
	<p>計画的かつ効果的な整備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に安全に安心して利用していただけるよう、優先度の高いものから順に修繕・改修等を進める。 	<p>修繕箇所の把握等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設の修繕要望の集約 ・ 施設整備台帳の更新 ・ 優先度の検討 <p>整備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年センター球場段差改修工事【R4】 ・ 幡多青少年の家本館宿泊棟内部改修工事【R4】 ・ 青少年体育館屋根修繕工事【R4】 ・ 塩見記念青少年プラザ LAN 配線敷設工事【R4】 ・ 幡多青少年の家体育館非構造部材耐震化【R5】 他 	

參考資料

高知県教育振興基本計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 高知県教育振興基本計画（以下「計画」という。）を効果的かつ着実に推進するため、計画の進捗状況の点検、検証その他計画に関する審議を行うため、高知県教育振興基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 計画の進捗状況の点検、検証に関すること。
- (2) 計画の見直しに関すること。
- (3) その他計画に関すること。

(委員)

第3条 推進会議は、県内の教育関係者及び有識者10名程度で組織する。

2 推進会議の委員は、教育長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 必要があると認められるときは、委員以外の者に推進会議の会議への出席を求めることができる。

(組織)

第4条 推進会議に議長及び副議長を置く。

2 議長は、委員の互選によって定める。

3 副議長は、議長が指名する。

4 議長は、会務を総理する。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、高知県教育委員会事務局教育政策課において処理する。

附 則

この要綱は、平成28年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

高知県教育振興基本計画推進会議 委員名簿

※任期：R2.10.1～R4.9.30

氏名	所属・役職	分野	備考
ありた 有田 尚美	高知県幼保支援スーパーバイザー	就学前教育	
いしはら 石原 文子	高知県商工会議所女性会連合会 監事	民間	
おかたに 岡谷 英明	高知大学教育学部 教授	教育学	
おぐし 小串 和久	高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会 会長	保護者	高知県高等学校PTA連合会 会長 R3.6.25～
かどわき 門脇 由紀子	高知県社会教育委員連絡協議会 監事	社会教育	キャリアコンサルタント
これなが 是永 かな子	高知大学教職大学院 教授	特別支援教育	
きだ 佐田 志保	臨床心理士	臨床心理	R3.7.28～
たかぎし 高岸 憲二	高知県高等学校長協会 会長	高等学校教育	高知県立高知追手前高等学校 校長 R3.4.30～
たけうち 竹内 信人	高知県市町村教育委員会連合会 会長	市町村教育委員会	南国市教育長 R3.4.30～
ふくもと 福本 昌弘	高知工科大学情報学群 教授	ICT教育	
まさき 正木 敬造	高知県小中学校長会 会長	小中学校教育	いの町立伊野中学校 校長 R3.5.21～
やの 矢野 宏光	高知大学教育学部 教授	スポーツ	

(50音順)

※所属・役職は委員就任時点

第3期高知県教育振興基本計画 第2次改訂のポイントと令和4年度の主な取組

◆ 急激に変化する時代（予測困難な時代、Society5.0等）の中においても、子どもたちが知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を身につけ、持続可能な社会の創り手となることができるよう、本県の教育課題解決に向けた施策を強化する。

ポイント1 質の高い教育の実現に向けた組織的な取組強化

- 義務教育9年間の連続性を踏まえた学力向上対策の強化
- 高等学校における新学習指導要領に基づく「新たな学び」に向けた授業改革
- 「体力・運動能力向上プログラム」の活用による「体」の取組の充実
- 保幼小中連携・接続のさらなる推進

主な取組

ポイント2 デジタル技術を活用した学習スタイルの充実等 デジタル化

- 1人1台タブレット端末及び学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の機能拡充とさらなる活用
- 「ICT活用指導力向上研修プログラム」に基づく研修の充実
- 遠隔授業・補習の拡充 ■ 中学校の免許外指導に対する遠隔教育システムを活用した支援
- デジタル教育を支えるサポート体制の強化

主な取組

ポイント3 多様な子どもたちへの支援の充実

- スクールソーシャルワーカー（SSW）と市町村児童福祉部署との相互連携による支援体制の強化
- 小・中学校の特別支援学級における教育の質の向上に向けた取組強化
- 高等学校における通級による指導の場の拡充
- 医療的ケア児に対する支援の充実
- 地域学校協働本部とコミュニティ・スクールとの一体的な推進

主な取組

- 子どもたちの安全・安心の確保のための取組強化
 - ・ 感染症対策の実践に向けた指導の充実
 - ・ 外部講師との連携等による「性に関する指導」の充実
 - ・ 放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学び場の充実
 - ・ 情報モラル教育の充実
 - ・ キャリア教育・進路指導の充実
 - ・ 成年年齢引下げに伴う生徒の社会参画の支援の充実



ポイント4 不登校への重層的な支援体制の強化

- 新規不登校の抑制に向けた学校の取組の強化
- 校務支援システムや学習支援プラットフォームの「きもちメモーター」を活用した情報共有・児童生徒理解
- ユニバーサルデザインの視点に基づく学級経営・授業づくりの徹底
- 学校・SSWと市町村児童福祉部等との相互連携による支援体制の強化
- 校内適応指導教室の拡充

主な取組

ポイント5 学校における働き方改革の加速化

- 学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革に向けた取組強化
- デジタル技術の活用による業務効率化の推進 ■ 外部人材の活用拡充

主な取組

◆ 次なる時代のキーワードとなる「グリーン化」「グローバル化」「グローバル化」の観点から、本県の教育施策の見直しや強化を図る。



ポイント6 学びをつなげる環境教育の推進 グリーン化

- 就学前・小・中学校・高等学校等における体系的な環境教育の推進
- 高等学校におけるSDGsやカーボンニュートラルをテーマに含めた課題解決型学習の実践
- 県立の学校施設や教育関係施設整備における省エネバリエーションの推進

主な取組

ポイント7 グローバルな視点での教育の推進 グローバル化

- 高知県版グローバル教育の推進
- 学習指導要領に基づく国際理解・国際親善教育の推進
- 「高知県英語教育推進のためのガイドライン」に基づく取組の推進
- 「高知県日本語教育基本方針」に基づく取組の推進

主な取組

基本目標の達成に向けて、これまで2年間の施策の実施状況を踏まえ、第3期教育振興基本計画の取組をさらに充実・強化

1 現状・課題

- ◆ 学校運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、学校として組織的に取り組んでいる小学校の割合が低い。(全国学力・学習状況調査結果より)
- ◆ 小学校高学年への教科担任制の構築に向けて、義務教育9年間の学びの連続性を意識した教員の専門性の向上及び小中連携の推進が必要。
- ◆ 高等学校においては、新学習指導要領に沿った実践と1人1台タブレット端末を効果的に活用した授業改革が必要。
- ◆ コロナ禍における影響で、活動量の低下による児童生徒の運動不足や体重増加、運動習慣等生活リズムの乱れが見られる。
- ◆ 保育所保育指針の改定(H29)により、保育所も「幼児教育施設」に明確に位置付けられ、保幼小連携・接続のさらなる充実が求められている。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげるため、学校の **組織力を一層強化**

2 取組

義務教育9年間の連続性を踏まえた学力向上対策の強化

新 ■ 義務教育9年間を見通した「高知県型小学校教科担任制」の実施

小規模校の多い本県において、学校規模別の教科指導体制の充実による小中連携の強化と、子どもと向き合う時間の確保によるきめ細かな指導の実施を特長とした「高知県型小学校教科担任制」を全小学校で実施

- ・ 専科教員50名程度配置(中・大規模校)
- ・ 専科教員の専門性向上の取組(授業づくり講座への参加)

新 ■ 「小学校教科担任制・組織力向上アドバイザー」(7名)による学校訪問支援

■ 中学校における少人数学級編制の拡充

■ 高知市との連携による学力向上施策の強化

- ・ 高知市学力向上推進室の取組の拡充 県指導主事の派遣
(教科拡充：国語、算数・数学、英語に加えて、社会、理科)
⇒小学校教科担任制による組織的な学力向上の取組を支援
⇒社会科及び理科の教科会の取組支援
- ・ 組織力向上エキスパートによる高知市の中学校への重点的な訪問
⇒組織的な授業改善に向けた学校支援


「体力・運動能力向上プログラム」の活用による「体」の取組の充実


- 体力・運動能力を段階的(学年ごと)に高めることができるプログラムの実践促進
 - ・ すべての小・中学校の学校経営計画「体」の取組及び成果指標にプログラム活用を位置付け
 - ・ プログラムの活用に係る教員実技研修の実施
 - ・ 体力・運動能力向上推進指定校における取組の充実及び成果普及 等
- 就学前の「運動遊び」と連携した取組を推進

保幼小中連携・接続のさらなる推進
新

- 1つの小学校区に複数の保育所・幼稚園等が存在する地域(1箇所)における保幼小連携・接続のモデルとなる取組支援

新

- 保幼小中の連携を強化し、就学前教育、学力向上、不登校対策等を自治体全体で総合的に推進するモデル事業への支援

高等学校における新学習指導要領に基づく「新たな学び」に向けた授業改革
新 ■ 新学習指導要領に基づく「指導と評価の一体化」に係る研究

- ・ 実践研究校(3校)における教科会を中心とした研究
- ・ 学習評価研究員(教員代表と指導主事：各教科3～4名)による教科別の実践研究、研究員による学習評価ポイント等を示した県版参考資料の作成 等
- 先端技術を活用した個別最適学習についての実践
- 新** ・ 1人1台タブレット端末やデジタルドリルを効果的に活用した授業改革と学習支援

組織力の強化


学校経営力の向上

地域との連携・協働

OJT機能の強化

外部人材の積極的活用

1 現状

◆ 1人1台タブレット端末を活用した「学校の新しい学習スタイル」の構築（小・中学校等）

・ 1人1台タブレット端末を活用した授業等の開始（R3.4～）

・ 学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の本運用開始（R3.4～）

・ 児童生徒の気持ちを可視化するツール「きもちメーター」を「高知家まなびばこ」に導入

名前	9/1 (月)	9/2 (火)	9/3 (水)	9/4 (木)	9/5 (金)
A	😊	😊	😊	😊	😊
B	😊	😊	😊	😊	😊
C	😊	😊	😊	😊	😊
D	😊	😊	😊	😊	😊

◆ 県立高等学校及び特別支援学校高等部における1人1台タブレット端末の整備

・ R3.12～順次各学校に整備

◆ 遠隔授業等の実施

・ 難関大学等進学に対応する単位認定を伴う遠隔授業や補習等の実施（遠隔授業:11校 20講座 週53時間、遠隔補習等:15校）

◆ 教職員の働き方改革の推進

・ 年末調整システム・自動採点システムの導入、校務支援システムの活用

1人1台タブレット端末のさらなる活用促進など、デジタル技術を活用した教育の充実・強化！

2 取組

■ 1人1台タブレット端末及び学習支援プラットフォーム

「高知家まなびばこ」の機能拡充とさらなる活用

- ・ 高等学校において、1人1台タブレット端末を効果的に活用し学力の向上等を図るため、デジタル教材を導入
- ・ 児童生徒の学習定着度や不登校の兆しなどを組織的に把握し、個別最適な支援につなげるため、「高知家まなびばこ」のスタディログ機能を拡充し、「きもちメーター」等を組み合わせてさらなる活用を促進

■ 「ICT活用指導力向上研修プログラム」に基づく研修の充実

- ・ 教員のICT活用指導力向上のため、プログラムに基づき、1人1台タブレット端末を効果的に活用した授業づくり等の体系的な研修を実施

■ 遠隔授業・補習の拡充

- ・ 地域間格差を解消し、多様な進路希望を実現するため、遠隔授業等の配信校を拡充（遠隔授業:R3 11校20講座 週53時間→R4 16校24講座 週75時間 遠隔補習等:R3 15校 → R4 18校）

- ・ 幅多地域等の高等学校における遠隔教育ネットワークの構築（学校相互型での遠隔授業、産業界・地域との協働による探究学習等を実施）

【新】 中学校の免許外指導に対する、遠隔教育システムを活用した支援の研究

（教育センター等に免許所有者を配置し、免許外指導担当教員を遠隔で支援〔美術、技術等〕）

■ デジタル教育を支えるサポート体制の強化

- ・ 1人1台タブレット端末の運用面の支援体制を充実させるため、ヘルプデスク機能を強化
- ・ 高等学校等におけるICT教育の充実のため、授業でのICT活用に係る補助、ハード面の調整・整備・助言などを行う情報通信技術支援員（ICT支援員）を配置

【新】 マイナンバーカードと図書館カード（オーテピア高知図書館）の連動

【新】 1人1台タブレット端末での電子図書館の利用促進

■ 教職員の働き方改革の推進

- ・ 校務支援システム等機能の拡充（改修）
- 【新】 市町村単位、学校単位、学年単位等で段階的に回答を集計・分析できるアンケートシステムの整備・導入
- ・ 集計事務等へのRPA・AI-OCRの活用を推進
- ・ 教員の業務を効率化できるデジタル教材の充実

デジタル技術を活用した
学習の実践と働き方改革



1 現状・課題

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまでの生活様式は変わり、心身の健康に影響を及ぼしている子どももいる。
- ◆ 平成30年度時点での全国の子どもの13.5%（約7人に1人）が貧困状態にあり、とりわけ母子世帯の貧困率が高い。（厚生労働省調査）
コロナ禍で、そうした子どもたちの困窮がさらに深まること懸念される。（※参考 就学援助率 R1: 県25.8%〔全国1〕、全国14.5% 文部科学省調査）
- ◆ 本県の児童相談所における令和2年度の虐待対応件数は583件。（統計を取り始めた平成12年度以降最多：前年度比27%増）
- ◆ ヤングケアラーや医療的ケア児等に対する支援体制の強化が求められている。（「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」令和3年9月施行）
- ◆ 小・中学校において、自閉症・情緒障害特別支援学級が急増（H23:203学級→R3:329学級）し、特別支援教育の経験が浅い教員が学級を担当している場合もある。
- ◆ 本県の10代の人工妊娠中絶率は全国平均より高い状況が続いている。（R1: 県4.7人、全国4.5人 女性人口千人あたり 厚生労働省調査）
- ◆ 本県のほとんどの小学5・6年生は、家でインターネットを利用している。（5・6年生の96.3%がインターネットを利用：R2県調査）



2 取組

ヤングケアラーや医療的ケア児など、多様な子どもたちを誰一人取り残すことがないよう、専門人材や関係機関と連携・協働して社会的自立に向けた支援を強化

- **スクールソーシャルワーカーと市町村児童福祉部署との相互連携による支援体制の強化**
 - ・ ヤングケアラーへの支援、児童虐待対応、子どもの貧困対策等のためにスクールソーシャルワーカーの活用を拡充
- **小・中学校の特別支援学級における教育の質の向上に向けた取組強化**
 - ・ 小・中学校の組織的な支援体制及び研修体制の構築のため、拠点校（4校）における自閉症・情緒障害特別支援学級の授業づくり支援及び成果普及
 - ・ 特別支援学級の教育内容の充実を図るため、外部専門家等によるサポートの充実強化（医療的ケア、知的障害等）
- **高等学校における通級による指導の場の拡充**
 - ・ R3：拠点校4校で実施
⇒ R4：4校のうち2校で教員が他校に出向いての通級も試行

239



新 ■ 医療的ケア児に対する支援の充実

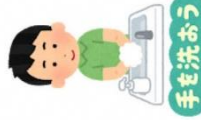
- ・ 医療的ケア児を受け入れる保育所等への看護師等の配置支援
- ・ 医療的ケア児の教育の充実を図るため、医療的ケア看護職員の専門性を高める取組を推進（研修の実施、サポート体制の構築）
- ・ 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の学校生活全般に関する総合的な協議の実施（医療的ケア運営協議会）
- ・ 小学校等における医療的ケア児の円滑な受入れが進むよう、保護者や支援機関等への理解啓発のためのリーフレットの作成及び配付
- **地域学校協働本部とコミュニティ・スクールとの一体的な推進**
 - ・ 一体的な推進に向けた制度理解や機能強化などの促進を図る
研修会の実施
 - ・ 厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開をさらに推進
（県版の仕組みを構築した小・中学校の割合 R3：80.1%）
 - ・ 地域とともにある学校づくりの推進強化
⇒ 令和5年度までに全公立学校のコミュニティ・スクールの導入を
目指す（導入率 R3：小中38.3%、高25.7%、特〔本校〕100%）

2 取組 つづき

◆感染症対策の実践に向けた指導の充実

■新型コロナウイルス感染症に関する学習教材を活用した指導の徹底

- ・主体的に感染対策がとれる態度を養い、不安から生じる差別・偏見や心の不調を防ぐための学習の実施
(全校集会や保健体育の授業等で教材を活用)



正しい知識

手を洗おう

主体的な感染対策

◆外部講師との連携等による「性に関する指導」の充実

- 「性に関する指導の手引き」を活用した指導の充実
 - ・二次性徴や妊娠・出産に関する正しい知識、性に関するトラブルへの対処、互いの心や体を尊重し合える関係を築くことの大切さ等の学習
- 性に関する指導に係る外部講師の派遣
 - ・講師：県産婦人科医会、県看護協会助産師職能委員会等 派遣回数：85回（予定）
- 各関係機関と連携した取組の充実
 - ・県産婦人科医会、県看護協会助産師職能委員会、高知大学、県立大学、子ども・子育て支援課等との連携



自分を、相手を、命を大切にできる子どもの育成

◆放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学び場の充実

- 安全・安心な居場所づくりと多様な体験活動の機会の提供
 - ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室の設置を促進するとともに、幅広い地域住民等の参画により、子どもたちの成長を支える活動を推進
- 放課後児童クラブ、放課後子ども教室と小学校の連携
 - ・児童の放課後の様子や学校の様子などについて、日常的・定期的な情報共有を推進

◆情報モラル教育の充実

新

■「情報モラル教育実践ハンドブック」に基づく情報モラル教育の取組強化

- ・学校におけるハンドブックの活用によるネット、ゲーム依存対策等の強化
- ・乳幼児から始める家庭と学校等で協働して取り組む情報モラル教育の推進



◆キャリア教育・進路指導の充実

- 小・中学校・高等学校等をつなぐキャリア・パスポートの効果的な活用促進
 - ・小学校キャリア教育地区別協議会の実施
 - ・キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会の実施等
- 高等学校におけるキャリアデザイン力を高めるための体験的な活動の充実
- 産業系高等学校における県産業教育審議会答申に基づく産業教育の充実



◆成年年齢引下げに伴う生徒の社会参画の支援の充実

- 関係機関等との連携による主権者教育・消費者教育の推進
 - ・県選挙管理委員会、県消費生活センター等による出前授業
 - ・消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」等の活用推進
- 高等学校新学習指導要領による「公共」「家庭基礎・家庭総合」等の授業内容の充実
 - ・県内外の好事例を共有する各教科連絡協議会の開催等

1 現行の主な取組

◆ 不登校の未然防止、初期対応、自立支援の各段階に応じた取組を実施

未然防止（全ての児童生徒）

- ・ 児童生徒にとって安心安全な居場所づくり、主体的に取り組む活動を通じた仲間づくり
- ・ 「わかる授業」、補充指導の充実
- ・ 「きもちメーカー」（学習支援プラットフォーム）の活用

初期対応（不登校の兆しが見えた児童生徒）

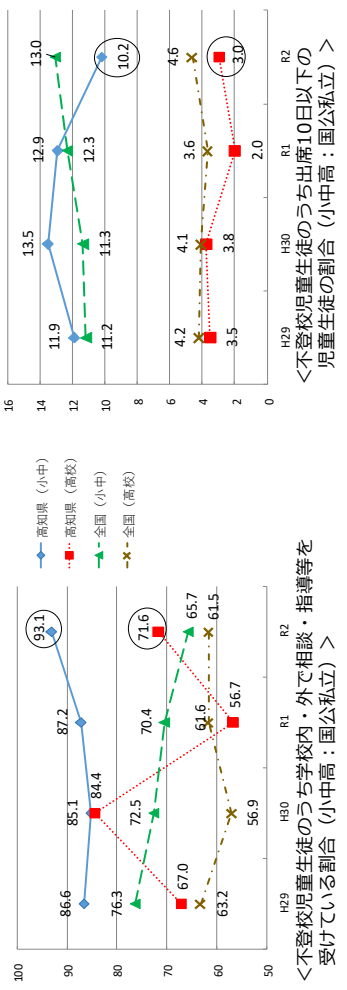
- ・ 不登校担当教員(者)の配置と研修等による資質向上
- ・ スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の専門性を活用した校内支援会の実施
- ・ SC、SSWによる授業観察など、児童生徒に対する早期支援
- ・ 校務支援システムを活用した迅速な情報共有

自立支援（不登校状態にある児童生徒）

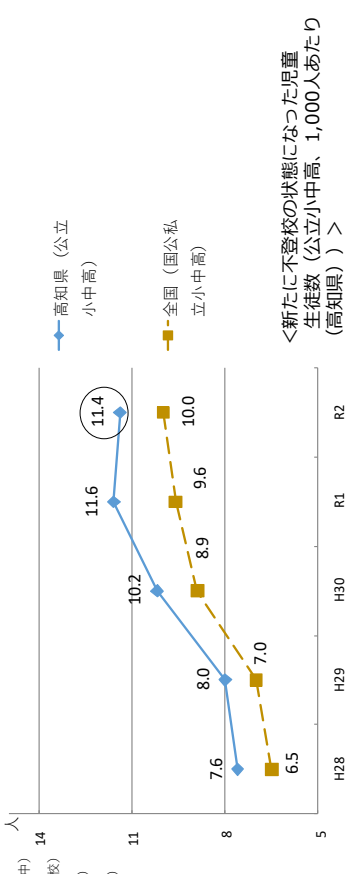
- ・ 心の教育センターにおける相談支援
- ・ 市町村教育支援センターの機能強化
- ・ SC、SSWによる継続した支援
- ・ 校内適応指導教室など個別の学習支援
- ・ 学び直しの支援（夜間中学など）

2 現状・課題

◆ 学校の内外で不登校の初期対応、自立支援の取組が定着してきている。



◆ 不登校児童生徒の新規発生率が全国に比べ高い状況が続いている。



◆ 不登校の未然防止に向けて、学校における対応をさらに充実させる必要がある。

◆ 不登校の要因は多様化しており、心身の健康や家庭環境が一因となっているケースが少なくないため、市町村児童福祉部署など関係機関とのさらなる連携が必要である。

3 取組のさらなる強化

■ 新規不登校の抑制に向けた学校の取組強化

⇒ 欠席3日調べなどの初期対応の取組を徹底

⇒ OJTによる不登校への理解や対応力の向上

⇒ SC、SSWを活用した校内支援会および支援実施後の情報共有

■ 校務支援システムや学習支援プラットフォームの「きもちメーカー」を活用した情報共有・児童生徒理解

■ エンバーサルデザインの視点に基づき学級経営・授業づくりの徹底

■ 学校・SSWと市町村児童福祉部署等との相互連携による支援体制の強化

学校では、未然防止策の強化に向け、不登校の発生リスクが高まる要因を把握し、校内支援会で検討のち、SSWによる聞き取りや支援を行い、それぞれに必要とされる機関等へついでいく。

■ 校内適応指導教室の拡充（R3:4校 → R4:7校）

■ 保幼小中の連携を強化し、就学前教育、学力向上、不登校対策等を自治体全体で総合的に推進するモデル事業への支援【再掲】



1 現状・課題

- ◆ 学校や教員に求められる役割が年々増大している。
- ◆ 教員の時間外勤務は減少傾向にあるものの、依然として多忙な状態。

本県教員の時間外在校等時間の状況

〈月平均時間外45時間超の教員の割合〉

小学校：70.3%、中学校：82.9%、義務教育学校：81.8%

県立学校：23.5%

※期間：R3.4月～R4.1月

対象：小・中・義務教育学校（校務支援員配置校）66校、県立学校43校の教員



- ① 学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革、② 専門スタッフ・外部人材の活用、
- ③ 業務の効率化・削減の3本柱の取組によって、学校における働き方改革を推進

◆ これまでの取組と成果

- ・勤務時間の把握・管理の徹底
在校時間管理システムの整備 H30:0%⇒R2:100%（全校）
- ・校務支援員の配置拡充 H30:小12校、中8校⇒R3:小17校、中18校、義務教育学校支援員配置校の教員へのアンケート結果
「児童生徒と向き合う時間が増えた」H30.6月:39.4%⇒R3.10月:76.1%
「多忙感の軽減につながっている」H30.6月:60.0%⇒R3.10月:90.7%
- ・運動部活動ガイドラインの適切な運用
休養日（週2日以上）の設定⇒R3.9月:県立高校94.3%
- ・業務支援システムの活用による業務の効率化
統合型校務支援システムの導入・活用 R3:100% 等

学校教育活動の充実のため、全教員が時間外在校等時間の上限※を遵守できる職場環境になるよう、働き方改革の総合的な取組を加速化

※時間外在校等時間の上限時間：月45時間以内、年360時間以内（ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別な事業がある場合は、月100時間未満、年720時間以内）教育委員会規則第1号第2条

2 取組

2.1 学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革に向けた取組強化

- 校務支援システムを活用した教員自身と管理職による勤務時間管理の徹底
- 県立学校の教諭等※及び事務職員の職務の明確化による学校組織体制の整備 ※教諭等：主幹教諭、指導教諭、教諭、期限を付さない常勤講師
- 小学校教科担任制導入による教員の負担軽減
- 休日のまとめ取りができる環境の整備
（「1年単位の變形労働時間制」の活用）

○ 外部人材の活用拡充

- 校務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置拡充
 - ・原則、一人1ヶ月の平均時間外在校等時間が45時間を超えている学校への配置支援
 - ・市町村立学校、県立中学校への配置

〈校務支援員による業務支援内容（例）〉

プリントの印刷、授業準備補助、採点業務補助、調査等入力作業、文書收受・保管、電話・来客対応、教室・廊下等の換気や消毒などの感染症対策、ICT関連業務 等

○ デジタル技術の活用による業務効率化の推進

- 校務支援システム等機能の拡充（改修）
 - ・県立学校の指導要録・通知表への観点別評価及び文書收受機能追加
県立学校の旅費システム完全電子決裁化 等
- 市町村単位、学校単位、学年単位等で段階的に回答を集計・分析できるアンケートシステムの整備・導入
- 集計事務等へのRPA・AI-OCRの活用を推進
- 自動採点システムの導入促進（県立3校→14校）

■ 運動部活動指導員の増員

- ・中学校や高等学校等の運動部活動に単独での指導や引率ができる運動部活動指導員の配置拡充（増員）
市町村立・県立中学校（R4：66名）
県立高等学校（R4：38名）

■ 地域運動部活動の推進

- ・地域移行実践拠点校における課題の検証及び研究成果の発信
⇒ 令和5年度以降 休日の運動部活動の段階的な地域移行

生徒にとって望ましい
持続可能な部活動



背景

- 地球温暖化が進む中、国は「2050年頃までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする『カーボニュートラル宣言』」を行い、グリーン成長戦略を策定
- 県も、令和2年12月にカーボニュートラルの実現に向けて取り組むことを宣言
⇒ 令和3年度中に「脱炭素社会推進アクションプラン」を策定し、総合的な取組を推進



CO₂

1 現状・課題

- ◆ 令和3年8月に学習指導要領解説が一部改訂され、脱炭素社会の実現等、脱炭素社会に関する指導充実の必要性が増している。
⇒ 教員のカーボニュートラルやSDGs等に対する理解及び環境教育に関する指導力向上が必要。
- ◆ 全国的に授業等で環境教育を実施する際の課題として、授業時間の確保、適切な教材やプログラム等の準備、カリキュラム・マネジメントが困難なこと等が挙げられている。(令和2年度環境教育等促進法基本方針実施状況調査：環境省)
- ◆ 本県独自の森林環境教育副読本「もりたび」や、「授業で使える環境学習プログラム」を発行しているが、その活用は限定的。

2 取組

対策強化の
ポイント
(方向性)

- **学習活動の充実** (体系的な学習の推進・充実、学習ツールの充実等)
- **教員の指導力向上** (研修、教材、プログラムの内容更新・拡充)
- **学びを支える機会の充実** (学校外の施設・団体等との連携、費用負担の軽減等)

持続可能な社会の創り手となる
子どもたちの資質・能力の育成

※県の脱炭素社会推進APIに教育分野の取組も位置付け



○ 本県の特徴を生かした学習活動の充実

- 就学前・小中学校・高等学校等における体系的な環境教育の推進
- 「授業で使える環境学習プログラム」等の内容更新
- 農業高校におけるGAP認証に向けた取組の拡充

○ 教員の指導力向上

- 教員研修内容の充実 (最新の環境問題、学習内容、カリキュラム・マネジメント等)
- 脱炭素社会の実現など、新学習指導要領で改訂された視点を教材等へ反映
- 教職員ポータルサイト等への環境教育資料等の掲載

新

新

- 高等学校におけるSDGsやカーボニュートラルをテーマに含めた課題解決型学習の実践 (研究指定校3校+α) (実践例) 脱炭素燃料についての企業との共同研究
- 自然資源や外部専門人材等を効果的に活用した環境教育の取組の発信
⇒ 好事例の横展開
- 環境に係るワークショップの活用等による家庭生活での環境教育の実践促進

○ 学びを支える機会の充実

- PTA研修会等に環境教育に係るテーマを取り入れ、家庭・地域での取組促進
- 環境教育に係る施設等の情報発信
- 森林環境教育に係る指導者の育成及び活用
- 自然体験活動等を支援する県事業の推進

○ CO₂削減の取組推進

- 県立の学校施設や教育関係施設整備における省エネルギー化の推進



1 現状・課題

- ◆ 推進校（中学校2校、高等学校4校）を中心にグローバル教育を推進しているが、その取組の成果について県内各学校や生徒・保護者等に十分周知が図れていない。グローバル教育の取組を全校に広げるために、広報活動を充実させ、より計画的に周知を図ることが必要。
- ◆ 新学習指導要領に則った目標・指導・評価が一体化された英語の授業が十分に実践されていない。中学校では、4技能（聞く・話す・読む・書く）を統合した質の高い言語活動にまだ至っていない。（R2県学力定着状況調査及びH31全国学力・学習状況調査結果より）
- ◆ 共生社会の実現に向けて、外国人児童生徒等の教育の充実を図るための取組を、本県の実況を踏まえながら段階的に進めていくことが必要。

2 取組

「郷土を愛し、その発展に貢献できる人材や高い志を持ち、高知から世界へチャレンジできる人材」を育成するための取組を促進



○ 高知県版グローバル教育（国際バカロレア教育含む）の推進

- グローバル教育推進委員会の指導・助言に基づく取組推進
 - ・ 指定校を中心としたグローバル教育の推進
 - ・ 国際バカロレア教育の推進及び県内各学校への普及
 - ・ 海外留学や異文化等の理解の促進
(海外留学支援の拡充 R1:20名 ⇒ R4目標:30名)

○ 学習指導要領に基づく国際理解・国際親善教育の推進

- 全ての学校における国際理解・国際親善教育の推進
 - ・ ALTの配置 ・ 国際交流員（国際交流課）による出前講座の活用

○ 「高知県英語教育推進のためのガイドライン」に基づく取組の推進

- ガイドラインの行動指針に沿った取組の充実
(小・中・高の交流や情報交換を通じた系統的な外国語教育の充実 等)
- 言語活動を中心とした4技能統合型の授業への転換
(中学校英語授業改善研究協議会や授業づくり講座の実施 等)
- ICTを活用した授業と家庭学習のサイクリ化による英語教育の強化
- 英語教育の質の向上に向けた小学校英語専科教員の配置

高知県版グローバル教育が目指す姿

- 探究的な学びを通して、生徒の論理的思考力や判断力、表現力を育成し、英語運用能力を高めることで、グローバルな視点を持つて地域の将来や産業振興を担う人材を育成する。



▲遠隔システムを活用した海外交流

- デジタル技術を活用した国際交流の推進
 - ・ 好事例や国際交流情報等の展開

○ 「高知県日本語教育基本方針」（R4.3月策定予定）に基づく取組の推進

- 公立学校における受入体制の整備（国の配置基準に沿った加配教員の配置、市町村教育委員会への情報提供、個別事例の相談への対応 等）
- 日本語指導教員等の資質能力の向上に向けた研修の実施
- 夜間学級における教育活動の充実
(外国籍の方などを対象に学びの場の提供)

